

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>52 条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>目次</p> <p>52-1 SA 設備基準適合性 一覧表</p> <p>52-2 単線結線図</p> <p>52-3 配置図</p> <p>52-4 系統図</p> <p>52-5 試験及び検査</p> <p>52-6 容量設定根拠</p> <p>52-7 計装設備の測定原理</p> <p>52-8 水素ガス及び酸素ガス発生時の対応について</p> <p>52-9 接続図</p> <p>52-10 保管場所図</p> <p>52-11 アクセスルート図</p> <p>52-12 その他設備</p> <p><u>52-13 機器名称欄に記載の弁名称と、各号炉の弁名称・弁番号の関係について</u></p>	<p>52 条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>目次</p> <p>52-1 S A設備基準適合性 一覧表</p> <p>52-2 単線結線図</p> <p>52-3 配置図</p> <p>52-4 系統図</p> <p>52-5 試験及び検査</p> <p>52-6 容量設定根拠</p> <p>52-7 計装設備の測定原理</p> <p>52-8 水素ガス及び酸素ガス発生時の対応について</p> <p>52-9 接続図</p> <p>52-10 保管場所図</p> <p>52-11 アクセスルート図</p> <p>52-12 その他設備</p>	<p>備考</p> <p>・島根2号炉は、単独申請であり、該当資料なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">52-1 SA 設備基準適合性 一覧表</p>	<p style="text-align: center;">52-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	

島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		可搬式窒素供給装置		類型化区分	
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	屋外設備	D
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-
			周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
			関連資料	52-3 配置図, 52-9 接続図, 52-10 保管場所図	
	第2項	操作性	工具, 設備の運搬・設置, 操作スイッチ操作, 弁操作, 接続作業	B b, B c, B d, B f, B g	
			関連資料	52-3 配置図, 52-4 系統図, 52-9 接続図	
		第3号 (検査性, 系統構成・外部入力)	試験機, 弁	A, B	
			関連資料	52-5 試験及び検査	
		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a
			関連資料	52-4 系統図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b
			その他(飛散物)	高速回転機器	B b
			関連資料	52-3 配置図, 52-4 系統図, 52-5 試験及び検査	
	第6号	設置場所	現場操作(設置場所)	A a	
		関連資料	52-3 配置図, 52-4 系統図, 52-9 接続図		
	第3項	第1号	可搬型 SA の容量	負荷に直接接続する設備	B
			関連資料	52-6 容量設定根拠	
		第2号	可搬型 SA の接続性	より簡便な接続	C
関連資料			52-3 配置図, 52-9 接続図		
第3号		異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	
		関連資料	-		
第4号		設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	-	
		関連資料	52-9 接続図		
第5号		保管場所	屋外(共通要因の考慮対象設備あり)	B a	
		関連資料	52-3 配置図, 52-10 保管場所図		
第6号		アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	
		関連資料	52-11 アクセスルート図		
第7号		共通要因故障防止	環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象(同一目的の SA 設備, 代替対象 DB 設備なし)	対象外
			サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外
	関連資料		52-3 配置図, 52-4 系統図, 52-9 接続図, 52-10 保管場所図		

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

第52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		可搬型窒素供給装置		類型化区分	
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外設備	D
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水通水しない)	—
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
		関連資料	52-3 配置図, 52-9 接続図, 52-10 保管場所図		
		第2号	操作性	工具, 設備の運搬, 設置, 操作スイッチ操作, 弁操作, 接続作業	B b, B c, B d, B f, B g
			関連資料	52-4 系統図, 52-9 接続図	
		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	ポンプ, 弁	A, B
			関連資料	52-5 試験及び検査	
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替必要	B a	
		関連資料	52-4 系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b
			その他(飛散物)	高速回転機器	B b
		関連資料	52-4 系統図, 52-5 試験及び検査		
	第6号	設置場所	現場操作	Λ a	
		関連資料	52-9 接続図		
	第3項	第1号	可搬 SA の容量	負荷に直接接続する可搬型設備	B
			関連資料	52-6 容量設定根拠	
		第2号	可搬 SA の接続性	より簡便な接続	C
関連資料			52-9 接続図		
第3号		異なる複数の接続箇所確保	対象外	対象外	
		関連資料	—		
第4号		設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—	
		関連資料	52-9 接続図		
第5号		保管場所	屋外(共通要因の考慮対象設備あり)	B a	
		関連資料	52-10 保管場所図		
第6号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B		
	関連資料	52-11 アクセスルート図			
第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	—	対象外	
		サボート系要因	—	対象外	
	関連資料	—			

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

第52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		耐圧強化ベント系	類型化区分		
第43条	第1項	第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建屋原子炉区域内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
			関連資料	52-3 配置図	
	第2号	操作性	中央制御室操作, 弁操作	A, B f	
		関連資料	52-3 配置図		
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	弁	B	
		関連資料	52-5 試験及び検査説明		
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替必要	B a	
		関連資料	52-4 系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	弁等の操作で系統構成	A a
			その他(飛散物)	対象外	対象外
		関連資料	52-3 配置図, 52-4 系統図		
	第6号	設置場所	現場操作 (遠隔), 中央制御室操作	A b, B	
		関連資料	52-3 配置図, 52-4 系統図		
	第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A
			関連資料	52-6 容量設定根拠	
		第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外
関連資料			—		
第3号		共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象 (同一目的の SA 設備あり)	B
			サポート系故障	対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	C a
	関連資料	52-2 単線結線図, 52-3 配置図, 52-4 系統図			

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

第 52 条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		サブプレッション・チェンバ		類型化区分		
第 43 条	第 1 項	第 1 号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉格納容器内設備	A
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	
			海水	淡水だけでなく海水も使用	II	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	
			関連資料	52-3 配置図		
	第 2 項	第 2 号	操作性	(操作不要)	対象外	
			関連資料	—		
		第 3 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容器(タンク類) (目視点検が可能)	C	
			関連資料	52-5 試験及び検査説明		
	第 4 項	第 4 号	切り替え性	本来の用途として使用一切替必要	B a	
			関連資料	52-4 系統図		
	第 5 項	第 5 号	悪影響防止	系統設計	弁等の操作で系統構成	Λ a
			その他(飛散物)	対象外		対象外
			関連資料	—		
	第 6 項	第 6 号	設置場所	(操作不要)	対象外	
			関連資料	—		
	第 2 項	第 1 号	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	
			関連資料	52-6 容量設定根拠		
		第 2 号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
関連資料			—			
第 3 号		共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備 - 対象 (同一目的の SA 設備あり)	対象外	
			サポート系故障	対象外 (サポート系なし)	—	
	関連資料	52-3 配置図				

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

島根原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

・設備の相違

第52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備			格納容器内水素濃度 (SA)	類型化区分	
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	原子炉格納容器内設備	A
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
			関連資料	52-3 配置図	
	第2号	操作性	(操作不要)	対象外	
		関連資料	—		
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		関連資料	52-5 試験及び検査		
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	
		関連資料	52-4 系統図		
第5号	悪影響防止	系統設計	その他	A e	
		その他(飛散物)	対象外	対象外	
		関連資料	—		
第6号	設置場所	(操作不要)	対象外		
	関連資料	—			
第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	
		関連資料	52-6 容量設定根拠		
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
		関連資料	—		
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋内	A a
			サポート系故障	対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	C a
関連資料			52-2 単線結線図, 52-3 配置図		

52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備			格納容器水素濃度 (SA)	類型化区分	
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	原子炉建物原子炉棟内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	海水を通水しない	対象外
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
			周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			関連資料	52-3 配置図	
	第2号	操作性	中央制御室操作	A	
		関連資料	52-3 配置図		
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		関連資料	52-5 試験及び検査		
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	
		関連資料	52-4 系統図		
第5号	悪影響防止	系統設計	その他	A e	
		その他(飛散物)	対象外	対象外	
		関連資料	—		
第6号	設置場所	中央制御室操作	B		
	関連資料	52-3 配置図			
第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として使用するもの	A	
		関連資料	52-6 容量設定根拠		
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
		関連資料	—		
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋内	A a
			サポート系要因	対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	C a
関連資料			52-2 単線結線図, 52-3 配置図		

島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		格納容器酸素濃度 (SA)	類型化区分			
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	原子炉建物原子炉棟内設備	B	
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	
			海水	海水を通水しない	対象外	
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	
			周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	
			関連資料	52-3 配置図		
	第2号	操作性	中央制御室操作	A		
		関連資料	58-3 配置図			
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J		
		関連資料	52-5 試験及び検査			
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b		
		関連資料	52-4 系統図			
	第5号	悪影響防止	系統設計	その他	A e	
			その他 (飛散物)	対象外	対象外	
			関連資料	—		
	第6号	設置場所	中央制御室操作	B		
		関連資料	52-3 配置図			
	第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として使用するもの	A	
			関連資料	52-6 容量設定根拠		
		第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
			関連資料	—		
		第3号	共通要因故障防止	環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備 - 対象 (同一目的の SA 設備あり)	B
				サポート系要因	対象 (サポート系あり) - 異なる駆動源又は冷却源	C a
	関連資料			52-2 単線結線図, 52-3 配置図		

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

・設備の相違

第52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		格納容器内水素濃度	類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建屋原子炉区域内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
			関連資料	52-3 配置図	
	第2号	操作性	中央制御室操作	A	
		関連資料	52-3 配置図		
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		関連資料	52-5 試験及び検査		
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	
		関連資料	52-4 系統図		
第5号	悪影響防止	系統設計	DB施設と同じ系統構成	A d	
		その他(飛散物)	対象外	対象外	
		関連資料	—		
第6号	設置場所	中央制御室操作	B		
	関連資料	52-3 配置図			
第2項	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量が十分	B	
		関連資料	52-6 容量設定根拠		
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
		関連資料	—		
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋内	A a
			サポート系故障	対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	C a
関連資料			52-2 単線結線図, 52-3 配置図		

52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		格納容器水素濃度 (B系)	類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建物原子炉棟内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
			周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			関連資料	52-3 配置図	
	第2号	操作性	中央制御室操作	A	
		関連資料	52-3 配置図		
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		関連資料	52-5 試験及び検査		
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	
		関連資料	52-4 系統図		
第5号	悪影響防止	系統設計	DB施設と同様の系統構成	A d	
		その他(飛散物)	対象外	対象外	
		関連資料	—		
第6号	設置場所	中央制御室操作	B		
	関連資料	52-3 配置図			
第2項	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	
		関連資料	52-6 容量設定根拠		
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
		関連資料	—		
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋内	A a
			サポート系要因	対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	C a
関連資料			52-2 単線結線図, 52-3 配置図		

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

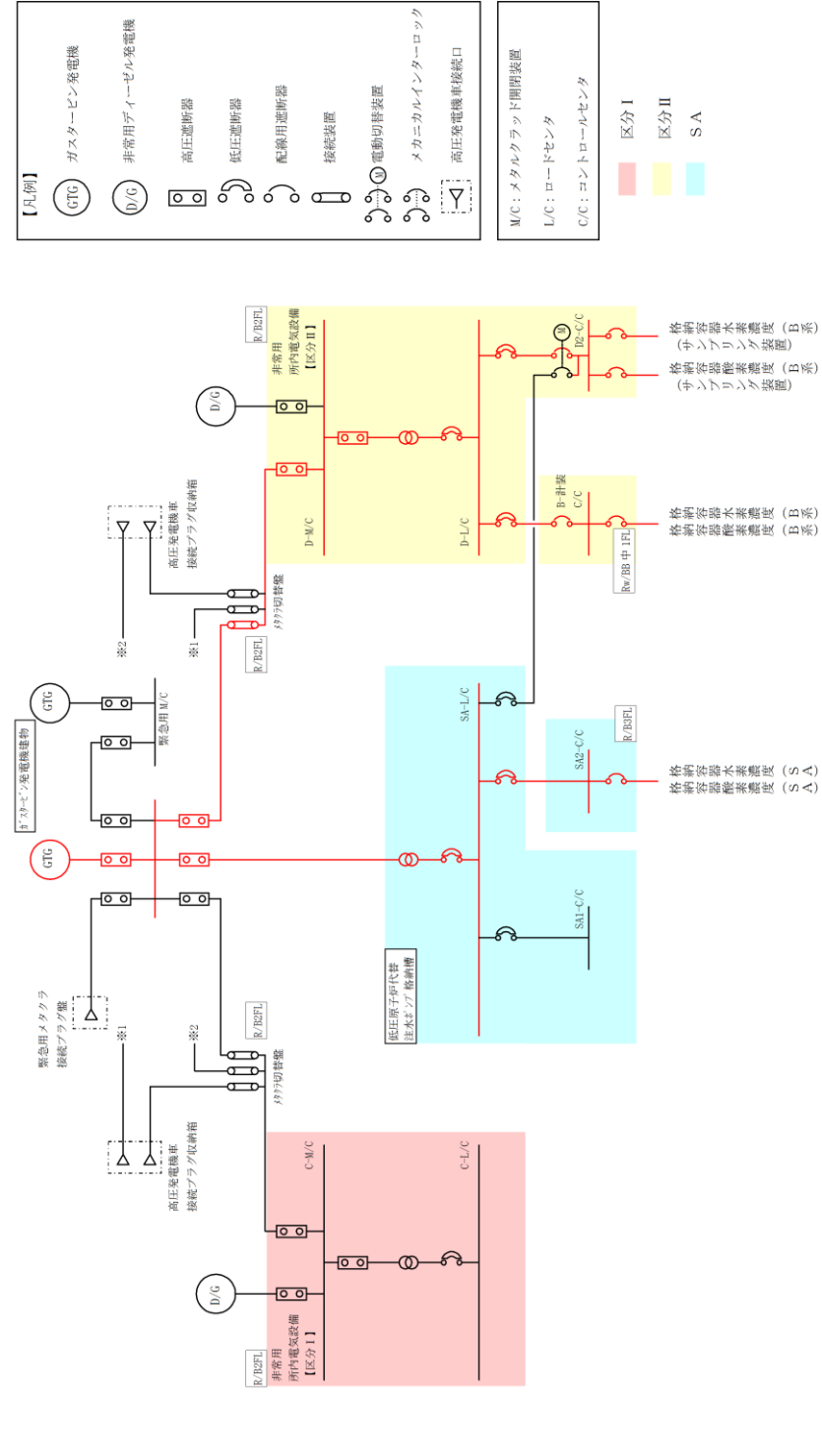
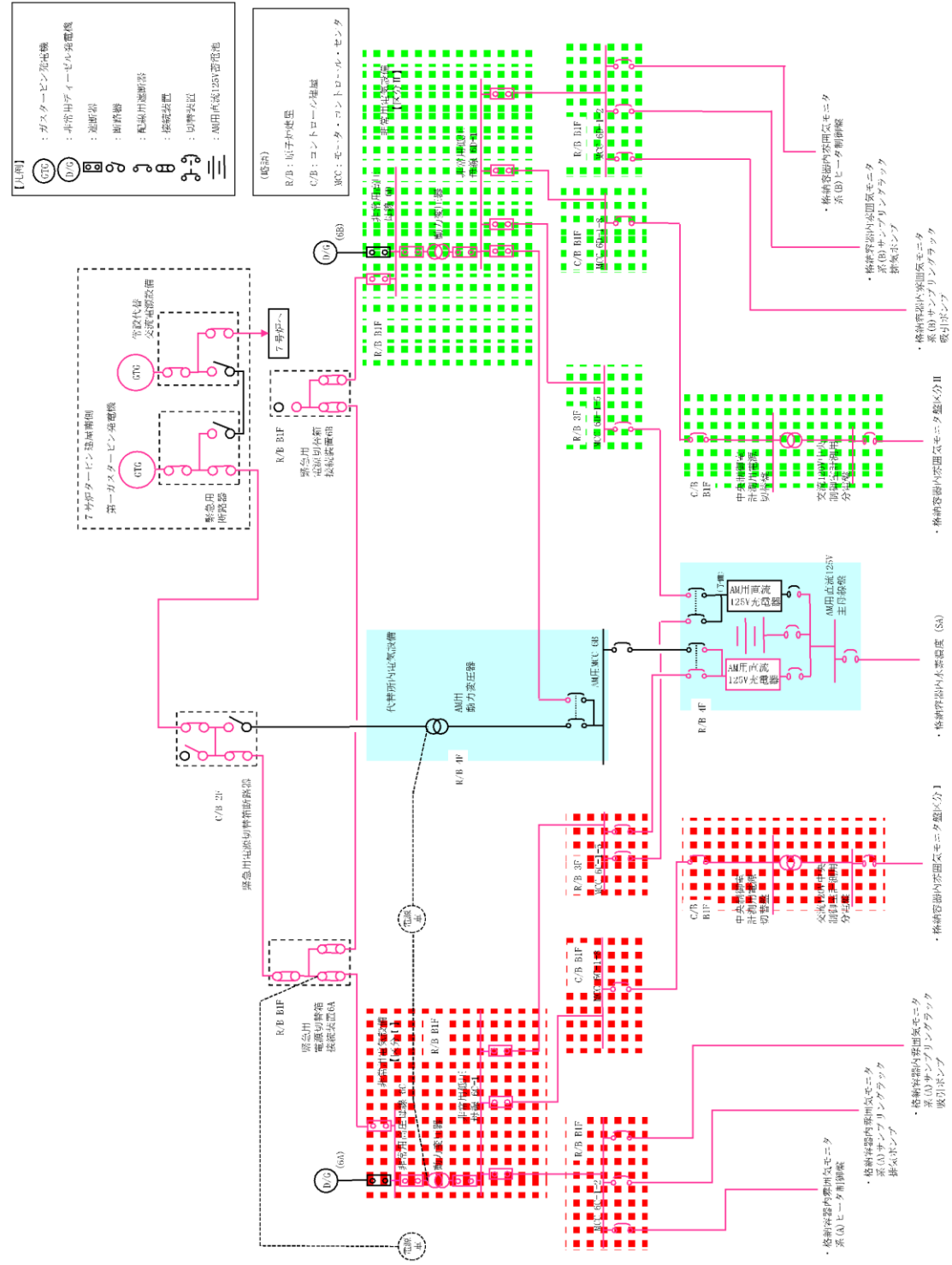
島根原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

・設備の相違

第52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		格納容器内酸素濃度	類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建屋原子炉区域内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
			関連資料	52-3 配置図	
		第2号	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料		52-3 配置図		
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		関連資料	52-5 試験及び検査		
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	
		関連資料	52-4 系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	DB施設と同じ系統構成	A d
			その他(飛散物)	対象外	対象外
			関連資料	—	
	第6号	設置場所	中央制御室操作	B	
		関連資料	52-3 配置図		
	第2項	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量が十分	B
関連資料			52-6 容量設定根拠		
第2号		共用の禁止	共用しない設備	対象外	
		関連資料	—		
第3号		共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象 (同一目的の SA 設備あり)	B
	サポート系故障		対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	C a	
	関連資料		52-2 単線結線図, 52-3 配置図		

第52条：水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		格納容器酸素濃度 (B系)	類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建物原子炉棟内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
			周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			関連資料	52-3 配置図	
		第2号	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料		58-3 配置図		
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		関連資料	52-5 試験及び検査		
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	
		関連資料	52-4 系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	DB施設と同様の系統構成	A d
			その他(飛散物)	対象外	対象外
			関連資料	—	
	第6号	設置場所	中央制御室操作	B	
		関連資料	52-3 配置図		
	第2項	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B
			関連資料	52-6 容量設定根拠	
		第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外
			関連資料	—	
		第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象 (同一目的の SA 設備あり)
	サポート系要因			対象 (サポート系あり) -異なる駆動源又は冷却源	C a
	関連資料			52-2 単線結線図, 52-3 配置図	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-2 単線結線図	52-2 単線結線図	



・設備の相違

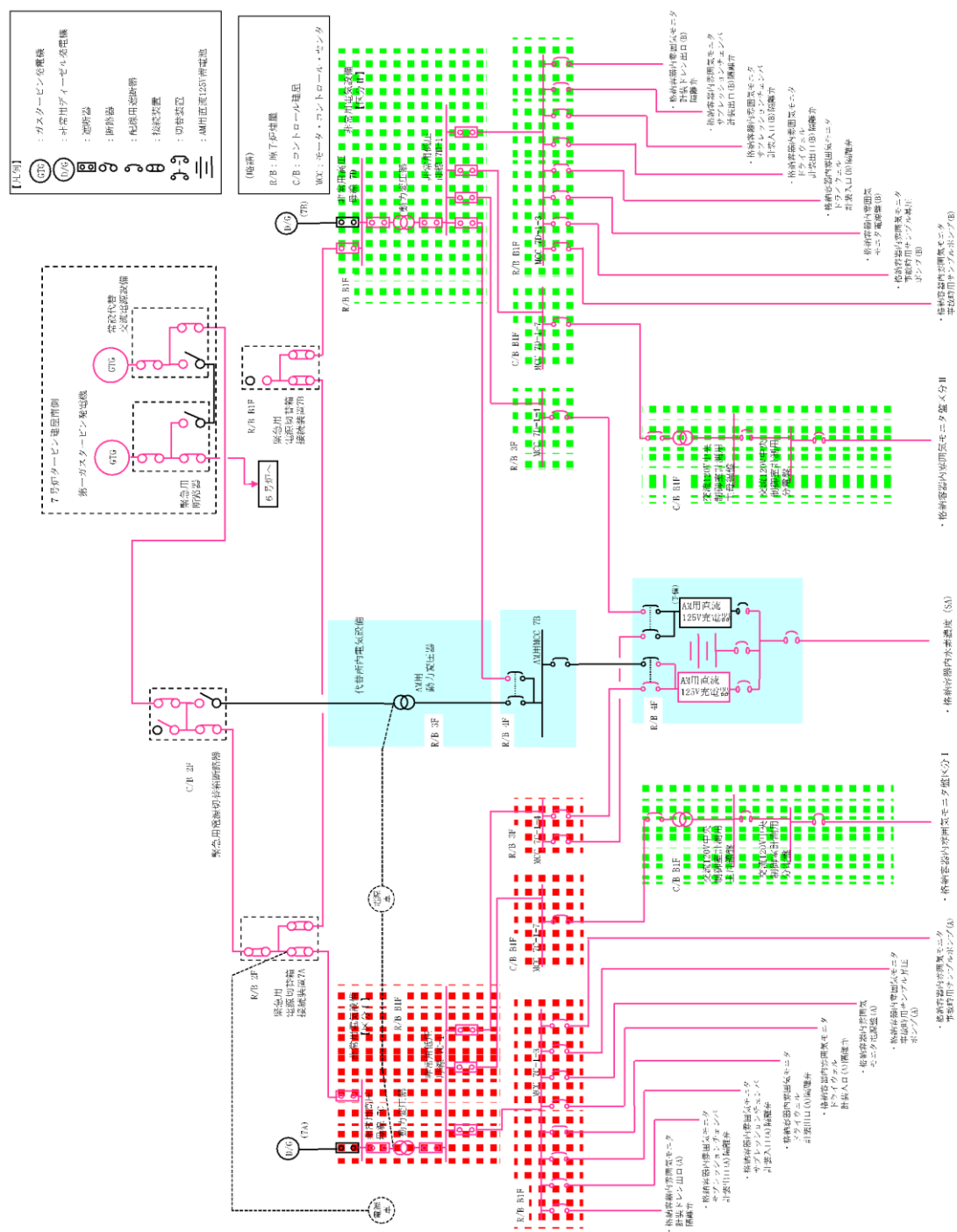


図 52-2-2 計装設備 単線結線図 (7号炉)

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="676 751 765 825">52-3 配置図</p> <div data-bbox="756 1623 1264 1791" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="795 1654 1151 1686"> : 設計基準対象施設</p> <p data-bbox="795 1728 1181 1759"> : 重大事故等対処設備</p> </div>	<p data-bbox="1783 793 1932 825">52-3 配置図</p> <div data-bbox="1855 1608 2410 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="1872 1623 2309 1654"> : 設計基準対象施設を示す。</p> <p data-bbox="1872 1665 2338 1696"> : 重大事故等対処設備を示す。</p> </div>	

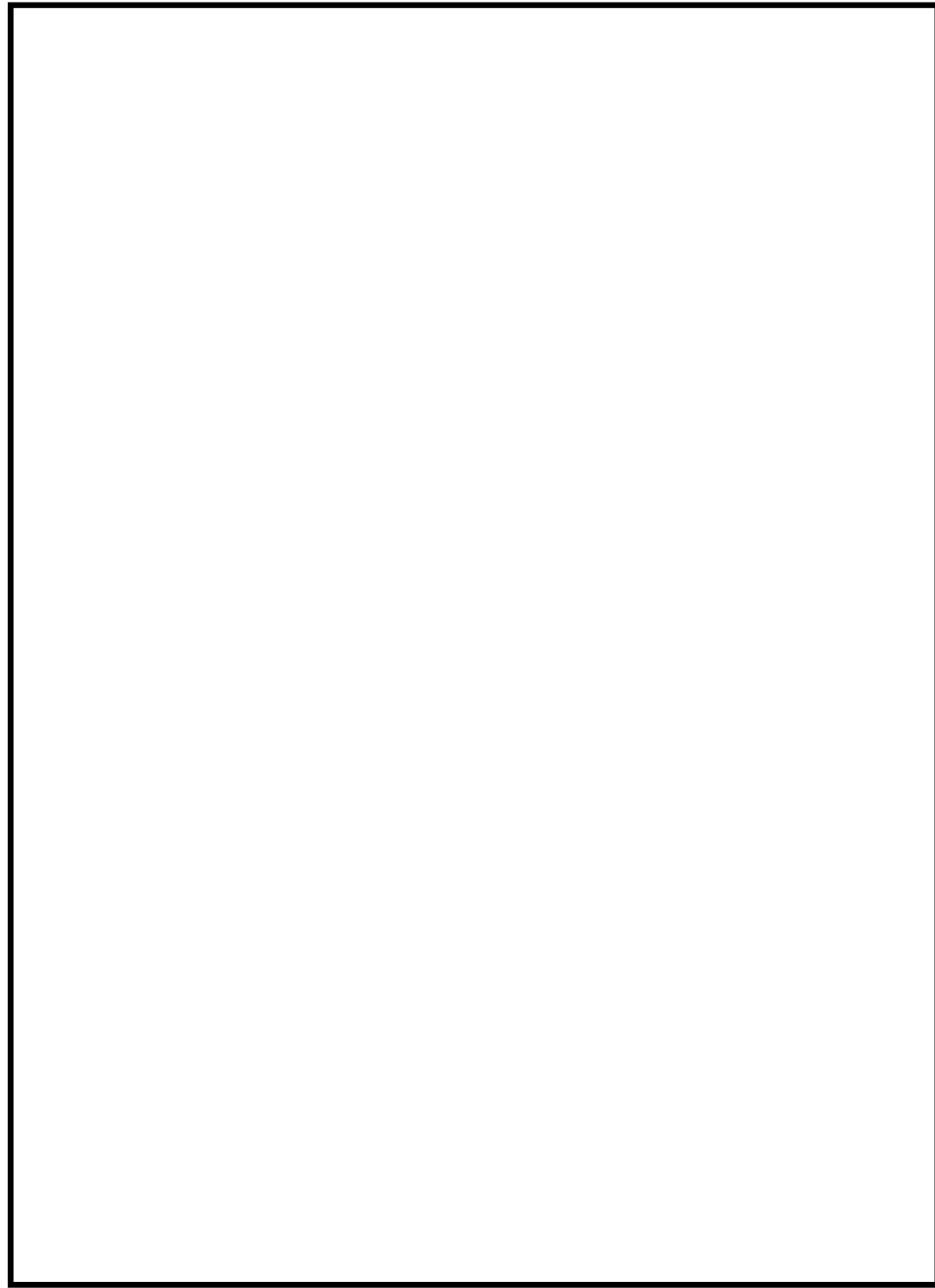


図 52-3-1 サプレッション・チェンバ配置図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

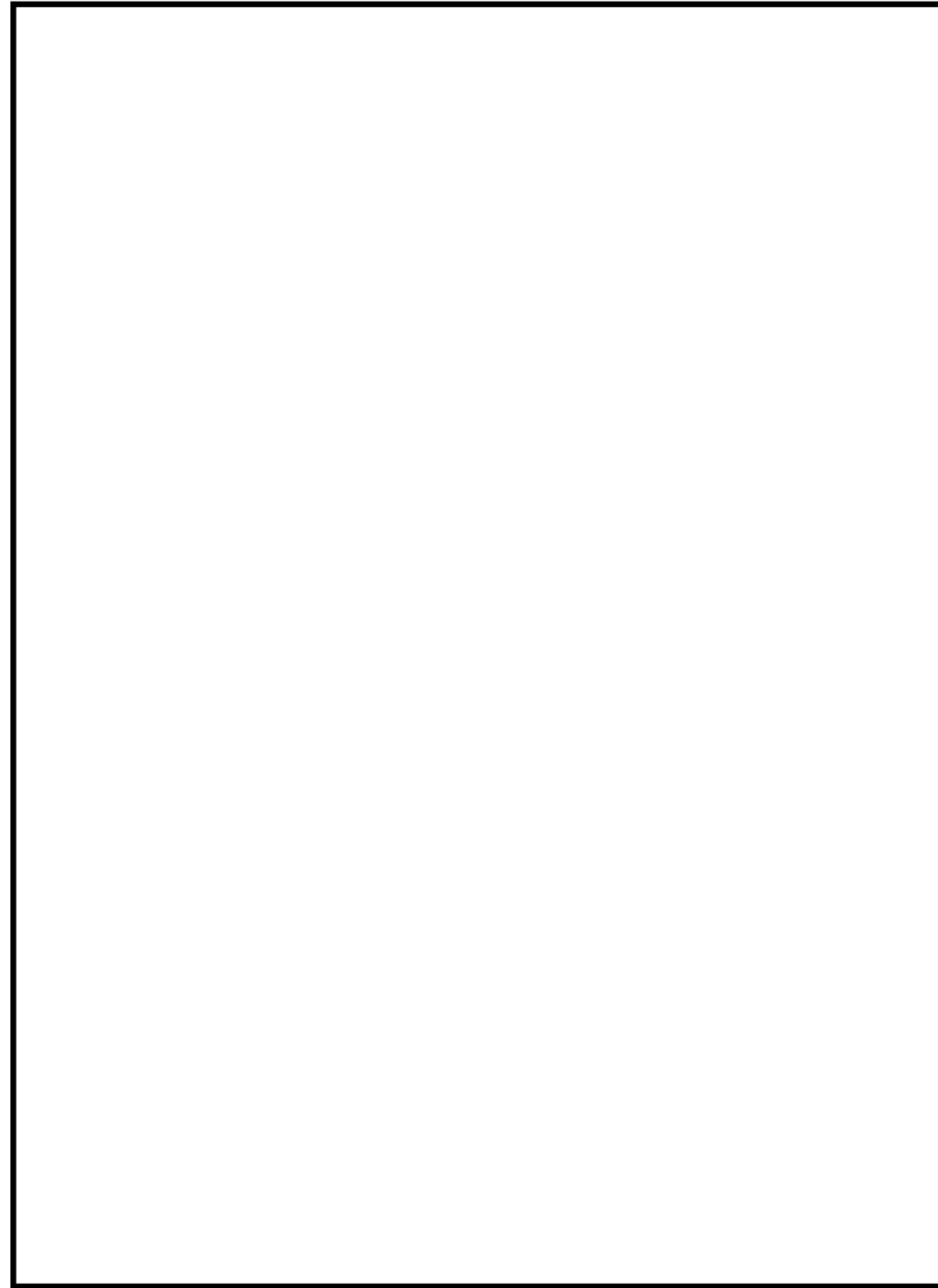


図 52-3-2 サプレッション・チェンバ配置図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

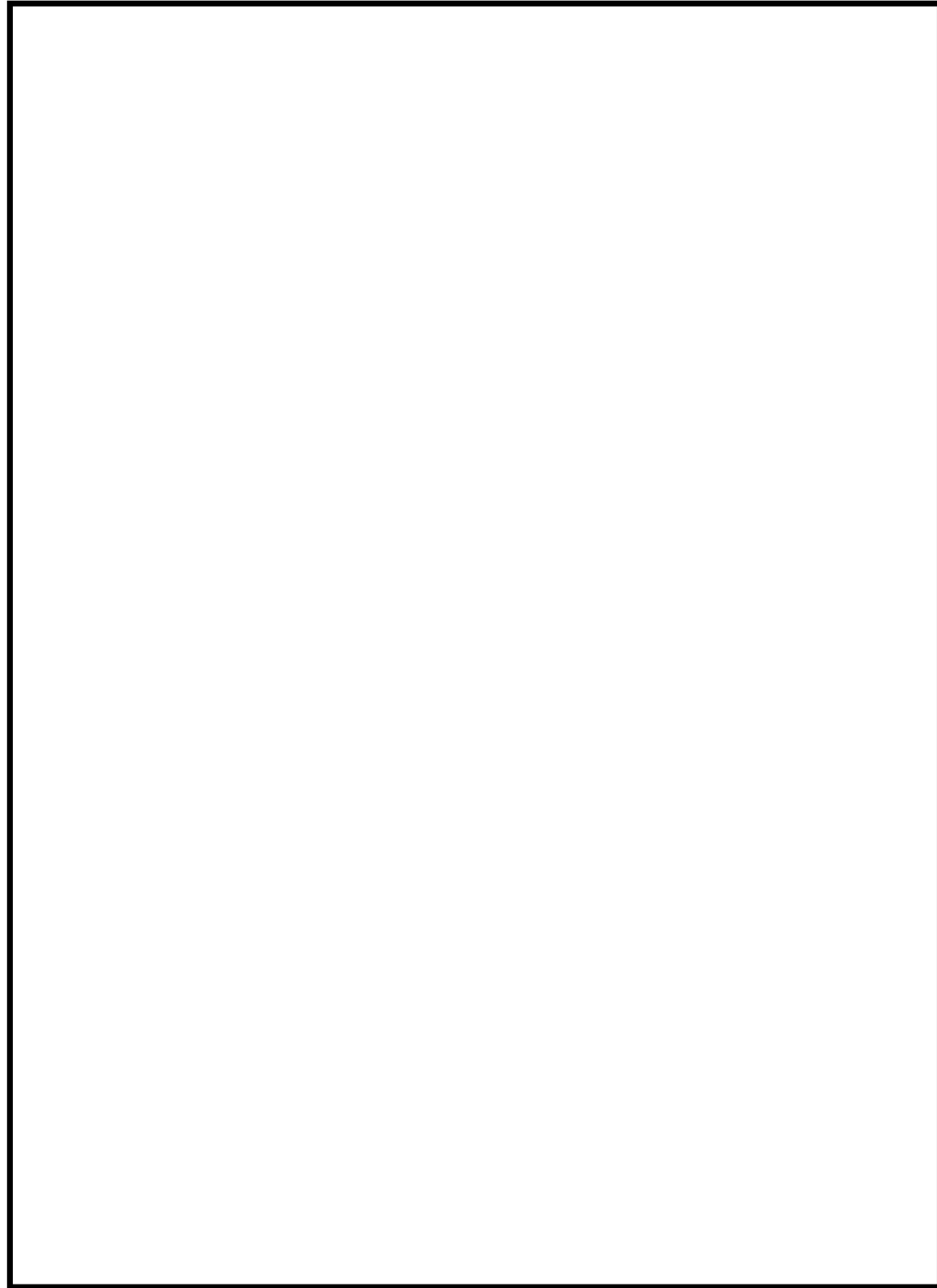


図 52-3-3 機器配置図 (6 号炉 原子炉建屋 地上 1 階)

- ★ 弁設置位置
- 遠隔手動弁操作設備
- 弁遠隔操作位置 (手動)
- 弁遠隔操作位置 (空気作動)
- 弁操作追加遮蔽

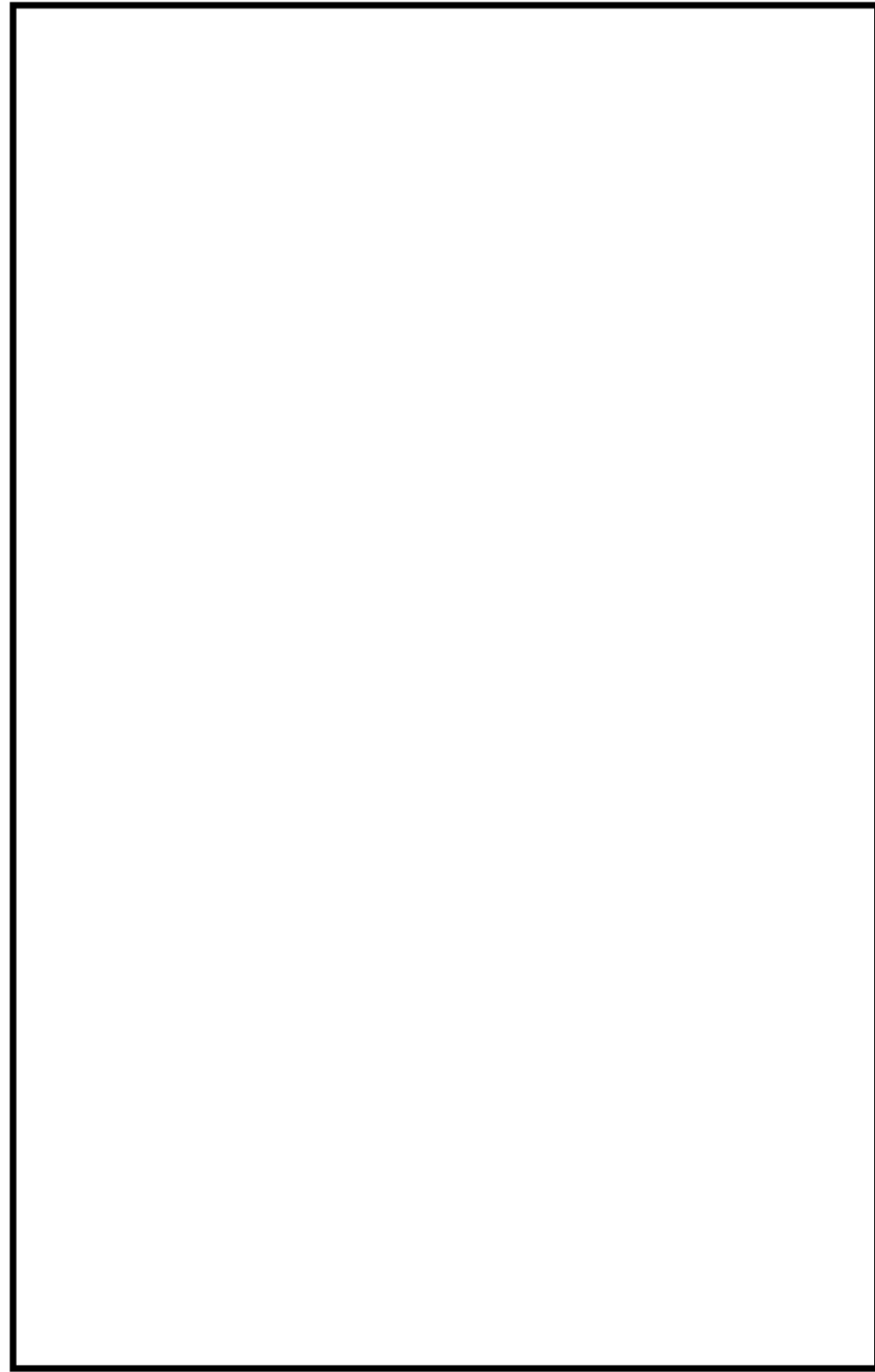


図 52-3-4 機器配置図 (6号炉 原子炉建屋 地上3階/地上中3階)

- ★ 弁設置位置
- 遠隔手動弁操作設備
- 弁遠隔操作位置 (手動)
- 弁遠隔操作位置 (空気作動)
- 弁操作追加遮蔽



図 52-3-5 機器配置図 (6 号炉 原子炉建屋 地下中 1 階/地下 1 階)

★ 弁設置位置

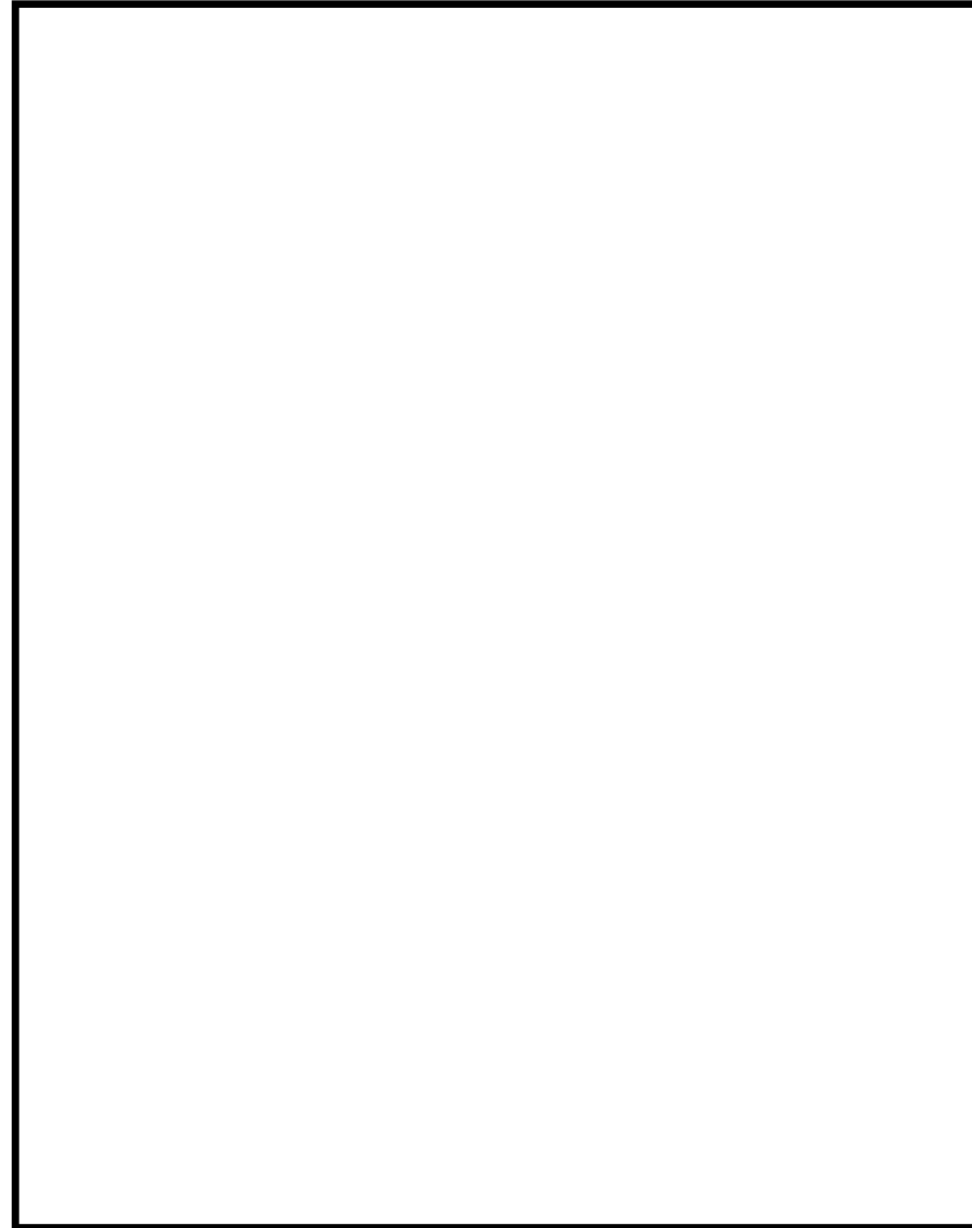


図 52-3-6 機器配置図 (6 号炉 原子炉建屋 地上 3 階)

★ 弁設置位置

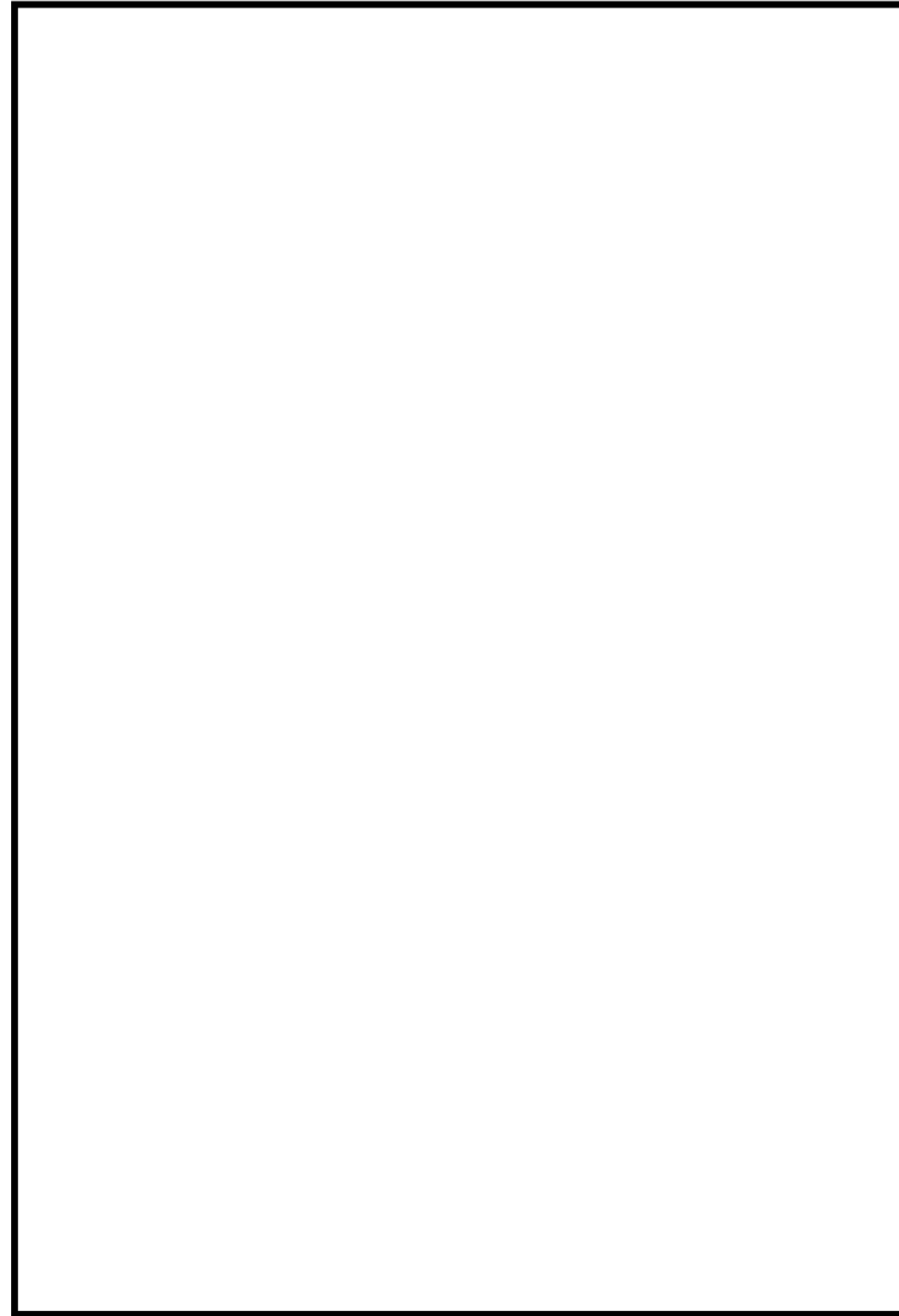


図 52-3-7 機器配置図 (6号炉 原子炉建屋 屋上)

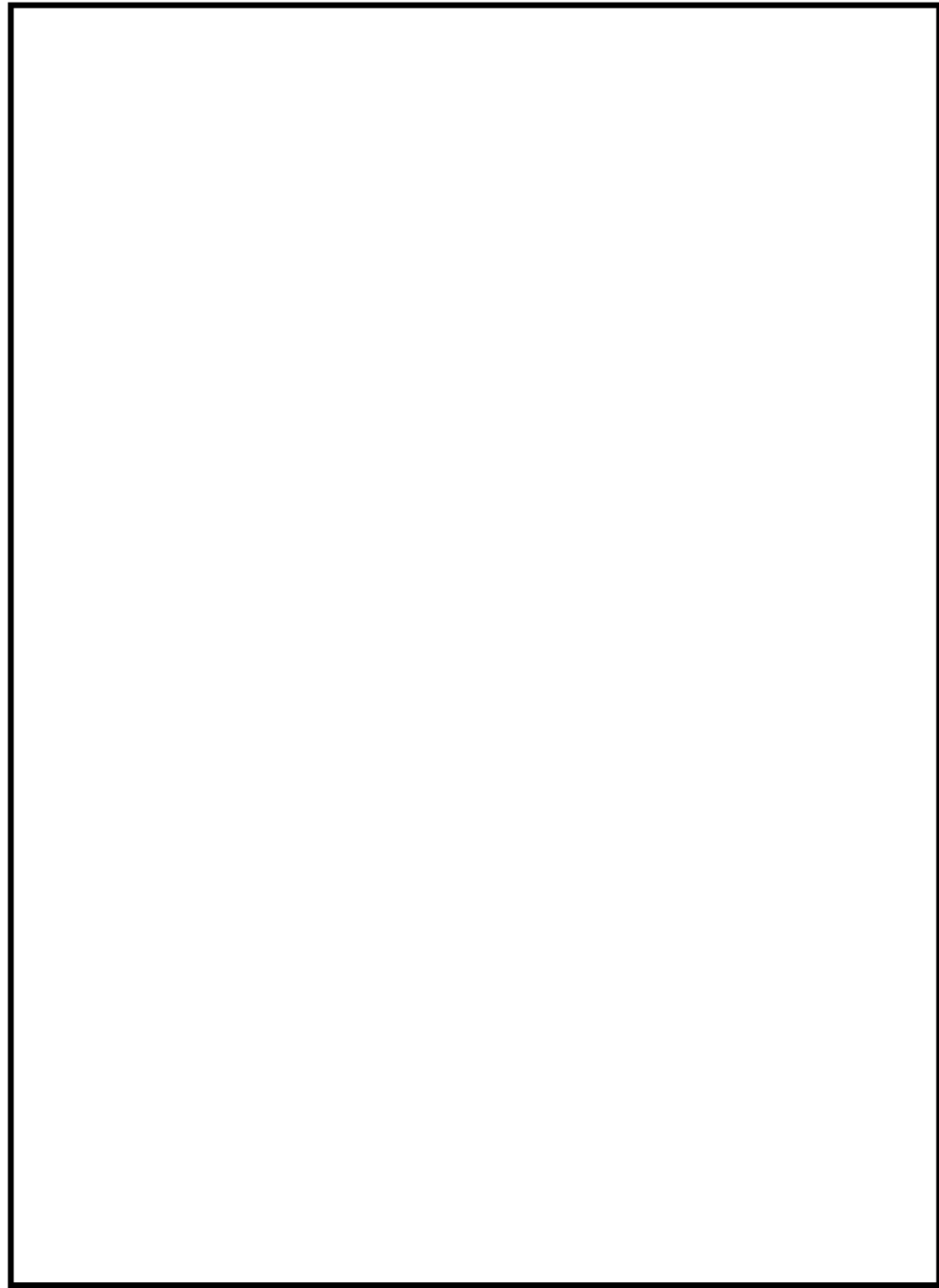


図 52-3-8 機器配置図 (7号炉 原子炉建屋 地上1階)

- ★ 弁設置位置
- 遠隔手動弁操作設備
- 弁遠隔操作位置 (手動)
- 弁遠隔操作位置 (空気作動)
- 弁操作追加遮蔽



図 52-3-9 機器配置図 (7号炉 原子炉建屋 地上3階/地上中3階)

- ★ 弁設置位置
- 遠隔手動弁操作設備
- 弁遠隔操作位置 (手動)
- 弁遠隔操作位置 (空気作動)
- 弁操作追加遮蔽

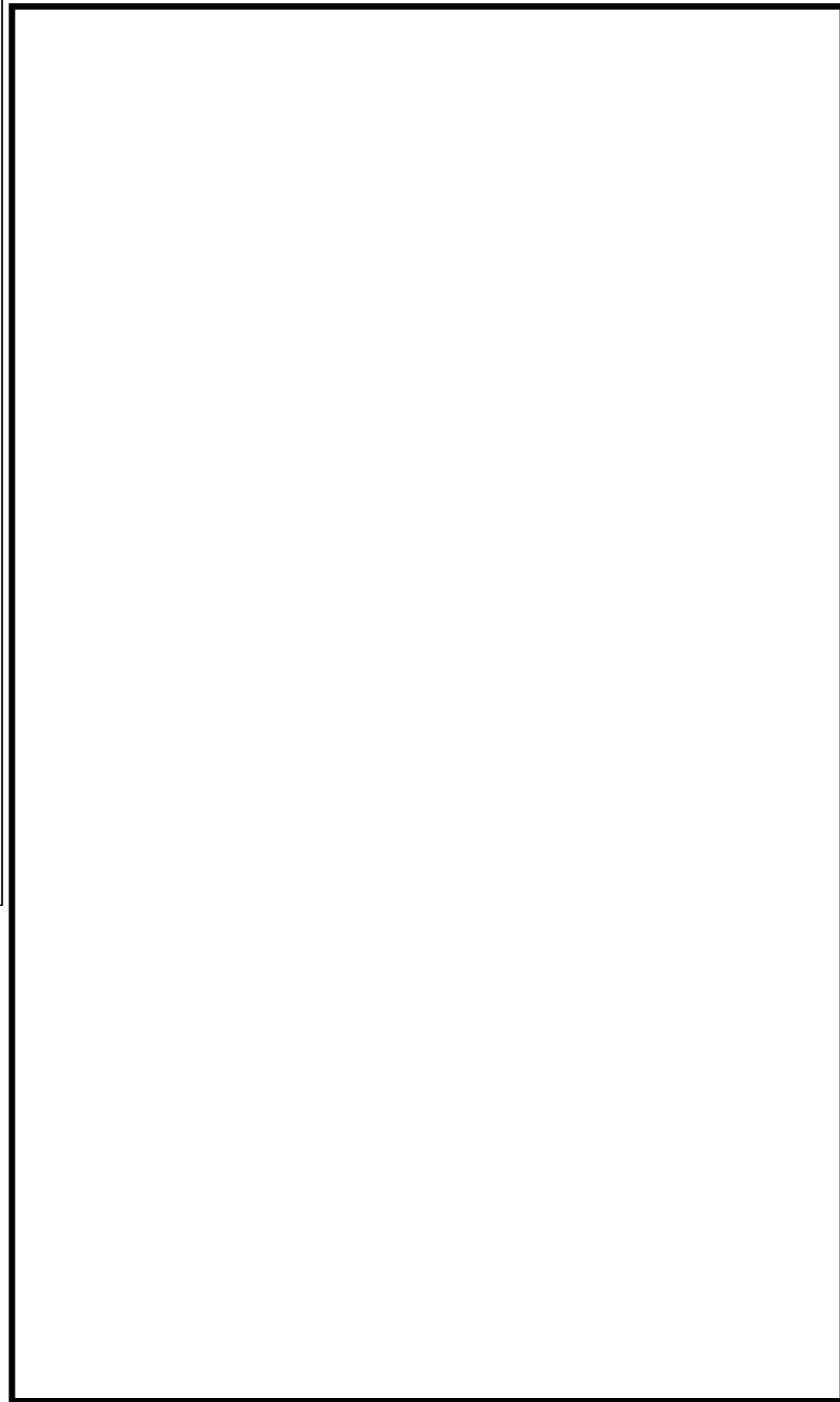


図 52-3-10 機器配置図 (7 号炉 原子炉建屋 地下 1 階/地下中 1 階)

★ 弁設置位置

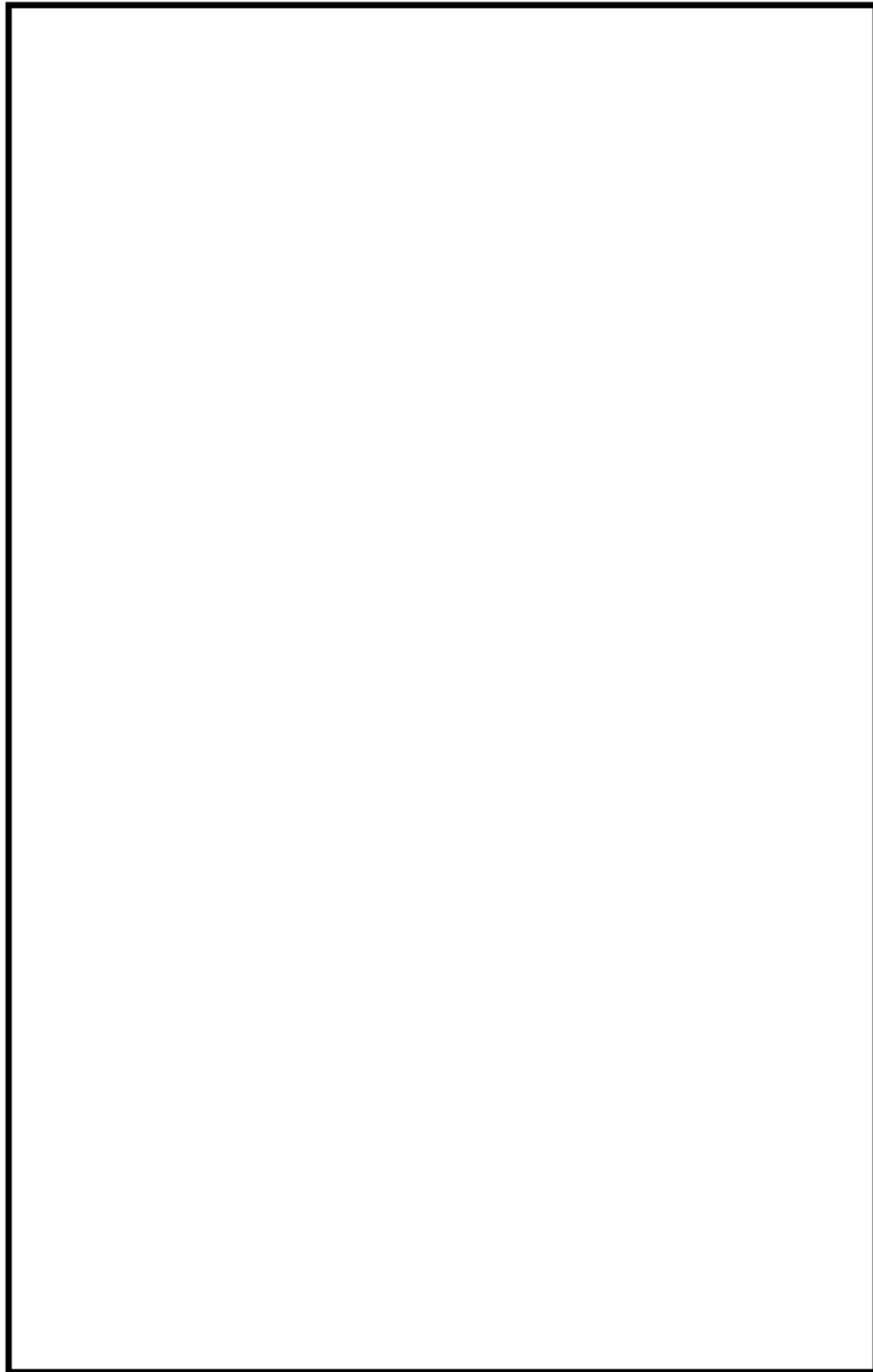


図 52-3-11 機器配置図 (7号炉 原子炉建屋 地上3階/地上4階)

★ 弁設置位置

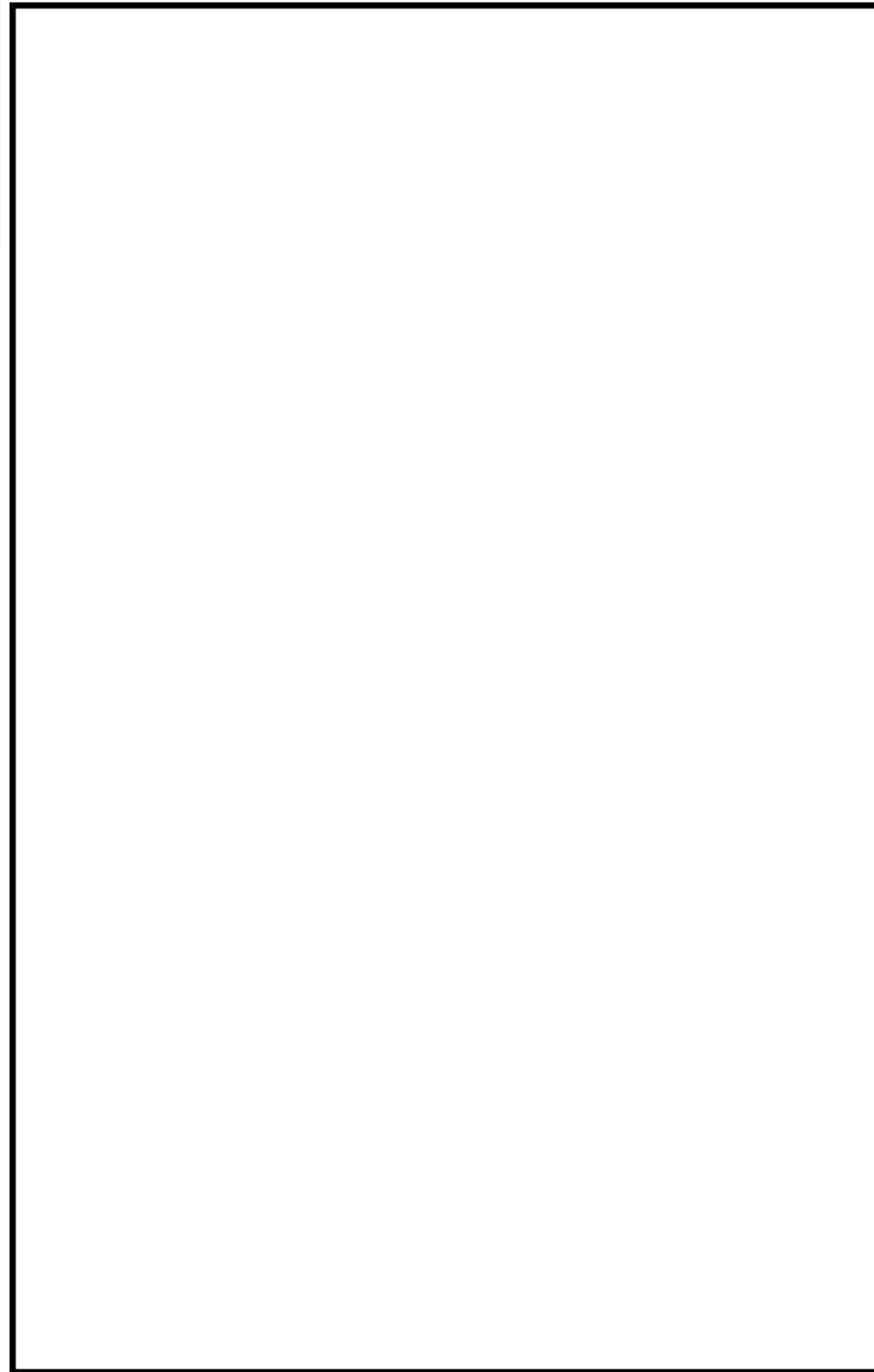


図 52-3-12 機器配置図 (7号炉 原子炉建屋 屋上)

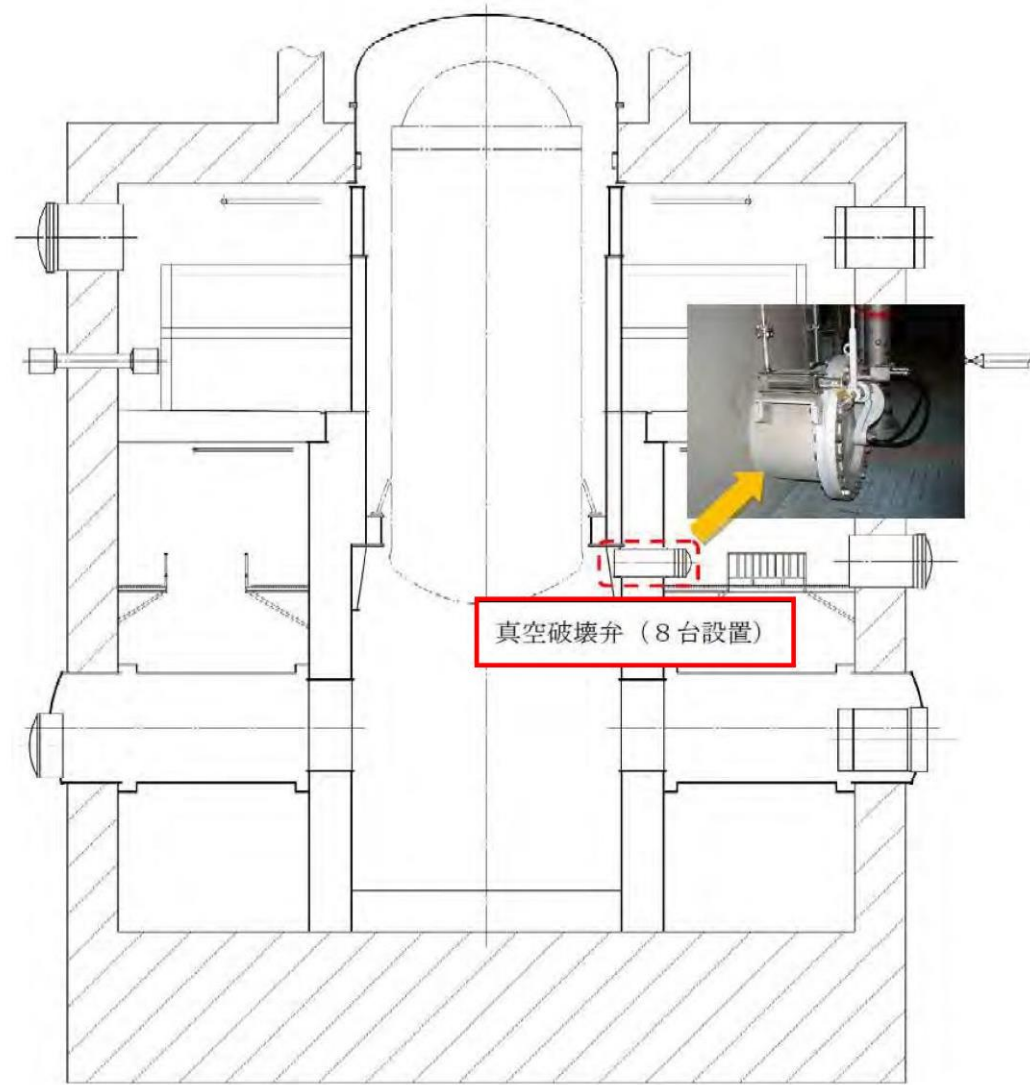


図 52-3-13 6/7 号炉 真空破壊弁 設置位置図

・資料構成の相違

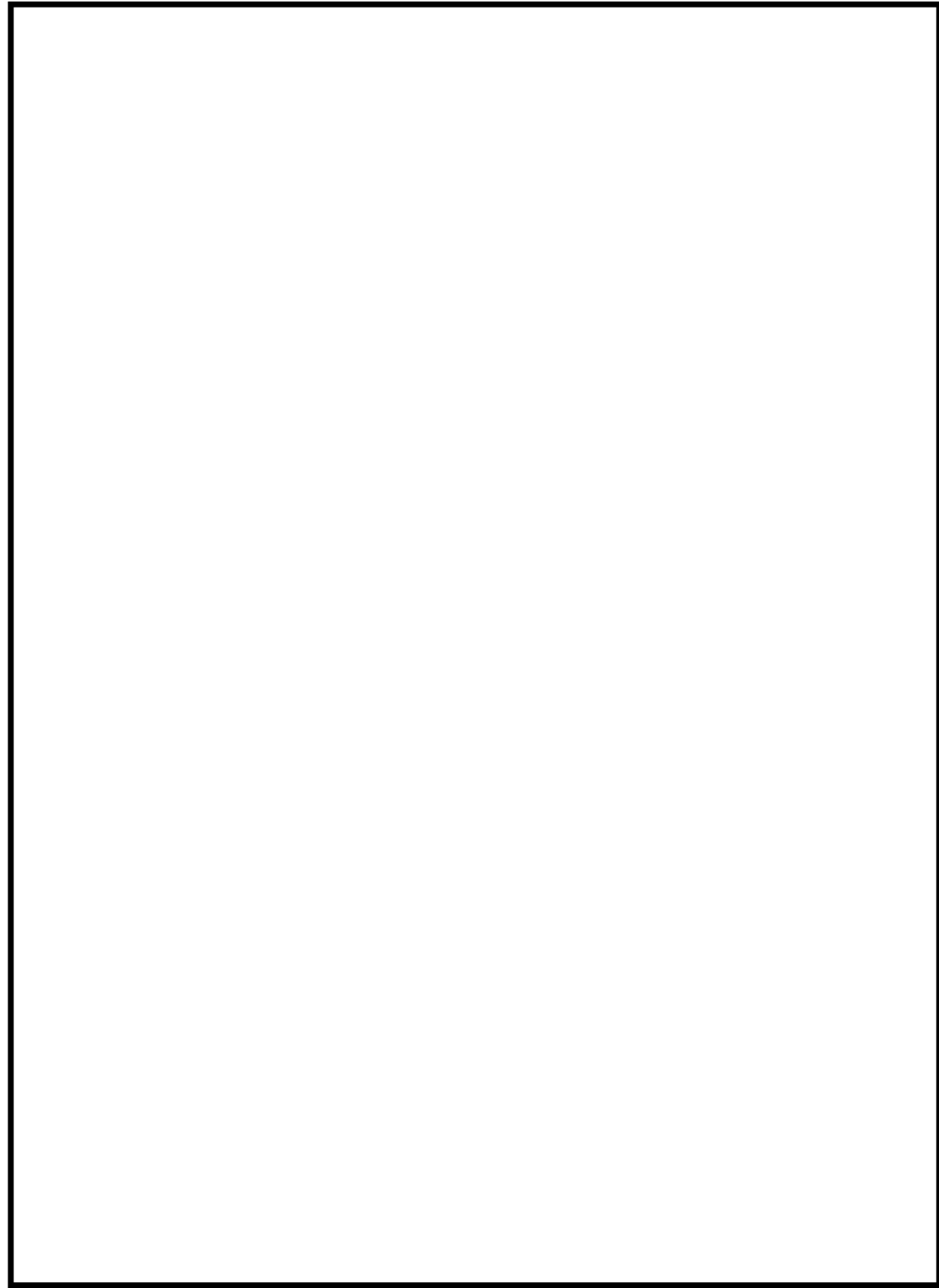


図 52-3-14 6/7 号炉 中央制御室配置図

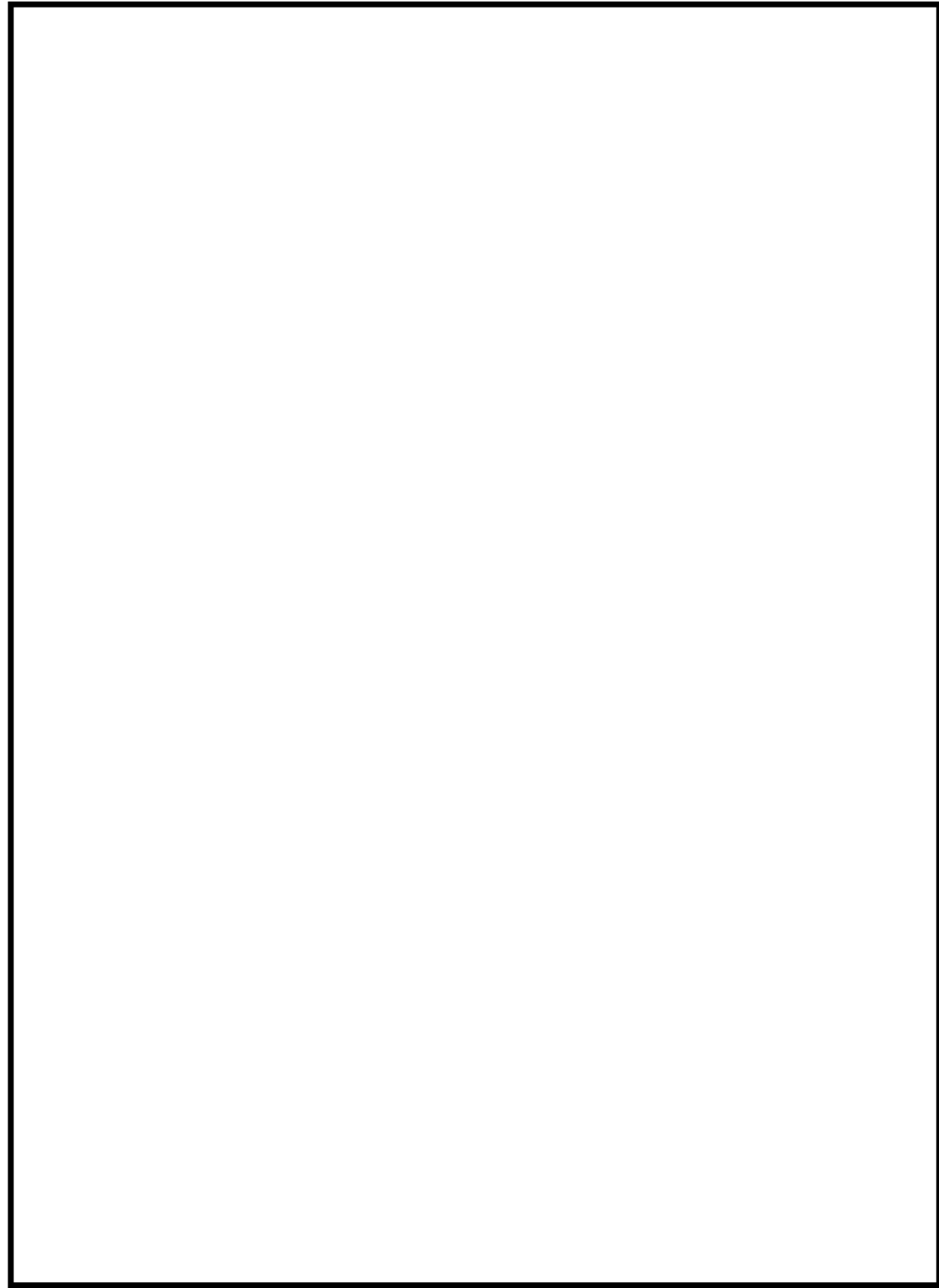


図 52-3-15 機器配置図 (6号炉 原子炉建屋地下中1階)



図 52-3-16 機器配置図 (6 号炉 原子炉建屋地上 2 階)

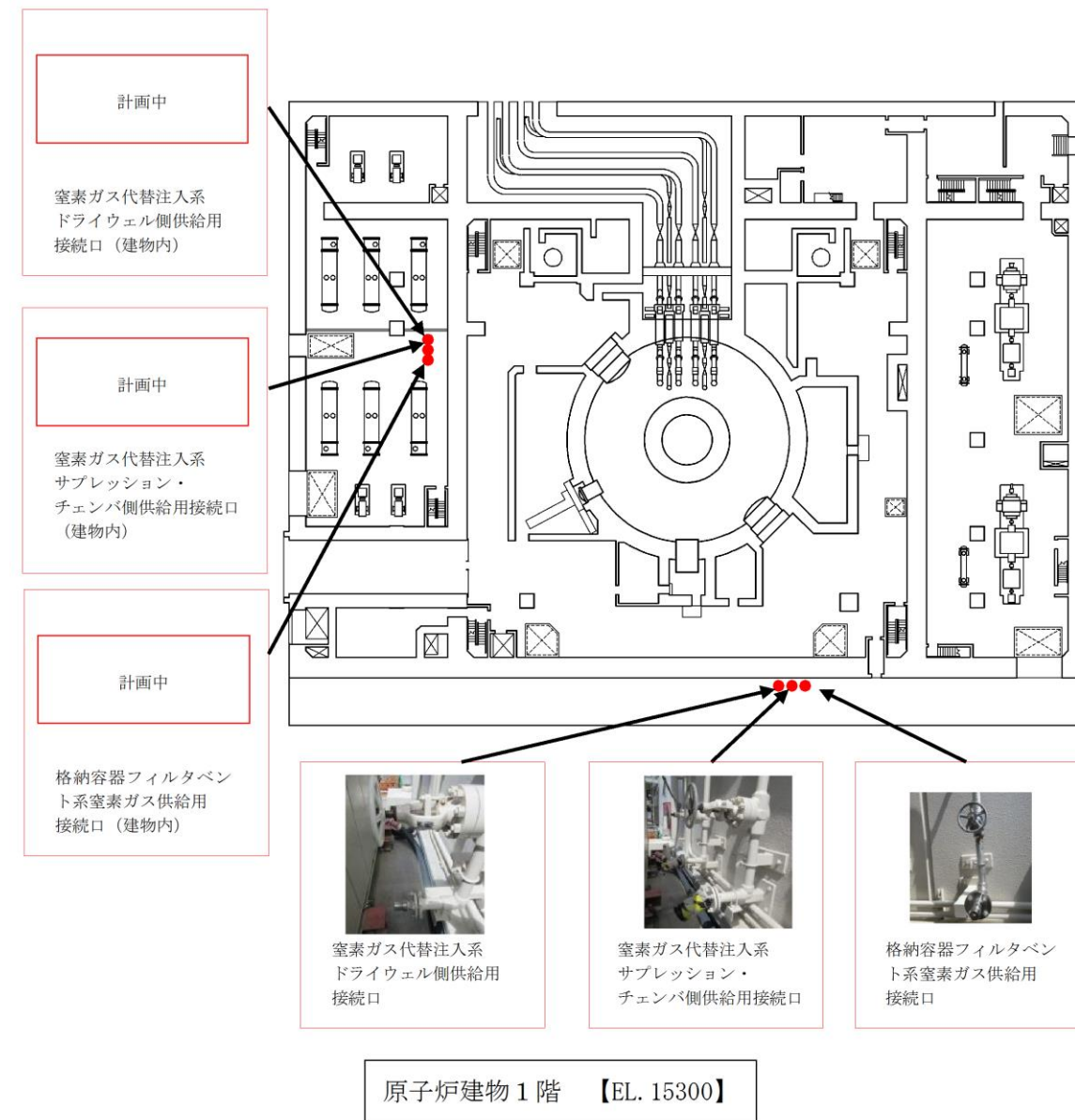


図 1 機器配置図 (原子炉建物 1 階)

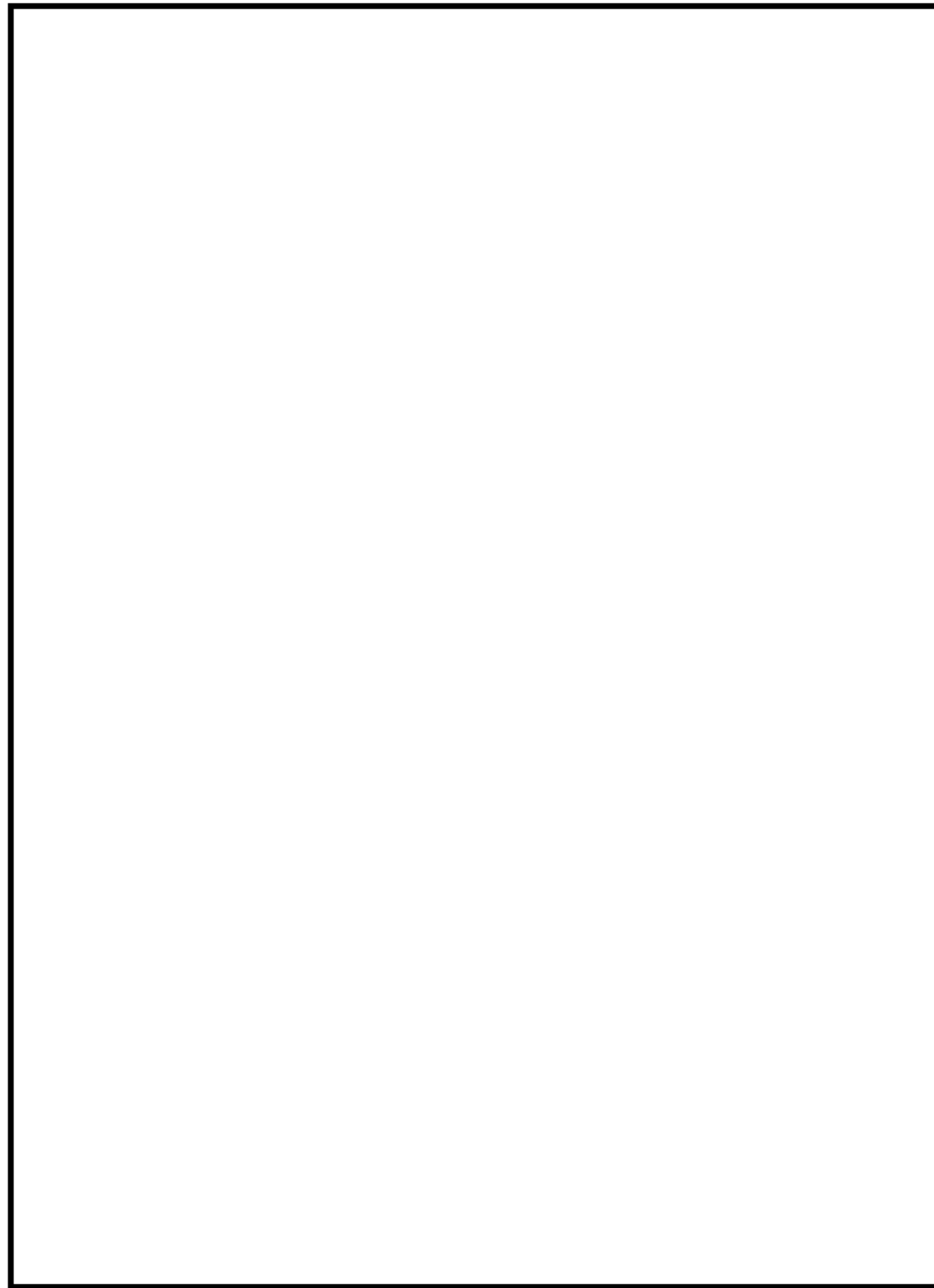


図 52-3-17 機器配置図 (6 号炉 原子炉建屋地上 3 階)

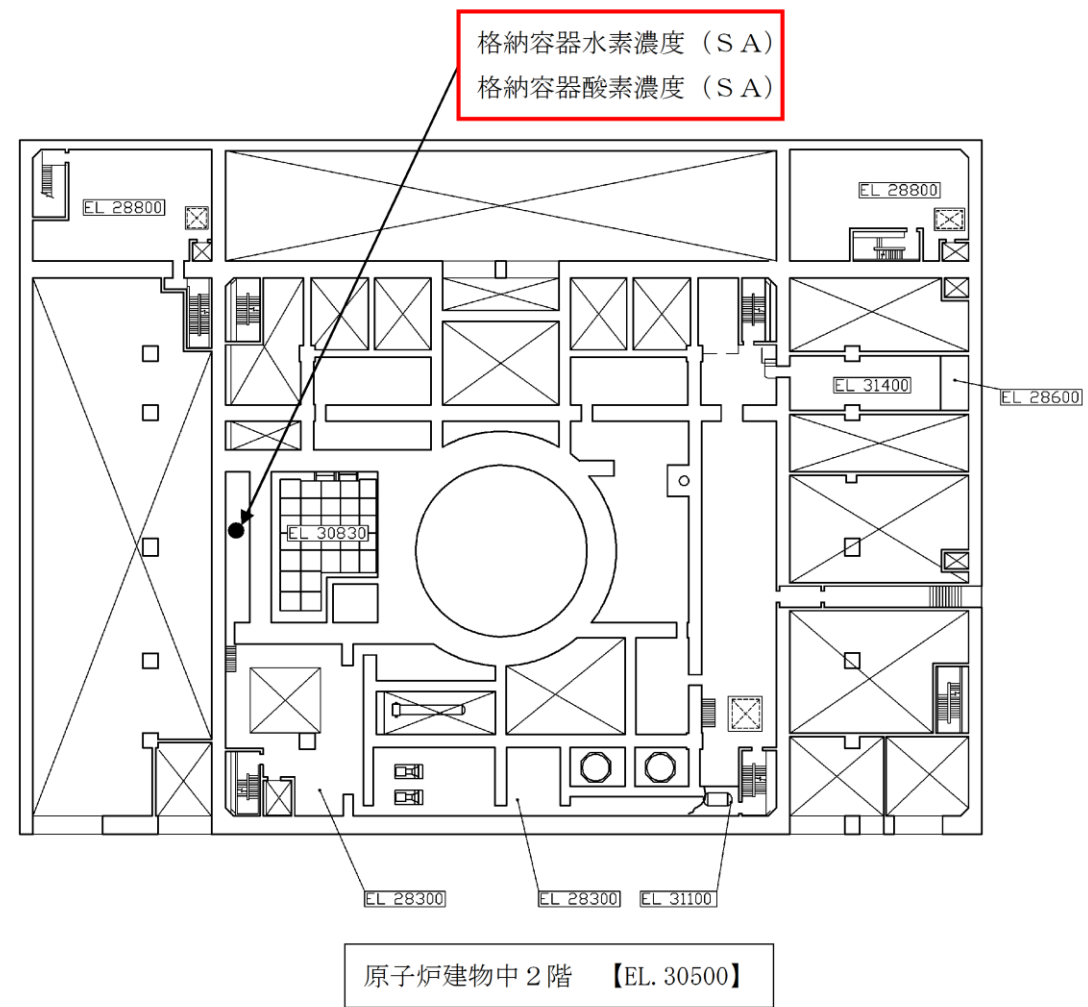


図 2 機器配置図 (原子炉建屋中 2 階)

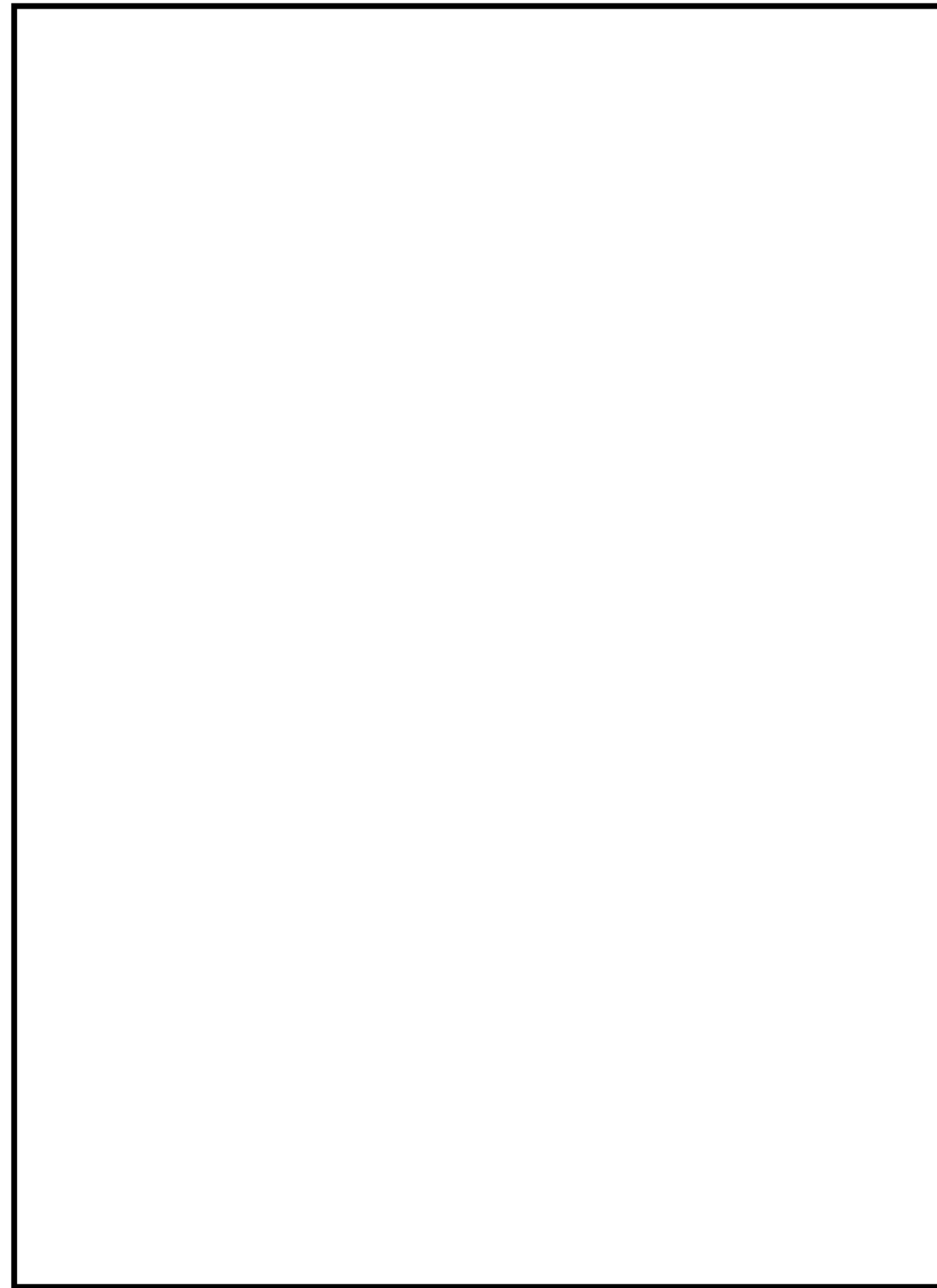


図 52-3-18 機器配置図 (6号炉 原子炉建屋地上中3階)

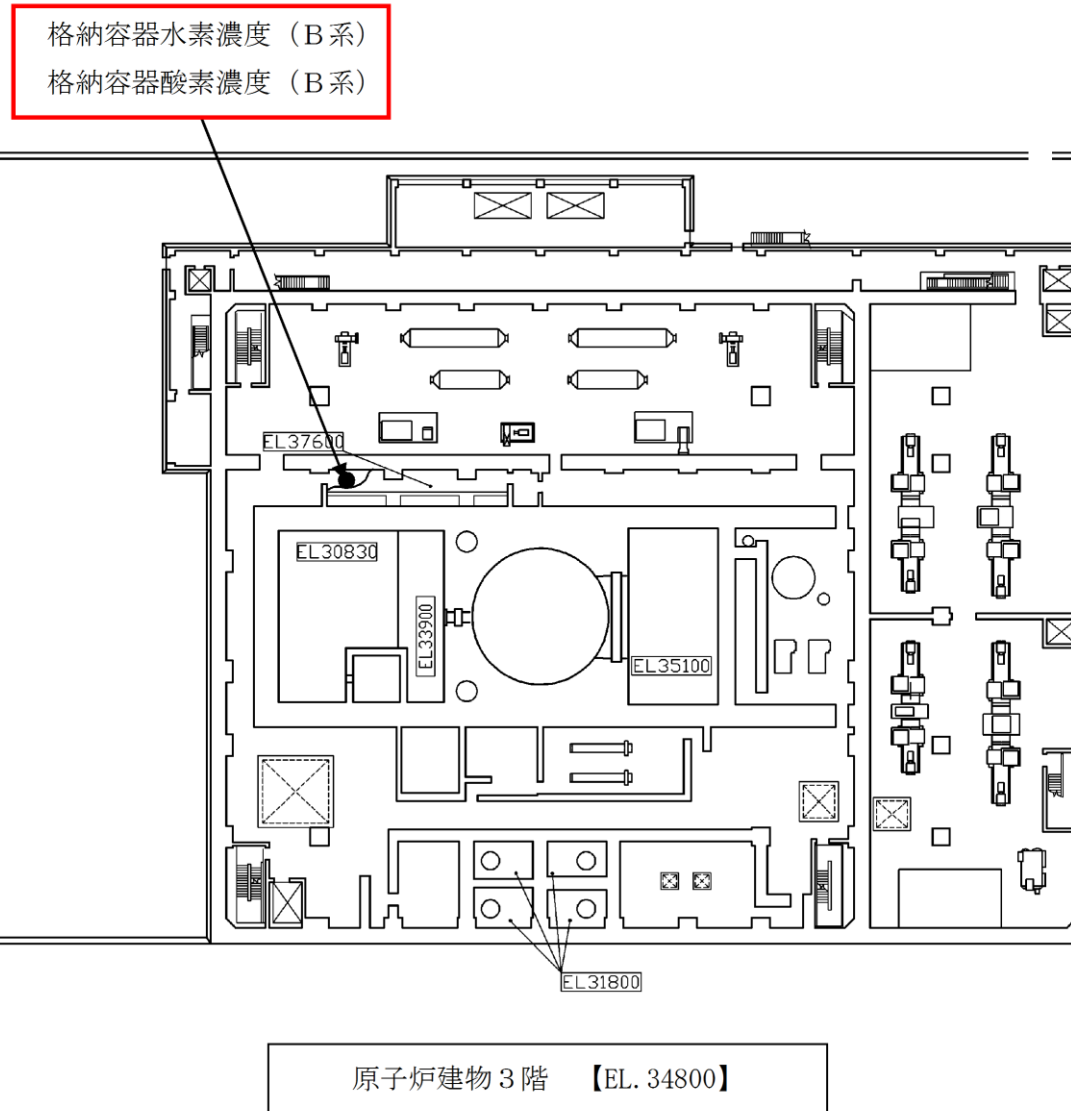


図 3 機器配置図 (原子炉建物3階)

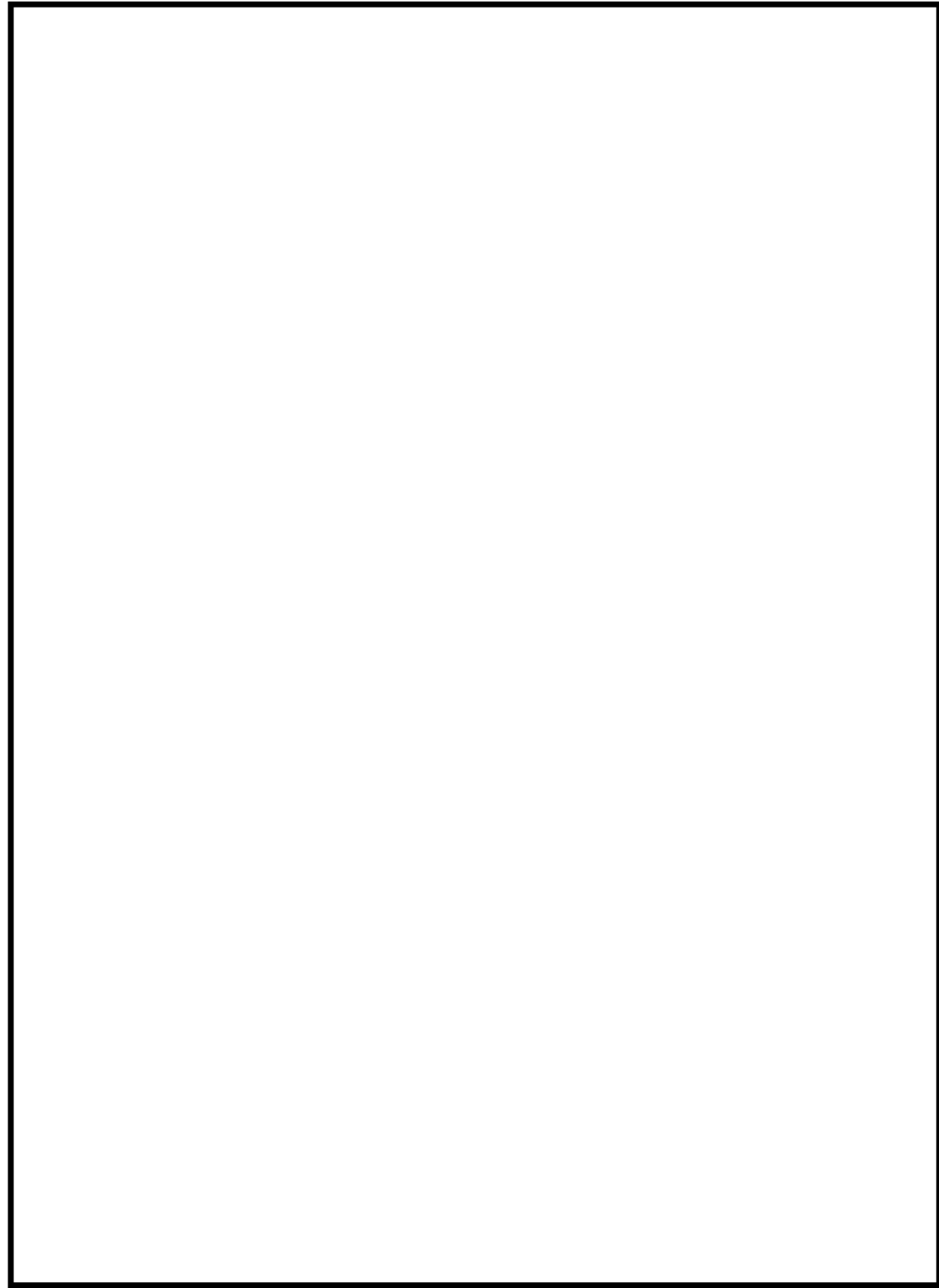


図 52-3-19 機器配置図 (7 号炉 原子炉建屋地下 1 階)

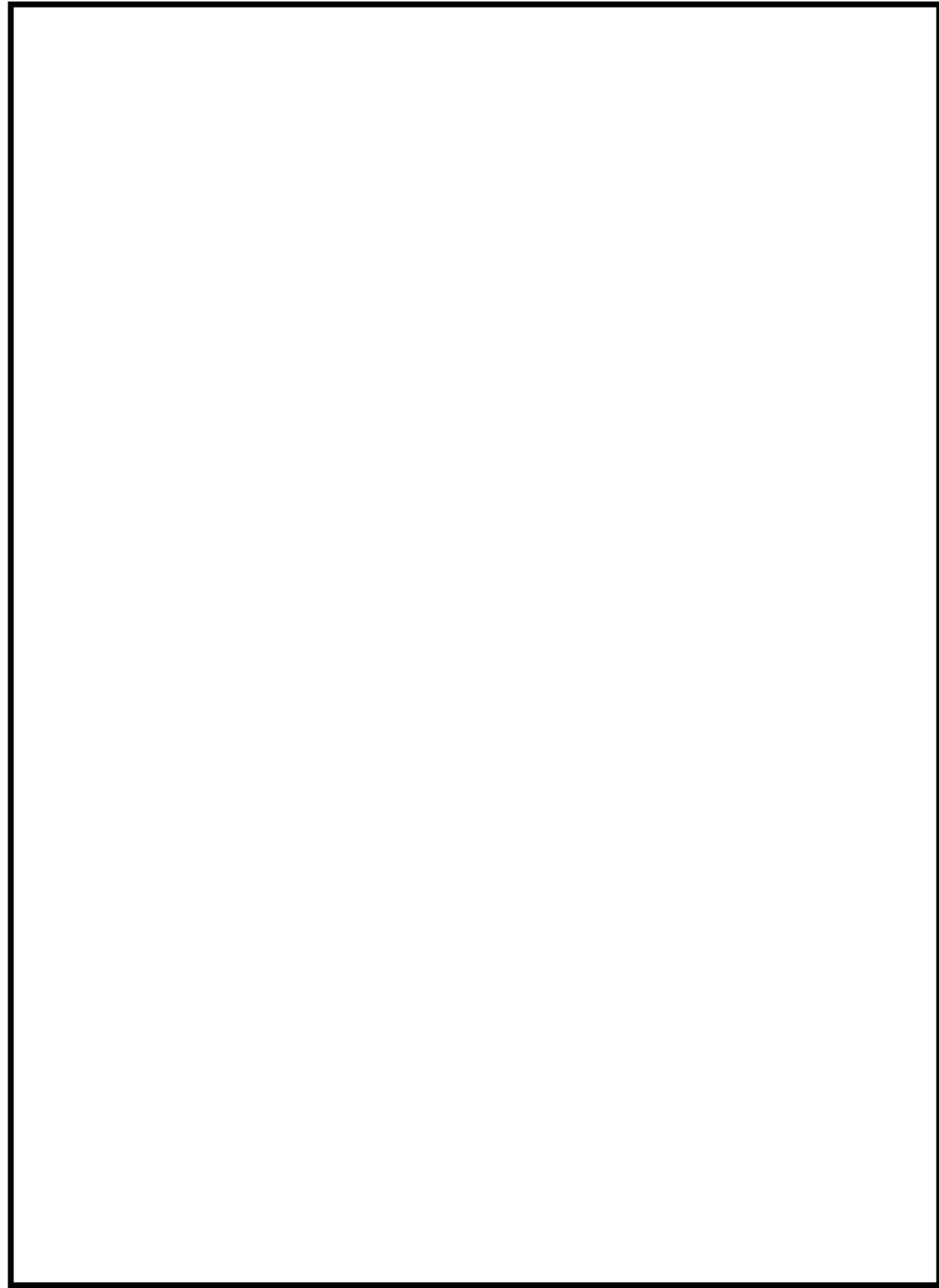


図 52-3-20 機器配置図 (7 号炉 原子炉建屋地上 1 階)

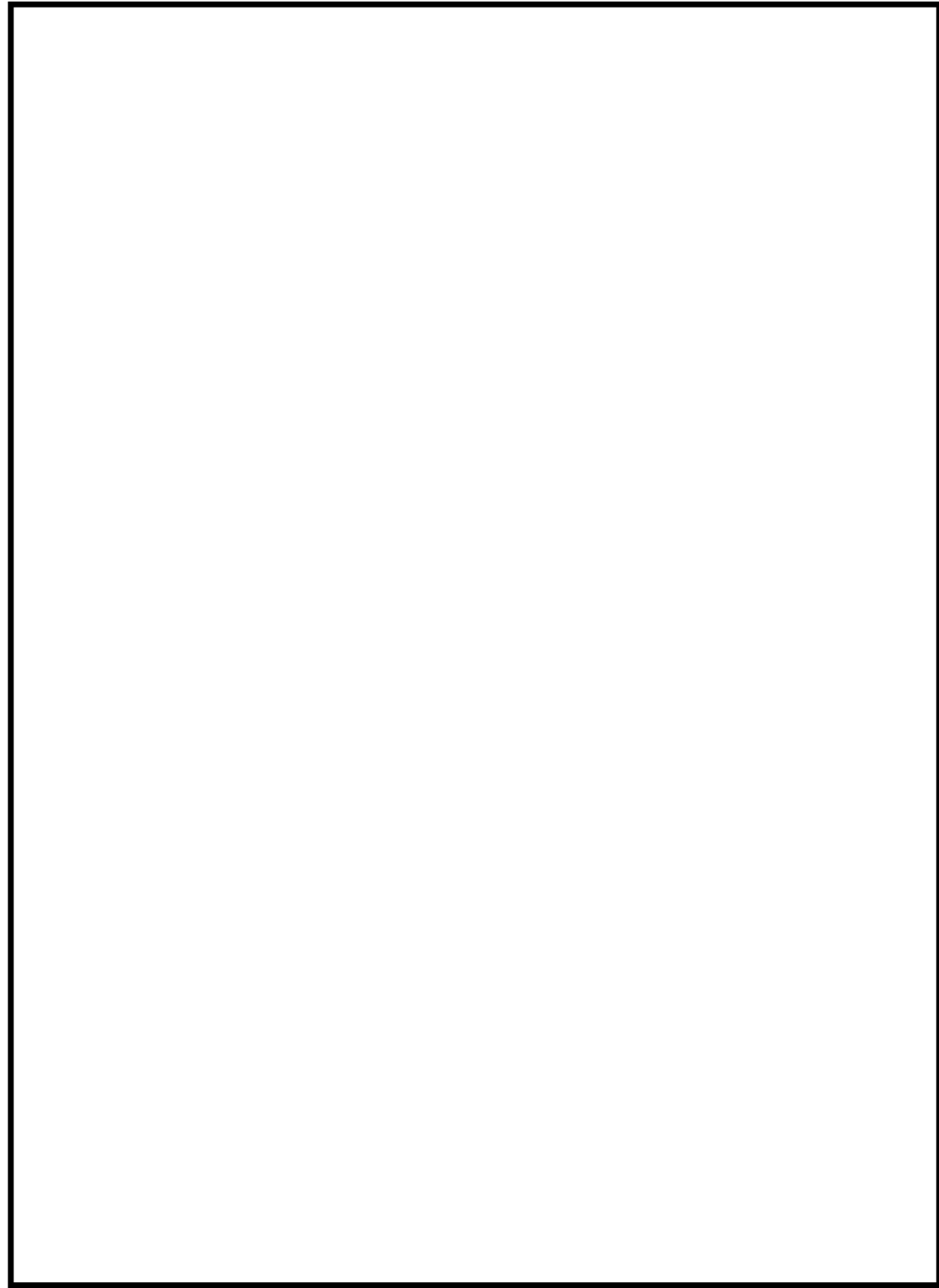


図 52-3-21 機器配置図 (7号炉 原子炉建屋地上中3階)

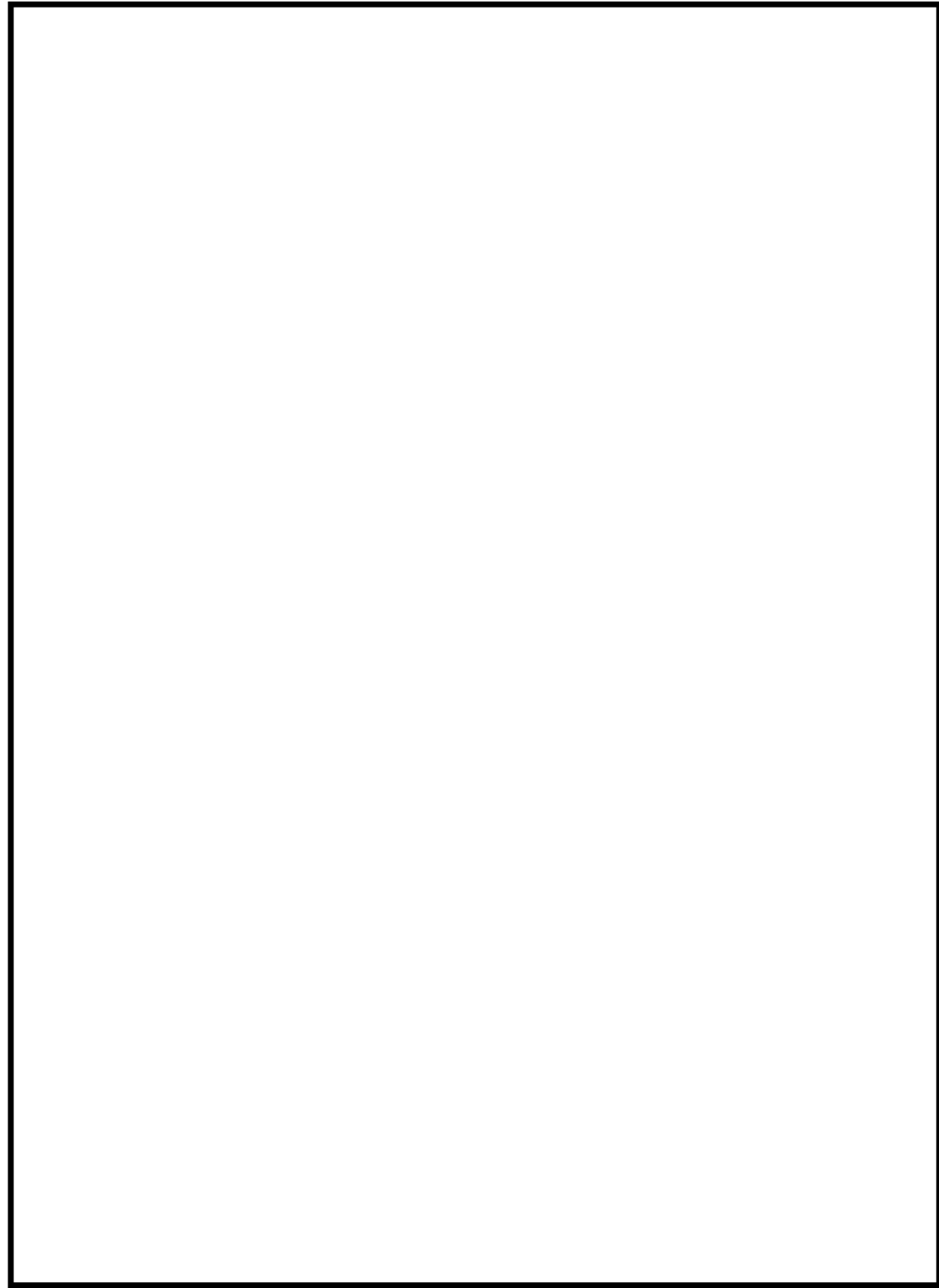


図 52-3-22 コントロール建屋 (6/7 号炉 地上 2 階 中央制御室)

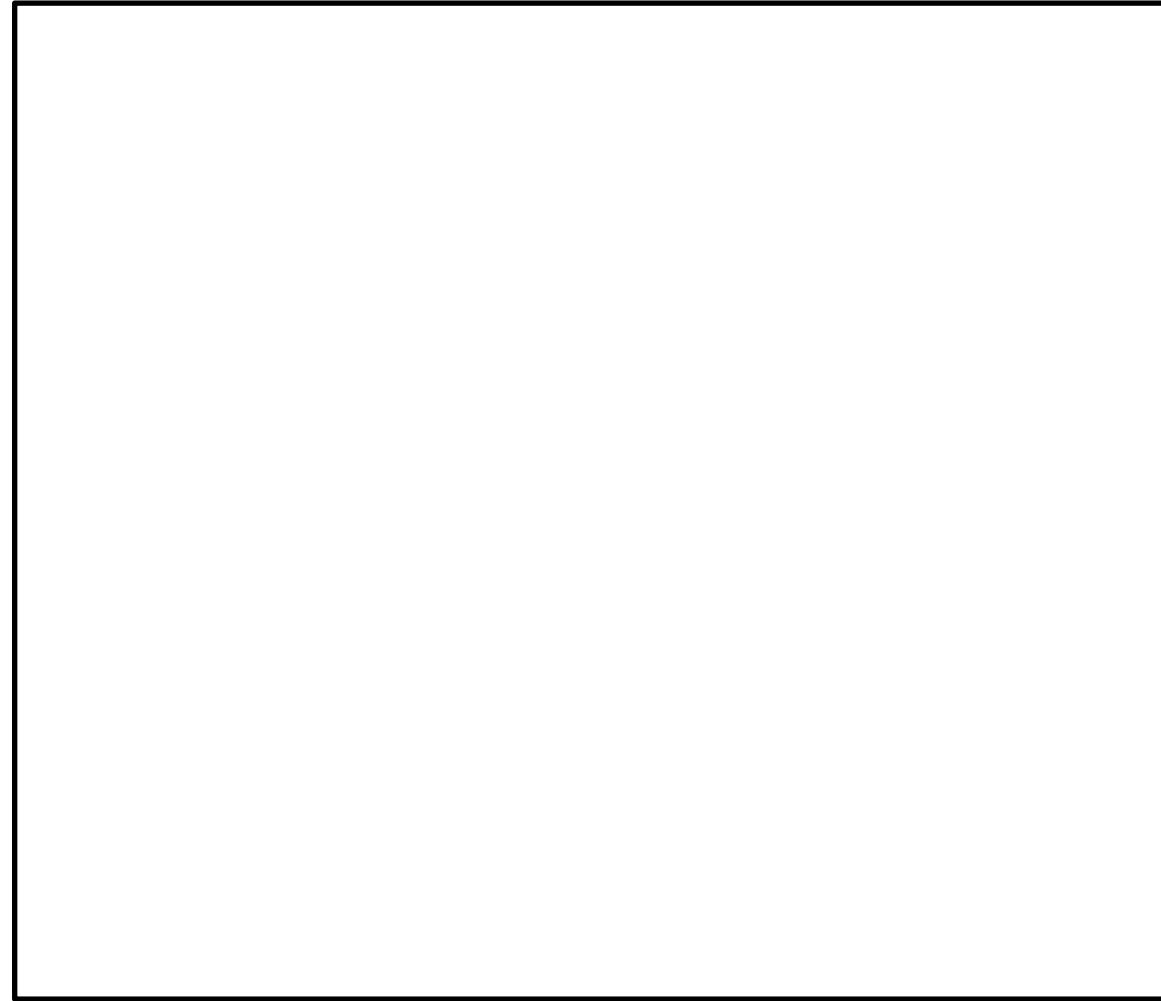


図 4 機器配置図 (中央制御室)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-4 系統図	52-4 系統図	

1. 耐圧強化ベント系の系統概要図

耐圧強化ベント系の系統概要図を図 52-4-1 に示す。また、耐圧強化ベント系の弁リストを表 52-4-1 に示す。

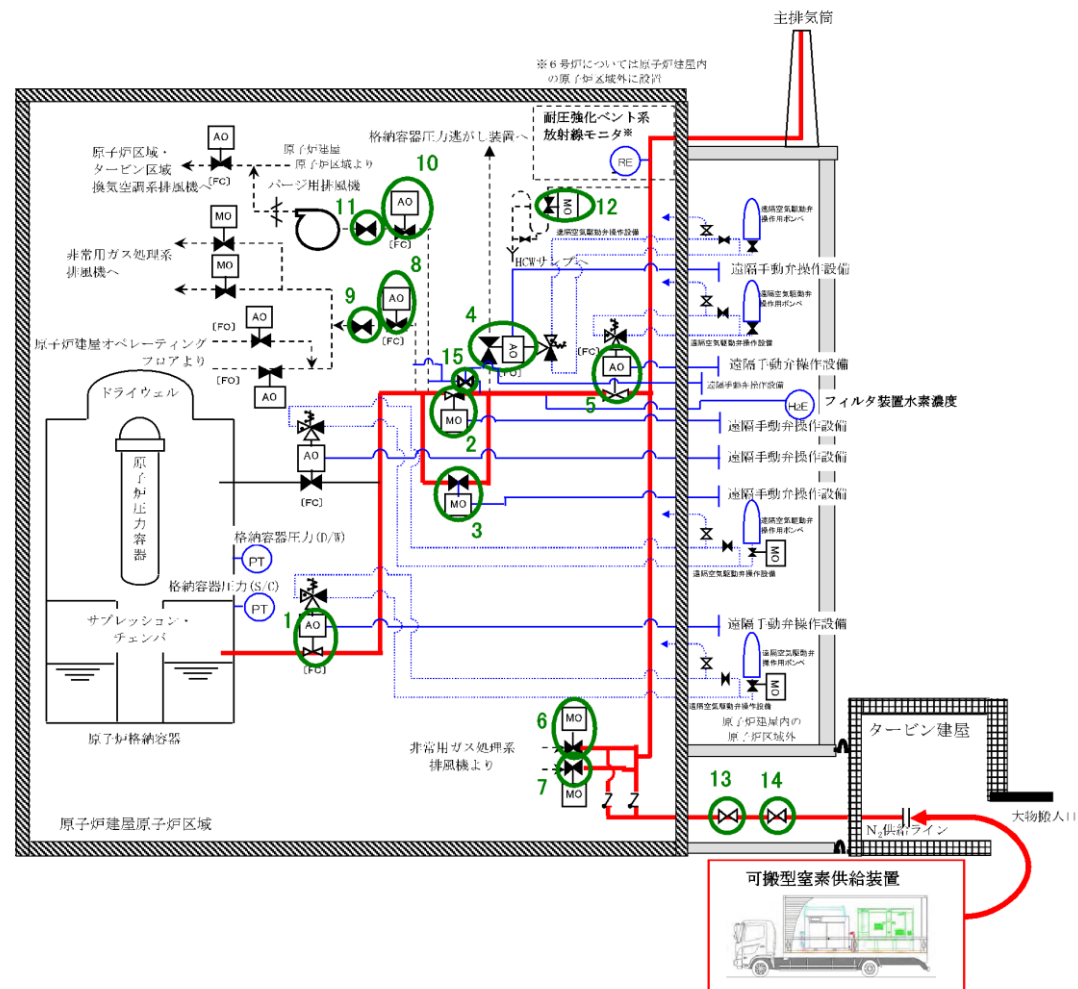


図 52-4-1 耐圧強化ベント系 系統概略図

・設備の相違

表 52-4-1 耐圧強化ベント系 弁リスト

No.	弁名称
1	一次隔離弁 (サブプレッション・チェンバ側)
2	二次隔離弁
3	二次隔離弁バイパス弁
4	フィルタ装置入口弁
5	耐圧強化ベント弁
6	非常用ガス処理系 フィルタ装置出口隔離弁 A
7	非常用ガス処理系 フィルタ装置出口隔離弁 B
8	非常用ガス処理系 第一隔離弁
9	非常用ガス処理系 第二隔離弁
10	換気空調系 第一隔離弁
11	換気空調系 第二隔離弁
12	非常用ガス処理系 Uシール隔離弁
13	耐圧強化ベント系 N ₂ パージ用元弁(二次格納施設側)
14	耐圧強化ベント系 N ₂ パージ用元弁(タービン建屋側)
15	水素バイパスライン止め弁

1. 窒素ガス代替注入系

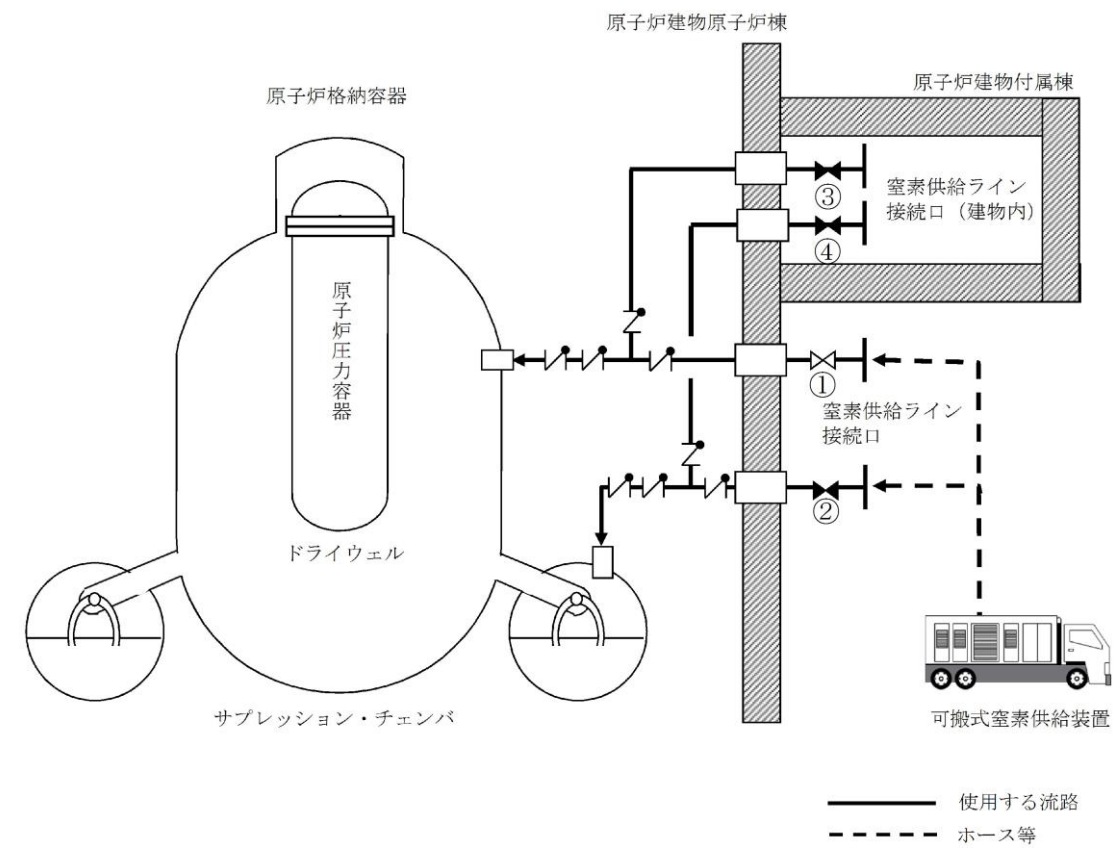


図1 窒素ガス代替注入系 系統概要図

表1 弁リスト

No.	弁名称
1	ANI 代替窒素供給ライン元弁 (D/W側)
2	ANI 代替窒素供給ライン元弁 (S/C側)
3	ANI 建物内代替窒素供給ライン元弁 (D/W側)
4	ANI 建物内代替窒素供給ライン元弁 (S/C側)

・設備の相違
島根2号炉は、窒素ガス代替注入系をSA設備とする

2. 計装設備の系統概要図

格納容器内水素濃度 (SA) , 格納容器内酸素濃度及び格納容器内酸素濃度の系統概要図を図 52-4-2 に示す。

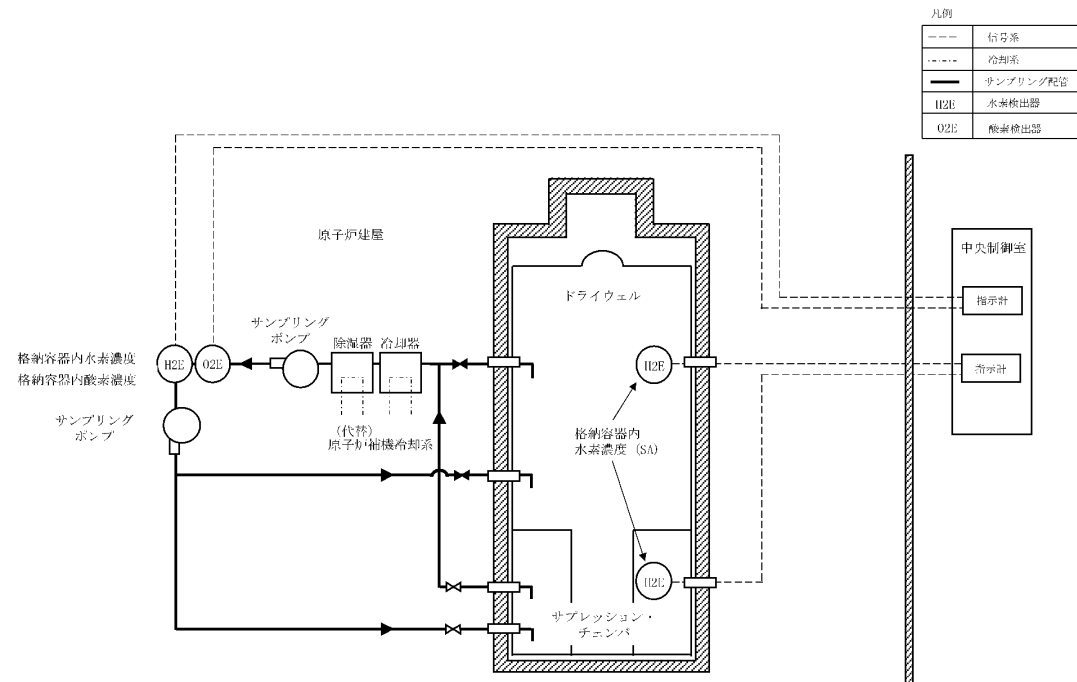


図 52-4-2 水素濃度監視設備及び酸素濃度監視設備に関する系統概要図

2. 計装設備の系統概要図

格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA) の系統概要図を図 2 に示す。また、格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器酸素濃度 (B系) の系統概要図を図 3 に示す。

いずれの計装設備もサンプルガスは被ばく低減の観点から格納容器内に回収する構成とし、サンプル入口をドライウェルとサプレッション・チェンバの2カ所、サンプル出口をドライウェルまたはサプレッション・チェンバの1カ所としている。サンプル入口と出口が異なる計測を行う場合においても、格納容器容積に対してサンプルガスの流量は小流量でありサンプルガスの移動は無視できる程度であるため、機能上の問題はない。サンプル出口を既許可の格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器酸素濃度 (B系) はサプレッション・チェンバとしているが、新設する格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA) は、格納容器貫通部の空き状況や配管ルートを踏まえて施工性の観点からドライウェルとしている。

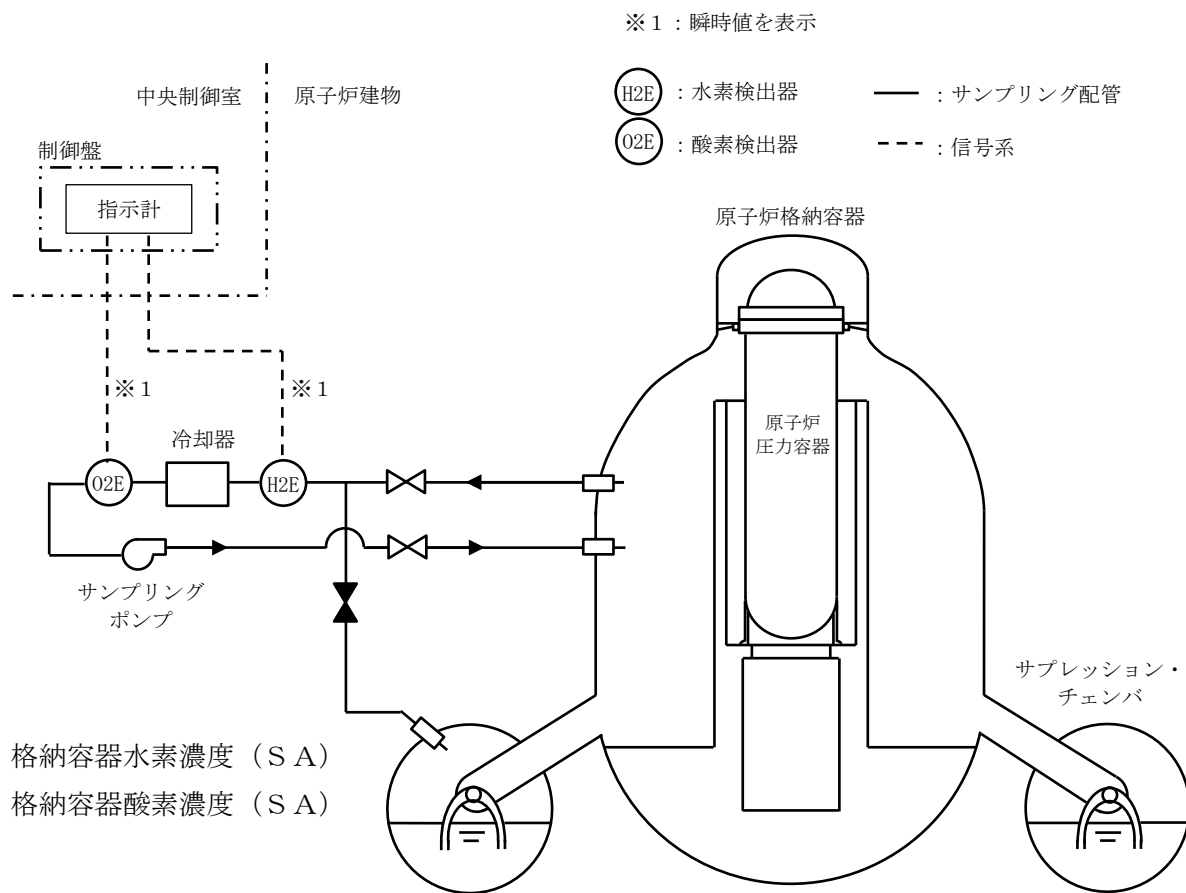
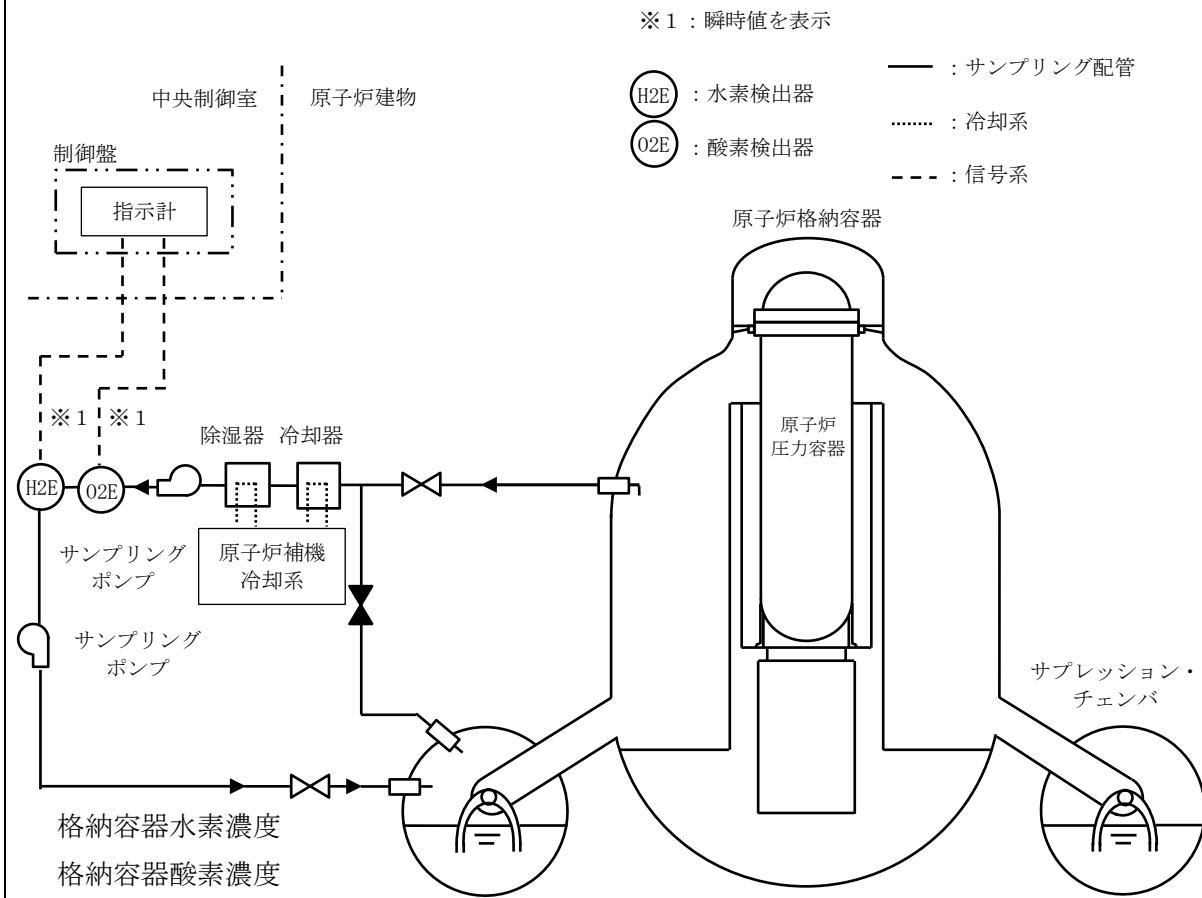


図 2 格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA) に関する系統概要図

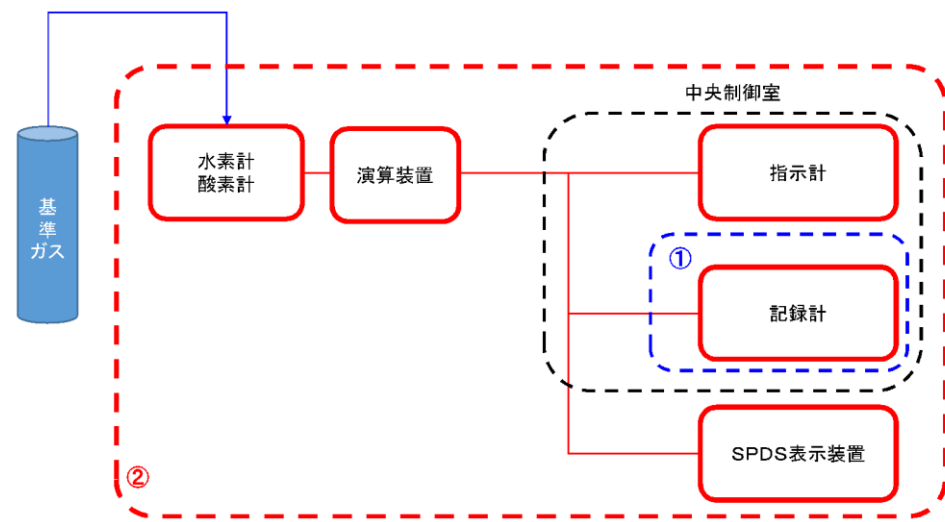
・設備の相違



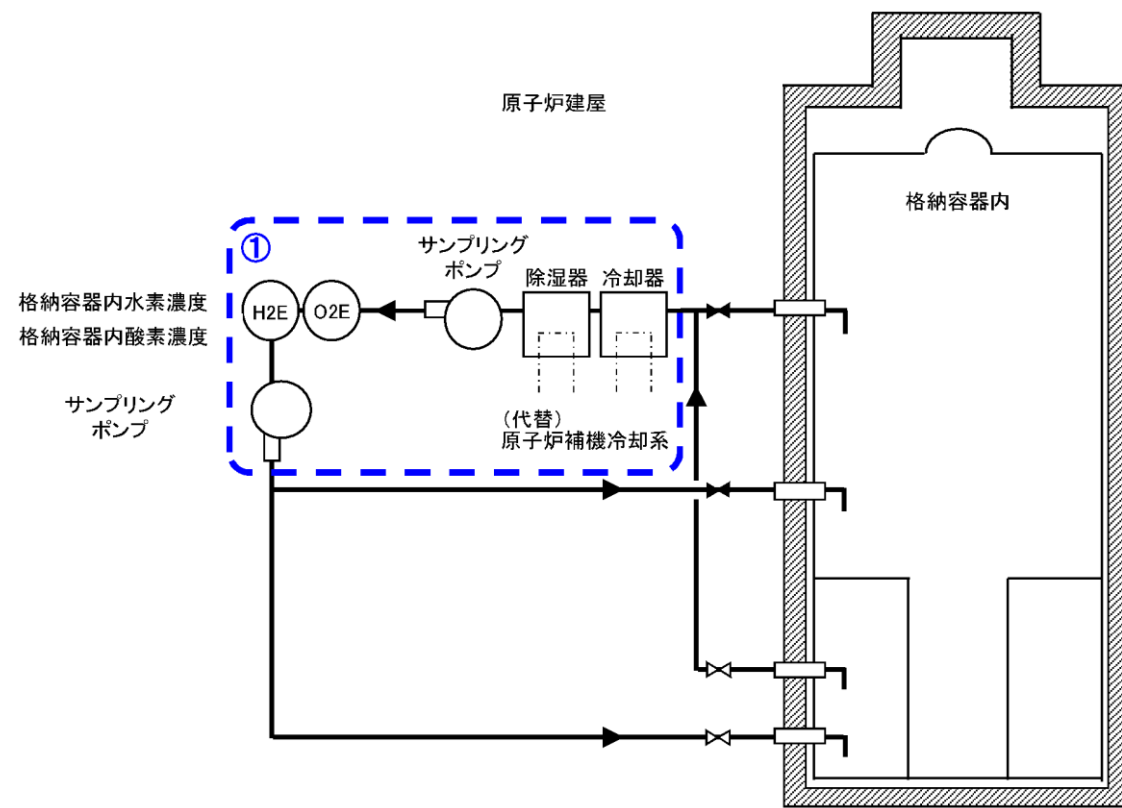
※2系列のうちB系を示す。

図3 格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器酸素濃度 (B系) に関する系統概要図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-5 試験及び検査	52-5 試験及び検査	



- ①記録計に模擬入力を実施し計器の校正を実施(点検)
- ②基準ガスによる検出器の校正及び、中央制御室(指示計・記録計)並びにSPDS表示装置までのループ試験を実施(点検・検査)



- ①サンプリング装置の運転性能、漏えいの確認を実施(点検・検査)

図 52-5-1 計装設備の試験及び検査

・資料構成及び設備の相違
島根2号炉は、図2及び図3
に記載

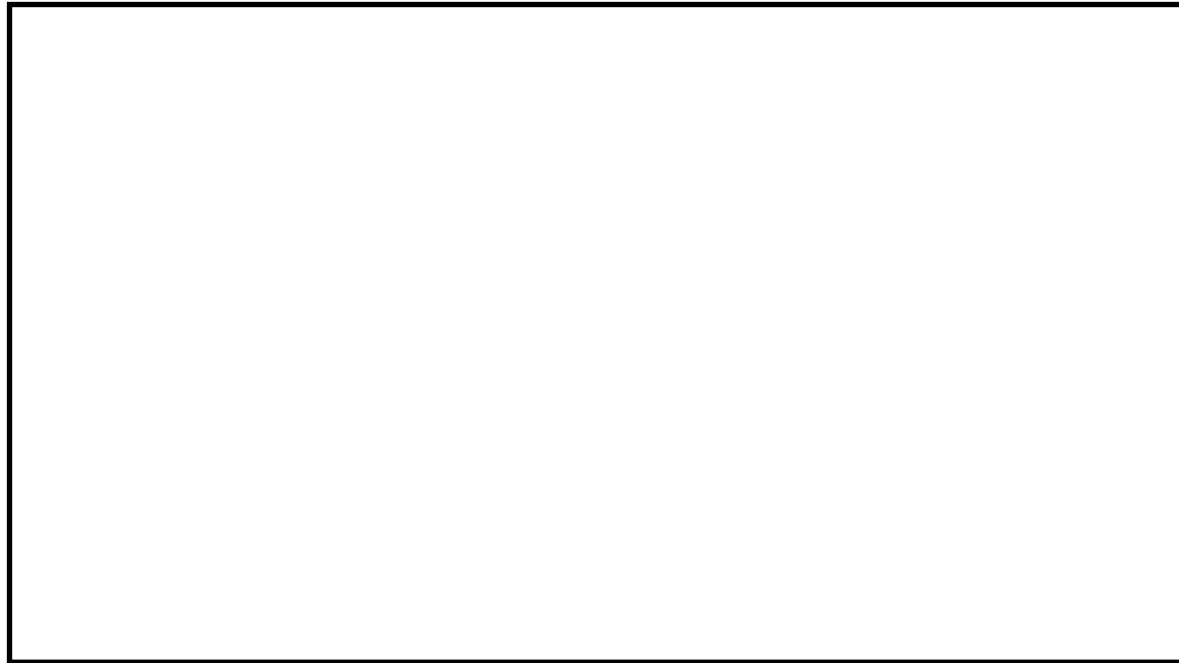


図 52-5-2 可搬型窒素供給装置構造図

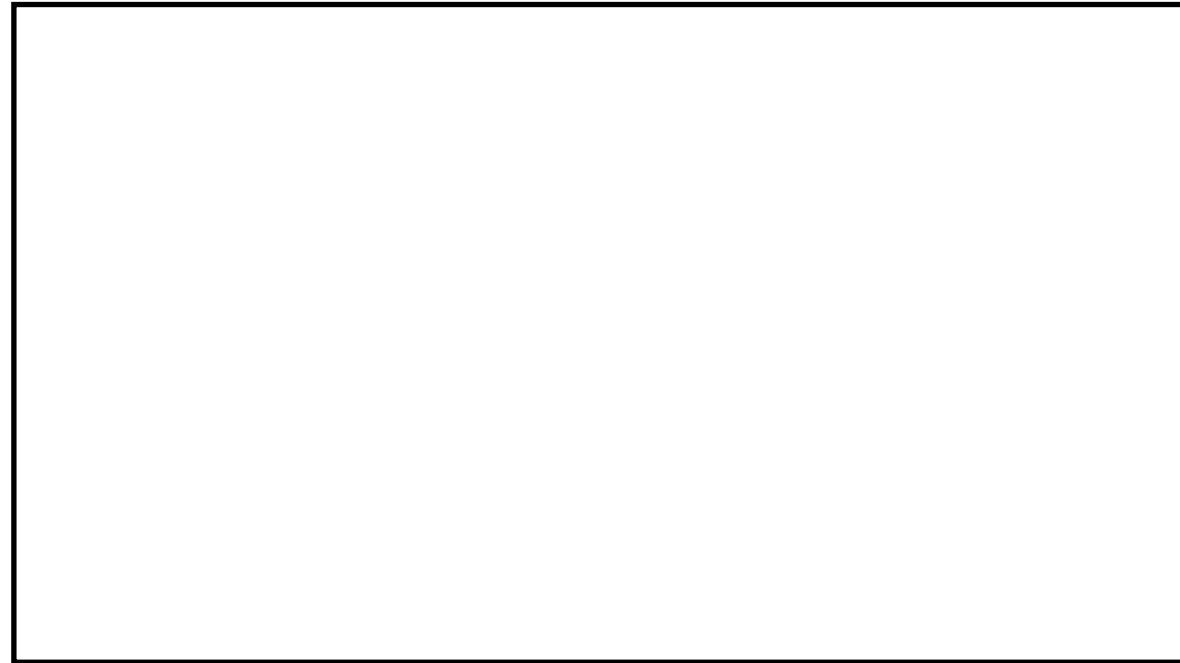


図 1 可搬式窒素供給装置構造図

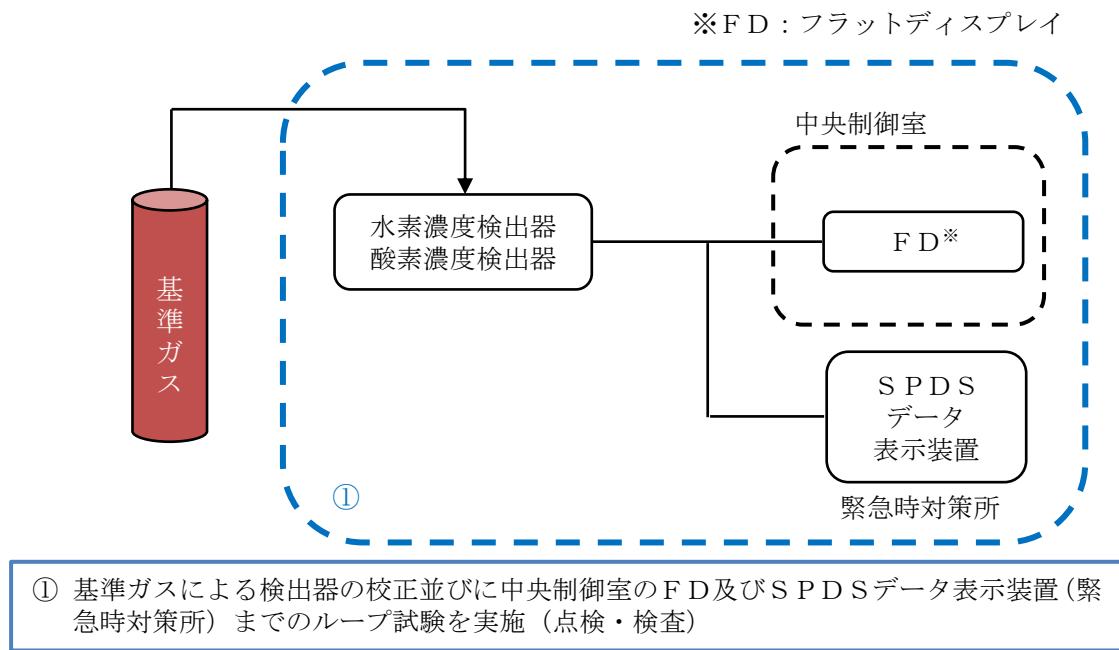
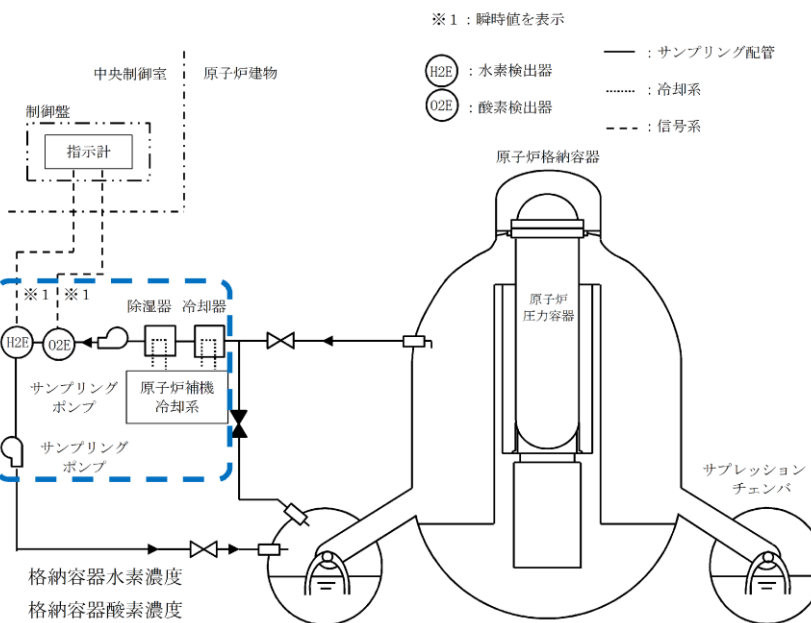
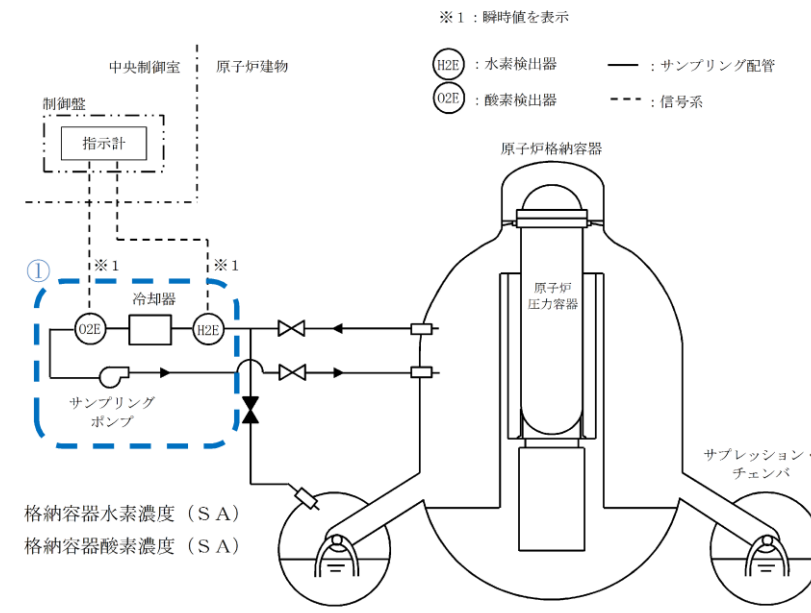


図2 計装設備の試験及び検査①

・資料構成及び設備の相違
柏崎6/7は, 図52-5-1に記載



※2系列のうちB系を示す。

①サンプリング装置の運転性能, 漏えいの確認を実施 (点検・検査)

図3 計装設備の試験及び検査②

・資料構成及び設備の相違
柏崎6/7は, 図52-5-1に記載

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 点検計画

機器又は系統名	実施数(機器名)	集合の重要度	点検及び試験・検査の項目	集合方式または期度	検査名	備考 ()内は適用する設備点検技術	
濃縮液ポンプ	濃縮液ポンプ(B)	3	分解点検	8.3M※	—	体止設備 ※年月管理	
			継目点検 (異音由交換) (センタリング)	4.7M※	—	※年月管理	
	濃縮液ポンプ電動機(A)	3	分解点検	8.3M※	—	※年月管理	
	濃縮液ポンプ電動機(B)	3	分解点検	8.3M※	—	体止設備 ※年月管理	
	濃縮液タンク(A)	3	開放点検	3.1M※	—	※液抜き取り後本機点検実施 ※年月管理	
			非破壊試験	B	固体廃棄物処理系容器検査		
濃縮液タンク(B)	3	開放点検	3.1M※	—	体止設備 ※年月管理		
		非破壊試験	B	固体廃棄物処理系容器検査			
原子炉格納容器	原子炉格納容器(入機試験) 1式	1	船えい試験	1C	原子炉格納容器船えい検査	定検停止中	
	原子炉格納容器	1	開放点検	1.3M	—	定検停止中	
原子炉格納容器附属装置	乾燥空気去水 2.9台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	不活性ガス系 2.4台	A	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	原子炉冷却材浄化系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	可燃性ガス濃度制御系 8台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	廃棄物処理系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	試料採取系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	復水補給水系 2台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	稼働式炉心内計装系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	セプレッションプール浄化系 3台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	ボグランド部漏えい処理系 1台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	格納容器内空気モニタ系 4台	A	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	原子炉補機冷却系 6台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	換気空調機常用冷却水系 3台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器附属装置機能検査	定検停止中	
	主風気管ドレン系 2台	1	機能・性能試験	1C	主風気管附属装置機能検査	定検停止中	
	炉水サンプル系 2台	1	機能・性能試験	1C	主風気管附属装置機能検査	定検停止中	
	原子炉格納容器隔離弁 B2.1-F06.1	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 B2.1-F06.1	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 B2.1-F06.2	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 B2.1-F06.2	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 C4.1-F00.7	1	分解点検	1.30M	—	定検停止中	
	原子炉格納容器隔離弁 C4.1-F00.8	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 G3.1-F00.2	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 G3.1-F00.3	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 G3.1-F01.7	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 G3.1-F01.8	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 K1.1-F00.3	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 K1.1-F00.4	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 K1.1-F10.3	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 K1.1-F10.4	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
	原子炉格納容器隔離弁 T3.1-F00.2	1	分解点検	6.5M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中
原子炉格納容器隔離弁 T3.1-F00.3	1	分解点検	6.5M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中	
原子炉格納容器隔離弁 T3.1-F01.0	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中	
原子炉格納容器隔離弁 T3.1-F01.1	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中	
原子炉格納容器隔離弁 T3.1-F01.2	1	分解点検	1.30M	—	原子炉格納容器隔離弁分解検査	定検停止中	

・資料構成の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 点検計画

機器又は系統名	実施数(機組数)	安全の重要度	点検及び試験・検査の項目	保全方式または優先	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術
CF冷却水移送ポンプ(B)	CF冷却水移送ポンプ(B)	3	分解点検	8.0M	—	中継員管理
			軸基点検 [センターリング] (標準点検)	4.7M	—	中継員管理
	CF冷却水移送ポンプ(A)電動機	3	分解点検	8.0M	—	中継員管理
	CF冷却水移送ポンプ(B)電動機	3	分解点検	8.0M	—	中継員管理
	CF冷却水交換タンク	3	開放点検	1.0.1M	—	中継員管理
			非破壊試験	B	同位体異物処理系点検表	
	CUW冷却水移送ポンプ(A)	3	分解点検	8.0M	—	中継員管理
			軸基点検 [センターリング] (標準点検)	4.7M	—	中継員管理
	CUW冷却水移送ポンプ(B)	3	分解点検	8.0M	—	中継員管理
			軸基点検 [センターリング] (標準点検)	4.7M	—	中継員管理
	CUW冷却水移送ポンプ(A)電動機	3	分解点検	8.0M	—	中継員管理
	CUW冷却水移送ポンプ(B)電動機	3	分解点検	8.0M	—	中継員管理
CUW冷却水交換タンク	3	開放点検	1.0.1M	—	中継員管理	
		非破壊試験	B	同位体異物処理系点検表		
原子炉格納容器	原子炉格納容器(A種試験) 1式	1	漏えい試験	1C	原子炉格納容器漏えい点検表	定期停止中
	原子炉格納容器	1	点検	1.3M	—	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	格納容器隔離系 2台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	不活性ガス系 1.6台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	原子炉冷却材浄化系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	可溶性ガス濃度調整系 8台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	廃棄物処理系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	試料採取系 8台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	廃水処理系 2台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	移動式貯蔵槽試験系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	漏えい検出系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	サブレーションポンプ浄化系 3台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	ボンプ下流漏えい検出系 4台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	格納容器内空気キョウ空 4台	2	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	原子炉格納容器系 6台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	臭気空調機用冷却水系 3台	1	機能・性能試験	1C	原子炉格納容器隔離系機能検査	定期停止中
	工場風量ドレン系 2台	1	機能・性能試験	1C	工場風量系機能検査	定期停止中
	炉水サンプル系 2台	1	機能・性能試験	1C	工場風量系機能検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	B2.1-F05.1A	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	B2.1-F05.1B	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	B2.1-F05.2A	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	B2.1-F05.2B	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	C4.1-F00.7	1	分解点検	1.0.0M	—	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	C4.1-F00.8	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	G3.1-F00.2	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	G3.1-F00.3	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	G3.1-F00.7	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	G3.1-F00.8	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	K1.1-F00.3	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	K1.1-F00.4	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中
原子炉格納容器隔離系	K1.1-F10.3	1	分解点検	1.0.0M	原子炉格納容器隔離系分解検査	定期停止中

・資料構成の相違



図 52-5-3 電動駆動弁構造図



図 52-5-4 空気駆動弁構造図



図 52-5-5 遠隔手動弁操作設備構造図 (例 : 7 号炉 二次隔離弁)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-6 容量設定根拠	52-6 容量設定根拠	

名称		耐圧強化ベント系 (系統容量)
最高使用圧力	kPa[gage]	620
最高使用温度	℃	171
設計流量	kg/s	15.8

【設定根拠】

炉心の著しい損傷が発生した場合であって、代替循環冷却系を長期使用した際に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出することにより、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備として使用する。

(1) 最高使用圧力

原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍である620kPa[gage]とする。

炉心損傷後の耐圧強化ベント系は、代替循環冷却系を長期使用した際に使用するものであり、耐圧強化ベント系を使用する際の原子炉格納容器の圧力は620kPa[gage]以下となることを確認している。そのため、原子炉格納容器に接続される耐圧強化ベント系の圧力も620kPa[gage]以下となる。

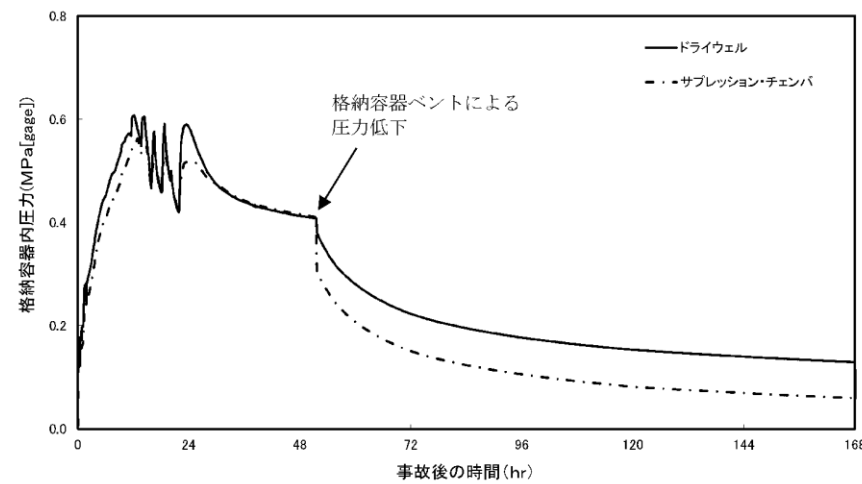


図 52-6-1 原子炉格納容器圧力推移
(大 LOCA+SB0+全 ECCS 機能喪失, 代替循環冷却系使用)

・設備の相違

(2) 最高使用温度

原子炉格納容器の最高使用温度である 171℃とする。

炉心損傷後の耐圧強化ベント系は、代替循環冷却系を長期使用した際に使用するものであり、耐圧強化ベント系を使用する際の原子炉格納容器の温度は 171℃以下となることを確認している。そのため、原子炉格納容器に接続される耐圧強化ベント系の温度も 171℃以下となる。

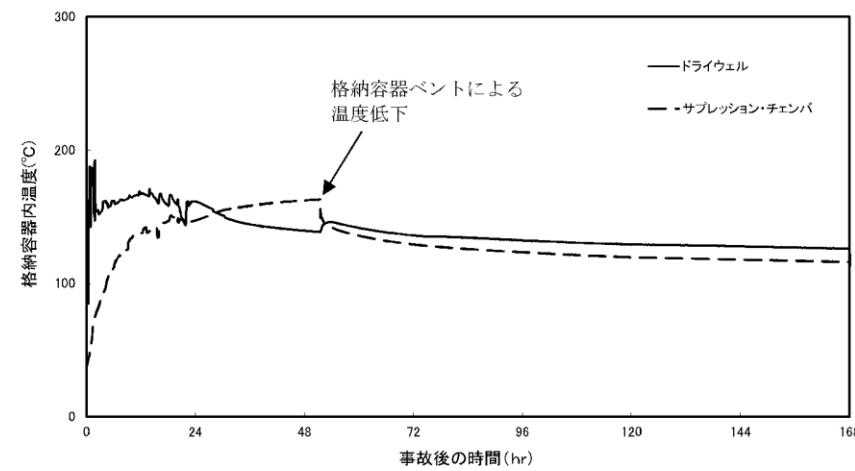


図 52-6-2 原子炉格納容器温度推移
(大 LOCA+SBO+全 ECCS 機能喪失, 代替循環冷却系使用)

(3) 設計流量 (ベントガス流量)

原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力の状態で耐圧強化ベント系を使用した際に、原子炉の定格熱出力の 1%に相当する発生蒸気量 15.8kg/s を排出可能な設計とする。

炉心損傷後に代替循環冷却系を長期使用した際に、耐圧強化ベント系を使用することにより、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出可能であることを確認している。そのため、原子炉格納容器の水素爆発を防止するために十分な容量である。

なお、以下の図 52-6-3 及び図 52-6-4 は、放射線分解に伴う水素及び酸素の発生量を保守的に大きく想定した場合の原子炉格納容器内の濃度変化を示している。

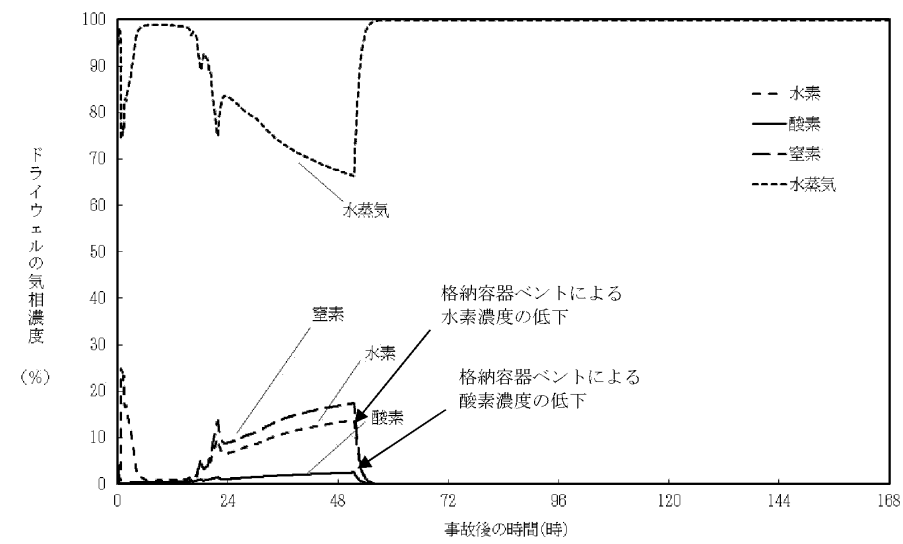


図 52-6-3 原子炉格納容器（ドライウエル）気相濃度
 (大 LOCA+SBO+全 ECCS 機能喪失, 代替循環冷却系使用)

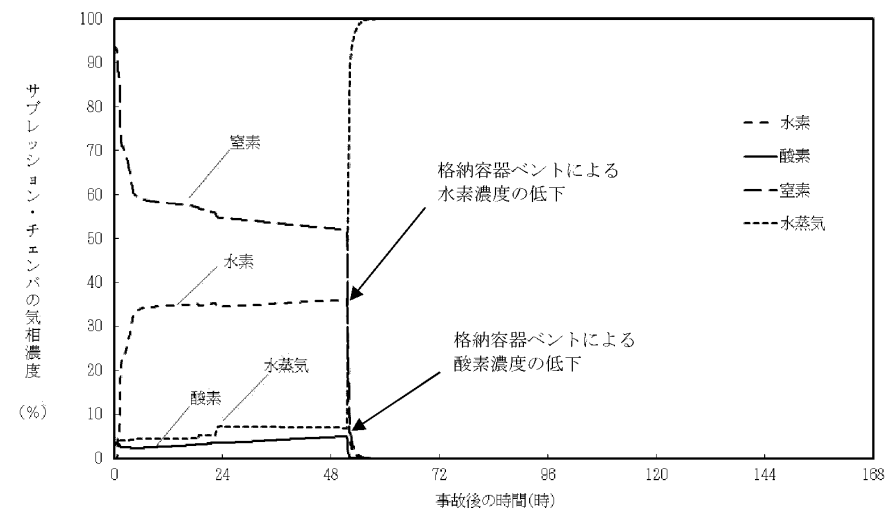


図 52-6-4 原子炉格納容器（サブプレッション・チェンバ）気相濃度
 (大 LOCA+SBO+全 ECCS 機能喪失, 代替循環冷却系使用)

名 称		サプレッション・チェンバ
容量	m ³	約 3600
限界圧力	kPa[gage]	620
限界温度	℃	200

【設定根拠】

サプレッション・チェンバのプール水は、炉心の著しい損傷が発生後の原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを、サプレッション・チェンバ側の耐圧強化ベント系により排出する際において、排出ガス中の放射性物質をスクラビング効果により低減するために使用する。

(1) 容量

サプレッション・チェンバ側の耐圧強化ベント系でベント操作をする際にスクラビング効果による放射性物質の低減を行うためには、ドライウエルからサプレッション・チェンバに繋がる原子炉格納容器内のベント管の水平吐出管が、上段、中段、下段ともにサプレッション・チェンバのプール水に水没していることが必要になる。

サプレッション・チェンバのプール水量については、ベント管の幾何学的条件を満足するために、プール水深は \square m 以上（水量で言うと \square m³ 以上）必要となる。このベント管水深を、事故時のドロウダウン水量（ \square m³）を考慮しても確保するために、サプレッション・チェンバのプール水量は約 3600m³（最小水量 \square m³+ドロウダウン水量 \square m³=3580m³）で設計している。

よって、サプレッション・チェンバのプール水量（約 3600m³）は、事故時のドロウダウン水量を考慮しても、ベント管水深 \square m 以上が確保される設計であることから、想定される重大事故等時において、ベント管の水平吐出管は下図のとおりサプレッション・チェンバのプール水に水没した状態になることから、耐圧強化ベント系でベント操作する際に、スクラビング効果による放射性物質の低減を行うために十分な容量を有している。よって、設計基準事故対処設備としての設計上のサプレッション・チェンバのプール水量と同じ約 3600m³とする。

※ドロウダウン水量

LOCA 時には非常用炉心冷却（ECCS）などによってプール水が圧力容器内に注入されるが、破断口から溢れた ECCS 水は下部ドライウエルなどに溜まってしまい、その分プール水が減少する水量

・設備の相違
島根 2 号炉は、耐圧強化ベントを自主対策設備と位置付けるため、サプレッション・チェンバを記載しない

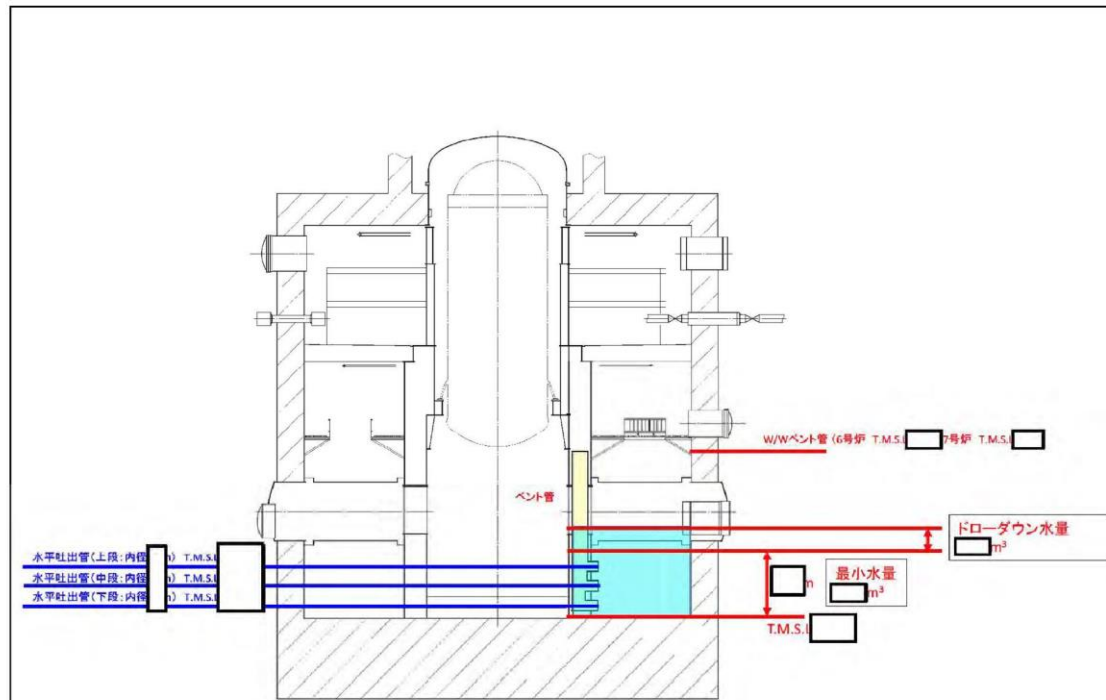


図 52-6-5 サプレッション・チェンバ・プール水量について

(2) 限界圧力

原子炉格納容器の限界圧力である 620kPa[gage]とする。

(3) 限界温度

原子炉格納容器の限界温度である 200℃とする。

名 称		可搬型窒素供給装置
容量	Nm ³ /h/台	約 70
<p>【設 定 根 拠】 可搬型窒素供給装置は重大事故等時に以下の機能を有する。</p> <p>耐圧強化ベント系として使用する可搬型窒素供給装置は、耐圧強化ベント系の排出ラインにおいて、排気中に含まれる水素ガスによる水素爆発を防止するため、排出ラインを不活性ガスである窒素ガスでパージするために使用する。</p> <p>可搬型窒素供給装置を用いた、耐圧強化ベント系排出ラインの窒素ガスパージは、耐圧強化ベント系を使用する前に完了する必要がある。窒素ガスパージに長時間を要してしまうと、適切なタイミングで耐圧強化ベント系を使用することができず、操作の成立性が確保できなくなるおそれがある。そのため、可搬型窒素供給装置は、窒素ガスパージを短時間で完了させるため、窒素ガスパージを実施する排出ラインの容積に対して、十分な容量（流量）を有する設計とする。</p> <p>ここで、窒素ガスパージを実施する耐圧強化ベント系の排出ラインの容積は以下のとおりとなる。（可搬型窒素供給装置から、接続先である非常用ガス処理系の接続部までの容積を含む）</p> <p>【6号炉】 耐圧強化ベント系 排出ライン容積：約 10m³</p> <p>【7号炉】 耐圧強化ベント系 排出ライン容積：約 10m³</p> <p>そのため、これらの排出ラインの窒素ガスパージを短時間で完了させるため、可搬型窒素供給装置の容量を1台あたり約 70Nm³/h とする。</p>		

・設備の相違
 島根2号炉は、耐圧強化ベントを自主対策設備と位置付けるため、可搬式窒素供給装置を記載しない

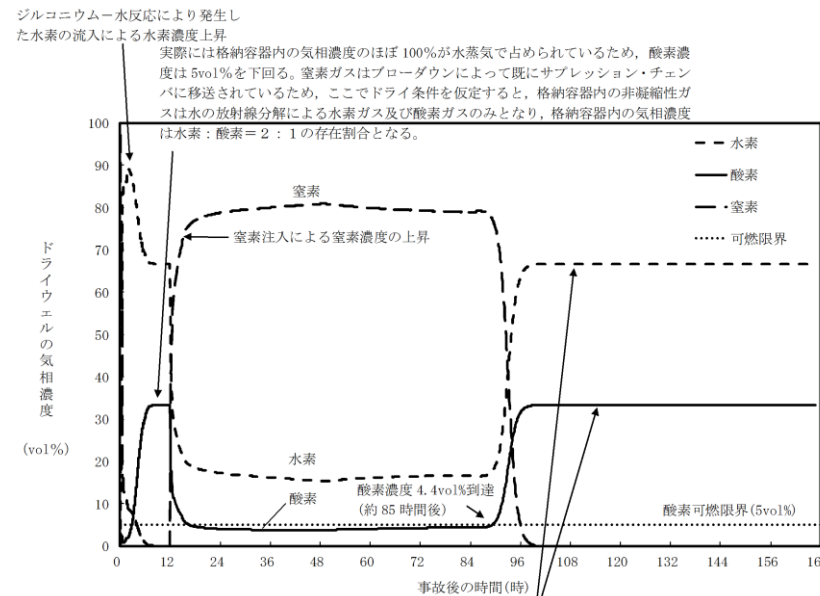
名 称		可搬式窒素供給装置
容 量	m ³ /h[normal]	約 100
窒 素 純 度	Vol%	約 99.9
供 給 圧 力	MPa	0.6 以上

【設 定 根 拠】

(1) 容量及び窒素純度

可搬式窒素供給装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、水の放射線分解によって発生する酸素の濃度上昇を抑制可能な設計とし、残留熱代替除去系又は残留熱除去系による除熱を開始した時点で原子炉格納容器内への窒素供給を実施する。

有効性評価シナリオ「水素燃焼」において、設計基準事故等対処設備である可燃性ガス濃度制御系の性能評価で使用しているG値を採用した場合のドライウエル及びサブプレッション・チェンバの気相濃度の推移を図1及び図2に示す。事象発生12時間後にドライウエルへの窒素供給を開始し、100m³/h[normal]にて窒素供給を実施する。事象発生約85時間後にドライウエルの酸素濃度がドライ条件で4.4vol%にと達すれば、格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出することによって、原子炉格納容器内の酸素濃度は低下し、事象発生から168時間後においても、原子炉格納容器の酸素濃度が可燃限界である5.0vol%に到達することはない。



約85時間後にドライウエル気相部の酸素濃度が4.4vol%に到達するため、ウェットウエルベントラインを開放。これに伴い格納容器内の気体が格納容器外に排出される。開放後、現実的には格納容器内で発生し続ける水蒸気が格納容器内の気相濃度のほぼ100%を占め続けるが、ここでドライ条件を仮定すると、格納容器内の非凝縮性ガスは水の放射線分解による水素ガス及び酸素ガスのみとなるため、格納容器内の気相濃度は水素：酸素=2：1の存在割合となる。

図1 「水素燃焼」において可燃性ガス濃度制御系の性能評価で使用しているG値を採用した場合のドライウエルの気相濃度の推移 (ドライ条件)

・設備の相違
島根2号炉は、原子炉格納容器への窒素供給のため、可搬式窒素供給装置をSA設備とする

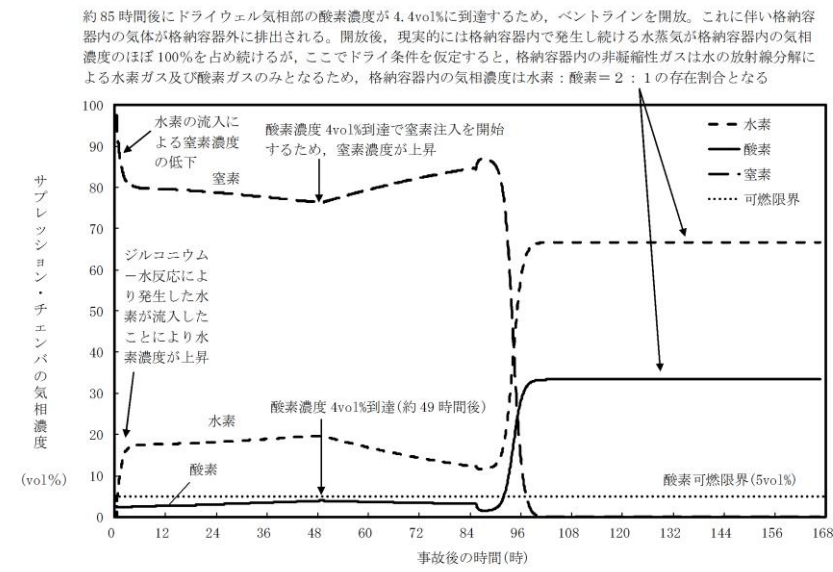


図2 「水素燃焼」において可燃性ガス濃度制御系の性能評価で使用しているG値を採用した場合のサプレッション・チェンバの気相濃度の推移（ドライ条件）

(2) 供給圧力

可搬式窒素供給装置は、0.6MPa以上の供給圧力を有しており、重大事故等時においても原子炉格納容器への窒素供給が可能な設計としている。

原子炉格納容器への窒素供給は格納容器圧力が427kPa[gage]到達により停止する手順としており、その時点での格納容器圧力は供給圧力を下回っていることから十分な供給圧力を有している。

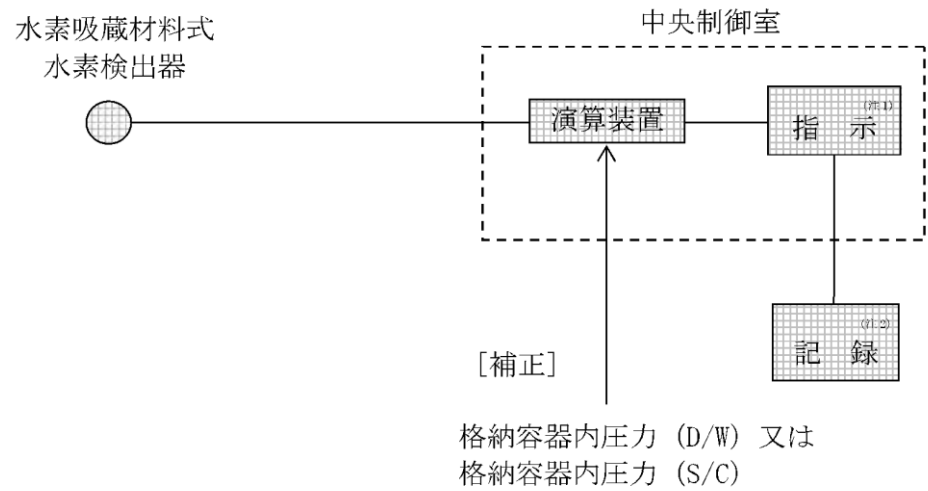
1. 格納容器内水素濃度 (SA)

(1) 設置目的

格納容器内水素濃度 (SA) は、重大事故等時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で水素濃度を監視することを目的として原子炉格納容器内に検出器を設置し、水素濃度を測定する。

(2) 設備概要

格納容器内水素濃度 (SA) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内水素濃度 (SA) の検出信号は、水素吸蔵材料式水素検出器からの抵抗値を、中央制御室の演算装置を経由して指示部にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内水素濃度 (SA) を中央制御室に指示し、記録する。(図52-6-6「格納容器内水素濃度 (SA) の概略構成図」参照。)



(注1) 記録計
(注2) 緊急時対策支援システム伝送装置

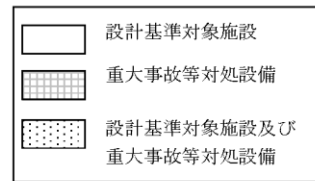


図 52-6-6 格納容器内水素濃度 (SA) の概略構成図

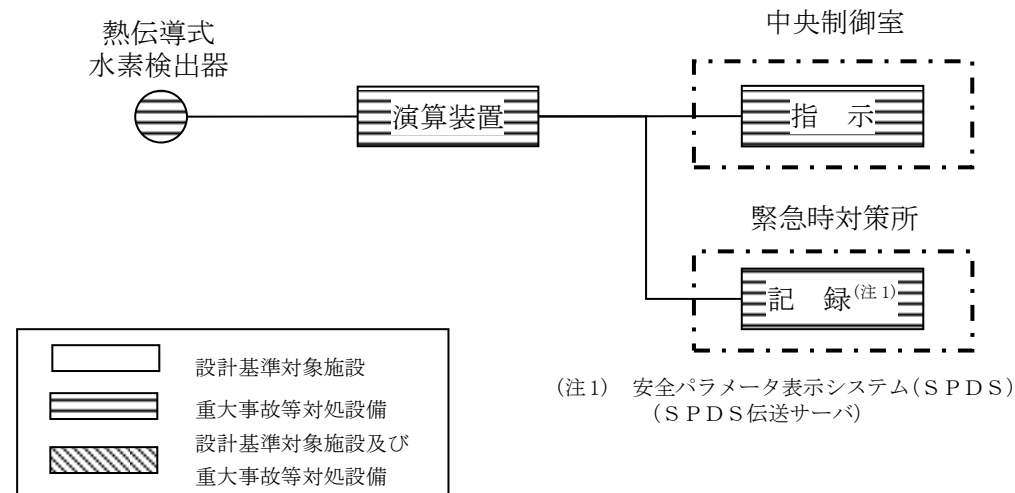
1. 格納容器水素濃度 (SA)

(1) 設置目的

格納容器水素濃度 (SA) は、重大事故等時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で水素濃度を監視することを目的として格納容器内のガスをサンプリングし、水素濃度を測定する。

(2) 設備概要

格納容器水素濃度 (SA) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器水素濃度 (SA) の検出信号は、熱伝導式水素検出器からの電流信号を演算装置にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器水素濃度 (SA) を中央制御室に指示し、緊急時対策所にて記録する。(図1「格納容器水素濃度 (SA) の概略構成図」参照。)



(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS) (SPDS伝送サーバ)

図 1 格納容器水素濃度 (SA) の概略構成図

・設備の相違

・設備の相違

・設備の相違

(3) 計測範囲

格納容器内水素濃度 (SA) の仕様を表 52-6-1 に、計測範囲を表 52-6-2 に示す。

表 52-6-1 格納容器内水素濃度 (SA) の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器内水素濃度 (SA)	水素吸蔵材料式水素検出器	0~100vol%	2	原子炉格納容器内

表 52-6-2 格納容器内水素濃度 (SA) の計測範囲

名称	計測範囲	プラントの状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時	設計基準事故時 (運転時の異常な過渡変化時を含む)	重大事故等時		
				炉心 損傷前	炉心 損傷後	
格納容器内水素濃度 (SA)	0~100vol%	0vol%	0~6.2vol%	0vol%	0~38vol%	重大事故等時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲 (0~38vol%) を監視可能である。

(3) 計測範囲

格納容器水素濃度 (SA) の仕様を表 1 に、計測範囲を表 2 に示す。

表 1 格納容器水素濃度 (SA) の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器水素濃度 (SA)	熱伝導式水素検出器	0~100vol%	1	原子炉建物原子炉棟中2階

表 2 格納容器水素濃度 (SA) の計測範囲

名称	計測範囲	プラント状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時	設計基準事故時 (運転時の異常な過渡変化時を含む)	重大事故等時		
				炉心 損傷前	炉心 損傷後	
格納容器水素濃度 (SA)	0~100vol%	0vol%	0~2.0vol%	0vol%	0~90.4vol%	重大事故等時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲 (0~90.4vol% ^{※2}) を監視可能である。

*1: プラントの状態の定義は、以下のとおり。

- 通常運転時: 計画的に行われる起動, 停止, 出力運転, 高温停止, 冷温停止, 燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって, その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時: 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作, 及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- 設計基準事故時: 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって, 発生する頻度は稀であるが, 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時: 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により, 発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

*1: プラント状態の定義は以下のとおり。

- 通常運転時: 計画的に行われる起動, 停止, 出力運転, 高温停止, 冷温停止, 燃料取替等の原子炉施設の運転であって, その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時: 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤操作又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載
- 設計基準事故時: 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって, 発生する頻度は希であるが, 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時: 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により, 発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

※2: 有効性評価「水素燃焼」シナリオにおける解析値を記載。

・設備の相違

・設備の相違

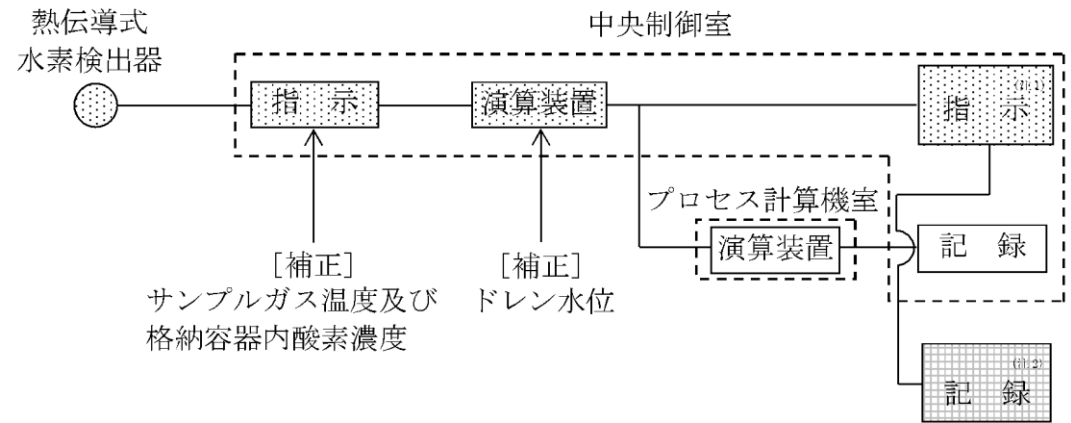
2. 格納容器内水素濃度

(1) 設置目的

重大事故等時に原子炉格納容器内で発生する水素ガス及び酸素ガスによって原子炉格納容器内が水素爆発することを防止するため、原子炉格納容器内の雰囲気ガスを排気する必要がある。このため、格納容器内水素濃度の監視を目的として原子炉建屋原子炉区域内に検出器を設置し、原子炉格納容器内のガスをサンプリングすることで原子炉格納容器内の水素濃度を測定する。

(2) 設備概要

6号炉格納容器内水素濃度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内水素濃度の検出信号は、熱伝導式水素検出器からの電流信号を、中央制御室の指示部にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内酸素濃度を中央制御室に指示し、記録する。(図52-6-7「6号炉格納容器内水素濃度の概略構成図」参照。)



(注1) 記録計
(注2) 緊急時対策支援システム伝送装置

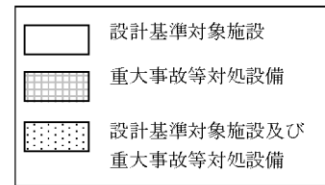


図 52-6-7 6号炉格納容器内水素濃度の概略構成図

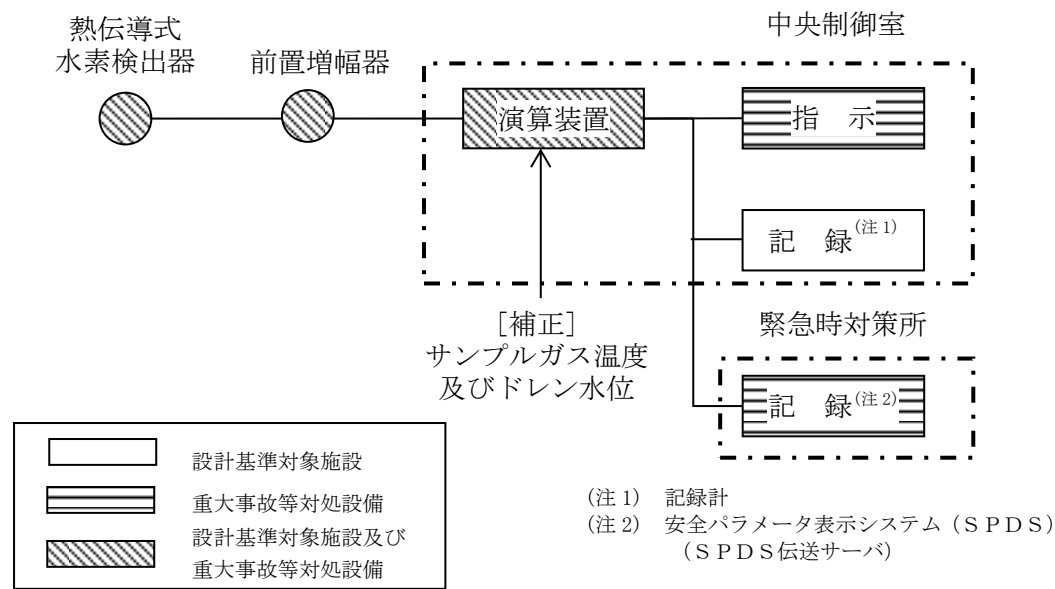
2. 格納容器水素濃度 (B系)

(1) 設置目的

重大事故等時に原子炉格納容器内で発生する水素ガス及び酸素ガスによって原子炉格納容器内が水素爆発することを防止するため、原子炉格納容器内の雰囲気ガスを排気する必要がある。このため、格納容器水素濃度の監視を目的として原子炉棟内に検出器を設置し、原子炉格納容器内のガスをサンプリングすることで原子炉格納容器内の水素濃度を測定する。

(2) 設備概要

格納容器水素濃度 (B系) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器水素濃度 (B系) の検出信号は、熱伝導式水素検出器からの電圧信号を前置増幅器で増幅し、中央制御室の演算装置にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器水素濃度 (B系) を中央制御室に指示し、緊急時対策所にて記録する。(図2「格納容器水素濃度 (B系) の概略構成図」参照。)



(注1) 記録計
(注2) 安全パラメータ表示システム (SPDS) (SPDS伝送サーバ)

図 2 格納容器水素濃度 (B系) の概略構成図

・設備の相違

7号炉格納容器内水素濃度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内水素濃度の検出信号は、熱伝導式水素検出器からの電圧信号を、前置増幅器で増幅し、中央制御室の指示部にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内水素濃度を中央制御室に指示し、記録する。(図52-6-8「7号炉格納容器内水素濃度の概略構成図」参照。)

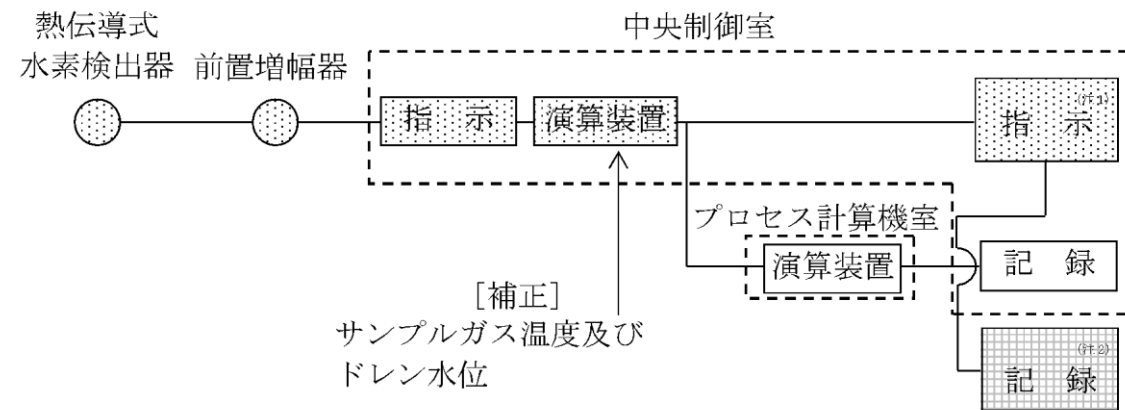


図 52-6-8 7号炉格納容器内水素濃度の概略構成図

・設備の相違

(3) 計測範囲

格納容器内水素濃度の仕様を表 52-6-3 に、計測範囲を表 52-6-4 に示す。

表 52-6-3 格納容器内水素濃度の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器内水素濃度	熱伝導式水素検出器	0~30vol% (6号炉) 0~20vol%/0~100vol% (7号炉)	2	原子炉建屋地上3, 中3階 (6号炉) 原子炉建屋地上中3階 (7号炉)

表 52-6-4 格納容器内水素濃度の計測範囲

名称	計測範囲	プラントの状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時	設計基準事故時 (運転時の異常な過渡変化時を含む)	重大事故等時		
				炉心損傷前	炉心損傷後	
格納容器内水素濃度	0~30vol% (6号炉) 0~20vol% / 0~100vol% (7号炉)	0vol%	0~6.2vol%	0vol%	0~38vol%	重大事故等時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲 (0~38vol%) を監視可能である。なお、6号炉については、格納容器内水素濃度が30vol%を超えた場合においても、格納容器内水素濃度 (SA) により把握可能。

*1: プラントの状態の定義は、以下のとおり。

- 通常運転時: 計画的に行われる起動, 停止, 出力運転, 高温停止, 冷温停止, 燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって, その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時: 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作, 及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- 設計基準事故時: 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって, 発生する頻度は希であるが, 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時: 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により, 発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

(3) 計測範囲

格納容器水素濃度 (B系) の仕様を表 3 に、計測範囲を表 4 に示す。

表 3 格納容器水素濃度 (B系) の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器水素濃度 (B系)	熱伝導式水素検出器	0 ~ 5 vol% / 0 ~ 100 vol%	1	原子炉建物原子炉棟 3階

表 4 格納容器水素濃度 (B系) の計測範囲

名称	計測範囲	プラント状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時	設計基準事故時 (運転時の異常な過渡変化時を含む)	重大事故等時		
				炉心損傷前	炉心損傷後	
格納容器水素濃度 (B系)	0 ~ 5 vol% / 0 ~ 100 vol%	0 vol%	0 ~ 2.0 vol%	0 vol%	0 ~ 90.4 vol%	重大事故等時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲 (0 ~ 90.4 vol% ^{※2}) を監視可能である。

*1: プラント状態の定義は以下のとおり。

- 通常運転時: 計画的に行われる起動, 停止, 出力運転, 高温停止, 冷温停止, 燃料取替等の原子炉施設の運転であって, その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時: 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤操作又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載
- 設計基準事故時: 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって, 発生する頻度は希であるが, 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時: 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により, 発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

※2: 有効性評価「水素燃焼」シナリオにおける解析値を記載。

• 設備の相違

• 設備の相違

3. 格納容器酸素濃度 (SA)

(1) 設置目的

格納容器酸素濃度 (SA) は、重大事故等時に酸素濃度が変動する可能性のある範囲で酸素濃度を監視することを目的として格納容器内のガスをサンプリングし、酸素濃度を測定する。

(2) 設備概要

格納容器酸素濃度 (SA) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器酸素濃度 (SA) の検出信号は、磁気力式酸素検出器からの電流信号を演算装置にて酸素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器酸素濃度 (SA) を中央制御室に指示し、緊急時対策所にて記録する。(図3「格納容器酸素濃度 (SA) の概略構成図」参照。)

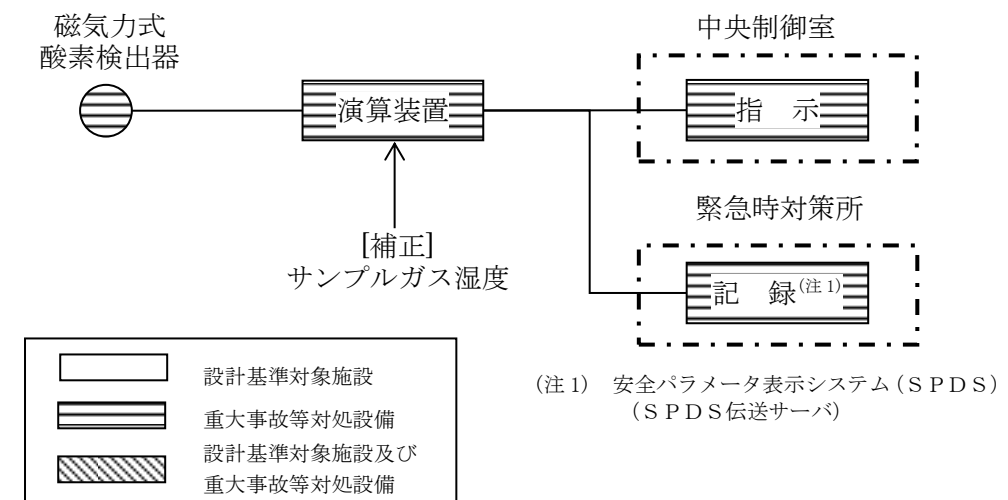


図3 格納容器酸素濃度 (SA) の概略構成図

・設備の相違

(3) 計測範囲

格納容器酸素濃度 (S A) の仕様を表 5 に、計測範囲を表 6 に示す。

表 5 格納容器酸素濃度 (S A) の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器酸素濃度 (S A)	磁気力式 酸素検出器	0 ~ 25vol%	1	原子炉建物原 子炉棟中 2 階

表 6 格納容器酸素濃度 (S A) の計測範囲

名称	計測範囲	プラント状態 ^{※1} と予想変動範囲				計測範囲の設定に 関する考え方
		通常 運転時	設計基準事故時 (運転時の異常な過渡 変化時を含む)	重大事故等時		
				炉心 損傷前	炉心 損傷後	
格納容器酸素 濃度 (S A)	0 ~ 25vol%	2.5vol% 以下	4.3vol%以下	2.5vol% 以下	4.4vol% 以下	重大事故等時に原子 炉格納容器内の酸素 濃度が変動する可能 性のある範囲 (0 ~ 4.4vol% ^{※2}) を監視 可能である。

※1 : プラント状態の定義は以下のとおり。

- ・通常運転時 : 計画的に行われる起動、停止、出力運転、高温停止、冷温停止、燃料取替等の原子炉施設の運転であって、その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- ・運転時の異常な過渡変化時 : 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤操作又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- ・設計基準事故時 : 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生する頻度は希であるが、発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- ・重大事故等時 : 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により、発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

※2 : 格納容器ベント実施の判断基準を記載。

・設備の相違

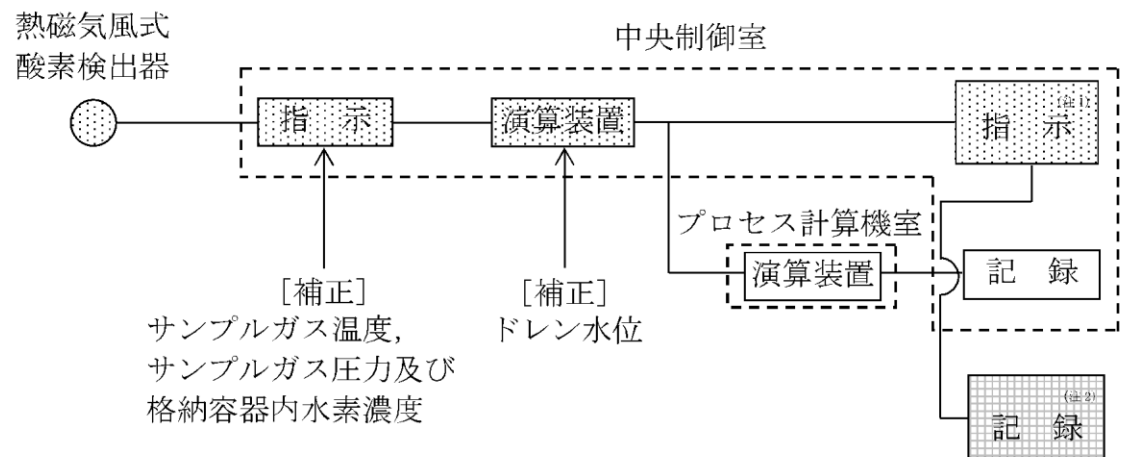
3. 格納容器内酸素濃度

(1) 設置目的

重大事故等時に原子炉格納容器内で発生する水素ガス及び酸素ガスによって原子炉格納容器内が水素爆発することを防止するため、原子炉格納容器内の雰囲気ガスを排気する必要がある。このため、格納容器内酸素濃度の監視を目的として原子炉建屋原子炉区域内に検出器を設置し、原子炉格納容器内のガスをサンプリングすることで原子炉格納容器内の酸素濃度を測定する。

(2) 設備概要

6号炉格納容器内酸素濃度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内酸素濃度の検出信号は、熱磁気風式酸素検出器からの電流信号を、中央制御室の指示部にて酸素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内酸素濃度を中央制御室に指示し、記録する。(図52-6-9「6号炉格納容器内酸素濃度の概略構成図」参照。)



(注1) 記録計
(注2) 緊急時対策支援システム伝送装置

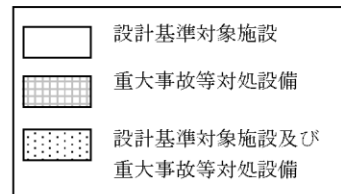


図52-6-9 6号炉格納容器内酸素濃度の概略構成図

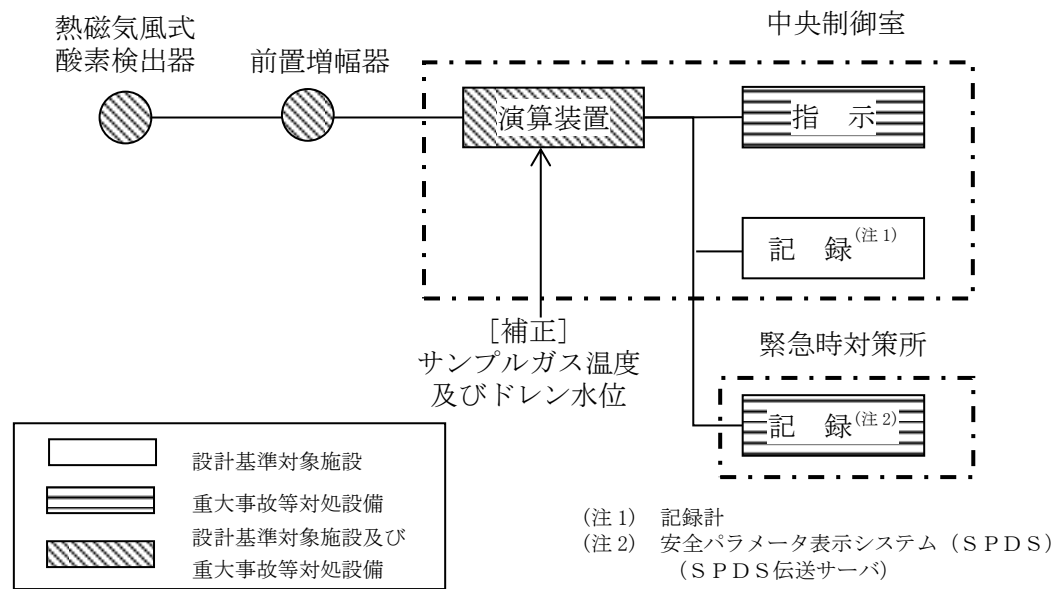
4. 格納容器酸素濃度 (B系)

(1) 設置目的

重大事故等時に原子炉格納容器内で発生する水素ガス及び酸素ガスによって原子炉格納容器内が水素爆発することを防止するため、原子炉格納容器内の雰囲気ガスを排気する必要がある。このため、格納容器酸素濃度の監視を目的として原子炉棟内に検出器を設置し、原子炉格納容器内のガスをサンプリングすることで原子炉格納容器内の酸素濃度を測定する。

(2) 設備概要

格納容器酸素濃度 (B系) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器酸素濃度 (B系) の検出信号は、熱磁気風式酸素検出器からの電圧信号を前置増幅器で増幅し、中央制御室の演算装置にて酸素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器酸素濃度 (B系) を中央制御室に指示し、緊急時対策所にて記録する。(図4「格納容器酸素濃度 (B系) の概略構成図」参照。)



(注1) 記録計
(注2) 安全パラメータ表示システム (SPDS) (SPDS伝送サーバ)

図4 格納容器酸素濃度 (B系) の概略構成図

・設備の相違

7号炉格納容器内酸素濃度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内酸素濃度の検出信号は、熱磁気風式酸素検出器からの電圧信号を、前置増幅器で増幅し、中央制御室の指示部にて酸素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内酸素濃度を中央制御室に指示し、記録する。(図52-6-10「7号炉格納容器内酸素濃度の概略構成図」参照。)

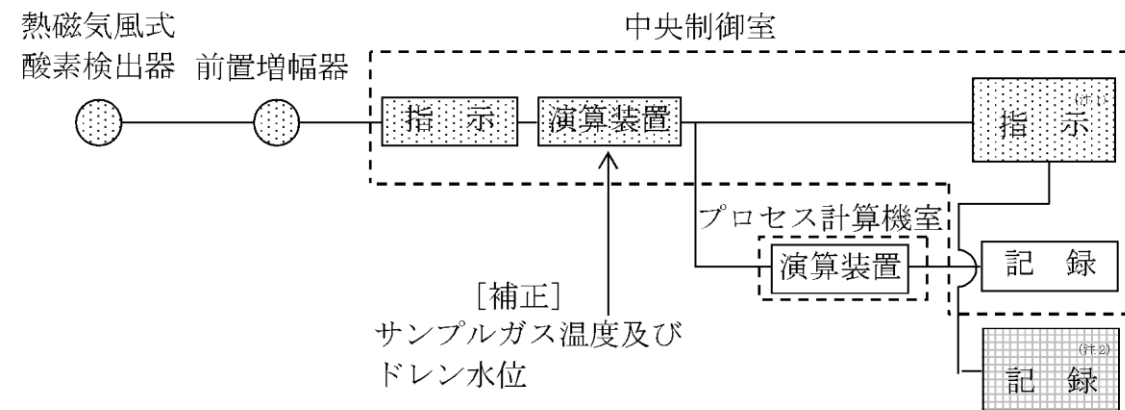


図52-6-10 7号炉格納容器内酸素濃度の概略構成図

・設備の相違

(3) 計測範囲

格納容器内酸素濃度の仕様を表52-6-5 に、計測範囲を表52-6-6 に示す。

表52-6-5 格納容器内酸素濃度の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器内酸素濃度	熱磁気風式 酸素検出器	0～30vol% (6号炉)	2	原子炉建屋地上3, 中3階 (6号炉)
		0～10vol%/0～30vol% (7号炉)		原子炉建屋地上中3階 (7号炉)

表52-6-6 格納容器内酸素濃度の計測範囲

名称	計測範囲	プラントの状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する 考え方
		通常 運転時	設計基準事故時 (運転時の異常な過 渡変化時を含む)	重大事故等時*2		
				炉心 損傷前	炉心 損傷後	
格納容器内酸素濃度	0～30vol% (6号炉) 0～10vol% /0～30vol% (7号炉)	3.5vol% 以下	4.9vol%以下	3.5vol% 以下	3.9vol% 以下	重大事故等時に原子炉格納容器内の酸素濃度が変動する可能性のある範囲(0～4.9vol%)を監視可能である。

(3) 計測範囲

格納容器酸素濃度 (B系) の仕様を表7に、計測範囲を表8に示す。

表7 格納容器酸素濃度 (B系) の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器酸素濃度 (B系)	熱磁気風式 酸素検出器	0～5 vol% / 0～25vol%	1	原子炉建物原 子炉棟3階

表8 格納容器酸素濃度 (B系) の計測範囲

名称	計測範囲	プラント状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に 関する考え方
		通常 運転時	設計基準事故時 (運転時の異常な過 渡変化時を含む)	重大事故等時		
				炉心 損傷前	炉心 損傷後	
格納容器酸素 濃度 (B系)	0～5 vol% / 0～25vol%	2.5vol% 以下	4.3vol%以下	2.5vol% 以下	4.4vol% 以下	重大事故等時に原子炉格納容器内の酸素濃度が変動する可能性のある範囲(0～4.4vol% ^{**2})を監視可能である。

*1: プラントの状態の定義は、以下のとおり。

- 通常運転時: 計画的に行われる起動, 停止, 出力運転, 高温停止, 冷温停止, 燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって, その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時: 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作, 及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- 設計基準事故時: 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって, 発生する頻度は稀であるが, 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時: 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により, 発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

*2: 「3.4 水素燃焼 及び3.4 水素燃焼 添付資料3.4.1G 値を設計基準事故ベースとした場合の評価結果への影響」参照。

*1: プラント状態の定義は以下のとおり。

- 通常運転時: 計画的に行われる起動, 停止, 出力運転, 高温停止, 冷温停止, 燃料取替等の原子炉施設の運転であって, その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時: 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤操作又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- 設計基準事故時: 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって, 発生する頻度は希であるが, 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時: 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により, 発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

*2: 格納容器ベント実施の判断基準を記載。

・設備の相違

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-7 計装設備の測定原理	52-7 計装設備の測定原理	

1. 計装設備の測定原理

(1) 格納容器内水素濃度 (SA)

原子炉格納容器内の水素濃度を測定するために用いる格納容器内水素濃度 (SA) は、水素吸蔵材料式のものを用いる。

水素吸蔵材料式の水素検出器は、水素吸蔵材料 (Pd:パラジウム) が水素を吸蔵すると電気抵抗が増加する性質を利用している。

水素吸蔵材料式の測定原理は、図52-7-1 のとおりである。パラジウムに水素分子が吸着すると水素分子は水素原子へと分離する。分離した水素原子はパラジウムの内部へと侵入し、パラジウムの格子の歪みと水素原子のポテンシャルの影響により、パラジウムの中で自由電子が散乱することにより、パラジウムの電気抵抗が増加する。

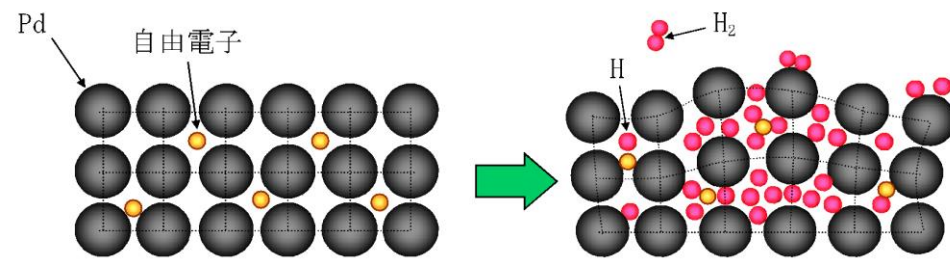


図52-7-1 格納容器内水素濃度 (SA) の測定原理

水素検出器に内蔵しているパラジウム素子に水素を含む原子炉格納容器内ガスが接触すると、水素吸蔵によりパラジウム素子の電気抵抗が大きくなる。この電気抵抗の変化を計測することにより、水素濃度を測定する。

なお、格納容器内水素濃度 (SA) の計測範囲0~100vol%において、計器仕様は最大±2.1vol%の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、原子炉格納容器内の水素濃度の推移、傾向 (トレンド) を監視していくことができる。

1. 計装設備の計測原理

(1) 格納容器水素濃度 (SA)

原子炉格納容器内の水素濃度を測定するために用いる格納容器水素濃度 (SA) は、熱伝導式のものを用いる。熱伝導式の水素検出器は、図1に示すとおり、検知素子と補償素子 (サーミスタ) でブリッジ回路が構成されている。検知素子の部分のみに測定対象ガスが流れ、補償素子に測定対象ガスが流れない構造としている。

水素濃度の測定部より電圧を印加して検知素子と補償素子の両方のサーミスタを一定温度に加熱した状態で、検知素子側に水素を含む測定ガスを流すと、測定ガスが熱を奪い、検知素子の温度が低下することにより抵抗が低下する。この検知素子の抵抗が低下することによりブリッジ回路の平衡が失われ、図1のAB間に電位差が生じる。この電位差が水素濃度に比例する原理を用いて、水素濃度を測定する。

なお、格納容器水素濃度 (SA) の計測範囲0~100vol%において、計器仕様は最大±2.0vol% (ウェット) の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、原子炉格納容器内の水素濃度の推移、傾向 (トレンド) を監視していくことができる。

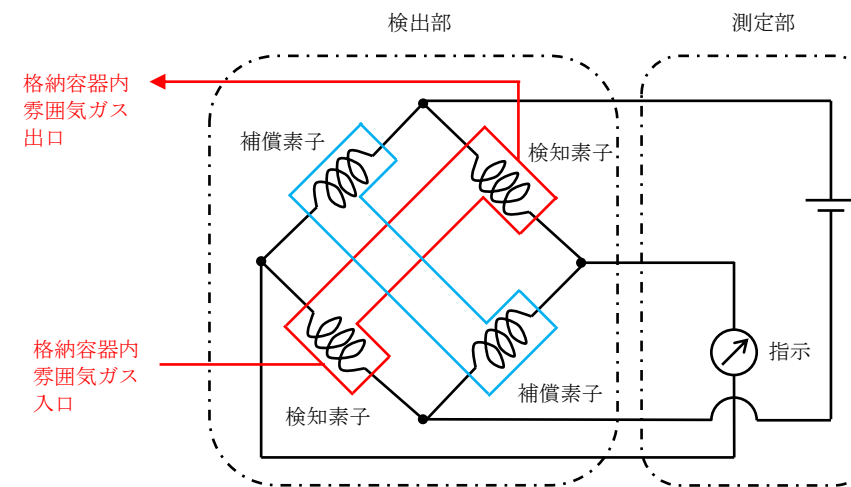


図1 格納容器水素濃度 (SA) 検出回路の概要図

・設備の相違
島根2号炉は、熱伝導式
柏崎6/7は水素吸蔵材料式

(2) 格納容器内水素濃度

原子炉格納容器内の水素濃度を測定するために用いる格納容器内水素濃度は、熱伝導式のものを用いる。熱伝導式の水素検出器は、図52-7-2に示すとおり、検知素子と補償素子（サーミスタ）、及び2つの固定抵抗でブリッジ回路が構成されている。検知素子の部分に、サンプリングされたガスが流れるようになっており、補償素子には基準となる標準空気が密閉されており測定対象ガスとは接触しない構造になっている。

水素濃度計指示部より電圧を印加して検知素子と補償素子の両方のサーミスタを約150℃に加熱した状態で、検知素子側に水素を含む測定ガスを流すと、測定ガスが熱を奪い、検知素子の温度が低下することにより抵抗が低下する。この検知素子の抵抗が低下するとブリッジ回路の平衡が失われ、図52-7-2のAB間に電位差が生じる。この電位差が水素濃度に比例する原理を用いて、水素濃度を測定する。

なお、格納容器内水素濃度の計測範囲0～30vol% (6号炉)、0～20vol%/0～100vol% (7号炉)において、計器仕様は最大±0.6vol% (6号炉)、±0.4vol%/±2.0vol% (7号炉)の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、原子炉格納容器内の水素濃度の推移、傾向（トレンド）を監視していくことができる。

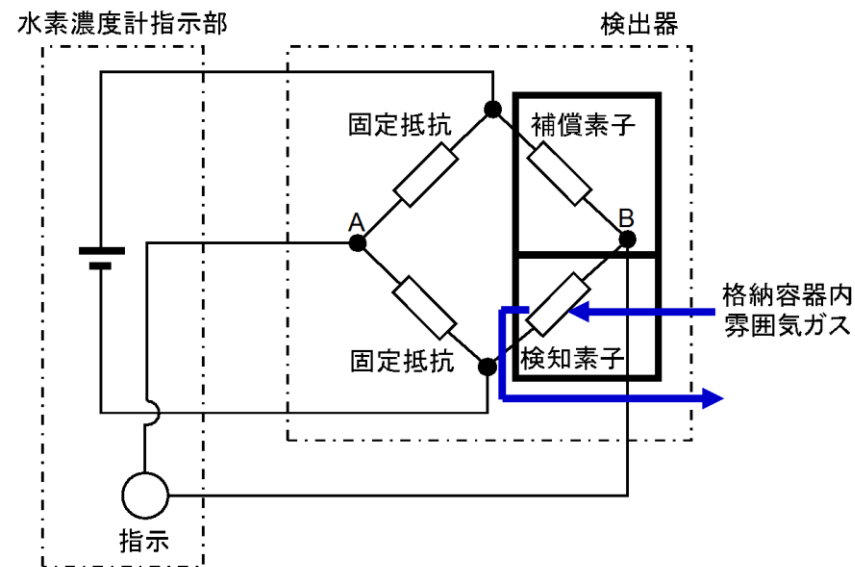


図52-7-2 水素濃度計検出回路の概要図

(2) 格納容器水素濃度

原子炉格納容器内の水素濃度を測定するために用いる格納容器水素濃度は、熱伝導式のものを用いる。熱伝導式の水素検出器は、図2に示すとおり、検知素子と補償素子（サーミスタ）、及び2つの固定抵抗でブリッジ回路が構成されている。検知素子の部分に、サンプリングされたガスが流れるようになっており、補償素子には基準となる標準空気が密閉されており測定対象ガスとは接触しない構造になっている。

水素濃度計の指示部より電圧を印加して検知素子と補償素子の両方のサーミスタを一定温度に加熱した状態で、検知素子側に水素を含む測定ガスを流すと、測定ガスが熱を奪い、検知素子の温度が低下することにより抵抗が低下する。この検知素子の抵抗が低下するとブリッジ回路の平衡が失われ、図2のA B間に電位差が生じる。この電位差が水素濃度に比例する原理を用いて、水素濃度を測定する。

なお、格納容器水素濃度の計測範囲0～5 vol%/0～100vol%において、計器仕様は最大±0.16vol%/±3.2vol% (ウェット)、±0.13vol%/±2.5vol% (ドライ)の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、原子炉格納容器内の水素濃度の推移、傾向（トレンド）を監視していくことができる。

- ・設備の相違
- ・設備の相違

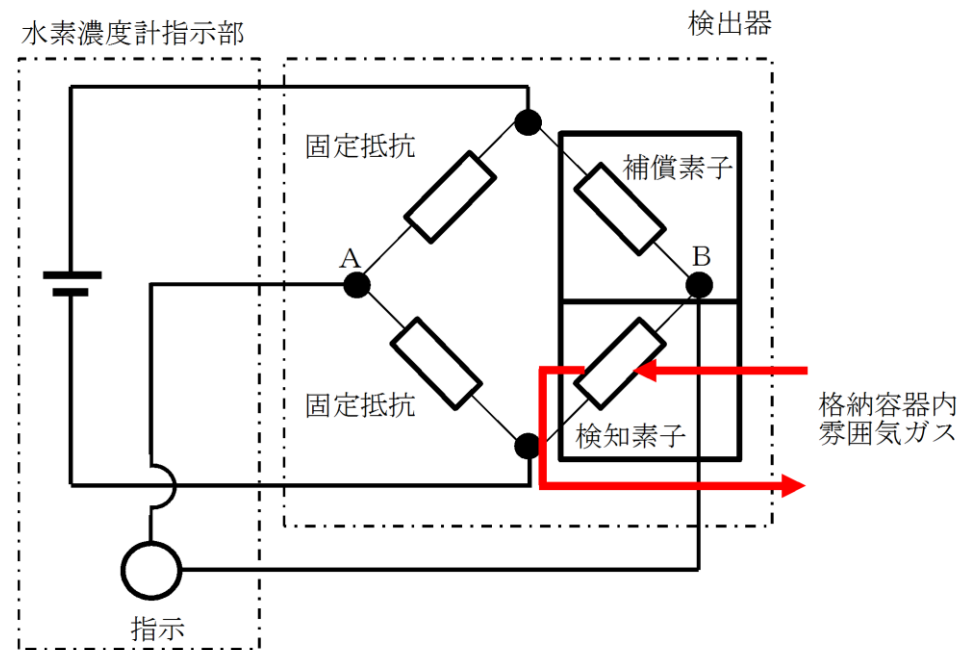


図2 格納容器水素濃度検出回路の概要図

(3) 格納容器酸素濃度 (SA)

原子炉格納容器内の酸素濃度を測定するために用いる格納容器酸素濃度 (SA) は、磁気力式のものを用いる。

磁気力式の酸素検出器は、図3「格納容器酸素濃度 (SA) の原理図」に示すとおり、2つの球体、くさび型状の磁極片、LEDからの光を受光素子へ反射する鏡等で構成されている。また、格納容器酸素濃度 (SA) の検出回路を図4「格納容器酸素濃度 (SA) 検出回路図」に示す。

初期状態において球体は上から見て右回りに傾いた位置で静止している。ガラス管内に強い磁化率を持つ酸素分子が流れ込むと、磁場に引き寄せられ、磁極片の先端部に酸素分子が引き寄せられる。磁極片先端部に引き寄せられた酸素分子により2つの球体が磁極片先端部から端部へ押し出され、右回りに回転する。これにより、LEDからの光を受光素子への光量が一定となるように制御しており、受光素子への光量が変化する。増幅器は受光素子への光量の変化を検知するとフィードバック電流を増加させる。球体はフィードバック電流がコイルを流れることで発生するカウンターモーメントを受けて光量が一定となる初期位置で静止する。このフィードバック電流が酸素濃度に比例する原理を用いて酸素濃度の測定を行う。(図5「格納容器酸素濃度 (SA) の動作原理イメージ」参照)。

なお、格納容器酸素濃度 (SA) の計測範囲0~25vol%において、計器仕様は最大±0.75vol% (ウェット)、±0.50vol% (ドライ) の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、原子炉格納容器内の酸素濃度の推移、傾向 (トレンド) を監視していくことができる。

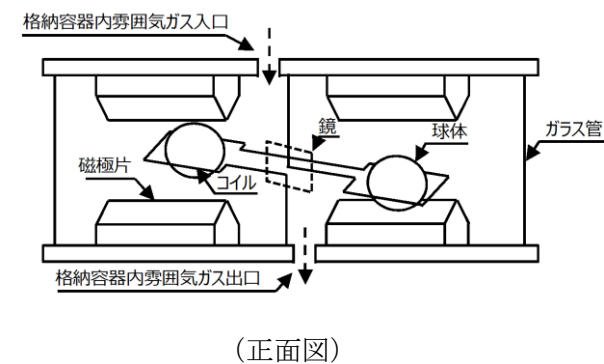
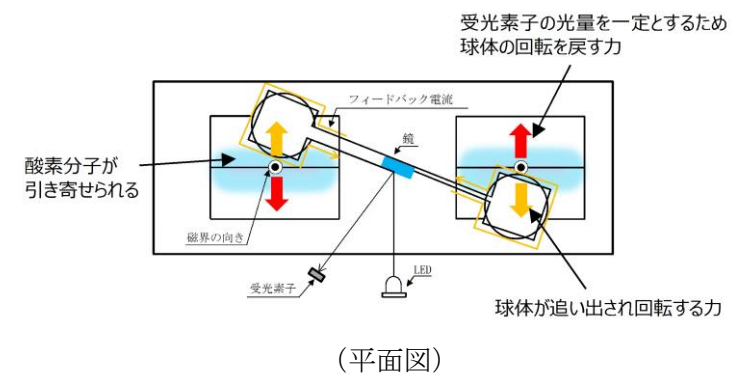


図3 格納容器酸素濃度 (SA) の原理図

・設備の相違
島根2号炉は、磁気力式
柏崎6/7は、該当なし

・設備の相違

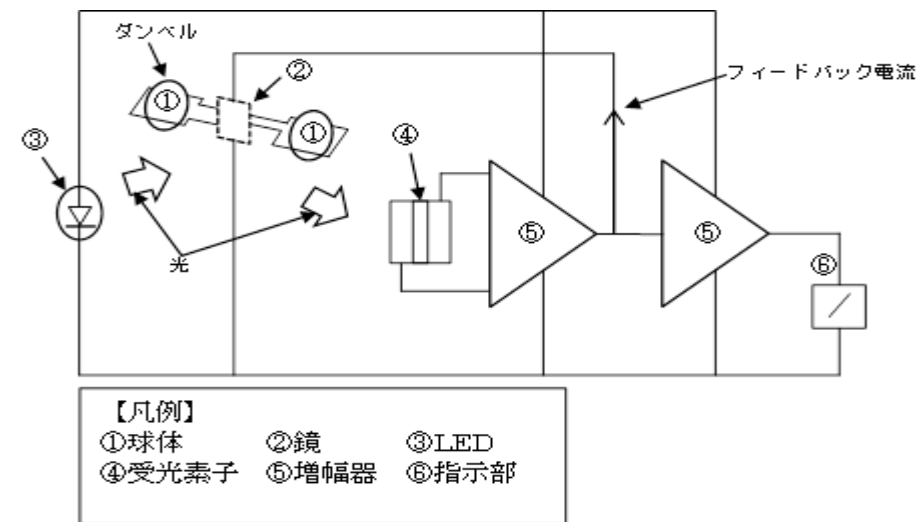


図4 格納容器酸素濃度 (SA) の検出回路図

・設備の相違

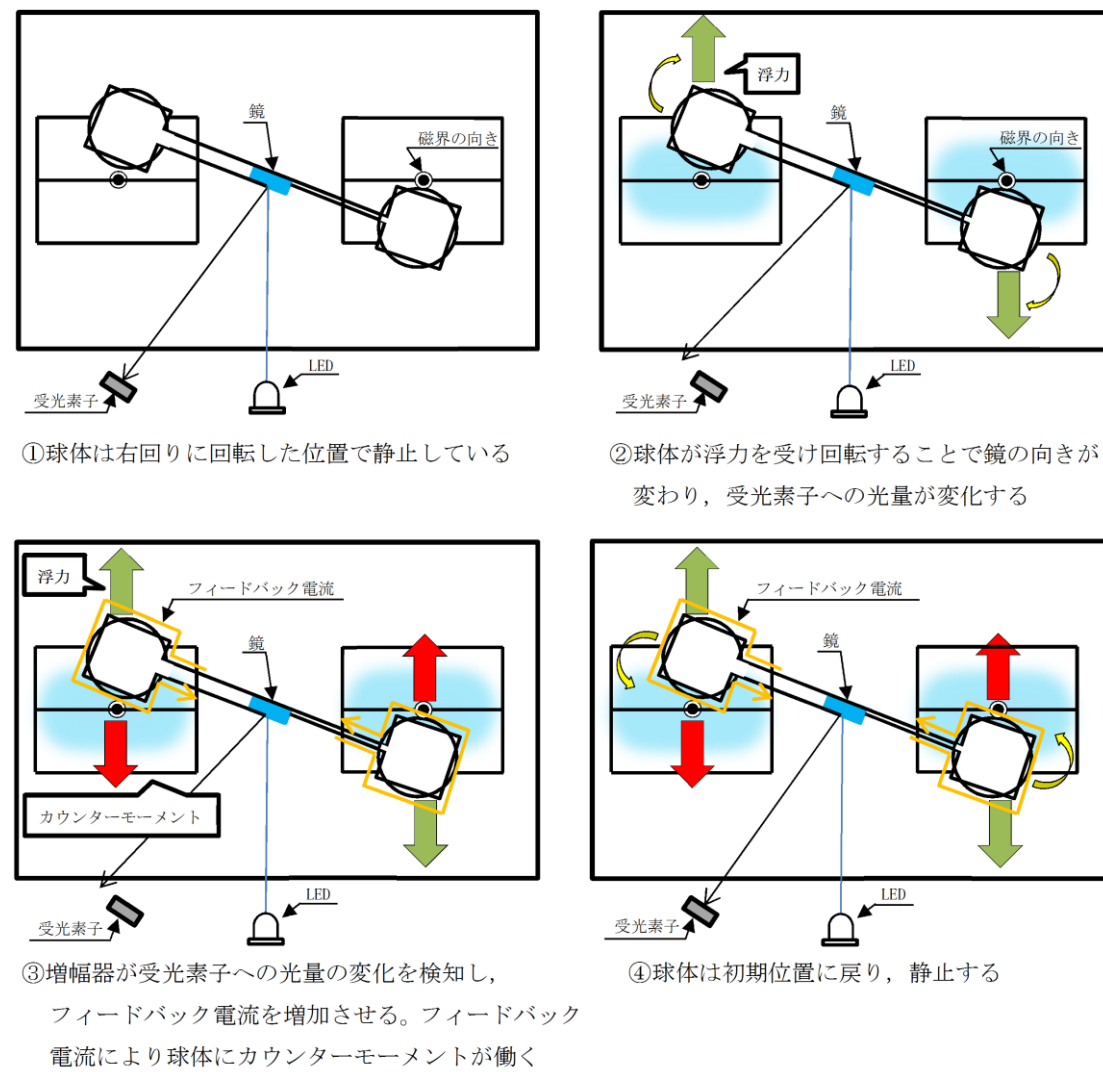


図5 格納容器酸素濃度 (SA) の動作原理イメージ

・設備の相違

(3) 格納容器内酸素濃度

原子炉格納容器内の酸素濃度を測定するために用いる格納容器内酸素濃度は、熱磁気風式のものを用いる。熱磁気風式の酸素検出器は、図52-7-3に示すとおり、サーミスタ温度素子（発風側素子、受風側素子）及び2つの固定抵抗でブリッジ回路が構成されており、検出素子及び補償素子は一定温度で保温されている。

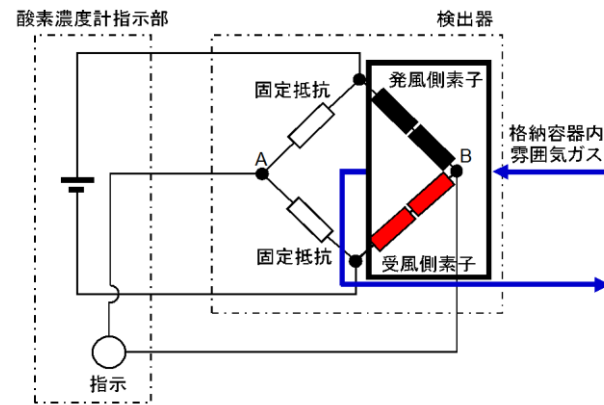


図52-7-3 酸素濃度計検出回路の概要図

酸素含有ガスの流れを図52-7-4に示す。酸素濃度計は2層構造のチャンバーで構成されており、サンプル入口より下部流入チャンバー内にサンプルガスが流入する。サンプルガスの大部分は下部流入チャンバーを通過しサンプル出口へ流出するが、少量のサンプルガスは上部測定チャンバー内に流入する。酸素は極めて強い常磁性体であることから、上部測定チャンバーに流入したサンプルガスは磁界中心部に引き寄せられ、加熱された発風側素子により温度が上昇する。磁化率は温度に反比例することから、後から流入してくる低温のサンプルガスにより、高温となったサンプルガスは磁界中心部から追い出されることとなる。発風側素子は低温のサンプルガスに熱を奪われることで冷やされることとなり、磁界外の受風側素子は発風側素子が奪われた熱を受け取り、暖められることとなる。

(4) 格納容器酸素濃度

原子炉格納容器内の酸素濃度を測定するために用いる格納容器酸素濃度は、熱磁気風式のものを用いる。熱磁気風式の酸素検出器は、図6「酸素濃度計検出回路の概要図」に示すとおり、サーミスタ温度素子（発風側素子、受風側素子）及び2つの固定抵抗でブリッジ回路が構成されており、検出素子及び補償素子は一定温度で保温されている。

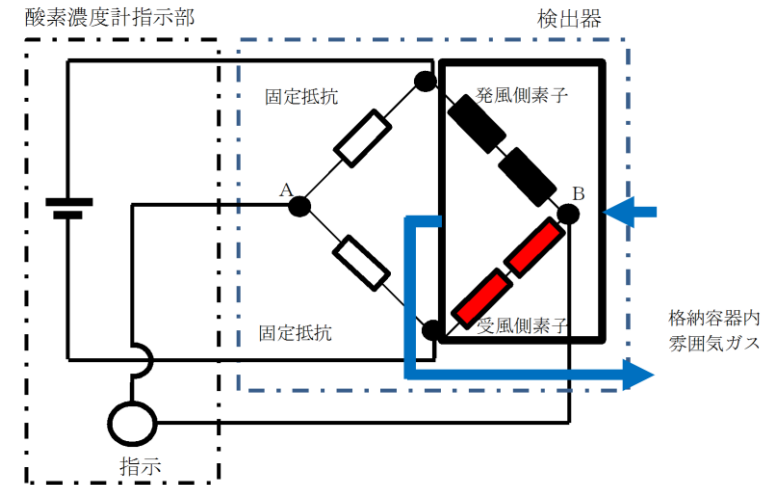


図6 酸素濃度検出回路の概要図

格納容器酸素濃度の原理を図7に示す。酸素濃度計は2層構造のチャンバーで構成されており、サンプル入口より下部流入チャンバー内にサンプルガスが流入する。サンプルガスの大部分は下部流入チャンバーを通過しサンプル出口へ流出するが、少量のサンプルガスは上部測定チャンバー内に流入する。酸素は極めて強い常磁性体であることから、上部測定チャンバーに流入したサンプルガスは磁界中心部に引き寄せられ、加熱された発風側素子により温度が上昇する。磁化率は温度に反比例することから、後から流入してくる低温のサンプルガスにより、高温となったサンプルガスは磁界中心部から追い出されることとなる。発風側素子は低温のサンプルガスに熱を奪われることで冷やされることとなり、磁界外の受風側素子は発風側素子が奪われた熱を受け取り、暖められることとなる。

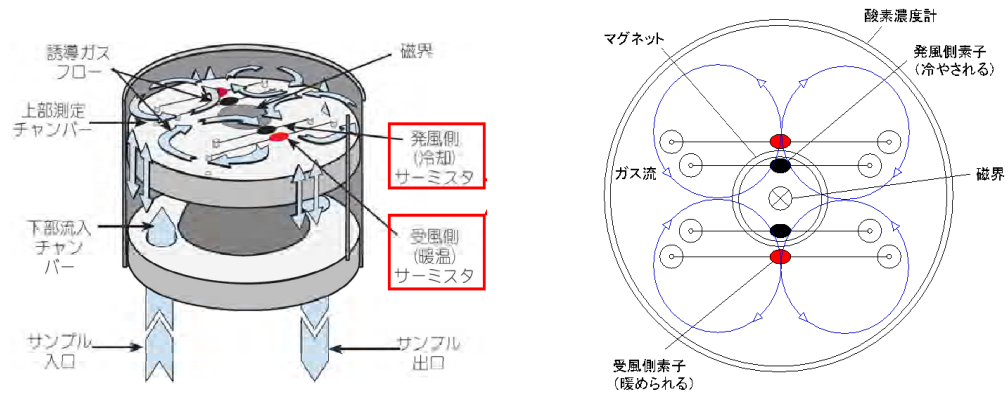
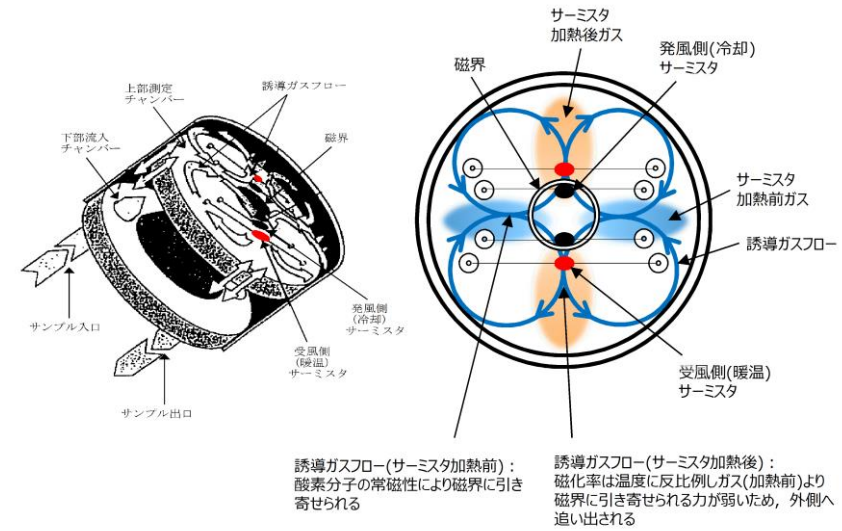


図52-7-4 酸素含有ガスの流れ



(立体図)

(平面図)

図7 格納容器酸素濃度の原理図

チャンバー内に酸素を含む原子炉格納容器内雰囲気ガスを流すと、磁気風により発風側素子の温度が下がることで、発風側素子の抵抗は小さくなる。一方、受風側素子の温度が上がることで、受風側素子の抵抗は大きくなる。発風側素子と受風側素子の抵抗値が変化することで、ブリッジ回路の平衡が変化し、図52-7-3のAB間に電位差(電流)が生じる。この電位差が酸素濃度に比例する原理を用いて、酸素濃度を測定する。

なお、格納容器内酸素濃度の計測範囲0～30vol% (6号炉)、0～10vol%/0～30vol% (7号炉)において、計器仕様は最大±0.6vol% (6号炉)、±0.2vol%/±0.6vol% (7号炉)の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、原子炉格納容器内の酸素濃度の推移、傾向(トレンド)を監視していくことができる。

チャンバー内に酸素を含む原子炉格納容器内雰囲気ガスを流すと、磁気風により発風側素子の温度が下がることで、発風側素子の抵抗は小さくなる。一方、受風側素子の温度が上がることで、受風側素子の抵抗は大きくなる。発風側素子と受風側素子の抵抗値が変化することで、ブリッジ回路の平衡が変化し、図6のAB間に電位差(電流)が生じる。この電位差が酸素濃度に比例する原理を用いて、酸素濃度を測定する。

なお、格納容器内酸素濃度の計測範囲0～5vol%/0～25vol%において、計器仕様は最大±0.16vol%/±0.78vol% (ウェット)、±0.13vol%/±0.63vol% (ドライ)の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、原子炉格納容器内の酸素濃度の推移、傾向(トレンド)を監視していくことができる。

- ・設備の相違
- ・設備の相違

(5) 酸素濃度計の構造及び原理の比較について

酸素濃度計の構造及び原理とその特徴を表1に示す。

構造及び原理は違うものの、特徴として酸素分子の常磁性を利用した測定方法である点は同じであり、表1に示す対策等により重大事故等対処設備として採用可能である。

表1 酸素濃度計の構造及び原理比較

設備	計測原理	構造及び原理	特徴		対策等
			長所	短所	
格納容器内酸素濃度 (B系) : 既設 (CAMS)	熱磁気風式	下部と上部の2層構造のチャンバーで構成されている。上部測定チャンバーに流入したサンプルガスは、酸素分子の常磁性により磁界中心部に引き寄せられ、発風側サーミスタにより温度が上昇する。磁化率は温度に反比例することから、後から流入してくる低温のサンプルガスにより、高温のサンプルガスは磁界中心部から追い出される。発風側サーミスタは低温のサンプルガスに冷やされ、磁界外の受風側サーミスタは発風側サーミスタが奪われた熱により暖められたサンプルガスにさらされることになり、その温度勾配による抵抗値の変化を利用している。	・振動及び衝撃に強い ・共存ガスの影響は小さい ・消耗する構成部品がない	・急激な周囲温度変化に弱い ・汚れや腐食の影響を受ける可能性がある	・熱伝導を利用していることから、急激な周囲温度変化に弱い特徴があるが、検出器の設置エリアである原子炉棟内の環境条件を考慮して、空調設置することで耐環境性の向上対策を実施し、周囲温度変化に対する影響を考慮した設計とする。 ・汚れや腐食の影響を受ける可能性があるが、フィルタを設けることで影響緩和可能
格納容器内酸素濃度 (SA) : 新設SA設備	磁気力式	2つの球体、磁極片、LEDからの光を受光素子へ反射する鏡等にて構成されている。ガラス管内に常磁性のある酸素分子が流れ込み磁極片に引き寄せられることにより球体が回り出し回転する力に対して、受光素子の光量を一定とするため球体の回転を戻す力を発生させるフィードバック電流が酸素濃度に比例することを利用している。	・急激な周囲温度変化に強い ・共存ガスの影響は小さい ・消耗する構成部品がない	・振動及び衝撃に弱い ・汚れや腐食の影響を受ける可能性がある	・可動部があることから振動及び衝撃に弱い特徴があるが、加振試験による機能維持確認を実施しており、地震などによる振動・衝撃による計測への影響がないことを確認している。 ・汚れや腐食の影響を受ける可能性があるが、フィルタを設けることで影響緩和可能

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(6) <u>故障時の代替性について</u></p> <p><u>設置許可基準規則 58 条 (計装設備) において、重要監視パラメータが故障した際に代替パラメータを設ける必要がある。島根原子力発電所 2 号炉は格納容器酸素濃度 (B 系) と格納容器酸素濃度 (S A) により相互に代替監視が可能な設計としている。</u></p> <p><u>格納容器酸素濃度 (B 系) は、通常運転時から設計基準事故時の可燃性ガス濃度を監視している設備であり、重大事故等へ進展する状況下においても継続的に監視できる設計とする。なお、冷却器への冷却水供給が必要なため、ヒートシンク喪失を伴う重大事故等時においては、有効性評価における原子炉補機代替冷却系の冷却水が確保される事象発生約 10.5 時間後から監視可能となる。</u></p> <p><u>格納容器酸素濃度 (S A) は、通常運転時および設計基準事故時は基本的に待機運用とするが、重大事故等時には中央制御室からの操作により容易に計測を開始し、監視できる設計とする。なお、計測装置以外に付帯設備を必要としないため、ヒートシンク喪失の影響を受けることなく監視が可能である。</u></p> <p><u>通常運転中は窒素により格納容器内を不活性化し、設計基準事故時は既許可解析にて可燃性ガス処理系の動作により水素・酸素濃度がともに可燃領域に至らないことを確認している。重大事故等時は、有効性評価 (水素燃焼) にて格納容器内への窒素供給により、酸素濃度が可燃領域に至らないことを確認しており、設計基準事故ベースの G 値を使用した感度解析において、可燃領域到達前の格納容器ベントが必要となるものの、酸素濃度の上昇は比較的緩やかなためベント判断基準への到達は約 85 時間後である。このため、有効性評価における常設代替交流電源および原子炉補機代替冷却系の冷却水が確保される事象発生約 10.5 時間後を考慮しても、格納容器酸素濃度 (B 系) および格納容器酸素濃度 (S A) は共に計測可能な状態であるため、重大事故等時において相互に代替監視が可能である。</u></p> <p>(7) <u>格納容器水素濃度及び格納容器酸素濃度の重大事故等対処設備の選定について</u></p> <p><u>格納容器水素濃度及び格納容器酸素濃度は、電源を優先して給電する非常用所内電源系 (区分Ⅱ) の負荷である B 系を重大事故等対処設備として選定する。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>1. サンプルング装置について</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>1. サンプルング装置について</p> <p>(1) <u>測定ガス条件の格納容器水素濃度 (S A) , 格納容器酸素濃度 (S A) 計測精度への影響評価</u></p> <p>a. <u>温度</u></p> <p><u>サンプルングされた原子炉格納容器内のガスは、水素濃度検出器までの配管をヒーターにより加熱することで、ほぼ一定温度に保たれている。水素濃度の計測は、ヒーターによって約 120℃に加熱されたキャビネット内で行われる。水素濃度検出器は、基準気体が密封された補償素子の周囲にもサンプルングガスが流れることで、基準気体の温度がサンプルングガスに追従するように温度補償される検出器構造となっていることから、使用する条件下において水素濃度測定への影響は十分小さい設計としている。なお、試料ガスの温度を約 105℃～140℃の範囲で試験を行い、直接計測の水素濃度計と有意な水素濃度の変化が認められないことを確認している。</u></p> <p><u>酸素濃度検出器においては、酸素計測に悪影響を及ぼすことを避けるため、検出前にサンプルングガスを冷却することで蒸気を凝縮させ水分を除去した後に、一定温度まで加熱することで温度の影響を受けない設計としている。</u></p> <p>b. <u>流量</u></p> <p><u>検出器へ流れるサンプルングガスの流量は、格納容器内の圧力によって変化し、約 1～5 L/min である。水素濃度、酸素濃度の計測中はサンプルルガスの流れはなく、環境条件を一定に保って計測を行う。</u></p> <p>c. <u>湿度</u></p> <p><u>サンプルングガスは、検出器までの配管を加熱すること及び減圧することにより、水素濃度検出器に水分を付着させない設計としている。また、湿度が変動する要因としては、雰囲気温度が考えられるが、急激な変動は考えられず、上記のとおり検出器までの配管を加熱し、凝縮を回避することで、十分測定が可能な状態であることから、水素濃度測定へ影響を及ぼすことはない。また、酸素濃度検出器は、検出前にサンプルングガスを冷却することで蒸気を凝縮させ水分を除去した後に、一定温度まで加熱することで湿度の影響を受けない設計としている。</u></p>	<p>・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 測定ガス条件の水素濃度及び酸素濃度計測精度への影響評価</p> <p>a) 温度 サンプリングされた原子炉格納容器内のガスは、十分な除熱性能を有している冷却器をとおり、原子炉補機冷却水系と熱交換されることで約40℃以下まで冷却することができ*、その後検出器までの配管での放熱もあることから十分に検出器の適用温度範囲内(10℃～40℃)まで冷却され、ほぼ一定温度で検出器にサンプリングガスを供給することが可能である。また、標準空気が密封された補償素子の周囲にもサンプリングガスが流れることで、標準空気の温度がサンプリングガスに追従するように温度補償される検出器構造となっていることから、使用する条件下において水素濃度及び酸素濃度測定への影響は十分小さい設計とする。なお、試料ガス(水素濃度30vol%又は酸素濃度30vol%)において、周囲温度を0℃～50℃の範囲で変化させて試験を行い、有意な変化が認められないことを確認している。</p> <p>b) 流量 検出器へ流れるサンプリングガスの流量は、1L/minの小流量としており、流量の変動がないよう流量制御する。なお、検出器へ流れるサンプリングガス流量を0.5～1.6L/minの範囲で変動させた試験を行っており、水素濃度及び酸素濃度指示に有意な変化は認められなかったことを確認している。</p> <p>c) 湿度 検出器へ流れるガスサンプリングの水蒸気が除去されていない場合は、水素濃度及び酸素濃度計測値へ影響することが考えられるが、サンプリングする原子炉格納容器内のガスは冷却器により原子炉補機冷却水と熱交換されることで約40℃以下まで冷却され*、下流の除湿器によりサンプリングガス中の湿分を除去する設計としており、水素濃度及び酸素濃度の検出器に水分が付着するような状態となることはない。また、湿度が変動する要因としては、原子炉補機冷却水温度(冷却性能)及び雰囲気温度が考えられるが、いずれも急激な変動は考えられず、上記の冷却器及び除湿器を用いることにより、検出器での湿度をほぼ一定に保つことで、十分測定が可能な状態にあることから、水素濃度及び酸素濃度測定へ影響を及ぼすことはない。</p> <p>* 重大事故時の原子炉格納容器内温度を約166℃とし、原子炉補機冷却水の温度を夏場の35℃とした場合でも、冷却器により約40℃に冷却できる。</p>	<p>(2) 測定ガス条件の格納容器水素濃度、格納容器酸素濃度計測精度への影響評価</p> <p>a. 温度 サンプリングされた原子炉格納容器内のガスの計測は、除湿器によりドライ状態にした水素、酸素濃度を測定している。除湿器は入口温度40℃以下でドライ条件まで除湿可能な機器のため、高温のサンプルガスは除湿器前段で冷却器により除湿可能な温度まで冷却され、除湿器で除湿された後、検出器により測定をしている。十分に検出器の適用温度範囲内まで冷却され、ほぼ一定温度で検出器にサンプリングガスを供給することが可能である。また、標準空気が密封された補償素子の周囲にもサンプリングガスが流れることで、標準空気の温度がサンプリングガスに追従するように温度補償される検出器構造となっていることから、使用する条件下において水素濃度及び酸素濃度測定への影響は十分小さい設計としている。</p> <p>b. 流量 検出器へ流れるサンプリングガスの流量は、1L/minの小流量としており、流量の変動がないよう流量制御する。</p> <p>c. 湿度 検出器へ流れるガスサンプリングの水蒸気が除去されていない場合は、水素濃度及び酸素濃度計測値へ影響することが考えられるが、サンプリングする原子炉格納容器内のガスは冷却器により原子炉補機冷却水と熱交換されることで約40℃以下まで冷却され*、下流の除湿器によりサンプリングガス中の湿分を除去する設計としており、水素濃度及び酸素濃度の検出器に水分が付着するような状態となることはない。また、湿度が変動する要因としては、原子炉補機冷却水温度(冷却性能)及び雰囲気温度が考えられるが、いずれも急激な変動は考えられず、上記の冷却器及び除湿器を用いることにより、検出器での湿度をほぼ一定に保つことで、十分測定が可能な状態にあることから、水素濃度及び酸素濃度測定へ影響を及ぼすことはない。</p> <p>* 重大事故時の原子炉格納容器内温度を約174℃とし、原子炉補機冷却水の温度を夏場の35℃とした場合でも、冷却器により約40℃に冷却できる。</p>	<p>・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. サンプルング装置内における水素ガスの滞留について</p> <p>(1) 水素燃焼及び爆轟が生じる可能性について</p> <p><u>6号及び7号炉のサンプルング装置では、以下の理由から水素燃焼及び爆轟が生じないことを確認した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時、原子炉格納容器内は窒素ガスによって不活性化され、酸素濃度は<u>3.5vol%以下</u>に維持されており、常時サンプルングしていることから、サンプルング装置の配管内においても同様である。 ・設計基準事故時（運転時の異常な過渡変化時を含む）においては、原子炉設置変更許可申請書添付書類十で示しているとおおり、水素濃度はドライ換算で<u>6.2vol%以下</u>、酸素濃度はドライ換算で<u>4.9vol%以下</u>であるため、水蒸気凝縮を考慮しても水素燃焼及び爆轟は生じない。 ・重大事故時においては、有効性評価で示しているとおおり、水素濃度はドライ換算で13vol%を上回るが、酸素濃度はドライ換算で<u>3.9vol%以下*1</u>であるため、水蒸気凝縮を考慮しても水素燃焼及び爆轟は生じない。 ・水素の燃焼又は爆轟が生じる条件については、<u>図52-7-5</u>の様に水素、空気、水蒸気の3元図が知られている。<u>図52-7-5</u>は、水素の燃焼又は爆轟が生じる可能性がある水素、空気、水蒸気の濃度の比率を図中に可燃領域又は爆轟領域として示している。有効性評価「水素燃焼」のシナリオでは、ドライ条件下で最大の酸素濃度となる、<u>事象発生から7日後（168時間後）のサプレッション・チェンバの酸素濃度が約3.9vol%である。</u>一般に空気中の酸素の割合が約21vol%であることから、酸素濃度が約<u>3.9vol%以下</u>に対応する空気の濃度を考えると約<u>19vol%以下</u>となる。これは図で示された可燃領域又は爆轟領域とは重ならない。 	<p>2. サンプルング装置内における水素の滞留について</p> <p>(1) 水素燃焼及び爆轟が生じる可能性について</p> <p><u>格納容器水素濃度（SA）、格納容器酸素濃度（SA）、格納容器水素濃度（B系）及び格納容器酸素濃度（B系）のサンプルング装置では、以下の理由から水素燃焼及び爆轟が生じないことを確認した。なお、格納容器水素濃度（SA）、格納容器酸素濃度（SA）は、重大事故等時に監視ができる設計とし、格納容器水素濃度（B系）及び格納容器酸素濃度（B系）は、通常運転時から設計基準事故時及び重大事故等時に監視ができる設計としている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時、原子炉格納容器内は窒素ガスによって不活性化され、酸素濃度は<u>2.5vol%以下</u>に維持されており、常時サンプルングしていることから、サンプルング装置の配管内においても同様である。 ・設計基準事故時（運転時の異常な過渡変化時を含む）においては、原子炉設置変更許可申請書添付書類十で示しているとおおり、水素濃度は<u>2.0vol%以下</u>、酸素濃度は<u>4.3vol%以下</u>であるため、水蒸気凝縮を考慮しても水素燃焼及び爆轟は生じない。 ・重大事故時においては、有効性評価で示しているとおおり、水素濃度はドライ換算で13vol%を上回るが、酸素濃度はドライ換算で<u>4.4vol%以下*1</u>であるため、水蒸気凝縮を考慮しても水素燃焼及び爆轟は生じない。 ・水素の燃焼又は爆轟が生じる条件については、<u>図1</u>のように水素、空気、水蒸気の3元図が知られている。<u>図1</u>は、水素の燃焼又は爆轟が生じる可能性がある水素、空気、水蒸気の濃度比率を図中に可燃領域または爆轟領域として示している。有効性評価「水素燃焼」のシナリオでは、ドライ条件下で最大の酸素濃度が約<u>3.0vol%である。</u>一般に空気中の酸素の割合が約21vol%であることから、酸素濃度が約<u>3.0vol%以下</u>に対応する空気の濃度を考えると約<u>14.3vol%以下</u>となる。これは図で示された可燃領域又は爆轟領域とは重ならない。 	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p>

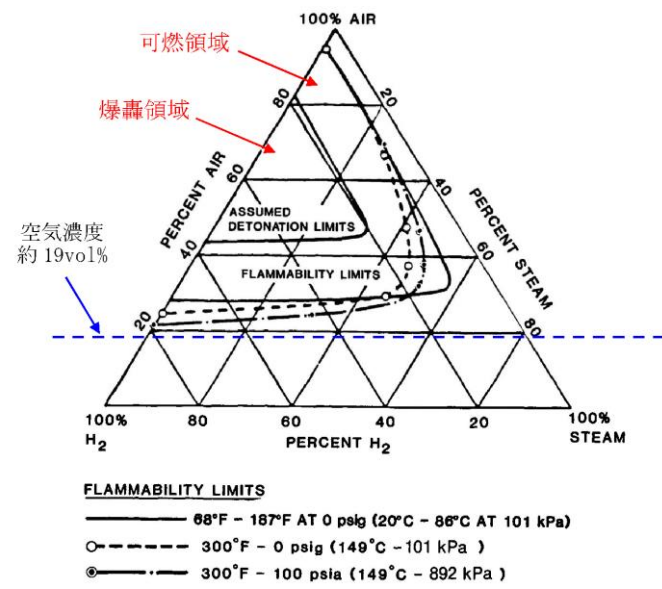


図52-7-5 水素、空気、水蒸気混合条件下における可燃限界と爆轟限界

*1: 「3.4 水素燃焼 添付資料3.4.1G 値を設計基準事故ベースとした場合の評価結果への影響」参照

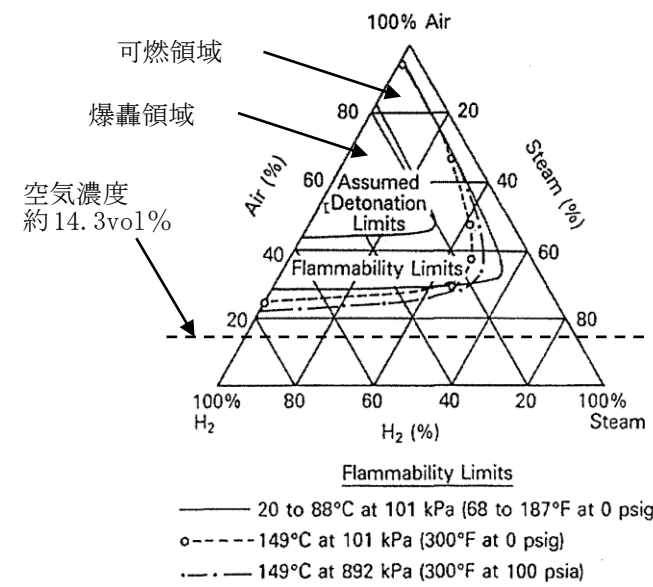


図1 水素、空気、水蒸気混合条件下における可燃限界と爆轟限界

*1 : 「3.4 水素燃焼 添付資料 3.4.1 G 値を設計基準事故ベースとした場合の評価結果への影響」参照

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 格納容器内水素濃度及び格納容器酸素濃度計測に伴うサンプルガスの冷却について</p> <p>6号及び7号炉の重大事故等対策の有効性評価(格納容器過圧・過温シナリオ)における原子炉格納容器温度(サンプリング装置をインサートする事故後20時間後)は、最大で約162℃まで上昇する。一方、重大事故時の原子炉格納容器内水素濃度及び原子炉格納容器内酸素濃度計測では、除湿器を使用するが、その吸込み温度条件は、40℃以下の制限を受ける。したがって、格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度計測のためには、サンプルガスを冷却する必要があり、その冷却は基本的に原子炉補機冷却水系にて行われる。</p> <p>ただし、全交流動力電源喪失時には、原子炉補機冷却水系を復旧する手順を見込んでいないため、サンプルガスの冷却は、<u>代替原子炉補機冷却系</u>に頼る必要がある。</p> <p>ここでは、以上の<u>代替原子炉補機冷却系</u>を用いた場合に、冷却性能評価が最も厳しい条件において、評価した結果を以下にまとめる。</p> <p>(1) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプル側入口温度：170℃ ・サンプル側出口温度：40℃ ・サンプル側流量：<u>1.49kg/h</u> <p>・冷却水入口温度：35℃</p> <p>・冷却水出口温度：制約なし</p> <p>・冷却水流量：<u>400kg/h</u></p> <p>(2) 評価条件の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプル側入口温度：170℃ <p>(根拠) <u>原子炉格納容器設計限界圧力(0.62MPa)</u>における飽和蒸気温度に余裕を見込んだ値で設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプル側出口温度：40℃ <p>(根拠) 除湿器の吸込み温度条件(40℃以下)を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプル側流量：<u>1.49kg/h</u> <p>(根拠) 図52-8-1より、原子炉格納容器内の水蒸気割合の<u>最大値85vol%</u>、サンプルガス割合：<u>15vol%</u>であり、サンプルガスの採取流量は1L/minなので、水蒸気の採取流量は<u>5.67L/min</u>となることから、全サンプル流量は<u>6.67L/min</u>である。サンプルの比体積：<u>0.2681m³/kg</u>(<u>0.62MPa</u>, 170℃における)を用いて、質量流量に換算すると、<u>1.49kg/h</u>となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水入口温度：35℃ <p>(根拠) 重大事故時の<u>代替原子炉補機冷却水温度</u>の最大値35℃を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水出口温度：制約なし <p>(根拠) <u>代替原子炉補機冷却系</u>側の循環による温度上昇は考慮する必要がないため。</p>	<p>3. 格納容器水素濃度及び格納容器酸素濃度計測に伴うサンプルガスの冷却について</p> <p>(1) <u>格納容器水素濃度(B系)</u>、<u>格納容器酸素濃度(B系)</u></p> <p>重大事故等対策の有効性評価(格納容器過圧・過温シナリオ)における原子炉格納容器温度(サンプリング装置をインサートする事故後10時間後)は、最大で約164℃まで上昇する。一方、重大事故時の原子炉格納容器水素濃度及び原子炉格納容器酸素濃度計測では、除湿器を使用するが、その吸込み温度条件は、40℃以下の制限を受ける。したがって、格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度計測のためには、サンプルガスを冷却する必要があり、その冷却は基本的に原子炉補機冷却水系にて行われる。</p> <p>ただし、全交流動力電源喪失時には、原子炉補機冷却水系を復旧する手順を見込んでいないため、サンプルガスの冷却は、<u>原子炉補機代替冷却系</u>に頼る必要がある。</p> <p>ここでは、以上の<u>原子炉補機代替冷却系</u>を用いた場合に、冷却性能評価が最も厳しい条件において、評価した結果を以下にまとめる。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプル側入口温度：170℃ ・サンプル側出口温度：40℃ ・サンプル側流量：<u>2.37kg/h</u> ・<u>原子炉格納容器内の蒸気割合：90vol%</u> <p>・冷却水入口温度：35℃</p> <p>・冷却水出口温度：制約なし</p> <p>・冷却水流量：<u>3200kg/h</u></p> <p>b. 評価条件の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプル側入口温度：170℃ <p>(根拠) <u>有効性評価(格納容器過圧・過温シナリオ)</u>における原子炉格納容器最大圧力(<u>0.66MPa</u>)における飽和蒸気温度に余裕を見込んだ値で設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプル側出口温度：40℃ <p>(根拠) 除湿器の吸込み温度条件(40℃以下)を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプル側流量：<u>2.37kg/h</u> <p>(根拠) 原子炉格納容器内の水蒸気割合：<u>90vol%</u>、サンプルガス割合：<u>10vol%</u>の場合、サンプルガスの採取流量は1L/minなので、水蒸気の採取流量は<u>9L/min</u>となることから、全サンプル流量は<u>10L/min</u>である。サンプルの比体積：<u>0.2531m³/kg</u>(<u>0.66MPa</u>, 170℃における)を用いて、質量流量に換算すると、<u>2.37kg/h</u>となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉格納容器内の蒸気割合：90vol%</u> <p>(根拠) <u>格納容器スプレイ後の原子炉格納容器内の水蒸気割合が90vol%以下で使用可能となる設備</u>としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水入口温度：35℃ <p>(根拠) 重大事故時の<u>原子炉補機代替冷却水温度</u>の最大値35℃を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水出口温度：制約なし <p>(根拠) <u>原子炉補機代替冷却系</u>側の循環による温度上昇は考慮する必要がないため。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・冷却水流量：400kg/h (根拠) 代替原子炉補機冷却系による通水流量 (0.4m³/h) を1L≒1kg で換算。</p> <p>(3) 冷却性能の評価 以上の条件においてサンプルガス出口温度を40℃へ冷却するために必要な伝熱面積を評価した結果、必要伝熱面積約0.20m²を上回る冷却器伝熱面積0.53m²を有することを確認した。</p>	<p>・冷却水流量：3200kg/h (根拠) 原子炉補機代替冷却系による通水流量 (3.2m³/h) を1L≒1kg で換算。</p> <p>c. 冷却性能の評価 以上の条件においてサンプルガス出口温度を40℃へ冷却するために必要な伝熱面積を評価した結果、必要伝熱面積約0.22m²を上回る冷却器伝熱面積0.53m²を有することを確認した。</p> <p>冷却器は、有効性評価(格納容器過圧・過温破損)の格納容器最大圧力(約660kPa)における飽和蒸気温度(約170℃)において水蒸気割合90vol%以下*のサンプルガスを除湿器入口で40℃以下となるまで冷却するため、原子炉補機代替冷却系から供給可能な冷却水量に対して必要となる伝熱面積約0.22m²を上回る0.53m²を有する設計としている。</p> <p>なお、冷却水流量および伝熱面積は重大事故等時の計測が可能なよう容量を増加させる変更を実施している。</p> <p>(2) 格納容器水素濃度(SA)，格納容器酸素濃度(SA) 重大事故時の原子炉格納容器酸素濃度の計測は、冷却器によりドライ状態にした酸素濃度を測定している。冷却器は電子冷却式であり、入口温度180℃以下、水蒸気割合90vol%以下*でドライ条件まで除湿可能な機器のため、原子炉補機代替冷却系による冷却水を必要としない設計としている。</p> <p>※大LOCA時における格納容器スプレイ前の原子炉格納容器内の水蒸気割合は、ほぼ100vol%であるが、水蒸気割合が65vol%以上であれば可燃限界に至ることはないため、水蒸気割合90vol%以上で計測する必要性はない。</p> <div data-bbox="1662 1260 2047 1638" data-label="Figure"> </div>	<p>・設備の相違 ・設備の相違 ・設備の相違 ・設備の相違 ・設備の相違 ・設備の相違</p>

4. サンプルング装置からの水素漏えい防止対策

4. サンプルング装置からの水素漏えい防止対策

(1) 格納容器水素濃度 (SA), 格納容器酸素濃度 (SA) のサンプルング装置

サンプルング装置を用いた格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA) の計測は, 計測後のガスを原子炉格納容器へ戻す構成となっており, 系外への漏えいが発生しないよう表1に示すと通りの漏えい防止対策が取られている。よってサンプルング装置からの水素漏えいの可能性は低い。

・設備の相違

表1 サンプルング装置の漏えい防止対策について

No.	機器	漏えい防止対策
1	配管, 弁	本計装設備の配管, 弁は原子炉格納容器のガスを測定するため設計されたシステムであり, 被ばく低減の観点からも系外へガスが漏えいするような設計ではない。配管及び弁は溶接構造若しくは継手構造であり, さらに, 弁はベローズ構造によりシールすることで漏えい防止対策をとっている。
2	冷却器	配管接続部は, 継手構造を使用しており, 漏えい防止対策を取っている。継手構造を含む冷却器は, 重大事故等時のサンプルング装置内で想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
3	真空ポンプ	配管接続部はねじ込みシール構造であること, ポンプ接ガス部は二重ダイアフラム構造とすることで, 漏えい防止対策を取っている。シール構造及びポンプ接ガス部は, 重大事故等時のサンプルング装置内で想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
4	水素濃度及び酸素濃度検出器	配管接続部はシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。シール構造部を含む当該検出器は, 重大事故等時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
5	サンプルング装置	サンプルング装置内の配管と機器の接続部はシール構造となっており, 漏えい防止対策を取っている。また, サンプルング装置内は真空ポンプ及び圧力検出器により大気圧以下に減圧しており, 系内外の圧力差で系外へ大きな漏えいが発生する可能性は十分に低い。サンプルング装置は重大事故等時に格納容器内及びサンプルング装置内にて想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。

サンプリング装置を用いた格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度の計測は、計測後のガスを原子炉格納容器内へ戻す構成となっており、外部に対して閉じた系となっており、系外への漏えいが発生しないよう表52-7-1に示すとおり漏えい防止対策が取られている。

よって、サンプリング装置からの水素漏えいの可能性は低い。

表52-7-1 サンプリング装置の漏えい防止対策について

No.	機器	漏えい防止対策
1	配管, 弁	本計測設備の配管, 弁は原子炉格納容器のガスを測定するため設計された系統であり, 被ばく低減の観点からも系外へガスが漏えいするような設計ではない。配管及び弁は溶接構造であり, さらに, 弁はベローズ構造によりシールすることで, 漏えい防止対策をとっている。
2	冷却器	配管接続部は溶接構造となっており, 内部ガスの気密を保持している。溶接部を含む当該冷却器は, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
3	除湿器	配管接続部は食い込み継ぎ手を使用しており, 漏えい防止対策をとっている。食い込み継ぎ手を含む当該除湿器は, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
4	サンプリングポンプ	配管接続部はねじ込みシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。ねじ込みシール構造部を含む当該吸引ポンプは, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
5	減圧弁	配管接続部はいずれもシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。シール構造部を含む当該減圧弁は, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
6	水素濃度及び酸素濃度検出器 (既設)	配管接続部はシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。シール構造部を含む当該水素濃度及び酸素濃度検出器は, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
7	サンプリングラック	サンプリングラック内の配管と機器の接続部は溶接又はシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。また, ラック内は減圧弁によりほぼ大気圧 (数 kPa 程度) に減圧しており, 系内外の圧力差で系外へ大きな漏えいが発生する可能性は十分に低い。事故時に想定される温度, 圧力条件の加わる当該サンプリングラック内の減圧弁の上流側については, その条件を包絡した仕様である。

(2) 格納容器水素濃度 (B系), 格納容器酸素濃度 (B系) のサンプリング装置

サンプリング装置を用いた格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器酸素濃度 (B系) の計測は、計測後のガスを原子炉格納容器内へ戻す構成となっており、系外への漏えいが発生しないよう表2に示すとおり漏えい防止対策が取られている。よってサンプリング装置からの水素漏えいの可能性は低い。

表2 サンプリング装置の漏えい防止対策について

No.	機器	漏えい防止対策
1	配管, 弁	本計測設備の配管, 弁は原子炉格納容器のガスを測定するため設計された系統であり, 被ばく低減の観点からも系外へガスが漏えいするような設計ではない。配管及び弁は溶接構造であり, さらに, 弁はベローズ構造によりシールすることで, 漏えい防止対策をとっている。
2	冷却器	配管接続部は溶接構造となっており, 内部ガスの気密を保持している。溶接部を含む当該冷却器は, 重大事故等時のサンプリング装置内で想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
3	除湿器	配管接続部は食い込み継ぎ手を使用しており, 漏えい防止対策をとっている。食い込み継ぎ手を含む当該除湿器は, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
4	サンプリングポンプ	配管接続部はねじ込みシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。ねじ込みシール構造部を含む当該吸引ポンプは, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
5	減圧弁	配管接続部はいずれもシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。シール構造部を含む当該減圧弁は, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
6	水素濃度及び酸素濃度検出器	配管接続部はシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。シール構造部を含む当該水素濃度及び酸素濃度検出器は, 事故時に想定される温度, 圧力を包絡した仕様である。
7	サンプリング装置	サンプリング装置内の配管と機器の接続部は溶接又はシール構造となっており, 漏えい防止対策をとっている。また, 装置内は減圧弁によりほぼ大気圧 (数 kPa 程度) に減圧しており, 系内外の圧力差で系外へ大きな漏えいが発生する可能性は十分に低い。事故時に想定される温度, 圧力条件の加わる当該サンプリング装置内の減圧弁の上流側については, その条件を包絡した仕様である。

5. サンプルング装置の計測時間遅れについて

5. サンプルング装置の計測時間遅れについて

(1) 格納容器水素濃度 (SA), 格納容器酸素濃度 (SA) のサンプルング装置

サンプルングガスは、原子炉格納容器内に設置したガスサンプラから引き込みラインをとおりサンプルング装置内に入る。そこで各検出器によりガス濃度を測定し、その後サンプルングガスは原子炉格納容器に排出される。サンプルングガスは、原子炉格納容器内ガスのサンプルングから、測定、排出までの工程を約3分で実行される。

表3 格納容器水素濃度 (SA), 格納容器酸素濃度 (SA) の計測時間遅れ

時間遅れ	約3分
------	-----

(2) 格納容器水素濃度 (B系), 格納容器酸素濃度 (B系) のサンプルング装置

サンプルング装置のガスのサンプルング点は、原子炉格納容器であり、そこから水素濃度及び酸素濃度検出器までの時間遅れは以下のとおりである。

- ・ サンプルング配管長 (サンプルング点～検出器) : 6号炉: 約75m
7号炉: 約86m
- ・ サンプルング配管の断面積 : 6号炉: $127\text{mm}^2 (1.27 \times 10^{-4}\text{m}^2)$
7号炉: $127\text{mm}^2 (1.27 \times 10^{-4}\text{m}^2)$
- ・ サンプルポンプの定格流量 : 約1L/min (約 $1 \times 10^{-3}\text{m}^3/\text{min}$)
- ・ サンプルガス流量 (流量÷配管断面積) : 6号炉: 約7.8m/min
7号炉: 約7.8m/min

- ・ サンプルング配管長 (サンプルング点～検出器) : 約86m*
 - ・ サンプルング配管の断面積 : $127\text{mm}^2 (1.27 \times 10^{-4}\text{m}^2)$
 - ・ サンプルポンプの定格流量 : 約1L/min (約 $1 \times 10^{-3}\text{m}^3/\text{min}$)
 - ・ サンプルガス流量 (流量÷配管断面積) : 約7.8m/min
- ※詳細設計により、今後変更となる可能性がある

表52-7-2 格納容器内水素濃度及び酸素濃度の計測時間遅れ

号炉	6号炉	7号炉
時間遅れ	約10分	約11分

表4 格納容器水素濃度 (B系), 格納容器酸素濃度 (B系) の計測時間遅れ

時間遅れ	約12分
------	------

・ 設備の相違

・ 設備の相違

・ 設備の相違

・ 設備の相違

・ 設備の相違

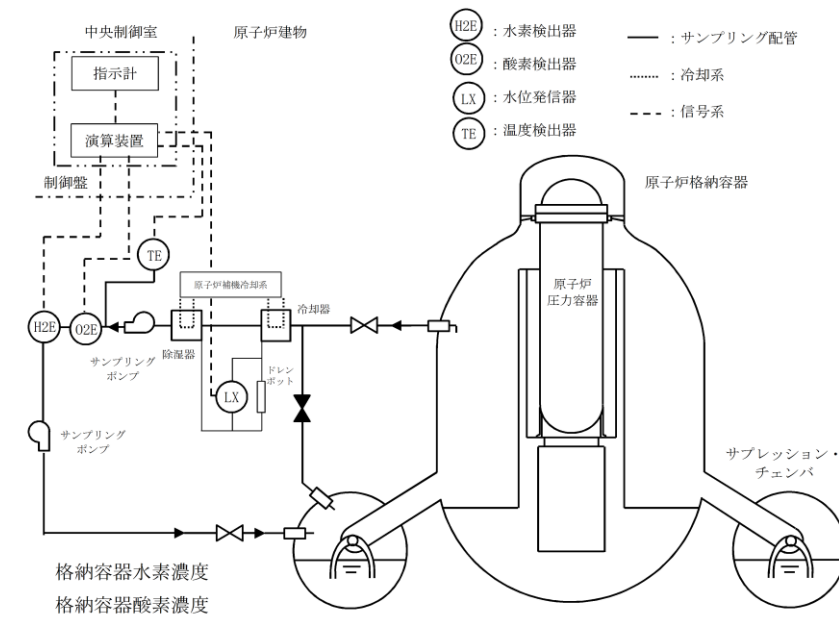
・ 設備の相違

・ 設備の相違

・ 設備の相違

・ 設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>6. サンプルング装置における湿分補正について</p> <p>(1) 格納容器水素濃度 (B系) , 格納容器酸素濃度 (B系) のサンプルング装置</p> <p>a. 概要</p> <p>検出器へ流れるサンプルングガスには水蒸気が含まれており, 水素濃度及び酸素濃度の計測値へ影響するため, サンプルングする原子炉格納容器内の雰囲気ガスを冷却器により原子炉補機冷却水系 (原子炉補機海水系を含む) 又は原子炉補機代替冷却系で冷却し, 下流の除湿によりサンプルングガス中の湿分を除去する設計としている。</p> <p>検出器は常にドライ条件の水素濃度及び酸素濃度を計測しているが, 事故時の原子炉格納容器内雰囲気ガスは水蒸気を含んでいることから, 事故時は計測されたドライ条件の水素濃度及び酸素濃度をウェット条件の水素濃度及び酸素濃度に補正する必要がある。</p> <p>b. 湿分補正演算</p> <p>ドライ条件の水素濃度及び酸素濃度からウェット条件の水素濃度及び酸素濃度への補正は演算装置にて行う。</p> <p>湿分補正は, サンプルングガスを冷却, 除湿した時に発生するドレンをドレンポットで受け, その液位変化量より湿分補正演算をする。具体的には [] ごとにドレンポットの液位変化量を算出し, 算出された液位変化量を至近 [] 当たりの平均値及びサンプルガス温度から湿分補正演算をする。</p> <p>湿分補正演算は [] ごとに行い, 計測された水素濃度及び酸素濃度を補正し, 出力する。</p> <p>c. 湿分補正演算の時間遅れによる影響</p> <p>湿分補正演算は前述のとおり [] ごと算出するドレンポットの液位変化量の至近 [] 当たりの平均値を用いることから, 事故後に原子炉格納容器内に蒸気が充満し急激に湿分が上昇した場合には雰囲気に即した補正が行われるまでに時間遅れが発生するが, 事故前の低湿度条件の影響が残る湿分補正值により換算したウェット値は, 湿分が低く見積もられているため, 実際よりもドライ値に近い高めの値となることから, 水素濃度及び酸素濃度を過少に評価することはない。</p>	<p>・設備の相違</p>



※ 2 系列のうち B 系を示す。

図 3 格納容器水素濃度 (B 系) 及び格納容器酸素濃度 (B 系) 系統概要図

・設備の相違

(2) 格納容器水素濃度 (S A) , 格納容器酸素濃度 (S A) のサンプリング装置

・設備の相違

a. 概要

検出器へ流れるサンプリングガスには水蒸気が含まれており、酸素濃度の計測値へ影響するため、サンプリングする原子炉格納容器内の雰囲気ガスを冷却器によりサンプリングガス中の湿分を除去する設計としている。事故時は計測されたドライ条件の酸素濃度をウェット条件の酸素濃度に補正する必要がある。なお、水素濃度の測定は、サンプリングガスの蒸気凝縮を防止するため、サンプリングガスの露点条件に達しないように温度・圧力を一定レベルに制御後、ウェット条件の水素濃度を測定しており、補正する必要はない。

b. 湿分補正演算

ドライ条件の酸素濃度からウェット条件の酸素濃度への補正は演算装置にて行う。湿分補正は、湿度検出器により測定した湿度の数値により湿分補正演算をする。湿分補正演算は計測された酸素濃度を補正し、出力する。

c. 湿分補正演算の時間遅れによる影響

サンプリングガスは、原子炉格納容器内ガスのサンプリングから、測定、排出までの工程である約 3 分の中で湿度検出器により測定を行い、湿分補正を行うことが可能であるため、影響はない。

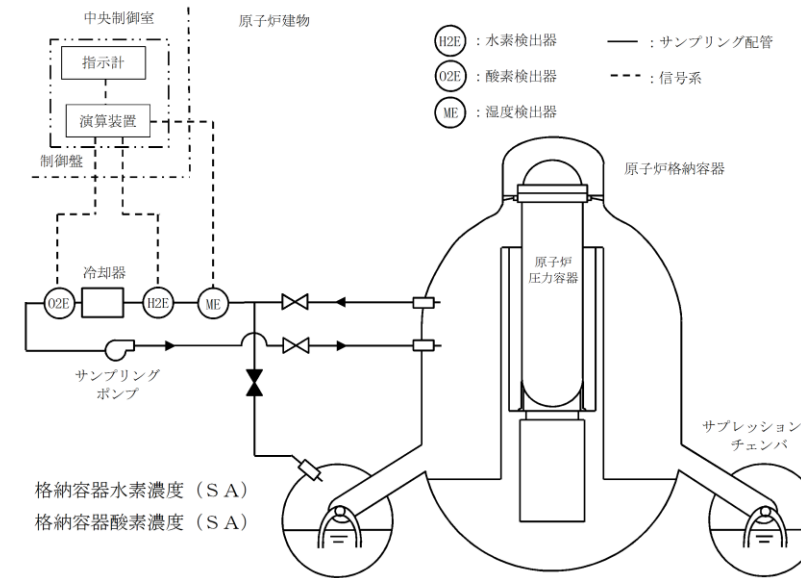


図4 格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA) 系統概要図

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="457 751 988 825">52-8 水素ガス及び酸素ガス発生時の対応について</p>	<p data-bbox="1561 793 2154 825">52-8 水素ガス及び酸素ガス発生時の対応について</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 水素ガス及び酸素ガス発生時の対応について</p> <p>(1) 想定水素ガス及び酸素ガス発生量</p> <p>a) 監視が必要となる状況と監視計器に求められる性能</p> <p>有効性評価の事故シーケンス選定のプロセスにおいて、重大事故等対処設備に期待しても炉心損傷を回避できず、有効性評価の対象とすべき評価事故シーケンスとしては、現状、「<u>大破断LOCA+ECCS 注水機能喪失</u>」のみを選定している。<u>さらに有効性評価では、この「大破断LOCA+ECCS 注水機能喪失」の事故シーケンスに対して、より厳しい状況下での重大事故等対処設備の有効性を確認する観点から、全交流動力電源喪失を重畳させ、「大破断LOCA+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失」への対応を確認している。</u></p> <p>よって、この「<u>大破断LOCA+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失</u>」への対応の中で想定される水素濃度及び酸素濃度を監視できる能力を備えることが、重大事故等時の水素濃度及び酸素濃度の監視に最低限要求される性能となる。</p> <p>b) 重大事故等時の原子炉格納容器内の環境と水素濃度及び酸素濃度</p> <p>「<u>大破断LOCA+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失</u>」事故時における各パラメータの推移は、雰囲気気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）の有効性評価において示すとおりである。これに加え、必要な水素濃度及び酸素濃度の監視能力を決定する上で必要な情報であるドライウェル及びサブプレッション・チェンバの気体組成の推移を<u>図52-8-1</u>及び<u>図52-8-2</u>に示す。</p> <p>c) 重大事故等時の水素濃度及び酸素濃度の監視計器に求められる性能</p> <p>①計測目的について</p> <p>一般に気相中の体積割合で5vol%以上の酸素ガスとともに水素ガスが存在する場合、水素濃度4vol%で燃焼、13vol%で爆轟が発生するとされている。この観点から、少なくとも水素濃度は4vol%、酸素濃度は5vol%までの測定が可能であることが必要である。</p> <p>②測定が必要となる時間</p> <p><u>図52-8-1</u>及び<u>図52-8-2</u>のとおり、解析上は事象発生から約168時間後まで酸素濃度が可燃限界である5vol%を超えることは無く、原子炉格納容器内での水素燃焼は生じない。しかしながら、徐々にではあるが、酸素濃度は上昇し続けることから、除熱系（<u>代替原子炉補機冷却系</u>）が使用可能となった時点で速やかに酸素濃度を測定可能とすることが必要である（水素濃度については事故初期から継続して監視が可能）。</p> <p><u>除熱系（代替原子炉補機冷却系）が復旧されない場合、炉心から発生する崩壊熱が原子炉格納容器内に蓄積され、それに伴い発生する蒸気の過圧によって格納容器内圧力は上昇し、原子炉格納容器の限界圧力（0.62MPa[gage]）に到達するまでに格納容器ベントを実施することとなる（有効性評価「雰囲気気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」では約38時</u></p>	<p>1. 水素ガス及び酸素ガス発生時の対応について</p> <p>(1) 想定水素ガス及び酸素ガス発生量</p> <p>a) 監視が必要となる状況と監視計器に求められる性能</p> <p>有効性評価の事故シーケンス選定のプロセスにおいて、重大事故等対処設備に期待しても炉心損傷を回避できず、有効性評価の対象とすべき評価事故シーケンスとしては、現状、「<u>冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失</u>」のみを選定している。</p> <p>よって、この「<u>冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失</u>」への対応の中で想定される水素濃度及び酸素濃度を監視できる能力を備えることが、重大事故等時の水素濃度及び酸素濃度の監視に最低限要求される性能となる。</p> <p>b) 重大事故等時の原子炉格納容器内の環境と水素濃度及び酸素濃度</p> <p>「<u>冷却材喪失（大破断LOCA）+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失</u>」事故時における各パラメータの推移は、雰囲気気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）<u>（残留熱代替除去系を使用する場合）</u>の有効性評価において示すとおりである。これに加え、必要な水素濃度及び酸素濃度の監視能力を決定する上で必要な情報であるドライウェル及びサブプレッション・チェンバの気体の組成の推移を<u>図1</u>及び<u>図2</u>に示す。</p> <p>c) 重大事故等時の水素濃度及び酸素濃度の監視計器に求められる性能</p> <p>①計測目的について</p> <p>一般に気相中の体積割合で5vol%以上の酸素ガスと<u>共に</u>水素ガスが存在する場合、水素濃度4vol%で燃焼、13vol%で爆轟が発生するとされている。この観点から、少なくとも水素濃度は4vol%、酸素濃度は5vol%までの測定が可能であることが必要である。</p> <p>②測定が必要となる時間</p> <p><u>図1</u>及び<u>図2</u>のとおり、解析上は事象発生から12時間後に格納容器への窒素供給を実施することで、<u>事象発生から約168時間後まで酸素濃度が可燃限界である5vol%を超えることは無く、原子炉格納容器内での水素燃焼は生じない。しかしながら、徐々にではあるが、水の放射線分解により水素濃度及び酸素濃度は上昇し続けることから、格納容器内水素濃度（SA）及び格納容器内酸素濃度（SA）起動後（事象発生から約2時間）、水素濃度及び酸素濃度を継続して監視可能としている。</u></p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・解析結果の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>間後に格納容器ベントを実施</u>。格納容器ベントを実施する約38時間までは、<u>図52-8-1及び図52-8-2のとおり</u>、水の放射線分解によって発生する酸素ガスの濃度は緩やかに上昇することから、<u>原子炉格納容器内の酸素濃度が可燃限界(5vol%)に到達するおそれはない</u>。</p> <p>なお、「<u>大破断LOCA+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失</u>」事故時において、G値を設計基準事故対処設備である可燃性ガス濃度制御系の性能を評価する際に用いた <u>G(H₂)=0.4, G(O₂)=0.2</u> とした場合についても、原子炉格納容器内の酸素濃度が可燃限界(5vol%)に到達するのは、<u>事象発生から約51時間後である</u>(<u>図52-8-3及び図52-8-4参照</u>)。</p> <p>これより、<u>除熱系の復旧がされない約22.5時間以前においては</u>原子炉格納容器内の酸素濃度が可燃限界(5vol%)に到達することはない。</p> <p>さらに、過圧破損の回避を目的とした格納容器ベントを実施することにより、発生する蒸気とともに原子炉格納容器内の非凝縮性ガスのほとんどは格納容器ベントを通じて排出されることとなることから、酸素濃度の監視は必要とはならない。</p>	<p>なお、「<u>冷却材喪失(大破断LOCA)+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失</u>」事故時において、G値を設計基準事故対処設備である可燃性ガス濃度制御系の性能を評価する際に用いた <u>G値(沸騰状態:G(H₂)=0.4, G(O₂)=0.2, 非沸騰状態:G(H₂)=0.25, G(O₂)=0.125)</u> とした場合についても、原子炉格納容器内の酸素濃度が4.4vol%(ドライ条件)に到達するのは、<u>事象発生から約85時間後である</u>。<u>また、窒素封入の切替え操作(原子炉格納容器内の酸素濃度4vol%到達時)は、事象発生から約49時間後である</u>(<u>図3及び図4参照</u>)。</p> <p>これより、<u>格納容器内酸素濃度(SA)を起動する事象発生から約2時間までに</u>原子炉格納容器内の酸素濃度が4.4vol%(ドライ条件)に到達することはない。</p> <p>さらに、過圧破損の回避を目的とした格納容器ベントを実施することにより、発生する蒸気とともに原子炉格納容器内の非凝縮性ガスのほとんどは格納容器ベントを通じて排出されることとなることから、酸素濃度の監視は必要とはならない。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解析条件の相違 ・運用及び解析結果の相違

③耐環境条件

「大破断LOCA+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失」事故時における各パラメータの推移を踏まえても測定可能であることが必要である。

③耐環境性

「冷却材喪失(大破断LOCA)+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」事故時における各パラメータの推移を踏まえても測定可能であることが必要である。

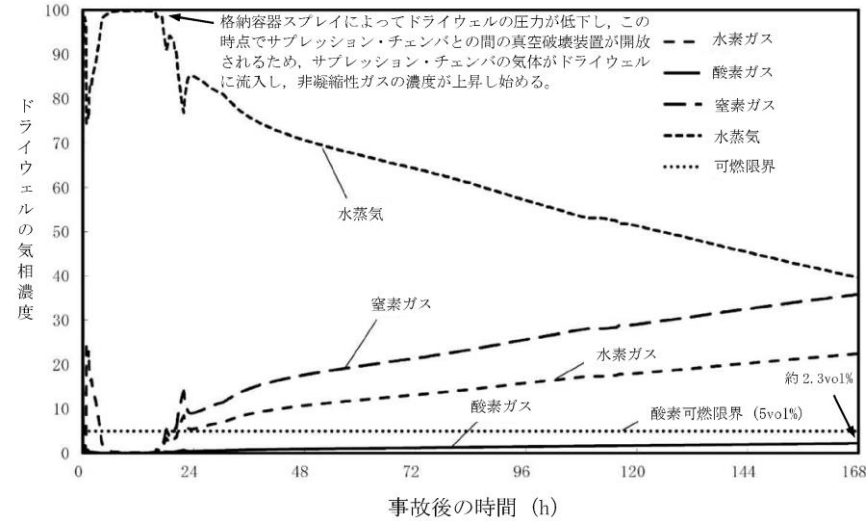


図52-8-1 ドライウエルの気相濃度の推移(ウェット条件)

格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使用する場合)

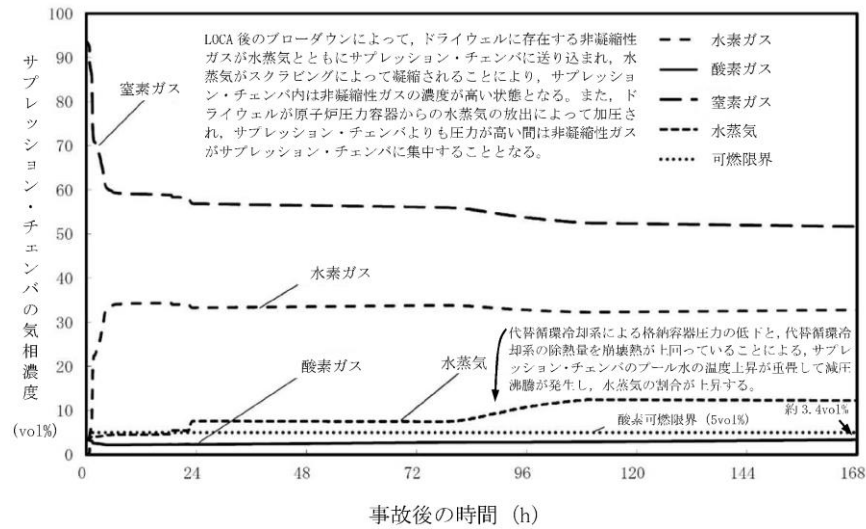
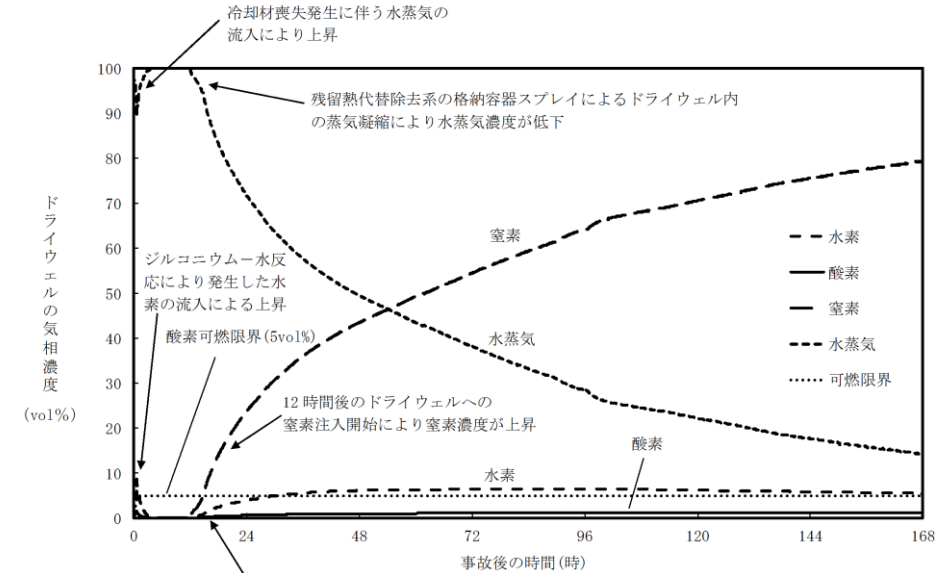


図52-8-2 サプレッション・チェンバの気相濃度の推移(ウェット条件)
格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使用する場合)



残留熱代替除去系の格納容器スプレイによるドライウエルの蒸気凝縮により、サプレッション・チェンバ内の非凝縮性ガスがドライウエルへ流入し、非凝縮性ガスの濃度が上昇

図1 ドライウエル気相濃度の推移(ウェット条件)
(格納容器過圧・過温破損(残留熱代替除去系を使用する場合))

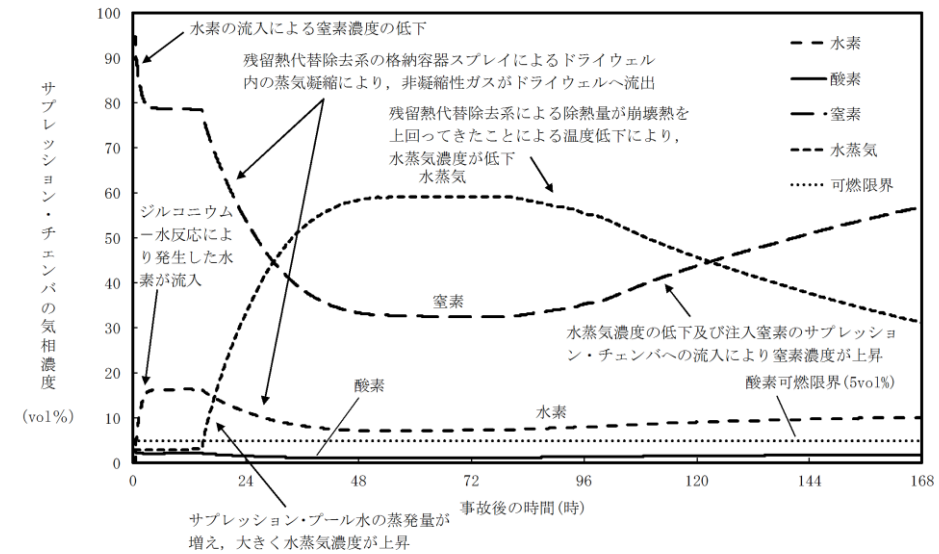


図2 サプレッション・チェンバ気相濃度の推移(ウェット条件)
(格納容器過圧・過温破損(残留熱代替除去系を使用する場合))

・解析結果の相違

・解析結果の相違

「大破断LOCA+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失」事故時において、設計基準事故対応設備である可燃性ガス濃度制御系の性能を評価する際に用いたG(H2)=0.4,G(O2)=0.2 を採用した場合についても、酸素濃度が可燃限界 (5vol%) に至るのは約51 時間後となる。

・記載方針の相違

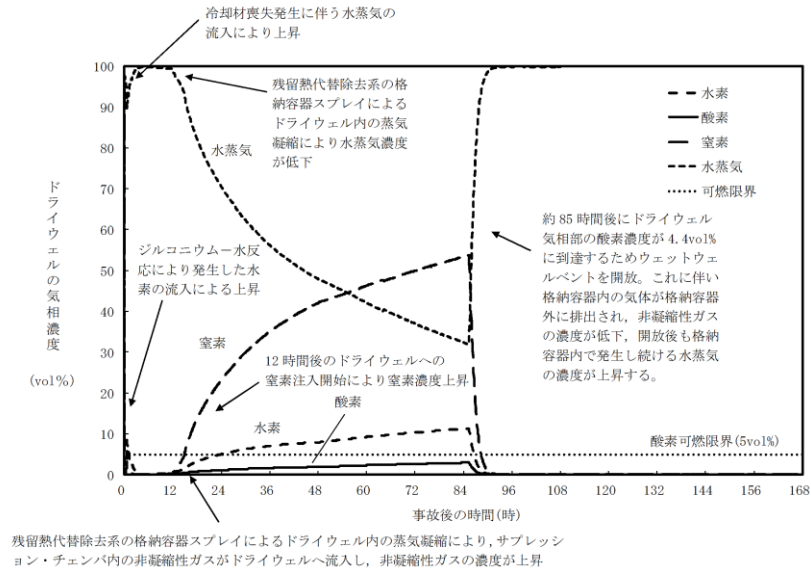
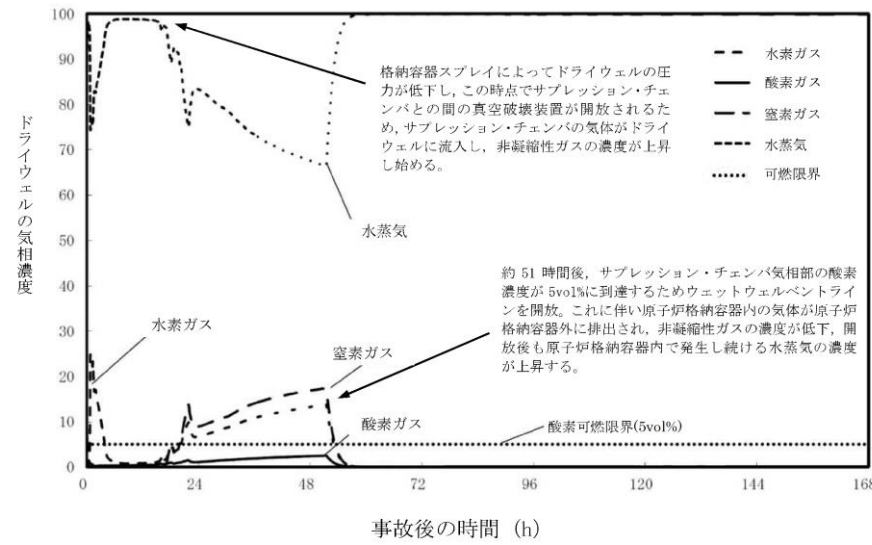


図52-8-3 G 値を設計基準事故ベースとした場合のドライウエルの気相濃度の推移 (ウエット条件)

図3 G 値を設計基準事故ベースとした場合のドライウエルの気相濃度の推移 (ウエット条件)

・解析結果の相違

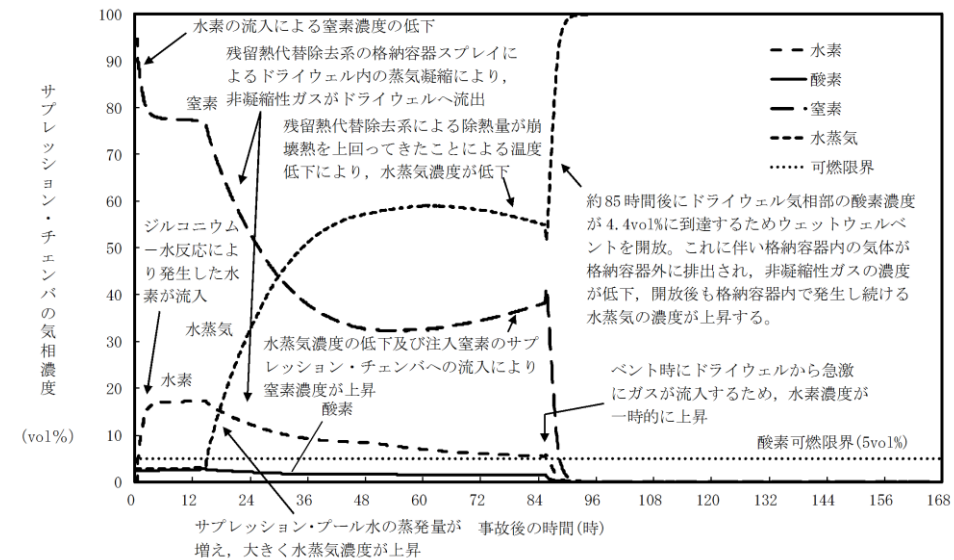
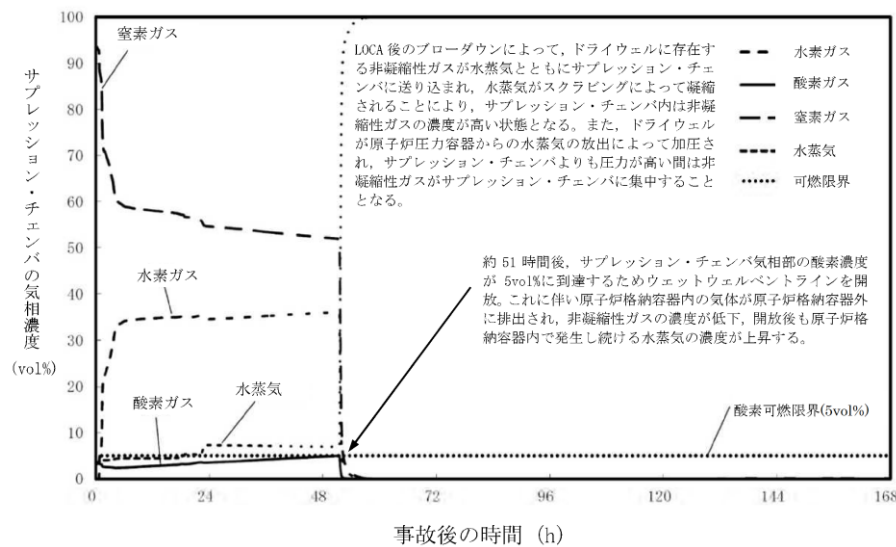


図52-8-4 G 値を設計基準事故ベースとした場合のサブプレッション・チェンバの気相濃度の推移 (ウエット条件)

図4 G 値を設計基準事故ベースとした場合のサブプレッション・チェンバの気相濃度の推移 (ウエット条件)

・解析結果の相違

(2) 水素濃度及び酸素濃度の監視方法

水素濃度は4vol%，酸素濃度は5vol%までの測定が可能であることが必要であることから、代替循環冷却時「大破断 LOCA+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失」における原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視は、以下の設備により実施する。

表52-8-1 計装設備の主要仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器内水素濃度 (SA)	水素吸蔵材料式水素検出器	0~100vol%	2	原子炉格納容器内
格納容器内水素濃度	熱伝導式水素検出器	0~30vol%(6号炉) 0~20vol%/0~100vol%(7号炉)	2	原子炉建屋地上3, 中3階(6号炉) 原子炉建屋地上中3階(7号炉)
格納容器内酸素濃度	熱磁気風式酸素検出器	0~30vol%(6号炉) 0~10vol%/0~30vol%(7号炉)	2	原子炉建屋地上3, 中3階(6号炉) 原子炉建屋地上中3階(7号炉)

(3) 水素ガス及び酸素ガスの処理方法

有効性評価では、機能喪失を仮定した設備の復旧には期待せず、重大事故等時の環境下におけるG値に基づき、7日間以内に水素ガスと酸素ガスの両方の濃度が可燃限界に到達しないことを確認している。

しかしながら、ここでは7日間以内に水素ガスと酸素ガスの両方の濃度が可燃限界に到達した場合と事象発生後8日目以降の水素ガス及び酸素ガスの扱いについて以下に示す。

a) 7日間以内に水素ガスと酸素ガスの両方の濃度が可燃限界に到達した場合

機能喪失を仮定した設備の復旧には期待しないという前提においては、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを処理する方法は格納容器ベントによって原子炉格納容器外へ放出する手段となる。よって、酸素濃度が5vol%に至るまでに格納容器ベントを実施する。なお、格納容器ベントの実施により蒸気とともに非凝縮性ガスは排出され、その後の原子炉格納容器内の気体組成は水蒸気がほぼすべてを占めることとなる。

代替原子炉補機冷却系等による除熱系が復旧し、格納容器圧力制御が可能になった場合であっても、仮に酸素濃度が5vol%に到達するおそれがある場合、格納容器ベントを通じて非凝縮性ガスを原子炉格納容器外へ排出することとなる。このとき格納容器スプレイによって、格納容器内圧力が低い状態での排出となるが、炉心崩壊熱による蒸気発生は長時間継続するため、その蒸気とともに非凝縮性ガスは同時に排出され、原子炉格納容器内に残る水素ガス及び酸素ガスは無視し得る程度となり、可燃限界に至ることはない（「重大事故等対策の有効性評価について、3.4 水素燃焼 添付資料 3.4.1 G 値を設計基準事故ベースとした場合の評価結果への影響」参照）。

(2) 水素濃度及び酸素濃度の監視方法

水素濃度は4 vol%，酸素濃度は5 vol%までの測定が可能であることが必要であることから、「冷却材喪失（大破断 LOCA）+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失」（残留熱代替除去系を使用する場合）における原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視は、以下の設備により実施する。

表 1 計装設備の主要仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
格納容器水素濃度 (SA)	熱伝導式水素検出器	0~100vol%	1	原子炉建物 原子炉棟中2階
格納容器酸素濃度 (SA)	磁気力式酸素検出器	0~25vol%	1	原子炉建物 原子炉棟中2階
格納容器水素濃度 (B系)	熱伝導式水素検出器	0~5 vol%/ 0~100vol%	1	原子炉建物 原子炉棟3階
格納容器酸素濃度 (B系)	熱磁気風式酸素検出器	0~5 vol%/ 0~25vol%	1	原子炉建物 原子炉棟3階

(3) 水素ガス及び酸素ガスの処理方法

有効性評価では、機能喪失を仮定した設備の復旧には期待せず、重大事故等時の環境下におけるG値に基づき、7日間以内に水素ガスと酸素ガスの両方の濃度が可燃限界に到達しないことを確認している。

しかしながら、ここでは7日間以内に水素ガスと酸素ガスの両方の濃度が可燃限界に達した場合と事象発生後8日目以降の水素ガス及び酸素ガスの扱いについて以下に示す。

a) 7日間以内に水素ガスと酸素ガスの両方の濃度が可燃限界に到達した場合

機能喪失を仮定した設備の復旧には期待しないという前提においては、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを処理する方法は格納容器ベントによって原子炉格納容器外へ放出する手段となる。よって、酸素濃度が5 vol%に至るまでに格納容器ベントを実施する。なお、格納容器ベントの実施により蒸気と共に非凝縮性ガスは排出され、その後の原子炉格納容器内の気体組成は水蒸気がほぼすべてを占めることとなる。

残留熱代替除去系等が復旧し、格納容器圧力制御が可能になった場合であっても、仮に酸素濃度が5 vol%に到達するおそれがある場合、格納容器ベントを通じて非凝縮性ガスを原子炉格納容器外へ排出することとなる。このとき格納容器スプレイによって、格納容器内圧力が低い状態での排出となるが、炉心崩壊熱による蒸気発生は長時間継続するため、その蒸気とともに非凝縮性ガスは同時に排出され、原子炉格納容器内に残る水素ガス及び酸素ガスは無視し得る程度となり、可燃限界に至ることはない（「重大事故等対策の有効性評価、3.4 水素燃焼、添付資料 3.4.1 G 値を設計基準事故ベースとした場合の評価結果への影響」参照）。

・設備の相違

影響」参照)。

b) 事象発生後8日目以降の水素ガス及び酸素ガスの処理方法

この場合、機能喪失を仮定した設備の復旧又は外部からの支援等に期待することができ、多様な手段を確保することができる。

まず、可燃性ガス濃度制御系の復旧を試みることで、水の放射線分解により発生する酸素ガスを処理する。また、a)と同様に格納容器ベントによる排出も可能であり、水素ガス及び酸素ガスの処理については多様な手段を有する。

b) 事象発生後8日目以降の水素ガス及び酸素ガスの処理方法

この場合、機能喪失を仮定した設備の復旧又は外部からの支援等に期待することができ、多様な手段を確保することができる。

まず、可燃性ガス濃度制御系の復旧を試みることで、水の放射線分解により発生する酸素ガスを処理する。また、a)と同様に格納容器ベントによる排出も可能であり、水素ガス・酸素ガスの処理については多様な手段を有する。

(4) 代替原子炉補機冷却系復旧以前における原子炉格納容器内の酸素濃度の推定

原子炉格納容器内の酸素濃度を把握する目的としては、事故後の原子炉格納容器内の水素ガスが燃焼を生じる可能性の把握である。

有効性評価においては、約22.5時間以前に原子炉格納容器内の酸素濃度が可燃限界(5vol%)に至らないことを確認しているが、約22.5時間以前において原子炉格納容器内の酸素濃度を把握する方法として、推定手段を整備している。

格納容器内酸素濃度の計測が困難になった場合、格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W)又は格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値($G(H_2)=0.4$, $G(O_2)=0.2$)を入力とした評価結果(解析結果)により推定する。

推定可能範囲：0～約5vol%

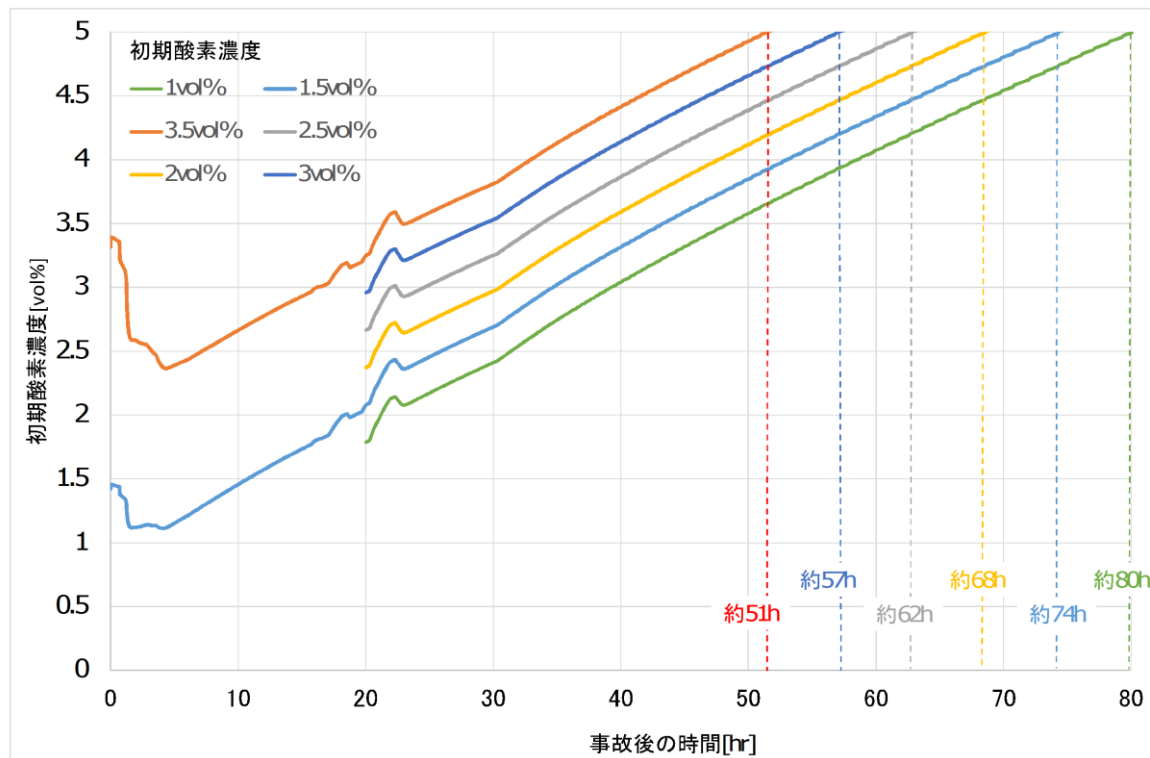


図52-8-5 格納容器過圧・過温破損(代替循環冷却系を使用する場合)

の格納容器内酸素濃度変化

また、格納容器内圧力(D/W)又は格納容器内圧力(S/C)により、格納容器内圧力が正圧で

・記載方針の相違

あることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。

なお、事故時操作手順において、格納容器内圧力を変化させる格納容器スプレイ実施時には、原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入防止を目的として、格納容器内圧力（D/W）又は格納容器内圧力（S/C）が [] 以上であることを確認してスプレイ操作を判断することとしている。

格納容器過圧・過温破損（代替循環冷却系を使用する場合）の格納容器内圧力の変化を図52-8-6に示す。有効性評価の結果では、格納容器内圧力が正圧に保たれる結果となっており、原子炉格納容器への空気流入の可能性がないことを確認している。

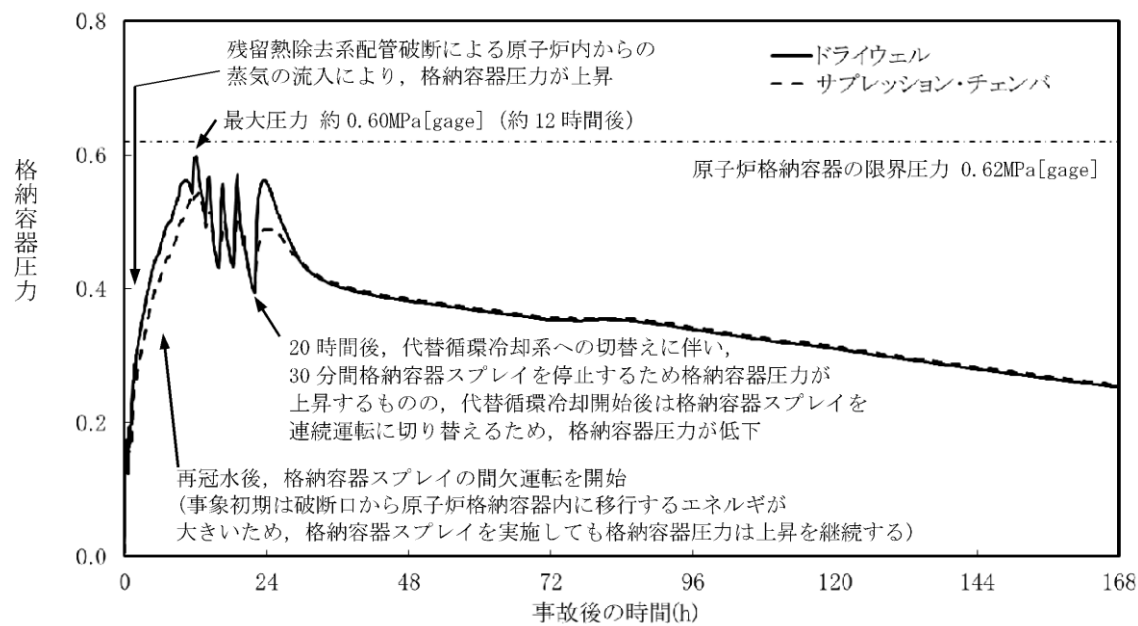


図52-8-6 格納容器過圧・過温破損（代替循環冷却系を使用する場合）の格納容器内圧力の推移

炉心損傷判断後の初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果（解析結果）では、実際の原子炉格納容器内の酸素濃度よりも高く評価されることになるが、原子炉格納容器内での水素燃焼を防止する目的のためには、妥当な推定手段である。

また、格納容器内圧力を確認し、事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握することは、炉心損傷判断後の初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果（解析結果）の信頼性を上げることとなるから、原子炉格納容器内での水素燃焼の可能性を把握する目的のためには、妥当な推定手段である。

なお、原子炉格納容器内の酸素濃度を監視する目的は、原子炉格納容器内の水素ガスが燃焼を生じる可能性の高い濃度にあるかどうかを把握することであり、代替パラメータ（格納容器内雰囲気放射線レベル、格納容器内圧力）による格納容器内酸素濃度の傾向及びインリークの

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>有無の傾向を把握でき、計器誤差（格納容器内雰囲気放射線レベル（D/W）の誤差：$5.3 \times 10^{N-1}$～1.9×10^NSv/h, N:-2～5, 格納容器内雰囲気放射線レベル（S/C）の誤差：$5.3 \times 10^{N-1}$～1.9×10^NSv/h, N:-2～5, 格納容器内圧力（D/W）の誤差：± 15kPa, 格納容器内圧力（S/C）の誤差：± 15.6kPa）を考慮した上で対応することにより、重大事故等時の対策を実施することが可能である。</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-9 接続図	52-9 接続図	

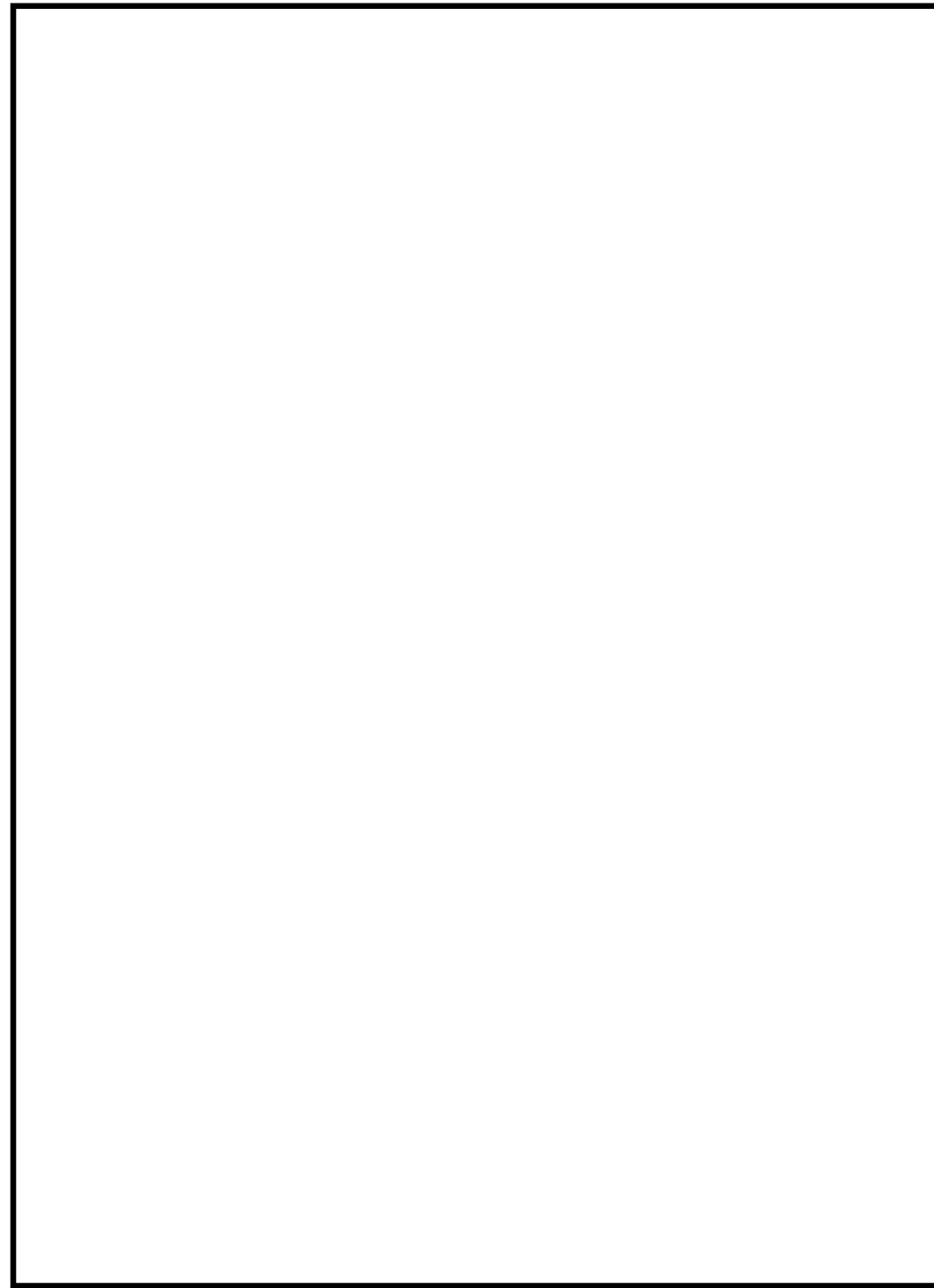


図52-9-1 接続図(建屋内接続 6/7 号炉原子炉建屋1階)

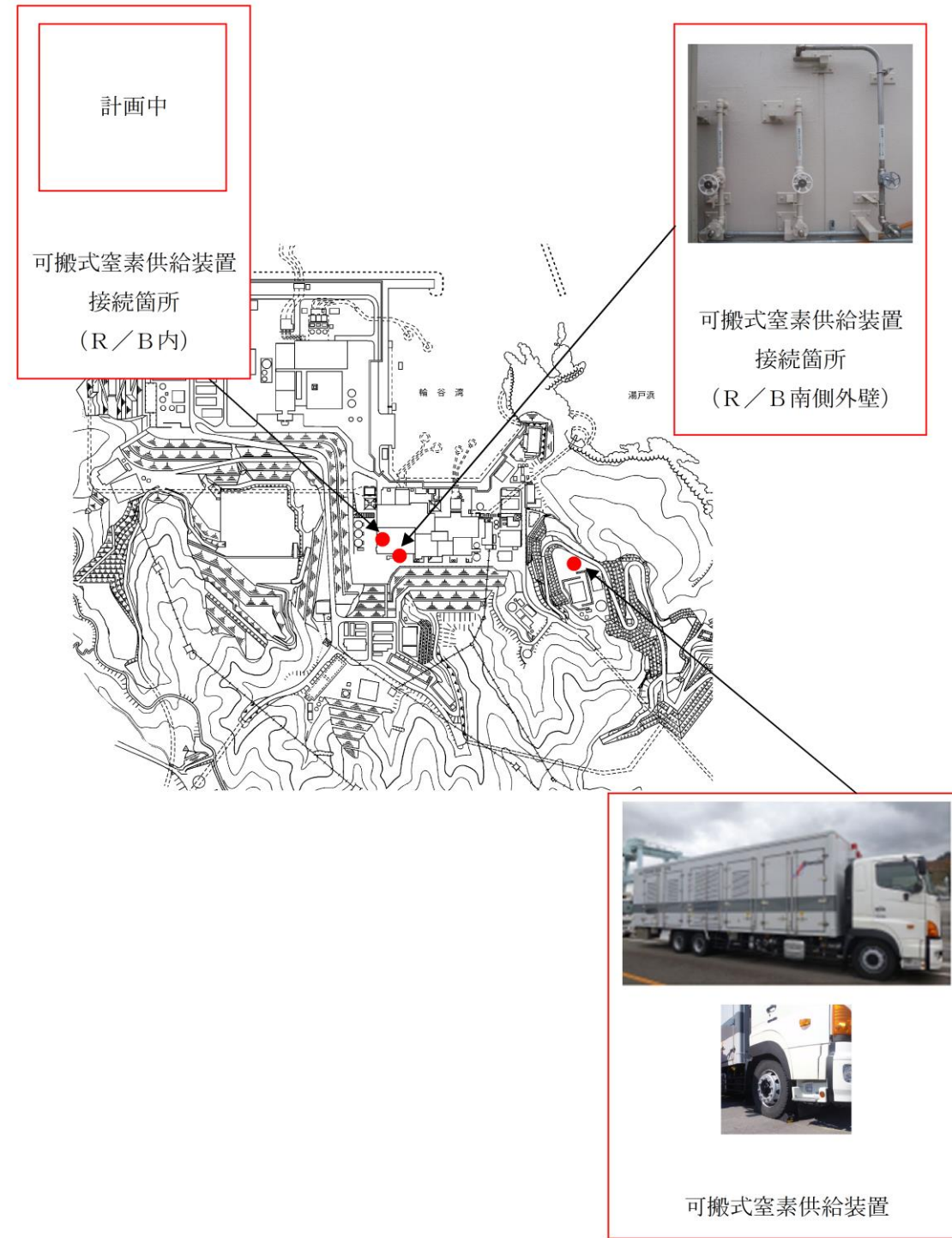


図1 接続図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

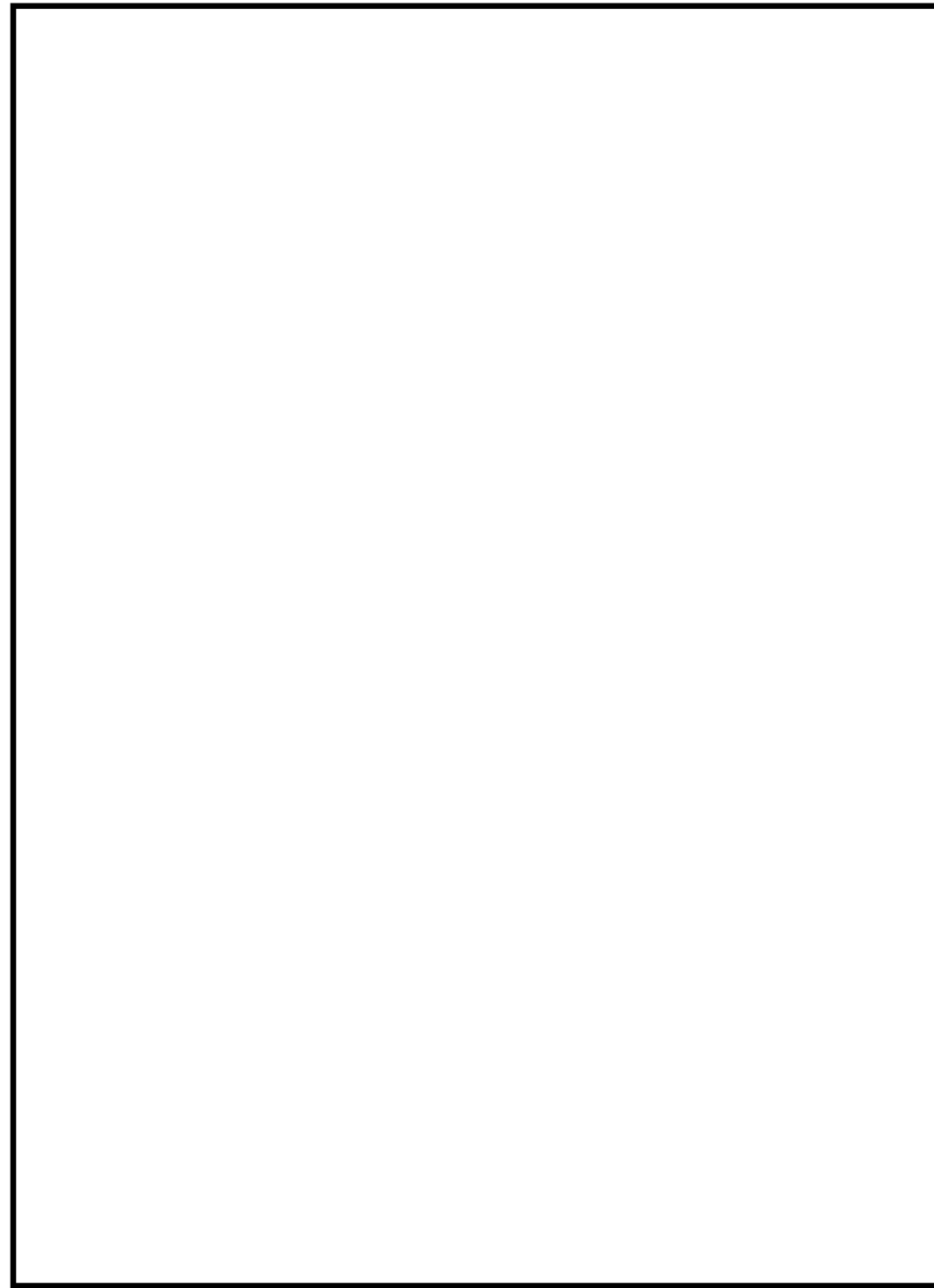


図52-9-2 接続図(建屋内接続 6/7号炉原子炉建屋2階)

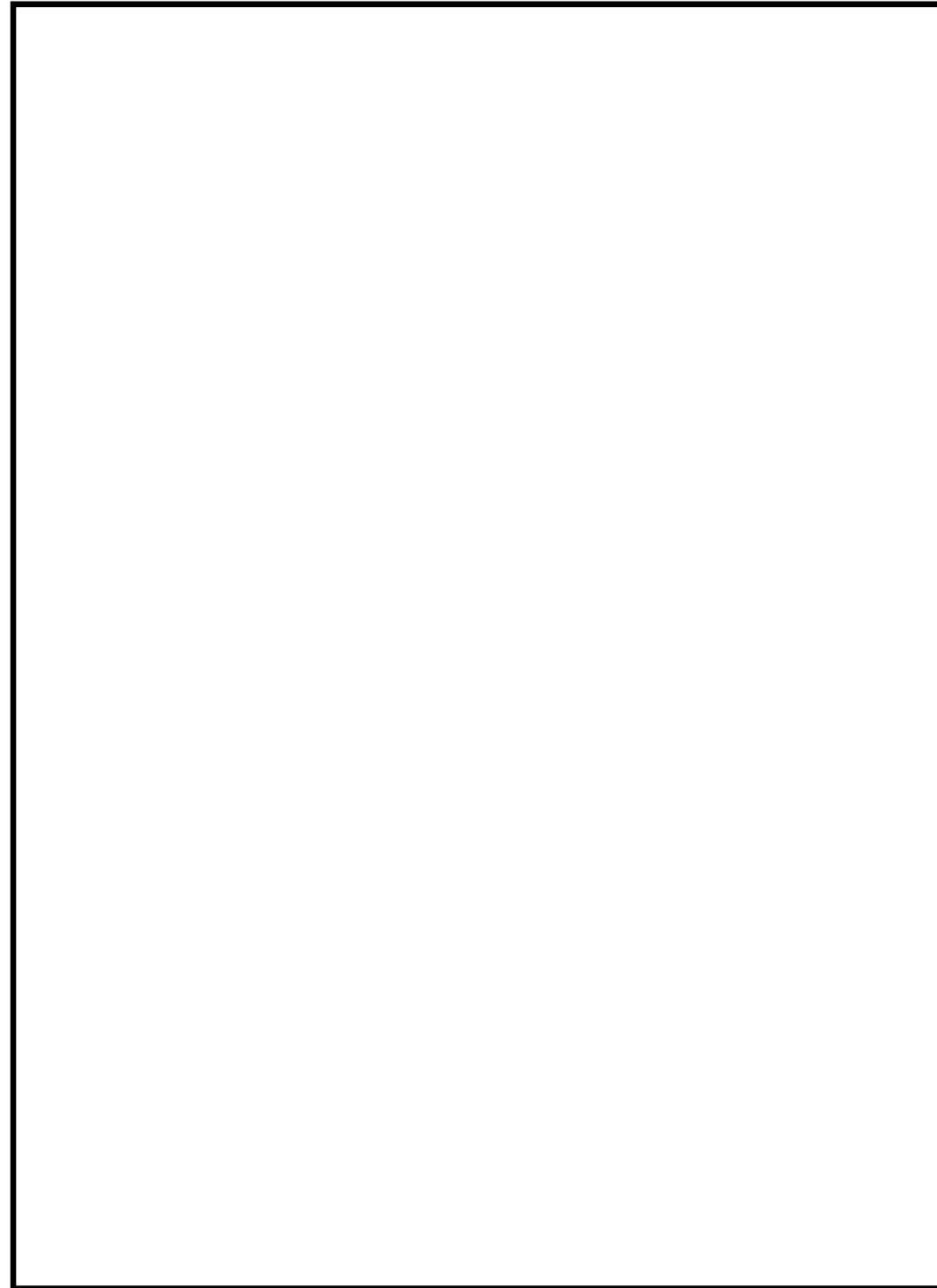


図52-9-3 接続図(建屋内接続 6/7号炉原子炉建屋3階)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-10 保管場所図	52-10 保管場所	

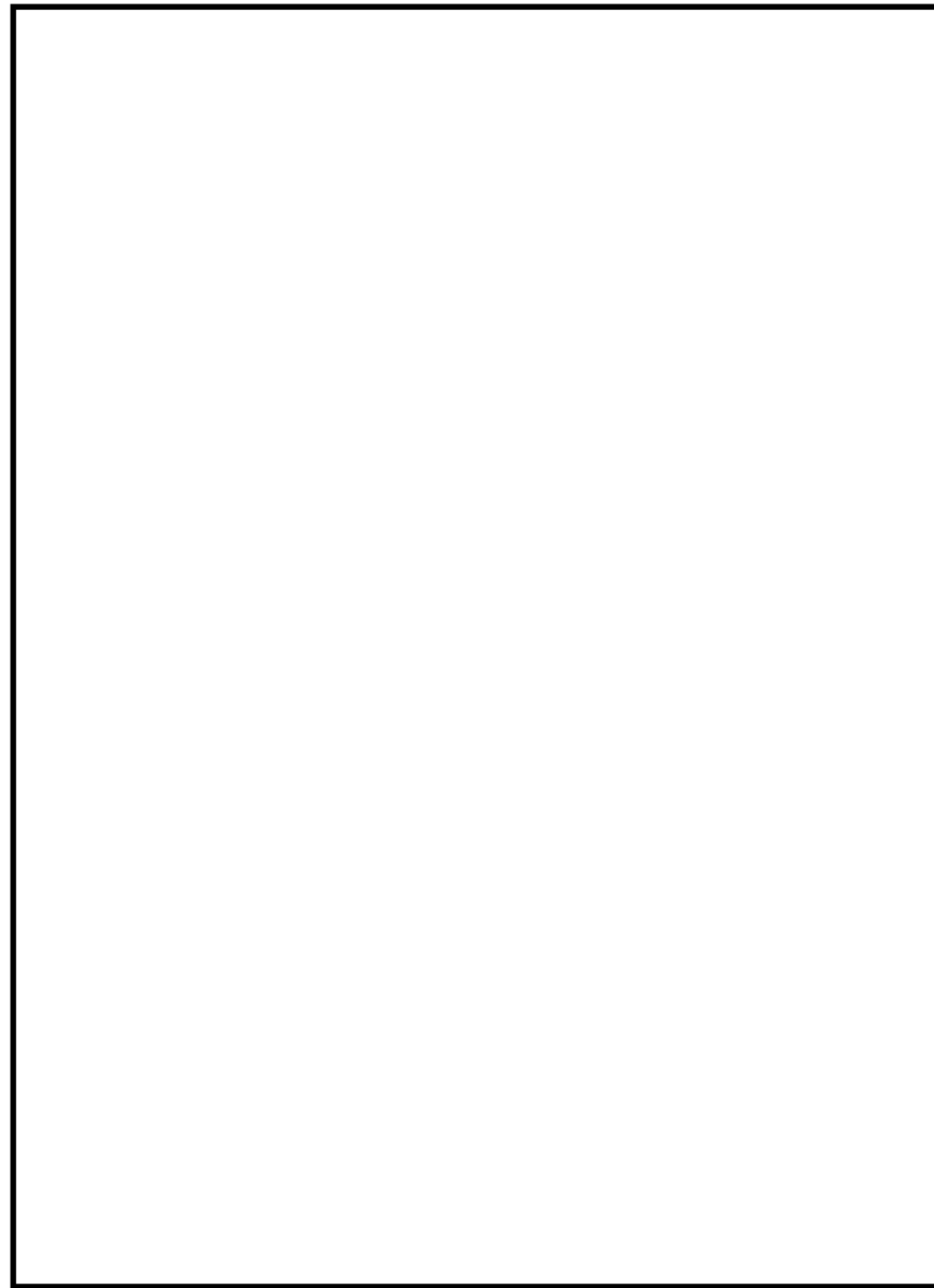


図52-10-1 屋外保管場所配置図 (可搬型窒素供給装置)

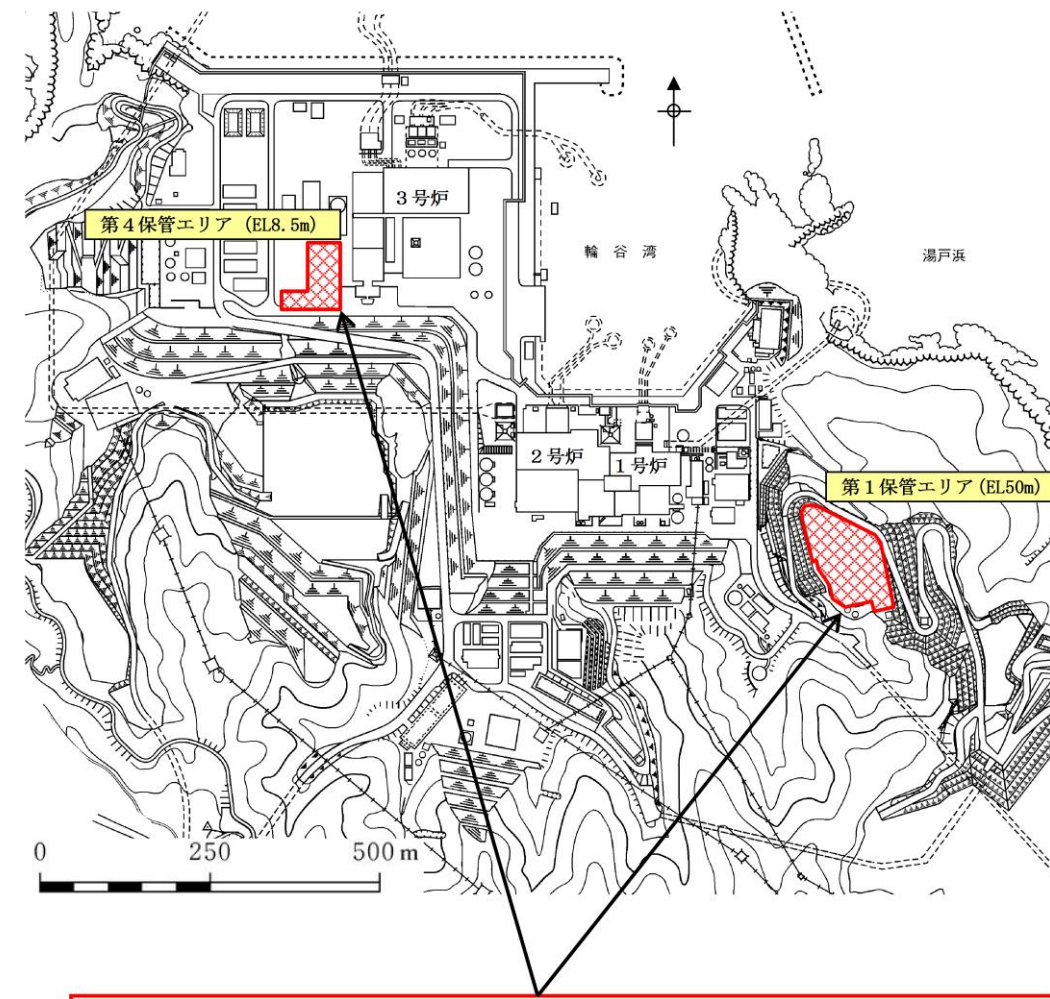


図1 屋外保管場所配置図

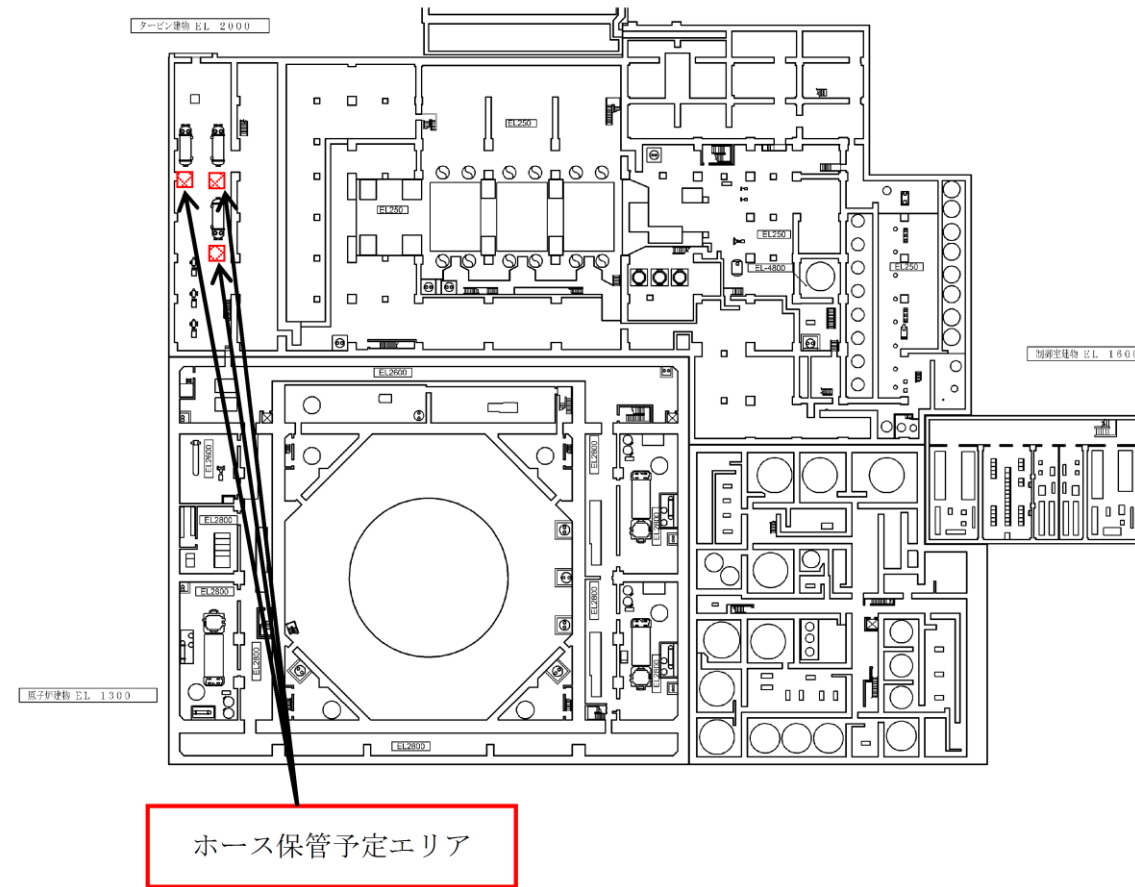
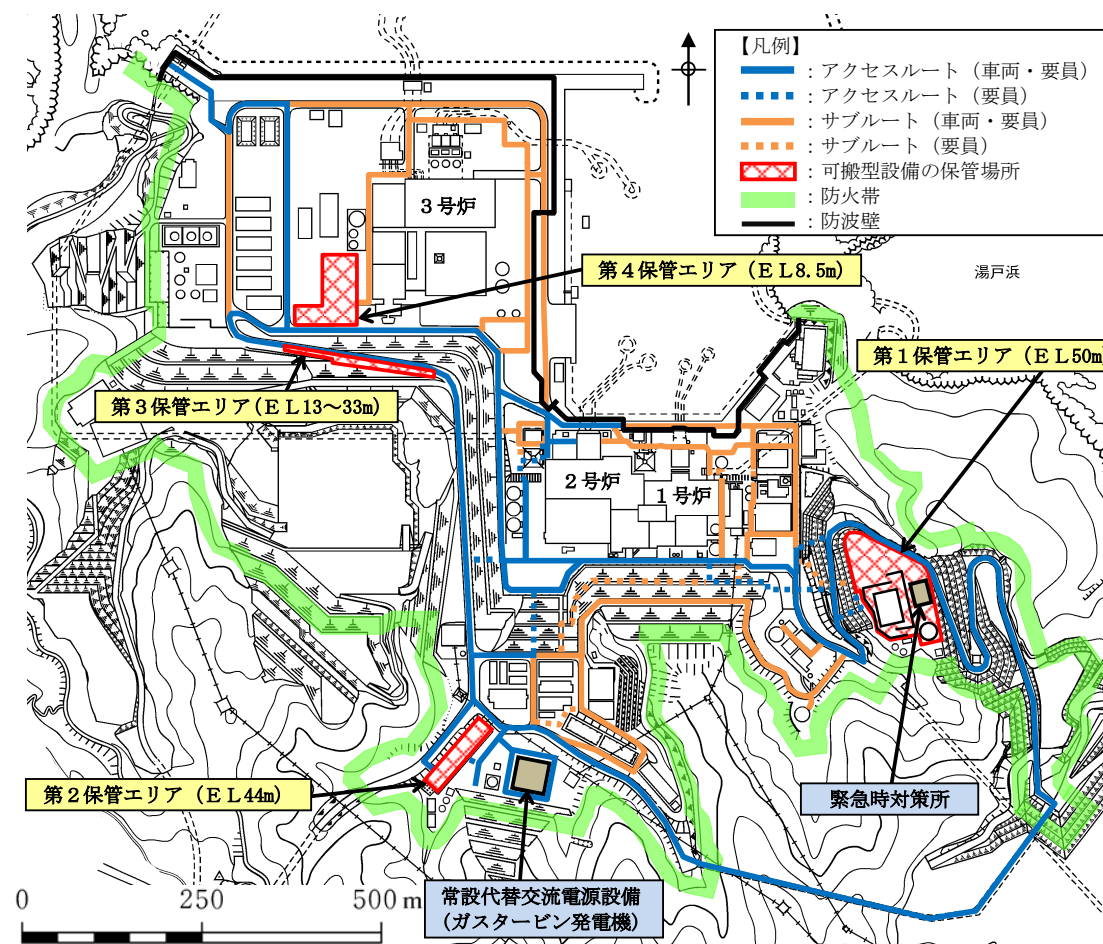


図2 可搬式窒素供給装置 屋内敷設用ホースの保管場所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-11 アクセスルート図	52-11 アクセスルート図	

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉『可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』より抜粋

島根原子力発電所2号炉『可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』より抜粋



※ サブルートは、地震及び津波時には記載しない。
 ※ 各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

図52-11-1 保管場所及びアクセスルート図

図1 保管場所及びアクセスルート図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="439 747 1003 779">図52-11-2 地・津波発生時震のアクセスルート</p>  <p data-bbox="454 1377 988 1409">図52-11-3 森林火災発生時のアクセスルート</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="409 840 1044 871">図52-11-4 中央交差点が通行不能時のアクセスルート</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
52-12 その他設備	52-12 その他設備	

水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための自主対策設備の概要について以下に示す。

(1) 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視

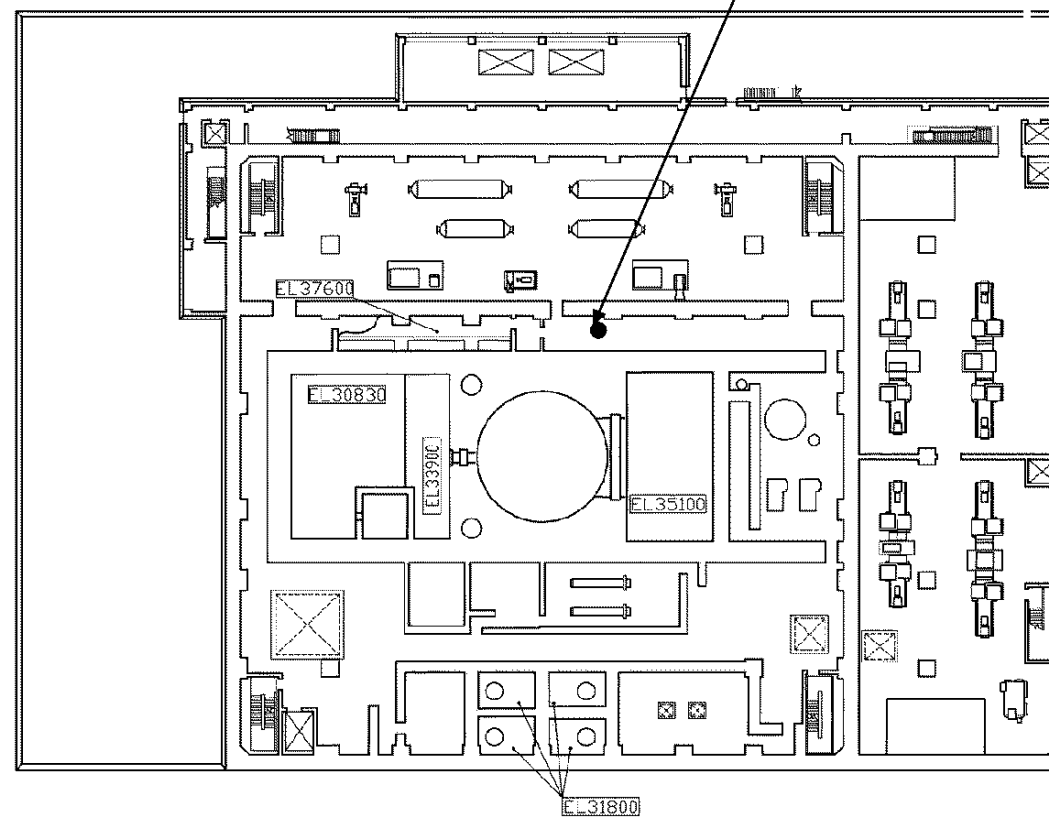
自主対策設備（原子炉格納容器内の水素濃度監視，酸素濃度監視）として，格納容器水素濃度（A系），格納容器酸素濃度（A系）を使用する。

格納容器水素濃度（A系），格納容器酸素濃度（A系）は，原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を測定し，指示値を中央制御室で監視できる設計とする。

・資料構成の相違

・設備の相違

格納容器水素濃度（A系）
格納容器酸素濃度（A系）



原子炉建物3階 【EL. 34800】

図1 機器配置図（原子炉建物3階）

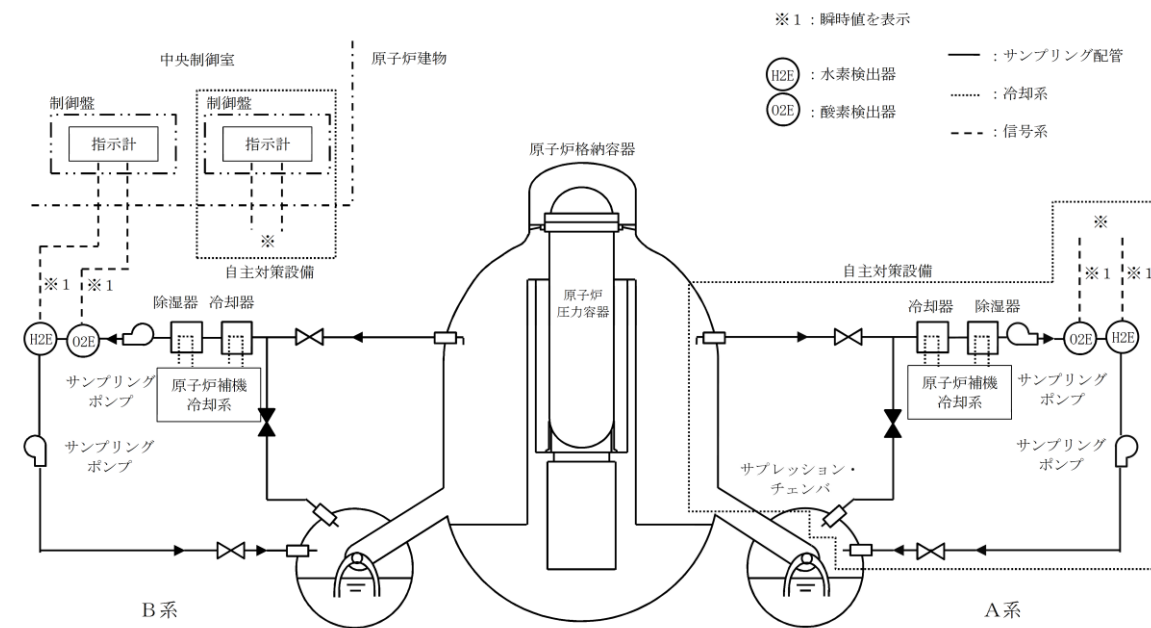


図2 格納容器水素濃度及び格納容器酸素濃度に関する概略系統図

【可燃性ガス濃度制御系】

1. 設備概要

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内で発生する水素ガス及び酸素ガスを再結合することにより水素濃度の抑制を行い、水素爆発による破損を防止する。

なお、可燃性ガス濃度制御系については設計基準事故対処設備として設置するものであることから、炉心の著しい損傷が発生した場合において可燃性ガス濃度制御系を使用して原子炉格納容器内の水素濃度を制御する運用については自主的な運用とする。

(2) 可燃性ガス濃度制御系

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を制御するための自主対策設備として、可燃性ガス濃度制御系再結合器を使用する。

可燃性ガス濃度制御系再結合装置は、原子炉格納容器内のガス中の水素と酸素を再結合させる設計とする。

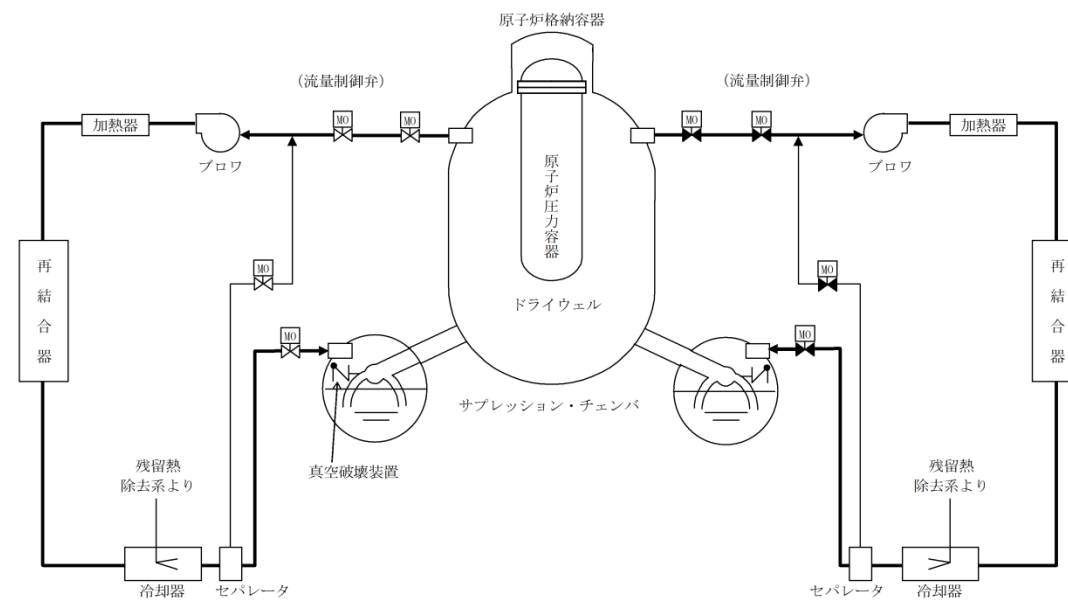


図3 可燃性ガス濃度制御系 概略系統図

・資料構成の相違

【可搬型格納容器窒素供給設備】

1. 設備概要

中長期的に原子炉格納容器内の水蒸気凝縮による負圧破損を防止するとともに原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度を低減するために可搬型格納容器窒素供給設備を設ける。なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設置するものである。

重大事故等時に放射線分解により可燃性ガスが発生した場合、発電用原子炉運転中は常時原子炉格納容器内を窒素ガスで置換しているため、事故発生直後に可燃性ガス濃度が可燃限界に至ることはないが、中長期的には、可燃性ガス濃度を可燃限界以下に抑制する必要がある。また、崩壊熱の減少により原子炉格納容器内の水蒸気発生量が減少することにより原子炉格納容器内が負圧に至る可能性があることから、可燃性ガス濃度を可燃限界以下に抑制し、原子炉格納容器の負圧破損を防止するため、可搬型格納容器窒素供給設備による窒素供給を行う。

本系統は、図52-12-1 に示すとおり、可燃性ガス濃度制御系配管に接続治具を用いてホースを接続し、可搬型大容量窒素供給装置を現場にて操作することで、発生した窒素ガスをドライウエル及びサブプレッション・チェンバに供給可能な設計とする。

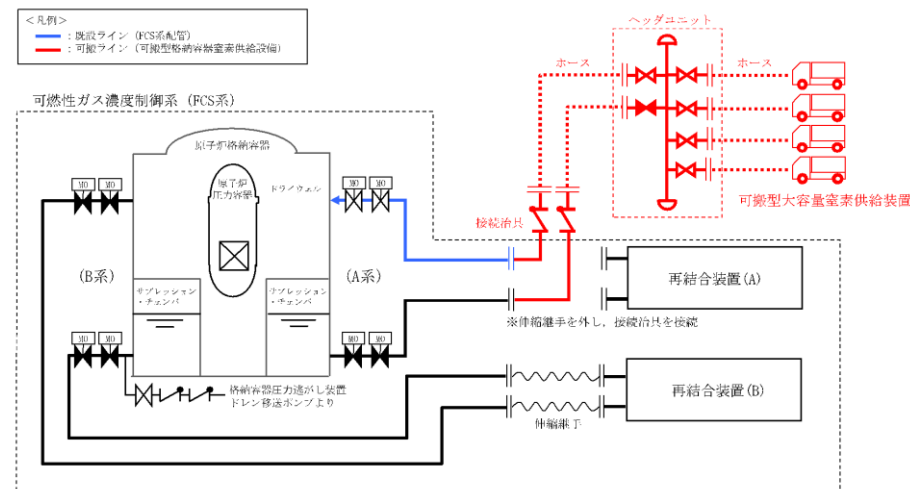


図52-12-1 可搬型格納容器窒素供給設備 系統概要図

・設備の相違
島根2号炉は、窒素ガス代替注入系をSA設備とする

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">52-13</p> <p><u>機器名称欄に記載の弁名称と、各号炉の弁名称・弁番号の関係について</u></p>		<p>・島根2号炉は、単独申請であり、該当資料なし</p>

条文適合性資料本文中の機器名称覧に記載の弁名称については、説明資料の構成上、略称等が用いられている場合がある。これらの記載名称と各号炉に設置されている弁の正式名称及び弁番号の関係について、下表のとおり整理する。

表52-13-1 機器名称覧に記載の弁名称と、正式名称・弁番号の関係について
(格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系)

52条	一次隔離弁 (サブプレッション・チェンバ側)	S/Cベント用出口隔離弁	T31-A0-F022	AC S/Cベント用出口隔離弁	T31-A0-F022
	一次隔離弁 (ドライウェル側)	D/Wベント用出口隔離弁	T31-A0-F019	AC D/Wベント用出口隔離弁	T31-A0-F019
	二次隔離弁	PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁	T31-M0-F070	AC PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁	T31-M0-F070
	二次隔離弁バイパス弁	PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁バイパス弁	T31-M0-F072	PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁バイパス弁	T31-M0-F072
	フィルタ装置入口弁	耐圧強化ベント系PCVベントラインフィルタベント容器側隔離弁	T61-A0-F001	耐圧強化ベント系PCVベントラインフィルタベント容器側隔離弁	T61-A0-F001
	耐圧強化ベント弁	耐圧強化ベント系PCVベントライン排気筒側隔離弁	T61-A0-F002	耐圧強化ベント系PCVベントライン排気筒側隔離弁	T61-A0-F002
	非常用ガス処理系 フィルタ装置出口隔離弁 A	SGTSフィルタ装置出口弁 (A)	T22-M0-F004A	SGTS フィルタ装置出口弁 (A)	T22-M0-F004A
	非常用ガス処理系 フィルタ装置出口隔離弁 B	SGTSフィルタ装置出口弁 (B)	T22-M0-F004B	SGTS フィルタ装置出口弁 (B)	T22-M0-F004B
	非常用ガス処理系 第一隔離弁	SGTS側PCVベント用隔離弁	T31-A0-F020	AC SGTS側PCVベント用隔離弁	T31-A0-F020
	非常用ガス処理系 第二隔離弁	SGTS側PCVベント用隔離弁後弁	T22-F040	SGTS側PCVベント用隔離弁後弁	T22-F040
	換気空調系 第一隔離弁	HVAC側PCVベント用隔離弁	T31-A0-F021	AC HVAC側PCVベント用隔離弁	T31-A0-F021
	換気空調系 第二隔離弁	HVAC側PCVベント用隔離弁後弁	U41-F050	HVAC側PCVベント用隔離弁後弁	U41-F050
	非常用ガス処理系 Uシール隔離弁	SGTS出口ドレン弁	T22-M0-F511	SGTS 出口Uシール元弁	T22-M0-F511
	耐圧強化ベント系 N ₂ バージ用元弁 (タービン建屋側)	N ₂ バージ用元弁 (タービン建屋側)	T22-F200	N ₂ バージ用元弁 (タービン建屋側)	T22-F200
	耐圧強化ベント系 N ₂ バージ用元弁 (二次格納施設側)	N ₂ バージ用元弁 (二次格納施設側)	T22-F201	N ₂ バージ用元弁 (二次格納施設側)	T22-F201
	水素バイパスライン止め弁	SGTS側PCVベント用水素ガスベント止め弁	T31-F600	SGTS側PCVベント用水素ガスベント止め弁	T31-F600
フィルタベント大気放出ラインドレン弁	FCVS フィルタベント大気放出ラインドレン弁	T61-F503	FCVS フィルタベント大気放出ラインドレン弁	T61-F503	

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [53条 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>53条 水素爆発による<u>原子炉建屋</u>等の損傷を防止するための設備</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>53-1 SA設備基準適合性 一覧表 53-2 単線結線図 53-3 配置図 53-4 系統図 53-5 試験及び検査 53-6 容量設定根拠 53-7 その他設備</p>	<p>53条 水素爆発による<u>原子炉建物</u>等の損傷を防止するための設備</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>53-1 SA設備基準適合性 一覧表 53-2 単線結線図 53-3 配置図 53-4 系統図 53-5 試験及び検査 53-6 容量設定根拠 53-7 その他設備</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
53-1 SA 設備基準適合性一覧表	53-1 SA 設備基準適合性 一覧表	

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第53条：水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		静的触媒式水素再結合器	類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建屋原子炉区域内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-
			関連資料	53-3 配置図	
		第2号	操作性	(操作不要)	対象外
	関連資料	-			
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他	M	
	関連資料	53-5 試験及び検査			
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	
	関連資料	-			
	第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c
			その他(飛散物)	対象外	対象外
			関連資料	53-3 配置図	
第6号	設置場所	(操作不要)	対象外		
関連資料	-				
第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	
		関連資料	53-3 配置図 53-6 容量設定根拠		
	第2号	共用の禁止	(共用しない設備)	対象外	
	関連資料	-			
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象(同一目的の SA 設備なし)	対象外
			サポート系故障	対象外(サポート系なし)	対象外
関連資料			-		

島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第53条：水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備		静的触媒式水素処理装置	類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建物原子炉棟内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-
			海水	海水を通水しない	対象外
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-
			周辺機器等からの悪影響	(周辺機器からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
			関連資料	53-3 配置図	
		第2号	操作性	操作不要	-
	関連資料	53-3 配置図, 53-4 系統図			
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他	M	
	関連資料	53-5 試験及び検査			
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	
	関連資料	53-4 系統図			
	第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c
			その他(飛散物)	対象外	対象外
			関連資料	53-3 配置図, 53-4 系統図	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	対象外		
関連資料	-				
第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として使用するもの	A	
		関連資料	53-6 容量設定根拠		
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
	関連資料	-			
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象(同一目的の SA 設備なし)	対象外
			サポート系要因	対象外(サポート系なし)	-
関連資料			53-3 配置図, 53-4 系統図		

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第53条：水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		静的触媒式水素再結合器動作監視装置		類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建屋原子炉区域内設備	B	
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	
			海水	(海水を通水しない)	対象外	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	
			関連資料	53-3 配置図		
			第2号	操作性	(操作不要)	対象外
		第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	Bb	
		第5号	悪影響防止	系統設計	その他	Ae
	その他(飛散物)			対象外	対象外	
	関連資料			—		
	第6号	設置場所	(操作不要)	対象外		
	第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	
			関連資料	53-3 配置図 53-6 容量設定根拠		
		第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
			関連資料	—		
		第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象(同一目的のSA設備あり)	B
				サポート系故障	対象(サポート系有り)-異なる駆動源又は冷却源	Ca
	関連資料			53-2 単線結線図 53-3 配置図		

島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

53条：水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備		静的触媒式水素処理装置入口温度 静的触媒式水素処理装置出口温度		類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建物原子炉棟内設備	B	
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	
			海水	(海水を通水しない)	対象外	
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	
			周辺機器等からの悪影響	(周辺機器からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	
			関連資料	53-3 配置図		
			第2号	操作性	操作不要	—
		第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	Bb	
		第5号	悪影響防止	系統設計	その他	Ae
	その他(飛散物)			対象外	対象外	
	関連資料			53-3 配置図、53-4 系統図		
	第6号	設置場所	対象外(操作不要)	対象外		
	第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	
			関連資料	53-6 容量設定根拠		
		第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
			関連資料	—		
		第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象(同一目的のSA設備あり)	B
				サポート系要因	対象(サポートあり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca
	関連資料			53-2 単線結線図、53-3 配置図、53-4 系統図		

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第53条：水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		原子炉建屋水素濃度	類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建屋原子炉区域内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-
			関連資料	53-3 配置図	
		第2号	操作性	(操作不要)	対象外
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	
		関連資料	53-5 試験及び検査		
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	
		関連資料	53-4 系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	その他	A e
その他(飛散物)			対象外	対象外	
関連資料			-		
第6号	設置場所	(操作不要)	対象外		
	関連資料	-			
第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	
		関連資料	53-3 配置図 53-6 容量設定根拠		
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
		関連資料	-		
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象(同一目的のSA設備あり)	B
サポート系故障			対象(サポート系有り)-異なる駆動源又は冷却源	C a	
関連資料			53-2 単線結線図 53-3 配置図		

島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

53条：水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備		原子炉建物水素濃度	類型化区分		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建物原子炉棟内設備	B
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-
			海水	海水を通水しない	対象外
			電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-
			周辺機器等からの悪影響	(周辺機器からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
			関連資料	53-3 配置図	
		第2号	操作性	操作不要	-
			関連資料	53-3 配置図, 53-4 系統図	
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J
			関連資料	53-5 試験及び検査	
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	
		関連資料	53-4 系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	その他	A e
			その他(飛散物)	対象外	対象外
			関連資料	53-3 配置図, 53-4 系統図	
	第6号	設置場所	対象外(操作不要)	対象外	
		関連資料	-		
	第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A
			関連資料	53-6 容量設定根拠	
		第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外
	関連資料		-		
第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象(同一目的のSA設備あり)	B	
		サポート系要因	対象(サポートあり)-異なる駆動源又は冷却源	C a	
		関連資料	53-2 単線結線図, 53-3 配置図, 53-4 系統図		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
53-2 単線結線図	53-2 単線結線図	

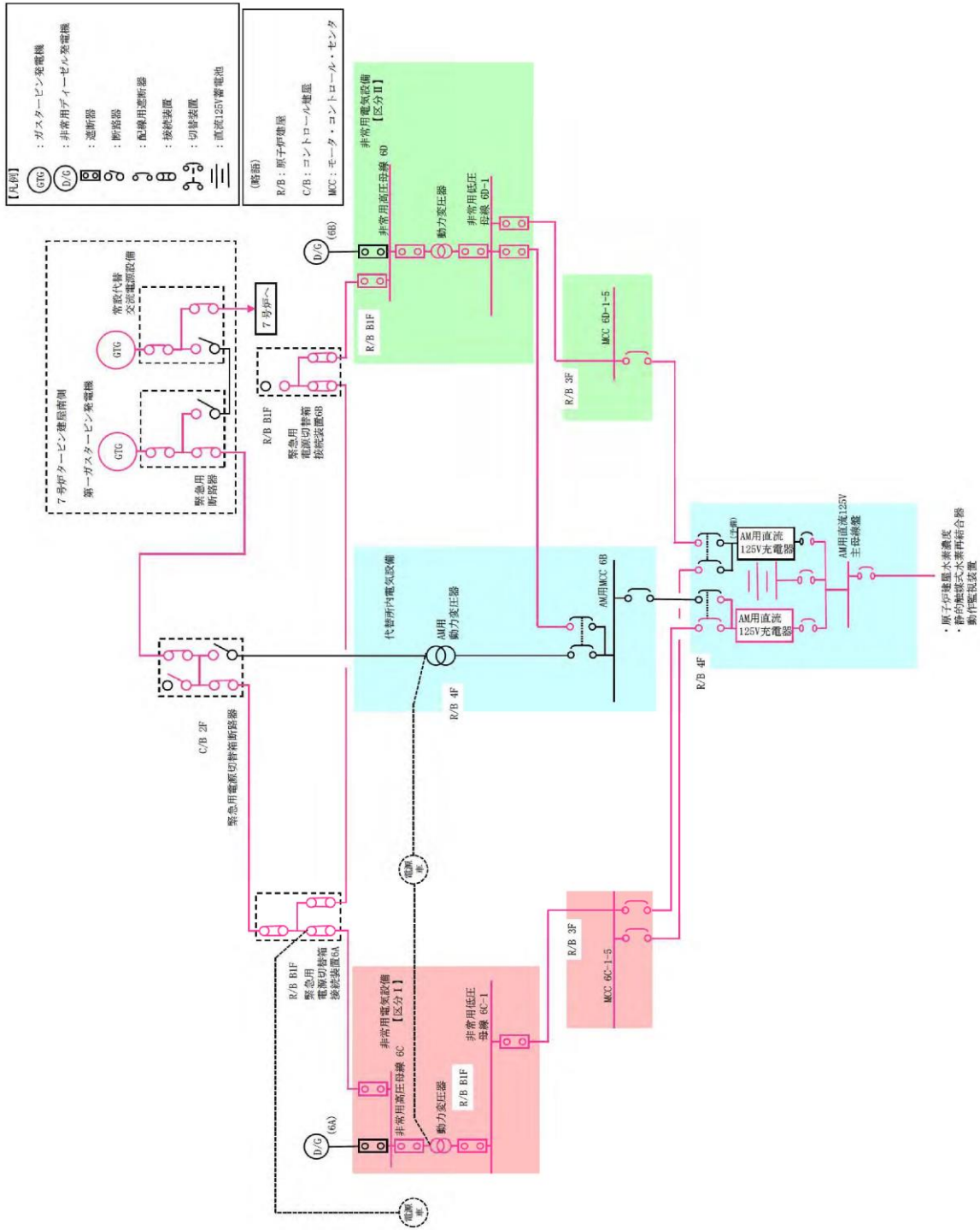


図1 単線結線図 (6号炉)

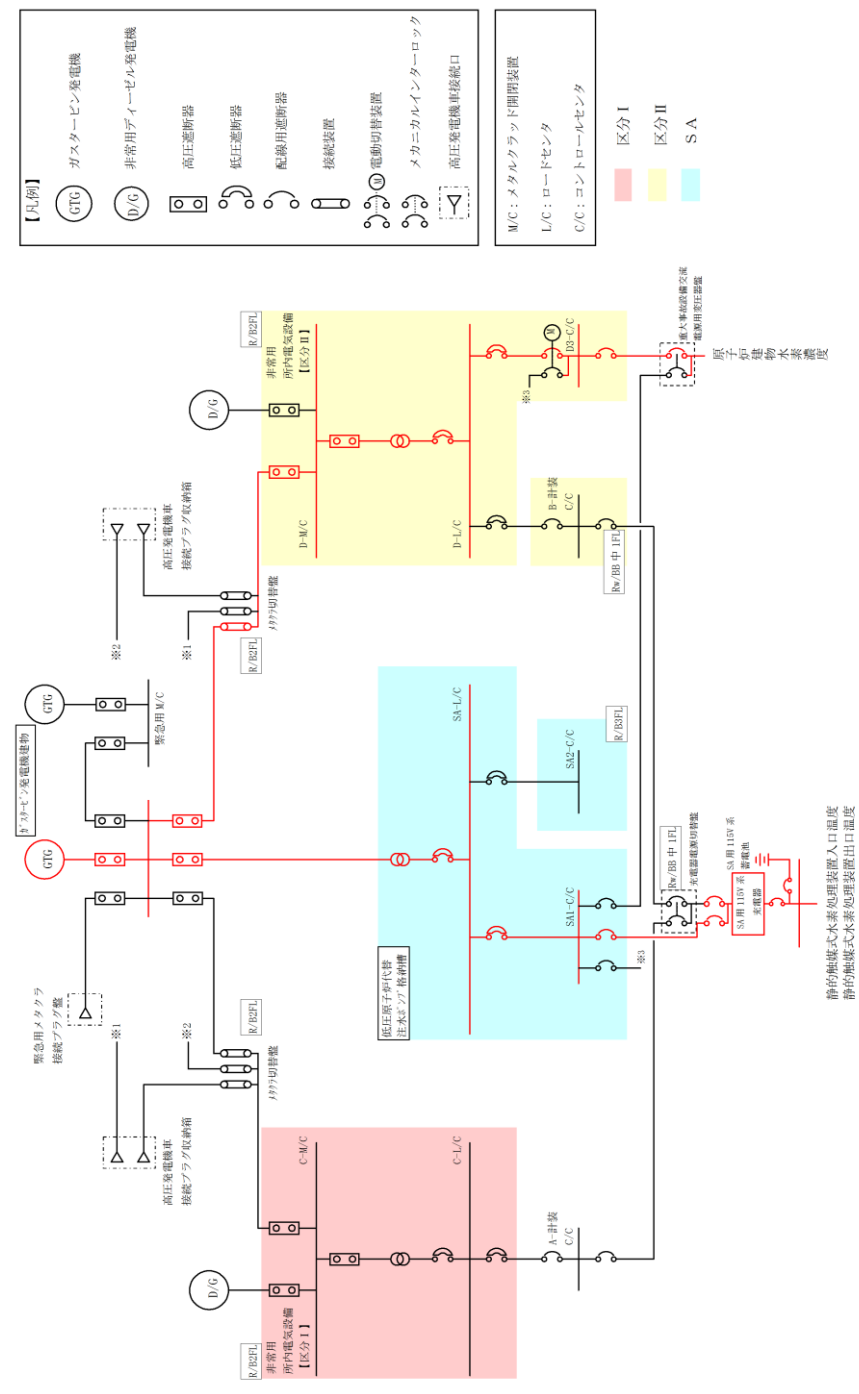


図1 単線結線図

・設備の相違

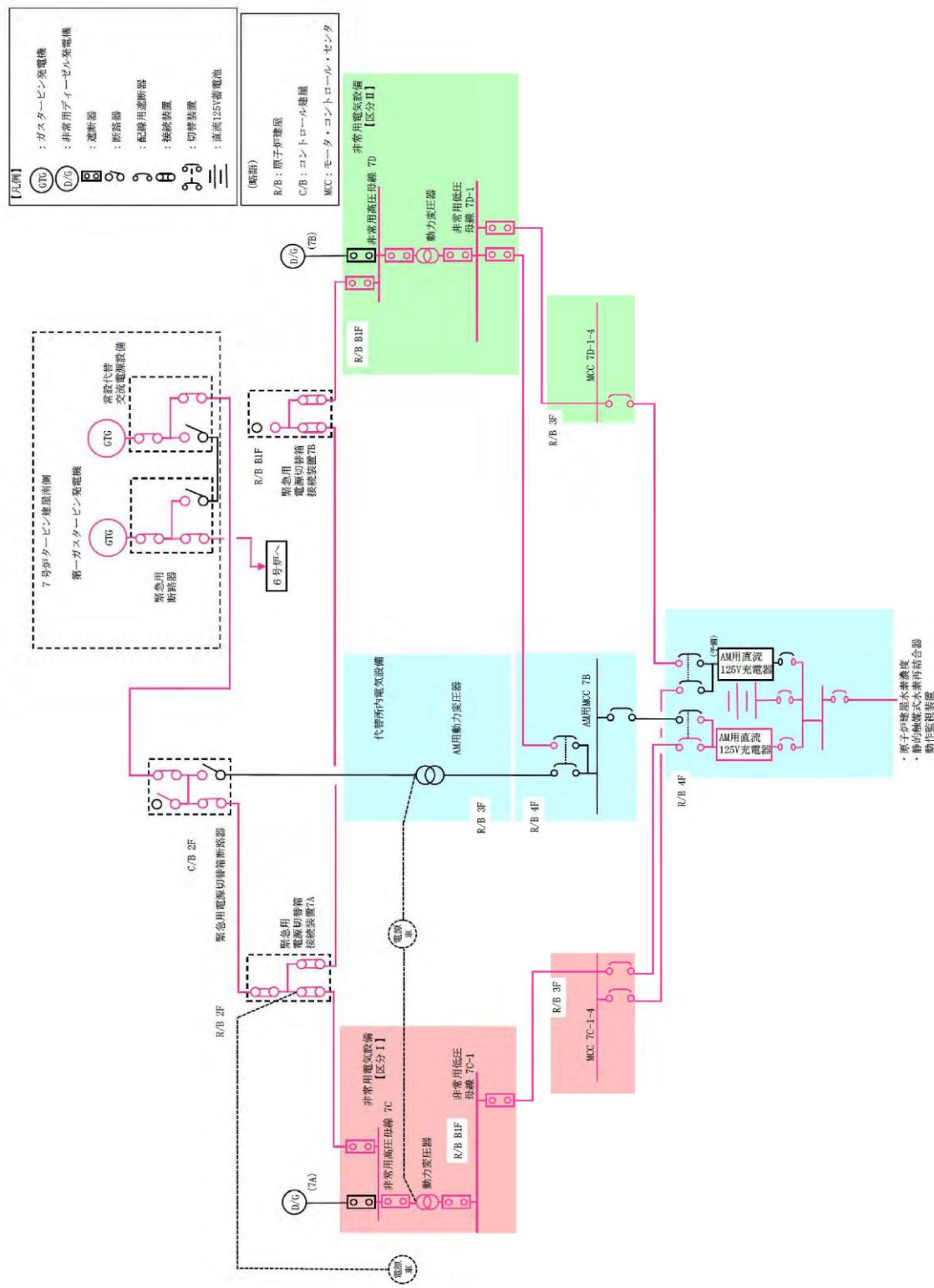


図2 単線結線図 (7号炉)

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">53-3 配置図</p>	<p style="text-align: center;">53-3 配置図</p> <div data-bbox="1792 1608 2457 1850" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>取付箇所：常設設備の配置及び可搬型設備を使用時に取り付ける箇所</p> <p>保管場所：可搬型設備を保管している場所</p> <p>接続箇所：可搬型設備を常設設備に接続する箇所</p> <p>：重大事故等対処設備を示す。</p> </div>	

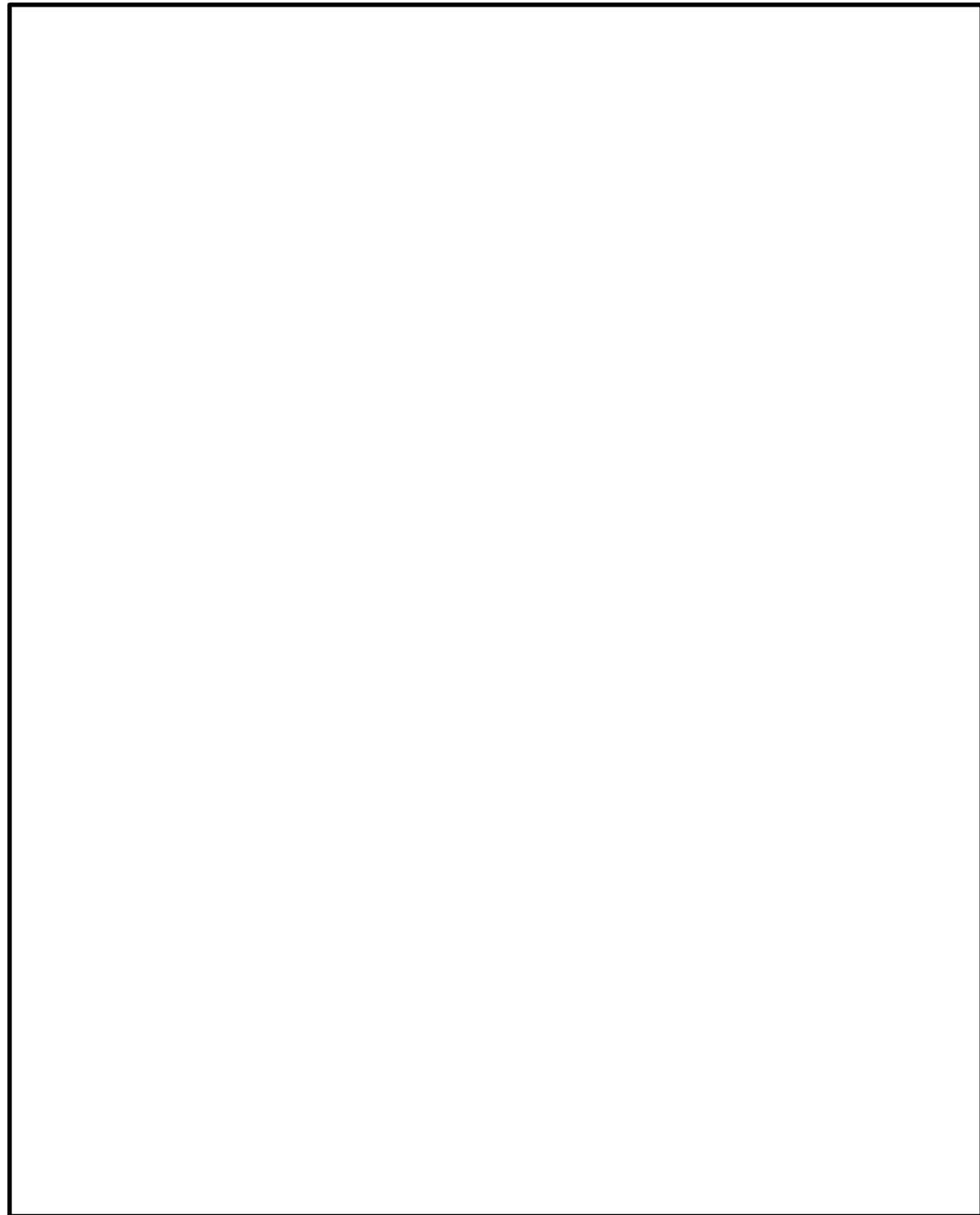
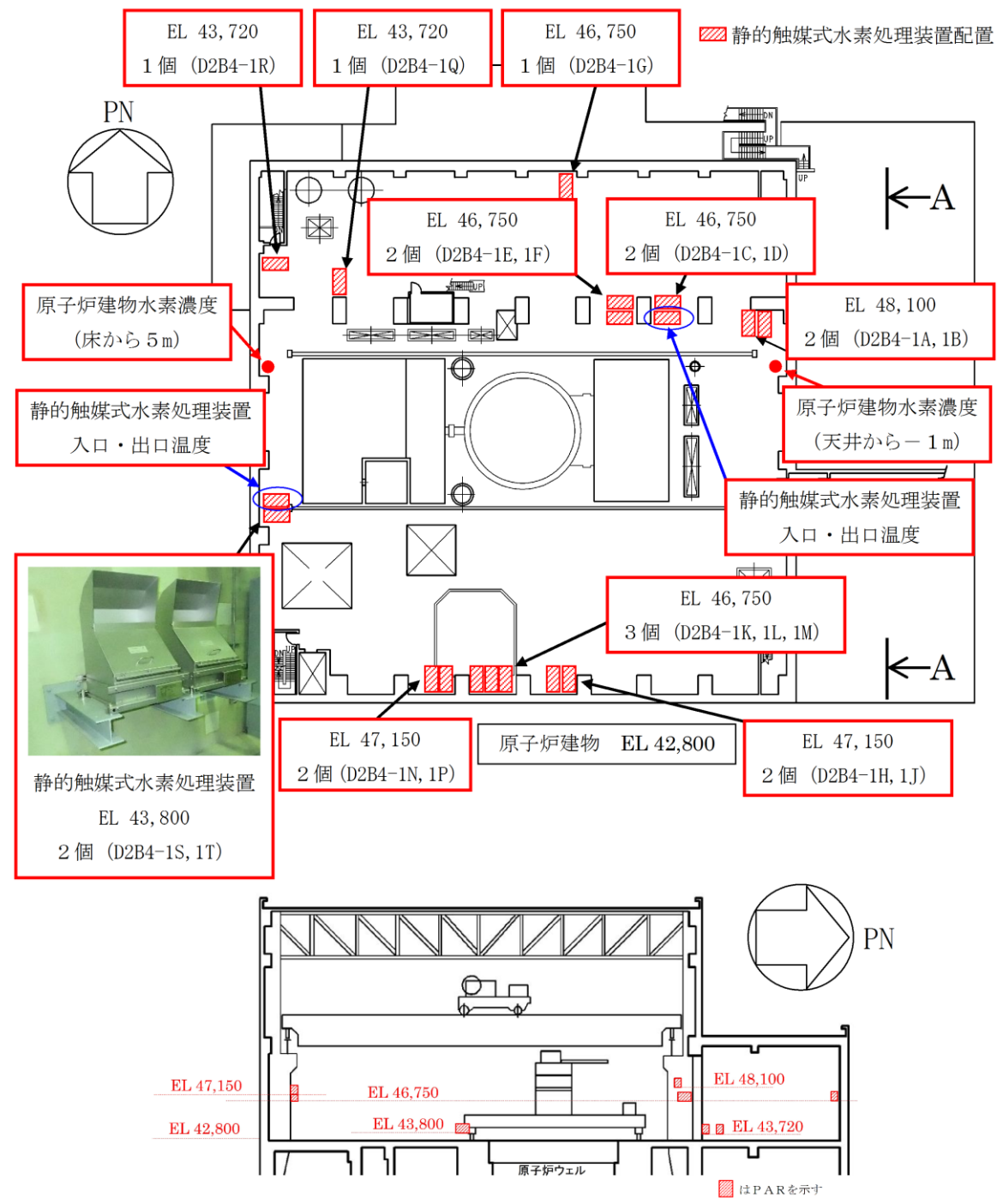


図1 機器配置図 (6号炉原子炉建屋地上4階)



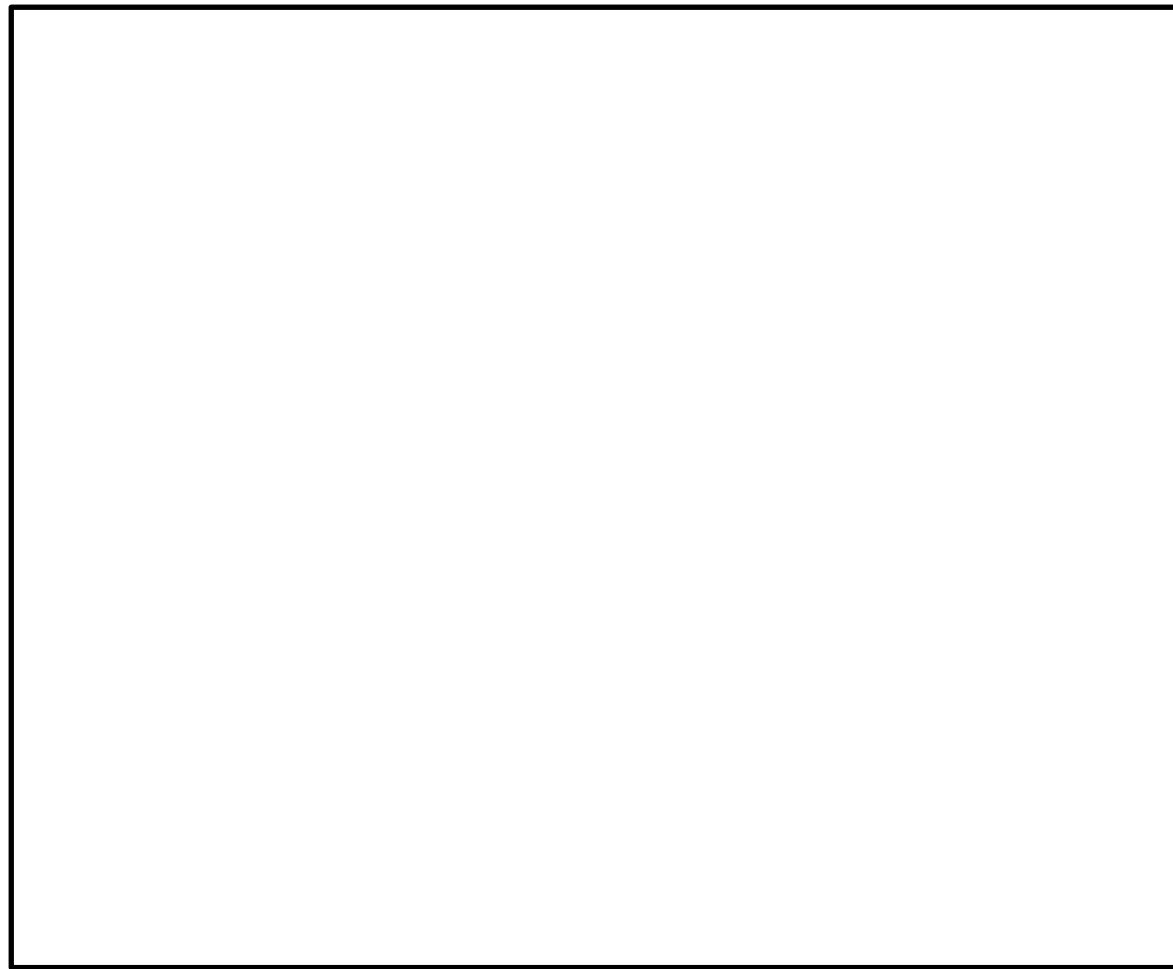


図2 機器配置図 (6号炉原子炉建屋地上2階)

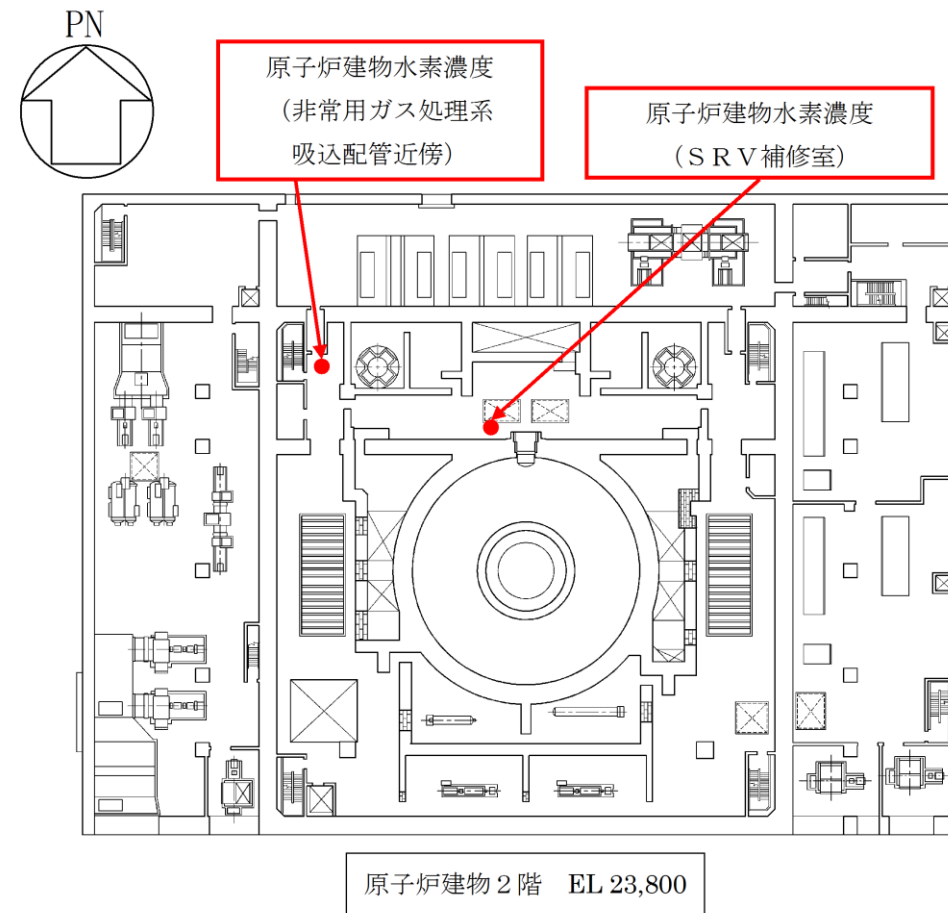


図2 機器配置図 (原子炉建物2階)

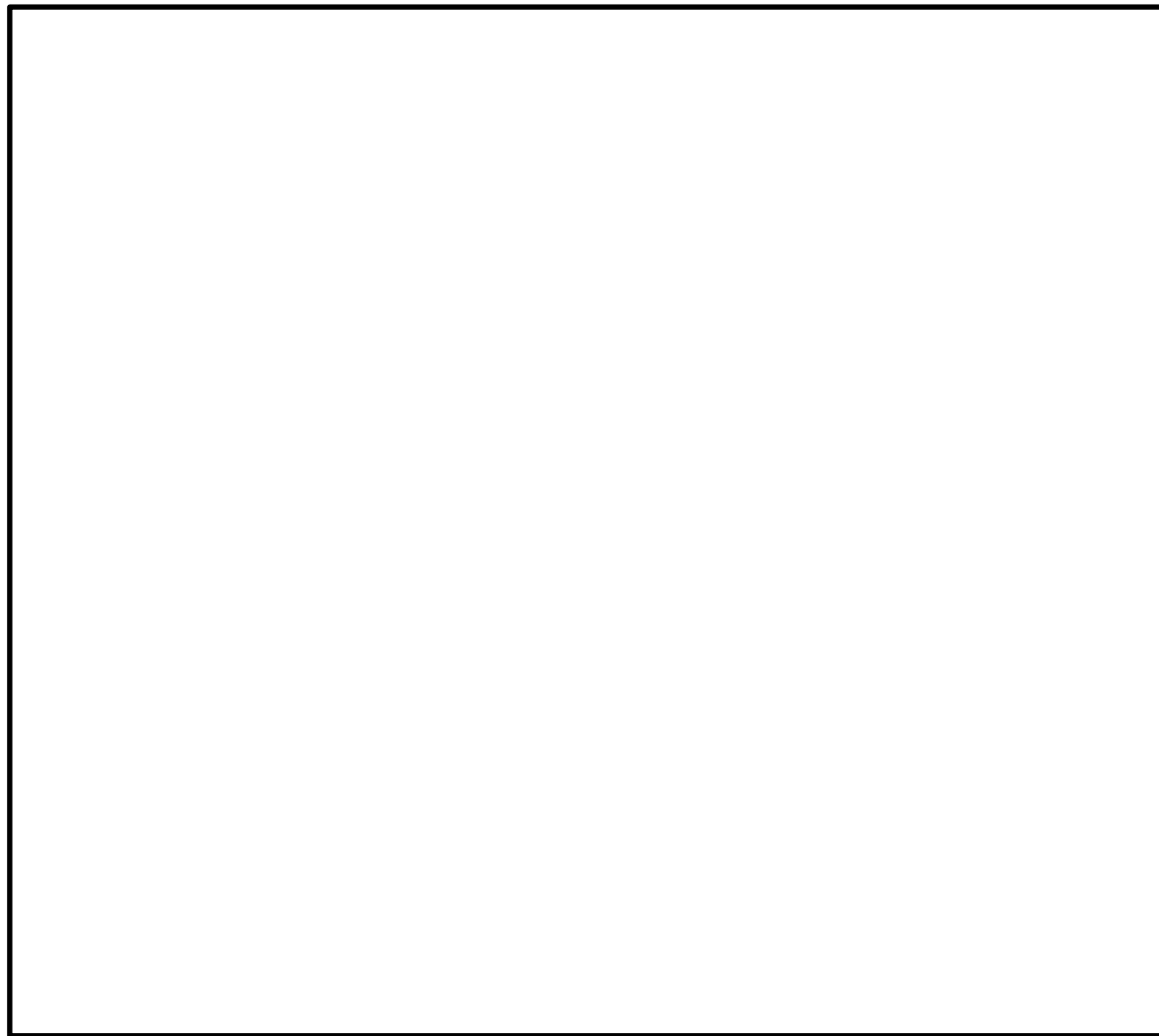


図3 機器配置図 (6号炉原子炉建屋地下1階)

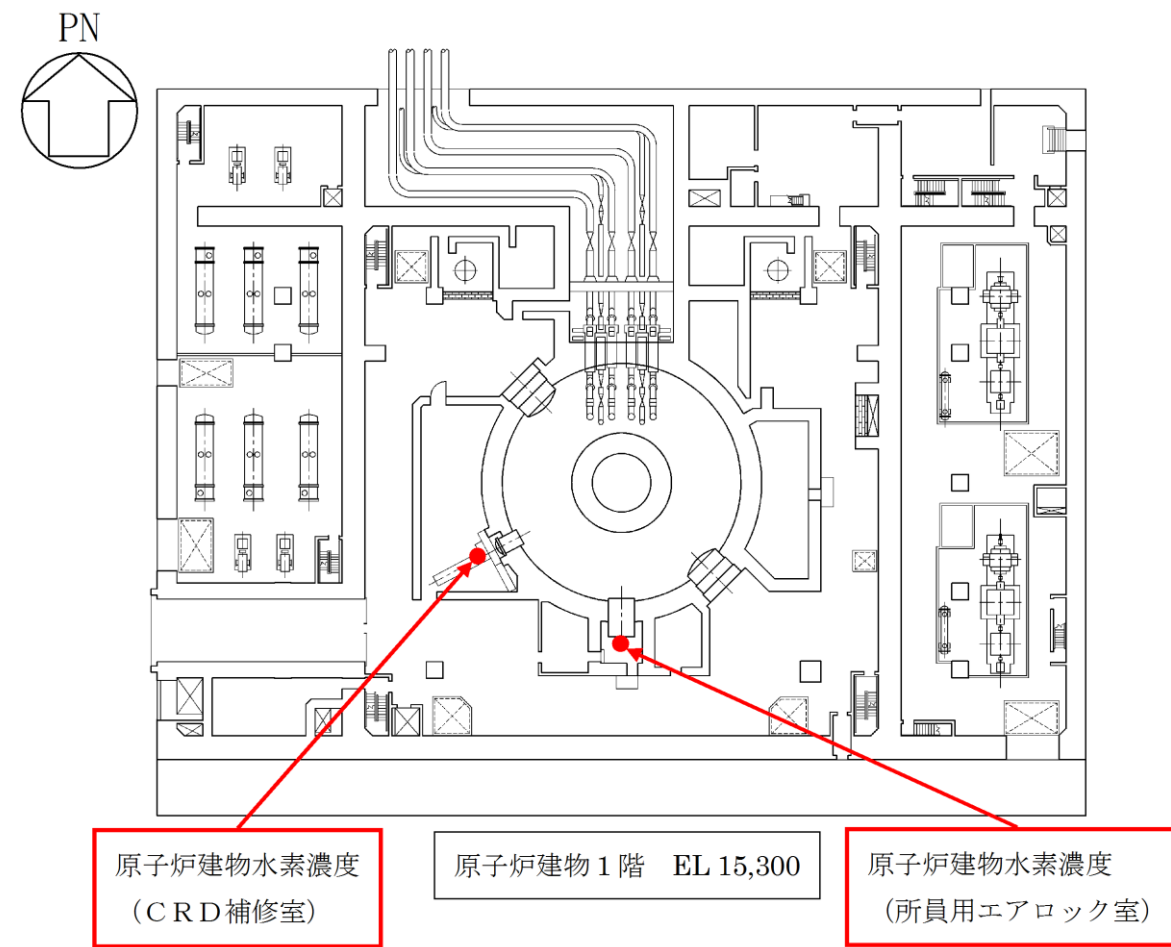


図3 機器配置図 (原子炉建物1階)

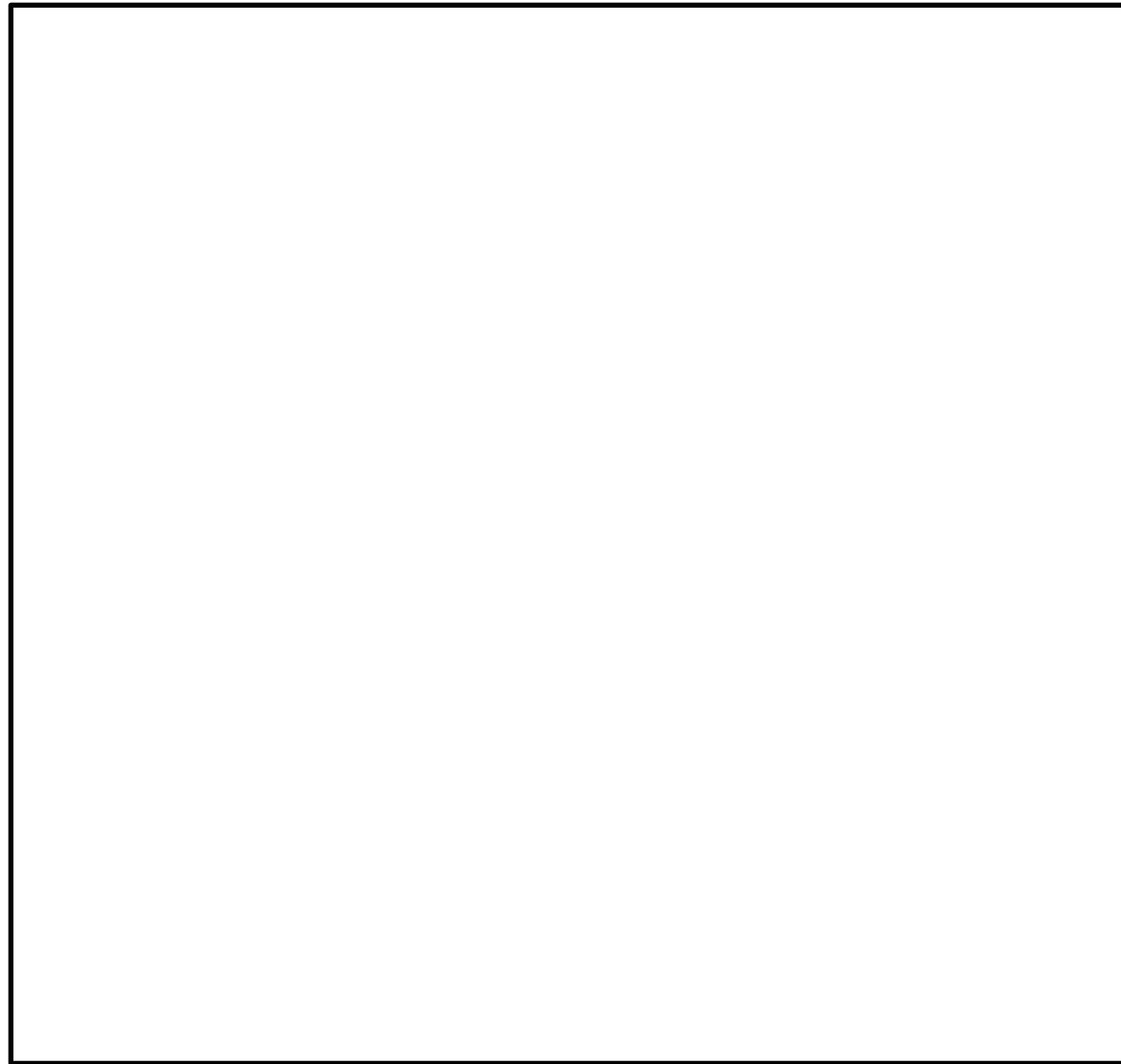


図4 機器配置図 (6号炉原子炉建屋地下2階)

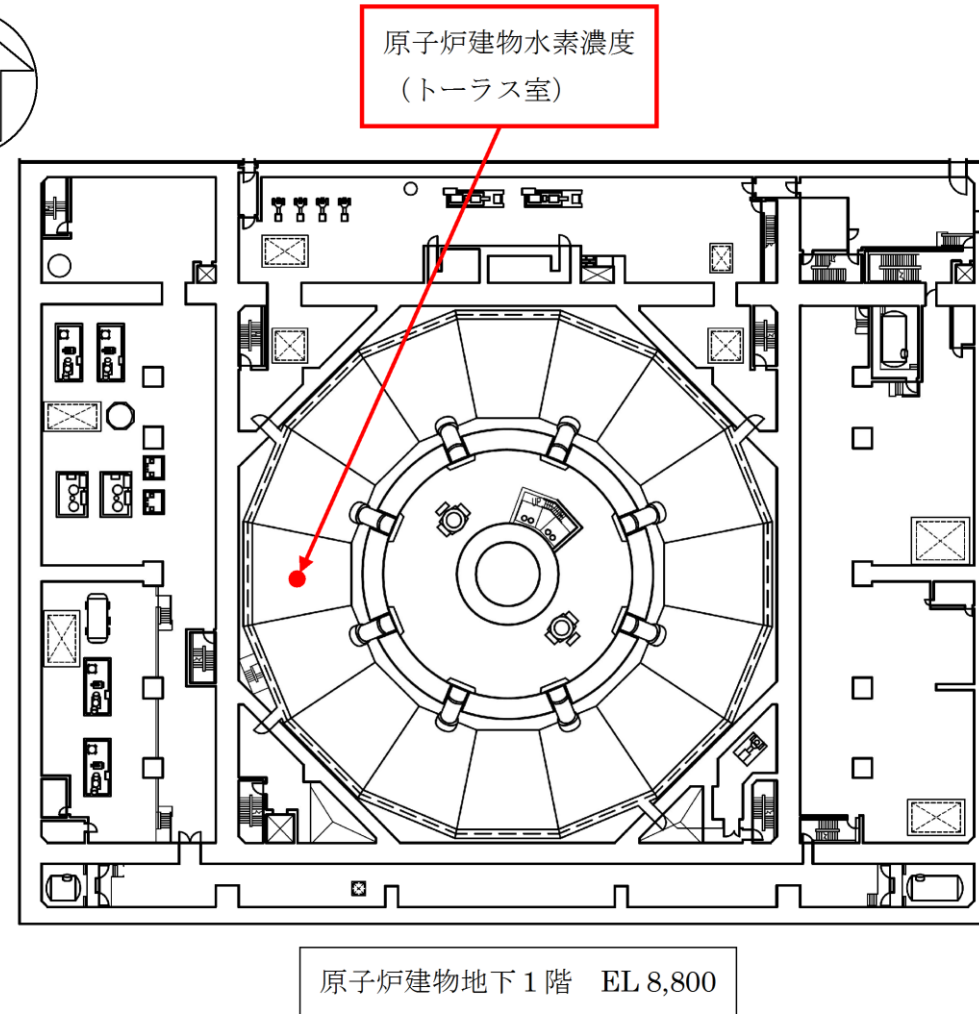


図4 機器配置図 (原子炉建物地下1階)

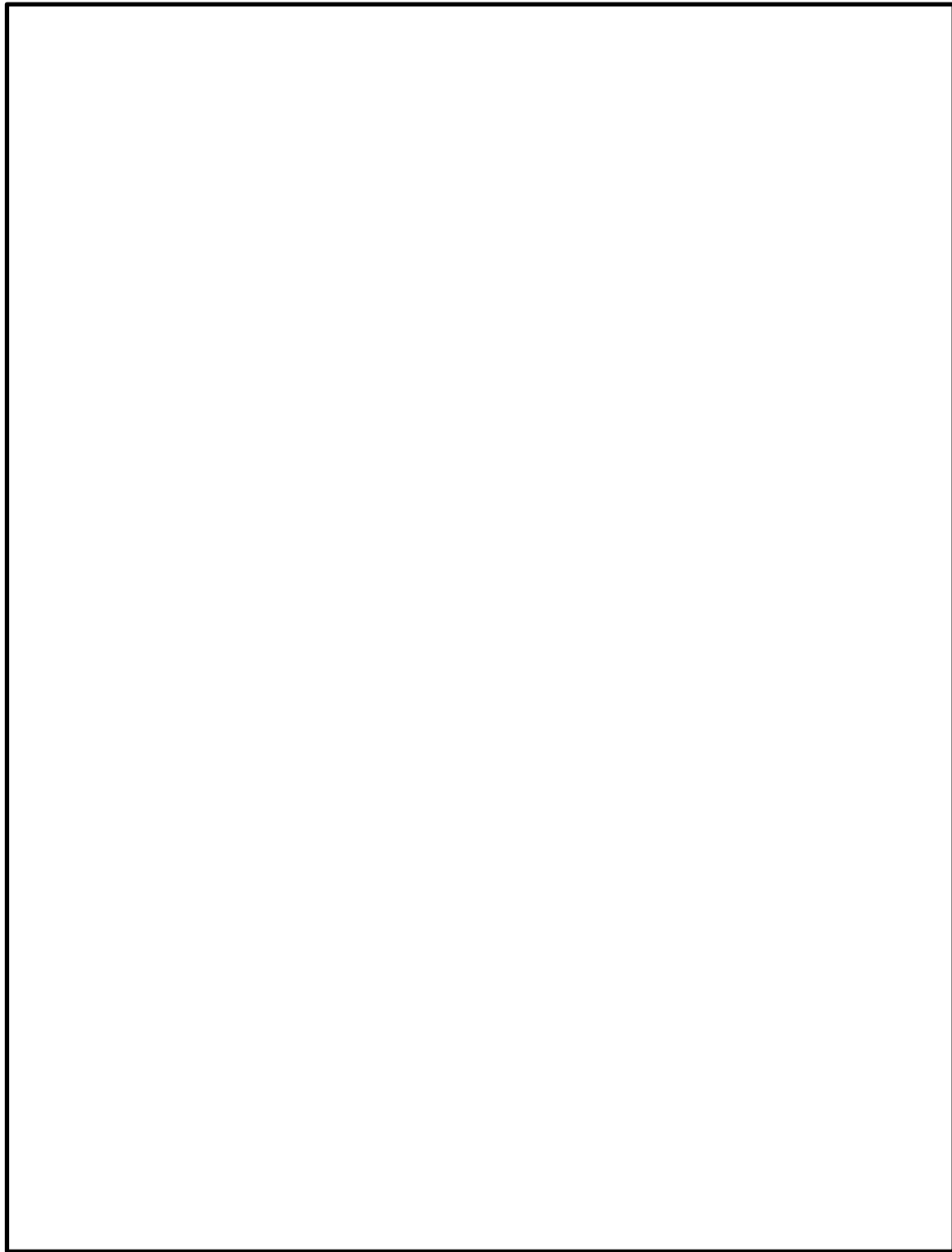


図5 機器配置図 (7号炉原子炉建屋地上4階)

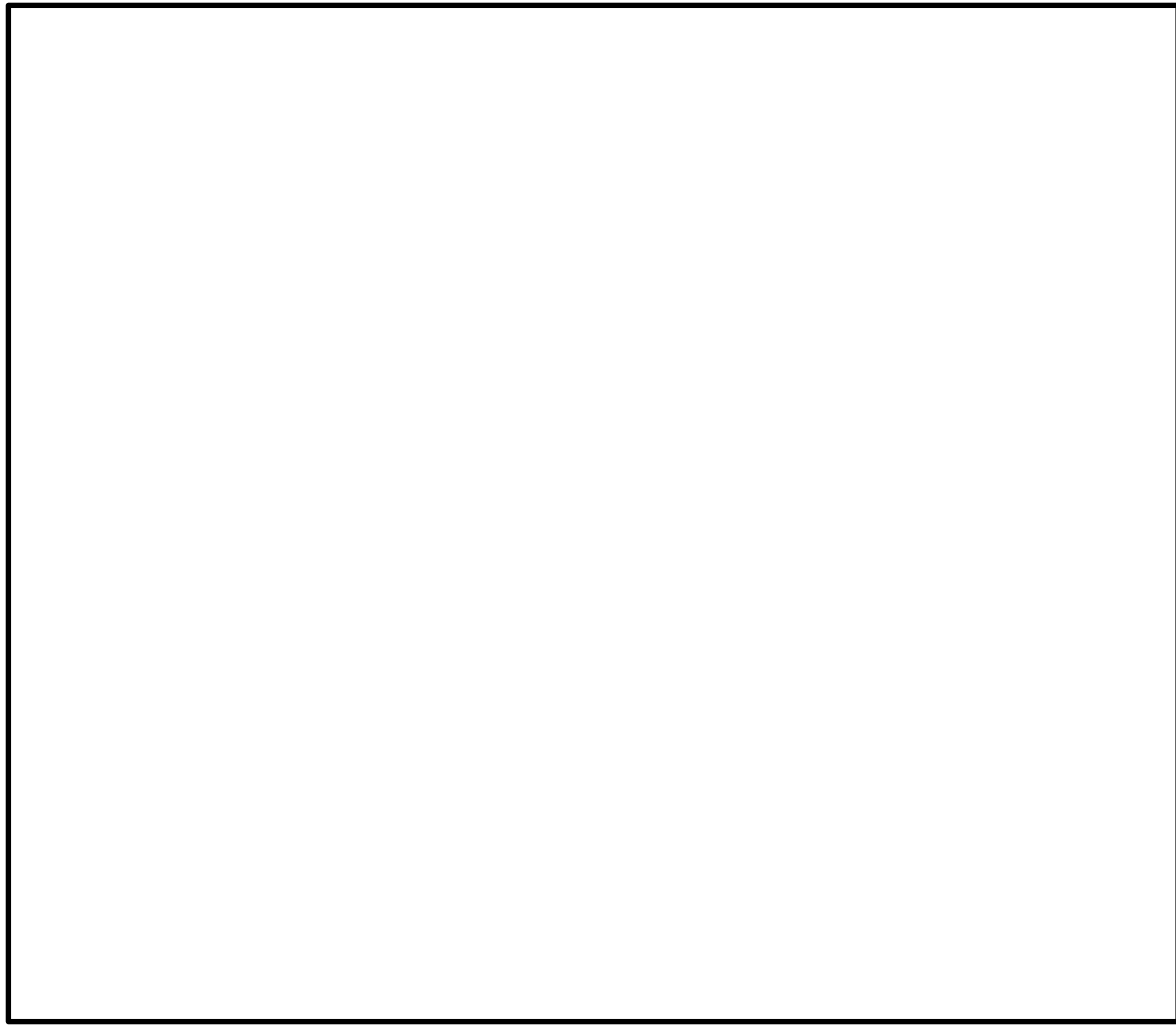


図6 機器配置図 (7号炉原子炉建屋地上2階)

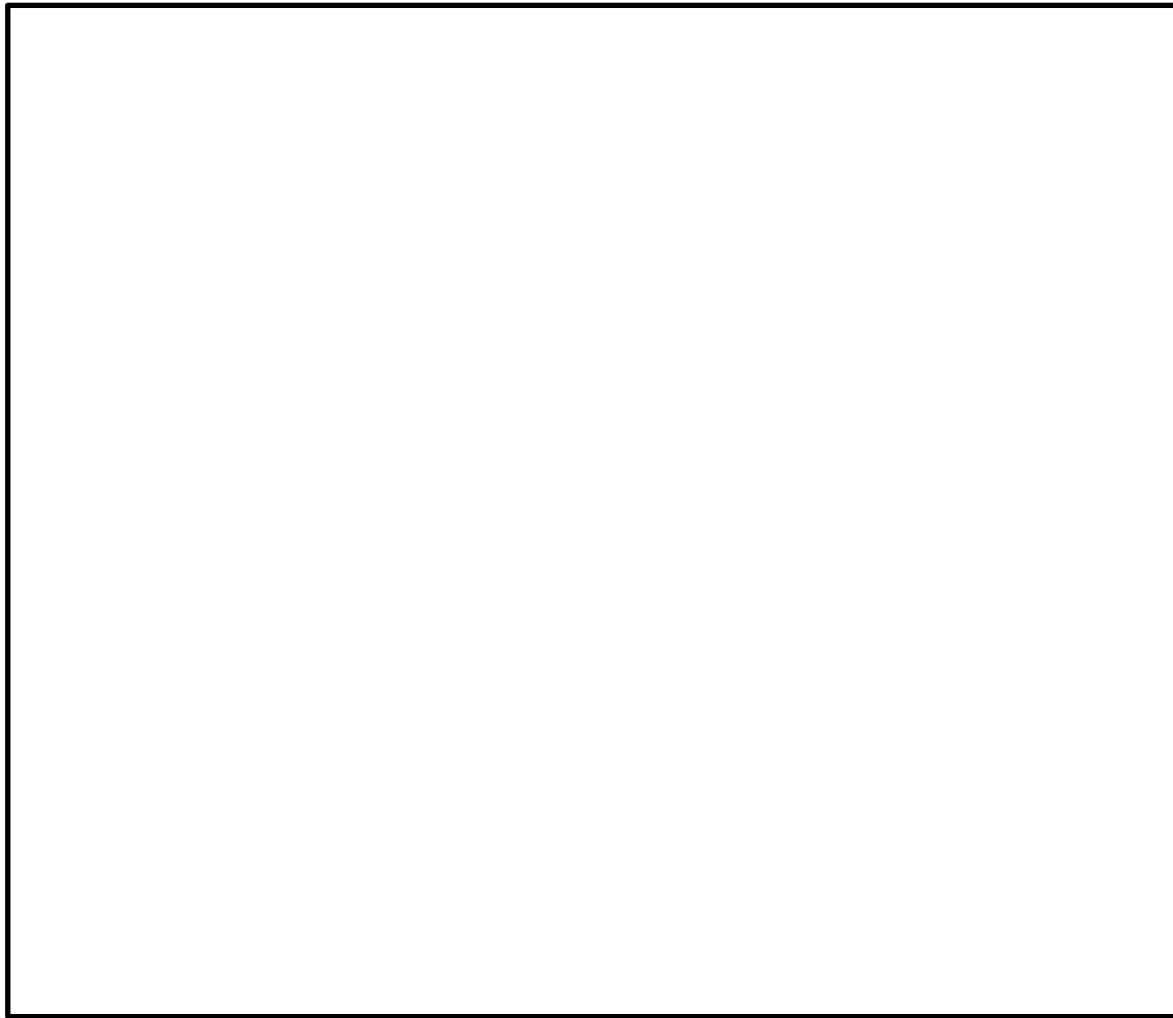


図7 機器配置図 (7号炉原子炉建屋地下1階)

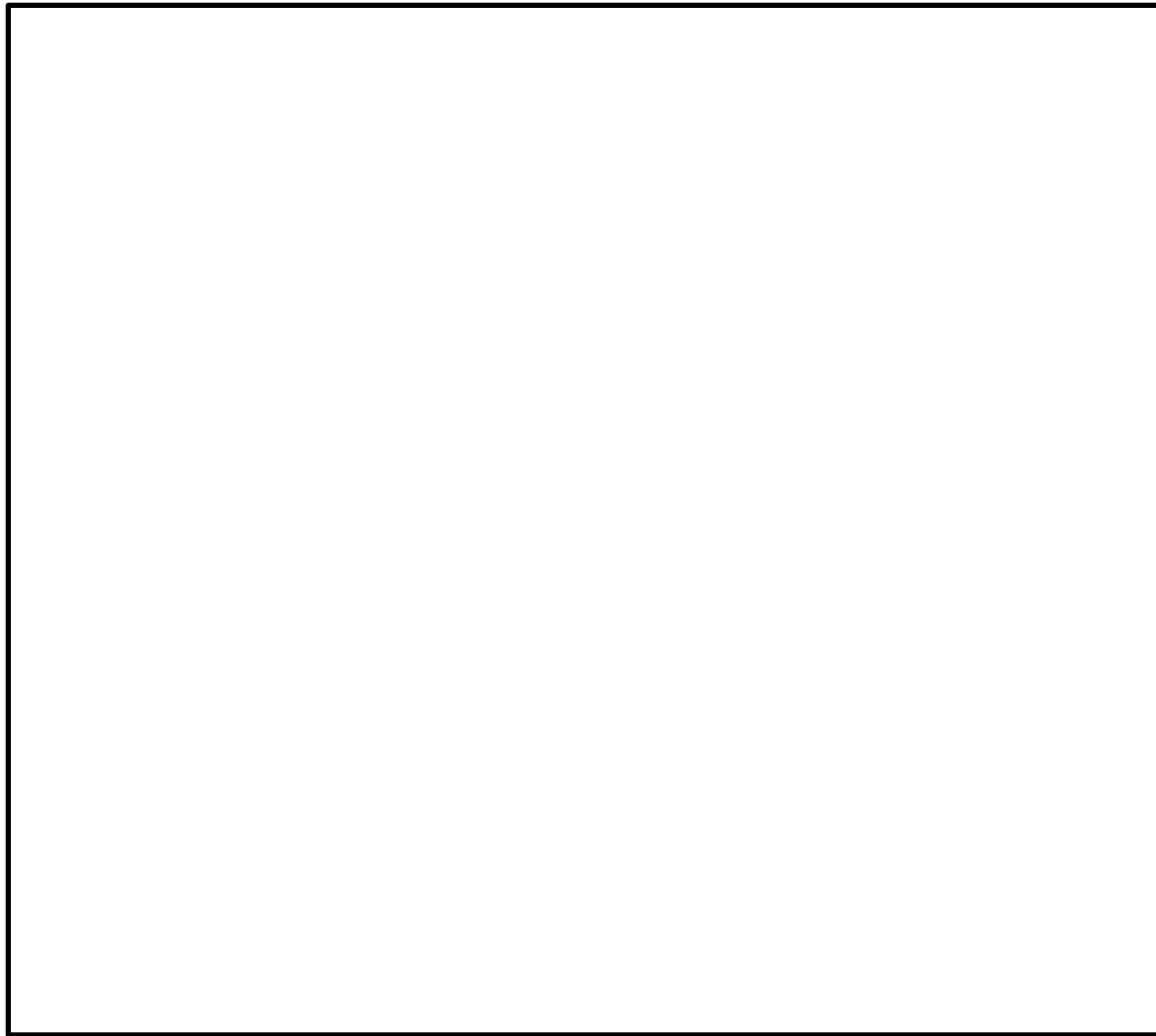


図8 機器配置図 (7号炉原子炉建屋地下2階)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
53-4 系統図	53-4 系統図	

1. 計装設備の系統概要図

静的触媒式水素再結合器動作監視装置, 原子炉建屋水素濃度の系統概要図を図1及び2に示す。

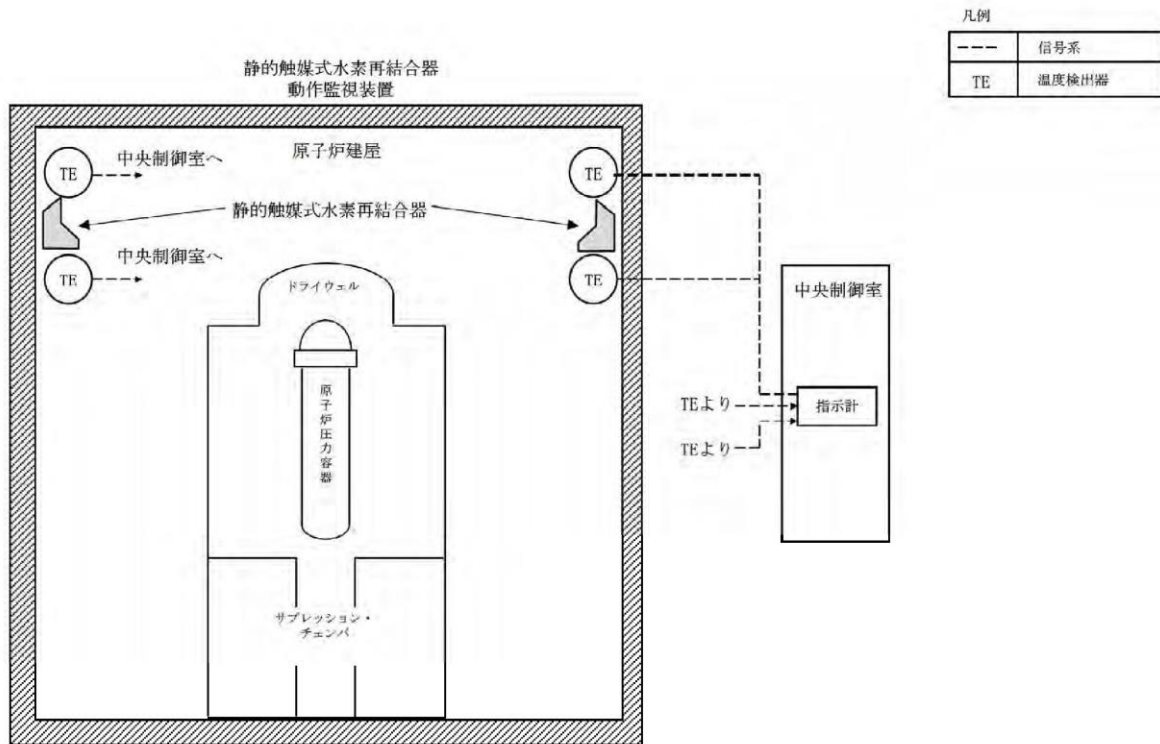


図1 静的触媒式水素再結合器動作監視装置の系統概要図

1. 計装設備の系統概要図

静的触媒式水素処理装置入口温度, 静的触媒式水素処理装置出口温度及び原子炉建物水素濃度の系統概要図を図1及び2に示す。

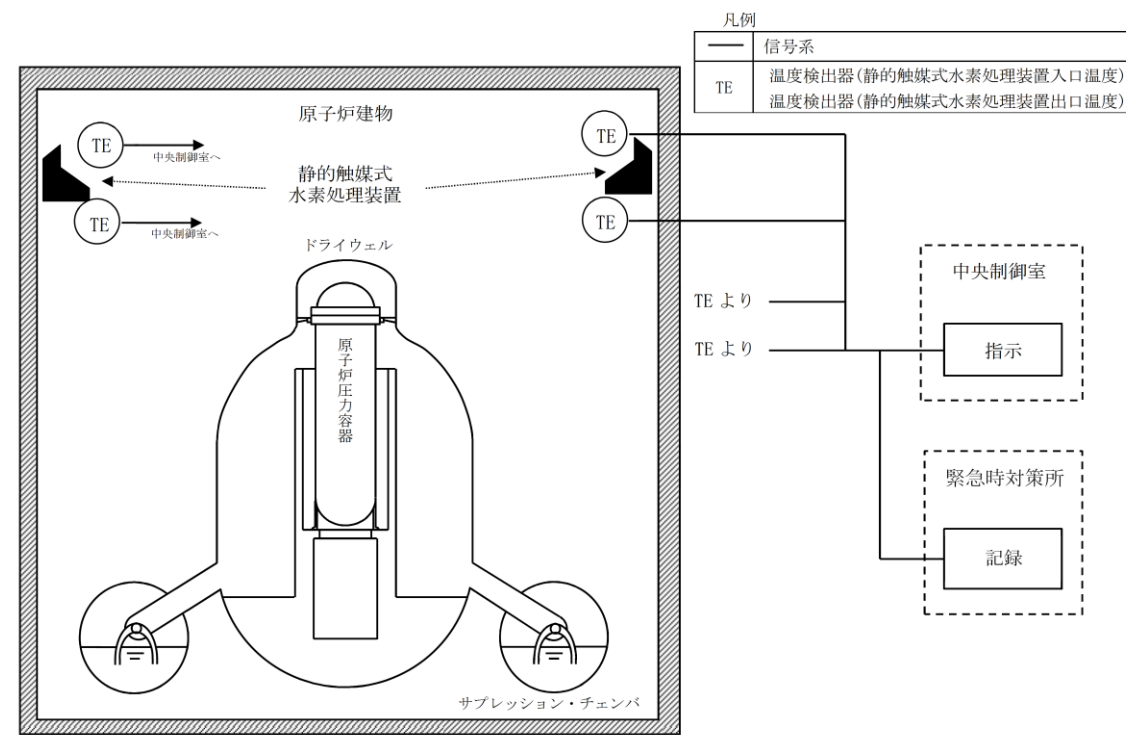


図1 静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度の系統概要図

・設備の相違

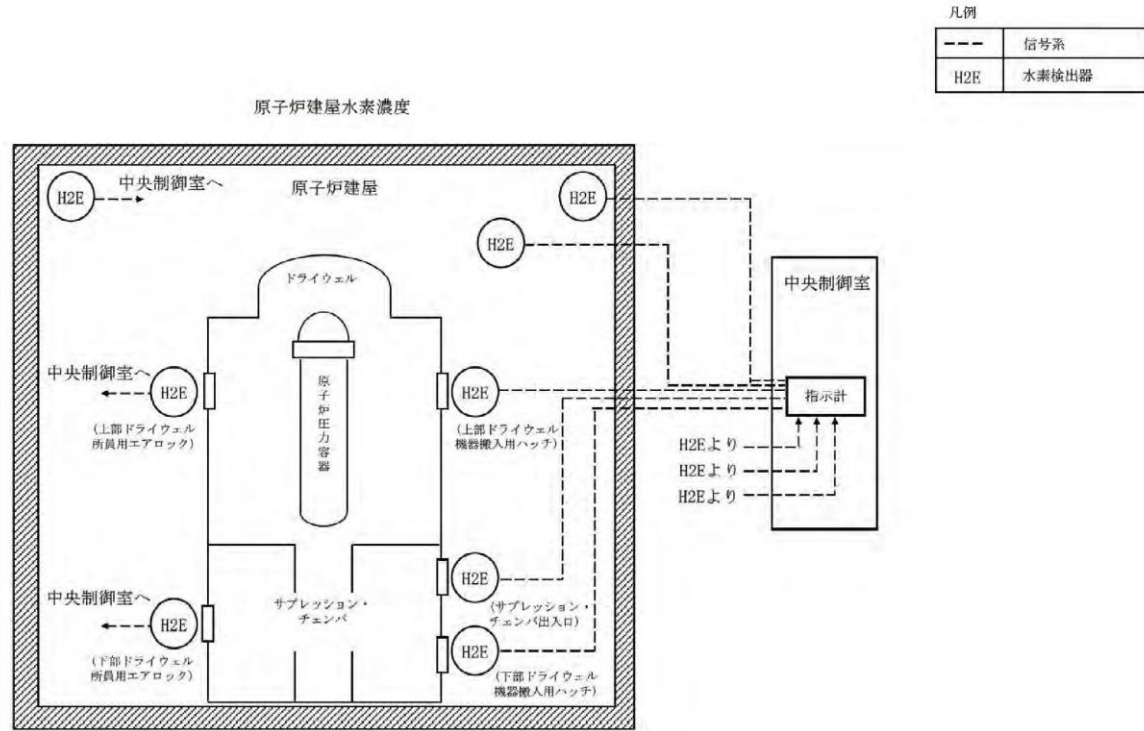


図2 原子炉建屋水素濃度の系統概要図

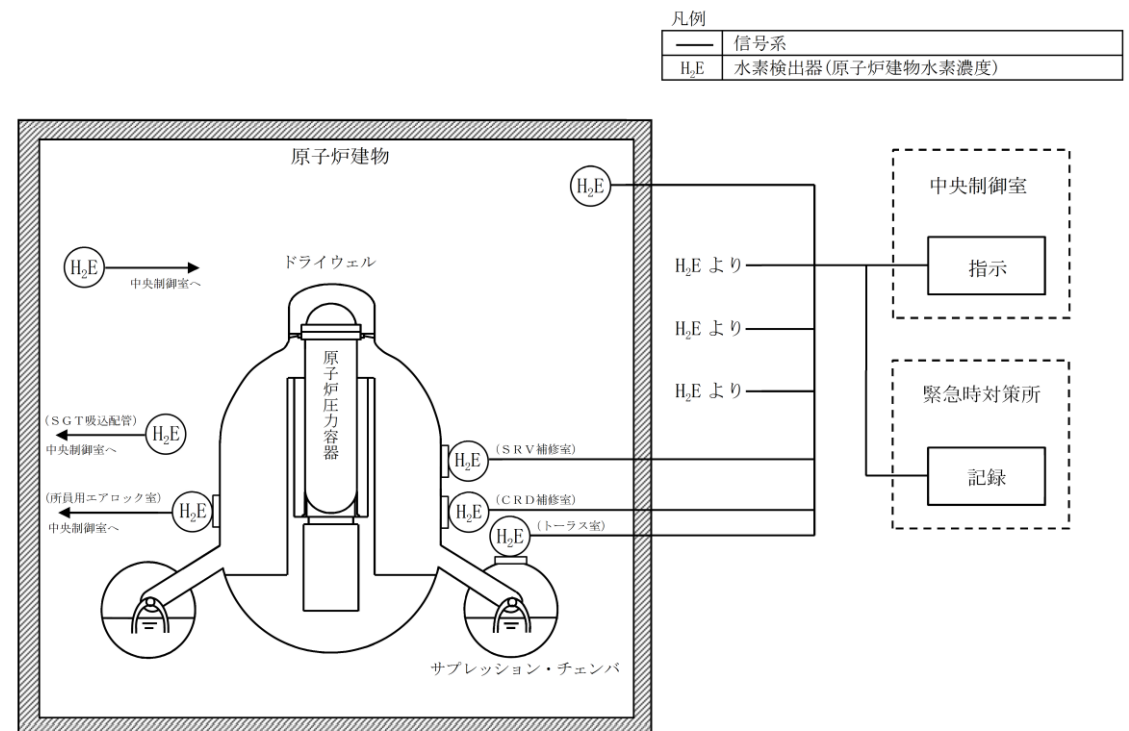


図2 原子炉建物水素濃度の系統概要図

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
53-5 試験及び検査	53-5 試験及び検査	

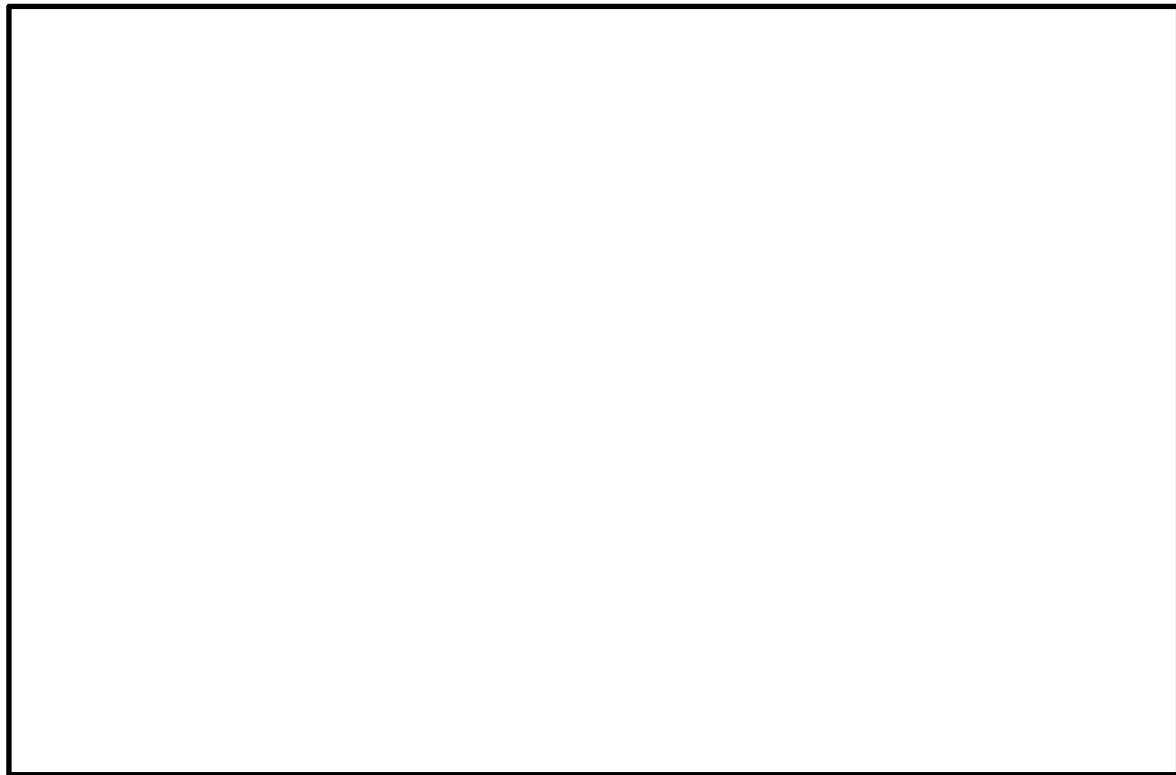


図1 静的触媒式水素再結合器の試験及び検査 (6号炉の例)

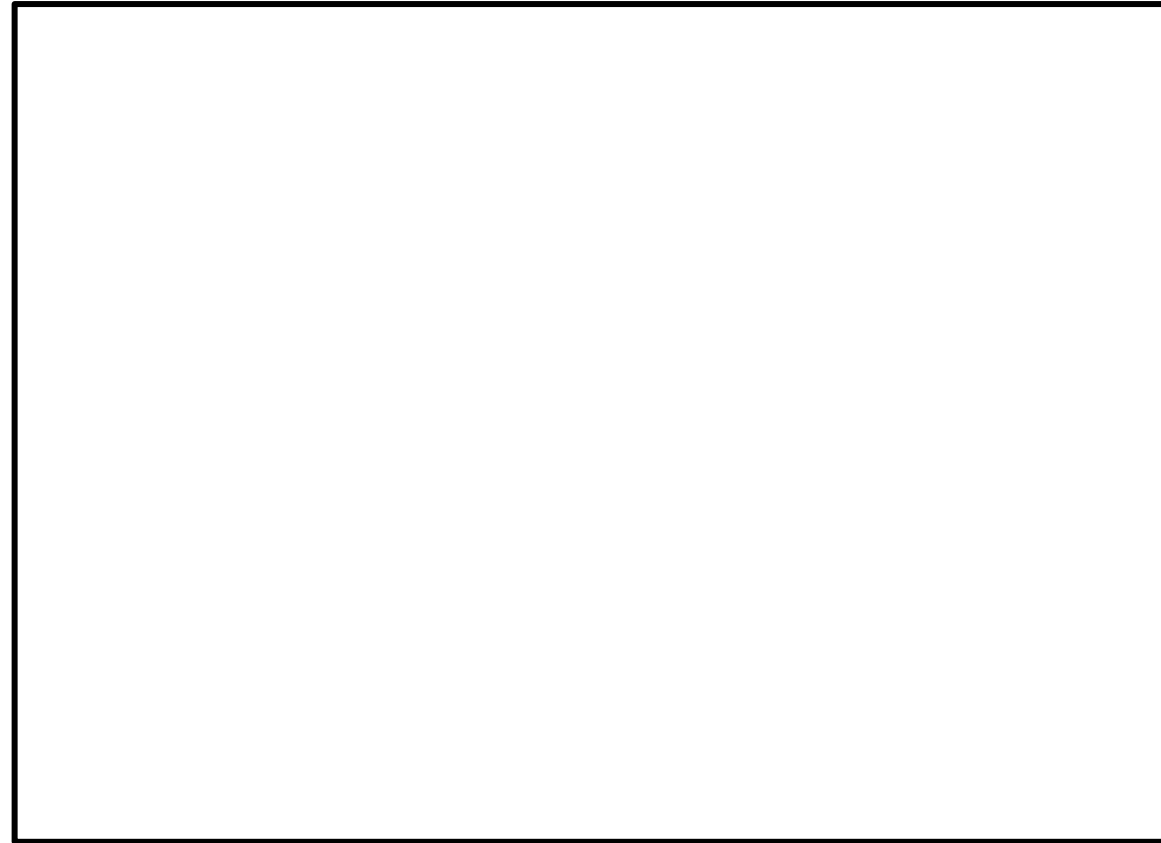


図1 構造図 (静的触媒式水素処理装置)

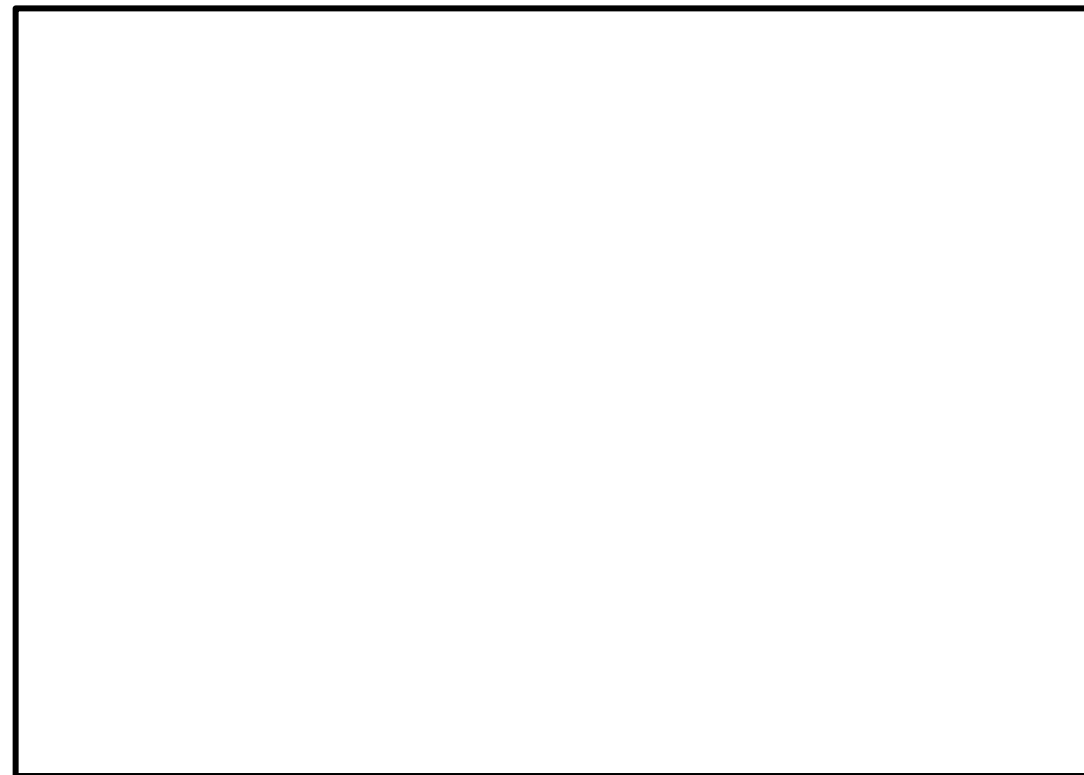


図2 静的触媒式水素処理装置の試験及び検査

○計装設備の試験・検査について

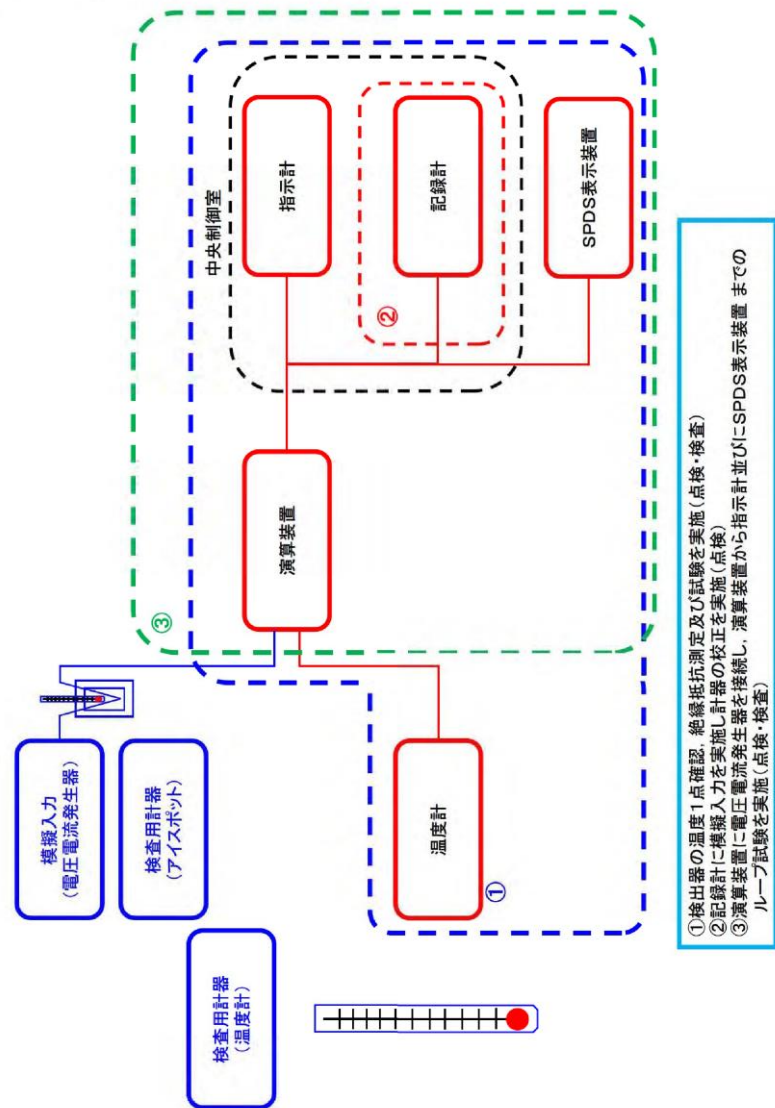


図2 静的触媒式水素再結合器動作監視装置の試験及び検査

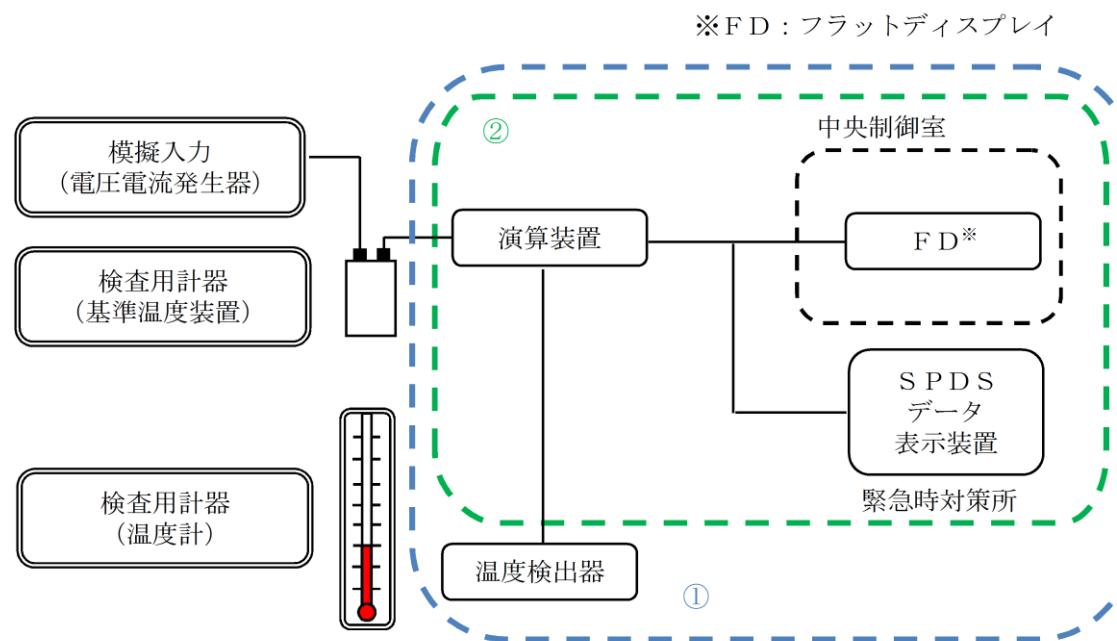


図3 静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度の試験及び検査

・設備の相違

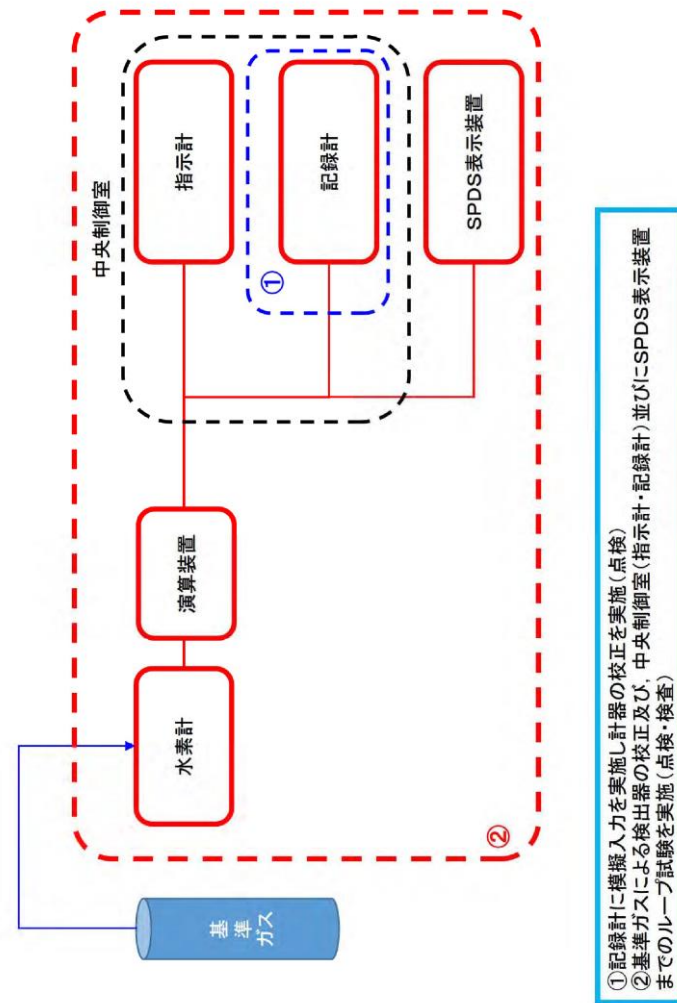
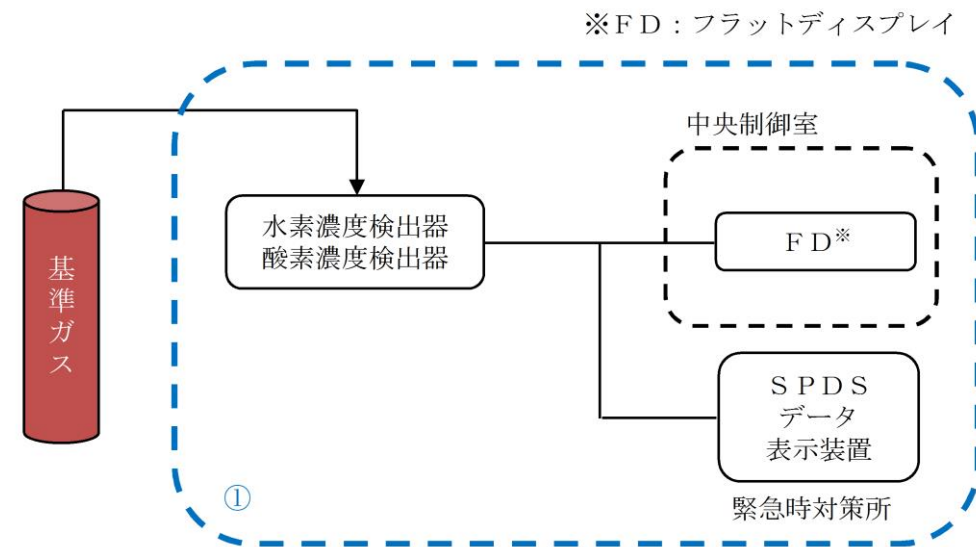


図3 原子炉建屋水素濃度の試験及び検査



① 基準ガスによる検出器の校正並びに中央制御室のFD及びSPDSデータ表示装置(緊急時対策所)までのループ試験を実施(点検・検査)

図4 原子炉建物水素濃度の試験及び検査

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
53-6 容量設定根拠	53-6 容量設定根拠	

・静的触媒式水素再結合器

名 称		静的触媒式水素再結合器
水 素 処 理 容 量	kg/h/個	約 0.25 (水素濃度 4.0vol%, 100℃, 大気圧において)
最 高 使 用 温 度	℃	300
個 数	個	56

【設 定 根 拠】
 静的触媒式水素再結合器 (以下「PAR」という)は、常設重大事故等対処設備として設置する。
 PARは、重大事故等時において、原子炉建屋内の水素濃度上昇を抑制し、水素爆発を防止する機能を有する。この設備は、触媒カートリッジ、ハウジング等の静的機器で構成し、運転員による起動操作を行うことなく、原子炉格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素ガスと酸素ガスを触媒反応によって再結合させることができる。

1. 水素処理容量
 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉においては、設置場所に配慮して、触媒カートリッジがPAR1台につき11枚設置されるPAR-11タイプを採用する。メーカーによる開発試験を通じて、NIS社製PARの1個あたりの水素処理容量は、水素濃度、雰囲気圧力、雰囲気温度に対して、以下の式で表される関係にあることが示されている。

PARの基本性能評価式

$$DR = A \times \left(\frac{C_{H_2}}{100} \right)^{1.307} \times \frac{P}{T} \times 3,600 \times SF \quad \dots \dots \dots (式1)$$

DR : 水素処理容量 (kg/h/個)
 A : 定数
 C_{H2} : PAR入口水素濃度 (vol%)
 P : 圧力 (10⁵Pa)
 T : 温度 (K)
 SF : スケールファクター

スケールファクターSFについて、6号及び7号炉はPAR-11タイプを採用し、PARには各々11枚の触媒カートリッジが装荷されるため、SF = 「11/88」となる。スケールファクターの妥当性については別添資料-3の「2.2.3 静的触媒式水素再結合器の性能試験について」で示す。

名 称		静的触媒式水素処理装置
水 素 処 理 容 量	kg/h/個	約 0.50 (水素濃度 4.0vol%, 温度 100℃, 大気圧において)
最 高 使 用 温 度	℃	300
個 数	個	18

【設 定 根 拠】
 静的触媒式水素処理装置 (以下「PAR」という)は、常設重大事故等対処設備として設置する。
 PARは、重大事故等時において、原子炉建物原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素爆発を防止する機能を有する。この設備は、触媒カートリッジ、ハウジング等の静的機器で構成し、運転員による起動操作を行うことなく、原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟に漏えいした水素ガスと酸素ガスを触媒反応によって再結合させることができる。

1. 水素処理容量
 島根原子力発電所2号炉においては、触媒カートリッジがPAR1個につき22枚設置されるPAR-22タイプを採用する。製造メーカー (NIS社) による開発試験を通じて、NIS社製PARの1個あたりの水素処理容量は、水素濃度、雰囲気圧力、雰囲気温度に対して、以下の式で表される関係にあることが示されている。

(PARの基本性能評価式)

$$DR = A \cdot \left(\frac{C_{H_2}}{100} \right)^{1.307} \cdot \frac{P}{T} \cdot 3,600 \cdot SF \quad \dots \dots \dots (式1)$$

DR : 再結合効率 (kg/h/個)
 A : 定数
 C_{H2} : PAR入口水素濃度 (vol%)
 P : 圧力 (10⁵Pa)
 T : 温度 (K)
 SF : スケールファクター

スケールファクタ SF について、PAR-22タイプを採用し、PARには各々22枚の触媒カートリッジが装荷されるためSF=「22/88」となる。
 スケールファクタの妥当性については、別添資料-3の「2.2.3 PARの性能試験について」で示す。

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>これらに以下の条件を想定し、PARの水素処理容量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水素濃度 C_{H_2} 水素ガスの可燃限界濃度4 vol%未満に低減するため、4 vol%とする。 圧力 P 重大事故時の原子炉建屋の圧力は原子炉格納容器からのガスの漏えいにより大気圧より僅かに高くなると考えられるが、保守的に大気圧 (1.01325 bar) とする。 温度 T 保守的に 100°C (373.15K) とする。 <p>以上により、PAR 1 個あたりの水素処理容量は、0.25kg/h/個 (水素濃度4 vol%，大気圧=1.01325bar，温度 100°C=373.15K) となる。</p> <p>2. 最高使用温度 PAR のハウジング，取付ボルトの強度評価を行うため，最高使用温度として 300°Cを設定する。 PAR は水素再結合反応により発熱するため，雰囲気水素濃度の上昇により温度も上昇する。PAR の設置目的は原子炉建屋の水素爆発防止であるため，水素ガスの可燃限界濃度である 4vol%時における PAR の温度を最高使用温度とする。 水素濃度 4vol%時における PAR の温度については，Sandia National Laboratory (SNL) における試験を参照する。 詳細は別添資料—3 の「添付 2 静的触媒式水素再結合器の最高使用温度について」で示す。</p> <p>3. 個数 実機設計 (PAR の個数を踏まえた設計) においては，反応阻害物質ファクターを乗じた式 (2) を用いる。反応阻害物質ファクターとは，重大事故時に原子炉格納容器内に存在するガス状水素による PAR の性能低下を考慮したものであり，当社の設計条件においては，保守的に原子炉格納容器内設置例での知見に基づいて「0.5」とする。</p>	<p>これらに以下の条件を想定し，PAR 1 個あたりの水素処理容量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水素濃度 C_{H_2} 水素ガスの可燃限界濃度4 vol%未満に低減するため，4 vol%とする。 圧力 P 重大事故等時の原子炉建物原子炉棟の圧力は原子炉格納容器からのガス漏えいにより大気圧よりわずかに高くなると考えられるが保守的に大気圧 (101,325 Pa) とする。 温度 T 保守的に 100°C (373.15K) とする。 <p>以上により，PAR 1 個あたりの水素処理容量は，約 0.50kg/h/個 (水素濃度4 vol%，大気圧=101,325Pa，温度 100°C=373.15K) となる。</p> <p>2. 最高使用温度 PAR は水素再結合反応により発熱するため，雰囲気水素濃度の上昇により温度も上昇する。PAR の設置目的は原子炉建物原子炉棟の水素爆発防止であるため，水素ガスの可燃限界濃度である 4 vol%時における PAR の温度を最高使用温度とする。 水素濃度 4 vol%時における PAR の温度については，OECD/NEA の THAI Project における試験を参照する。 詳細は別添資料—3 の「添付 2 PAR の最高使用温度について」で示す。</p> <p>3. 個数 実機設計 (PAR の個数を踏まえた設計) においては，反応阻害物質ファクタ (F_i) を乗じた (式 2) を用いる。反応阻害物質ファクタとは，重大事故等時に原子炉格納容器内に存在するガス状水素による PAR の性能低下を考慮したものであり，当社の設計条件においては，保守的に原子炉格納容器内設置例での知見に基づいて「0.5」とする。</p>	

実機設計における性能評価式

$$DR = A \times \left(\frac{C_{H2}}{100} \right)^{1.307} \times \frac{P}{T} \times 3,600 \times SF \times F_{inhibit} \times F_{lowO2} \quad \dots \dots \dots \text{式 (2)}$$

- DR : 水素処理容量 (kg/h/個)
- A : 定数
- C_{H2} : P A R 入口水素濃度 (vol%)
- P : 圧力 (10⁵Pa)
- T : 温度 (K)
- SF : スケールファクター (-)
- F_{inhibit} : 反応阻害物質ファクター (-)
- F_{lowO2} : 低酸素ファクター (-)

1) 必要個数の計算

原子炉格納容器からの水素ガス漏えい量を以下のように想定し、これと水素処理量が釣り合うように個数を設定する。なお必要個数の評価に当たっては、静的触媒式水素再結合器の水素処理容量に重大事故等時の反応阻害物質ファクターとして 0.5 を乗じた水素処理量を用いる。

- 水素の発生量 : 約 1600 kg
- 原子炉格納容器の漏えい率 : 10%/日
- 反応阻害物質ファクター F_{inhibit} = 0.5
- 水素処理容量 = 0.25 kg/h/個 × 0.5
= 0.125 kg/h/個
- 必要個数 = (約 1600 kg × 10%/日) / (24h/日) / 0.125 kg/h/個
= 約 53.3 個

これにより、P A R の必要個数は 54 台以上を設置台数とする。なお、実際の P A R 設置台数は、余裕を見込み 6 号炉に 56 台、7 号炉に 56 台設置する。

2) 水素濃度を可燃限界以下にできることの確認

上記水素処理容量及び台数により、原子炉建屋内の水素濃度を可燃限界以下に抑制できることを、解析評価により確認している。詳細は別添資料-3の「2.2.1.2 設計仕様」で示す。

(実機設計における性能評価式)

$$DR = A \cdot \left(\frac{C_{H2}}{100} \right)^{1.307} \cdot \frac{P}{T} \cdot 3,600 \cdot SF \cdot F_i \quad \dots \dots \dots \text{式 (2)}$$

- DR : 水素処理容量 (kg/h/個)
- A : 定数
- C_{H2} : P A R 入口水素濃度 (vol%)
- P : 圧力 (10⁵Pa)
- T : 温度 (K)
- SF : スケールファクタ (-)
- F_i : 反応阻害物質ファクタ (-)

1) 必要個数の計算

原子炉格納容器からの水素漏えい量を以下のように想定し、これと水素処理量が釣り合うように個数を設定する。なお必要個数の評価に当たっては、静的触媒式水素処理装置の水素処理容量に重大事故等時の反応阻害物質ファクタとして 0.5 を乗じた水素処理量を用いる。

- 水素の発生量 : 約 1,000kg
- 原子炉格納容器の漏えい率 : 10%/日
- 反応阻害物質ファクタ F_i=0.5
- 水素処理容量=0.50kg/h/個 × 0.5
=0.25kg/h/個
- 必要個数 = (約 1,000kg × 10%/日) / (24h/日) / 0.25kg/h/個
= 約 16.7 個

これにより、P A R の必要個数は 17 個以上を設置個数とする。なお、実際の P A R 設置個数は、余裕を見込み 18 個を設置する。

2) 水素濃度を可燃限界以下にできることの確認

上記水素処理容量及び個数により、原子炉建物原子炉棟内の水素濃度を可燃限界以下に抑制できることを、解析評価により確認している。詳細は別添資料-3の「2.2.2 原子炉建物原子炉棟の水素濃度解析」で示す。

・静的触媒式水素再結合器動作監視装置

(1) 設置目的

水素濃度制御設備として、原子炉建屋オペレーティングフロアに静的触媒式水素再結合器を設置し、重大事故等の発生時に原子炉格納容器から原子炉建屋内に水素ガスが漏えいした場合において、原子炉建屋内の水素濃度上昇を抑制し、水素爆発を防止する設計とする。そのため、静的触媒式水素再結合器の動作確認を行うことを目的に静的触媒式水素再結合器の入口側及び出口側に温度計を設置し、中央制御室で監視可能な設計とする。

(2) 設備概要

静的触媒式水素再結合器動作監視装置は重大事故等対処設備の機能を有しており、静的触媒式水素再結合器動作監視装置の検出信号は、熱電対からの起電力を、中央制御室の指示部にて温度信号に変換する処理を行った後、静的触媒式水素再結合器動作監視を中央制御室に指示し記録する。(図1「静的触媒式水素再結合器 動作監視装置の概略構成図」参照。)

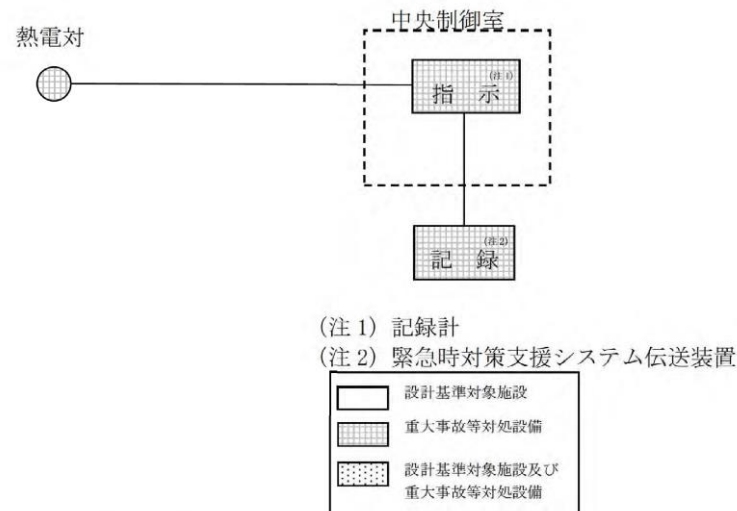


図1 静的触媒式水素再結合器動作監視装置の概略構成図

1. 静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度

(1) 設置目的

水素濃度制御設備として、原子炉建物原子炉棟4階に静的触媒式水素処理装置を設置し、重大事故等の発生時に原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟内に水素ガスが漏えいした場合において、原子炉建物原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素爆発を防止する設計とする。そのため、静的触媒式水素処理装置の動作確認を行うことを目的に、静的触媒式水素処理装置の入口側及び出口側に温度計を設置し、中央制御室で監視可能な設計とする。

(2) 設備概要

静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素出口温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度の検出信号は、熱電対からの起電力を、中央制御室の指示部にて温度信号に変換する処理を行った後、静的触媒式水素処理装置動作監視を中央制御室に指示し、緊急時対策所にて記録する。(図1「静的触媒式水素処理装置入口温度及び出口温度の概略構成図」参照。)

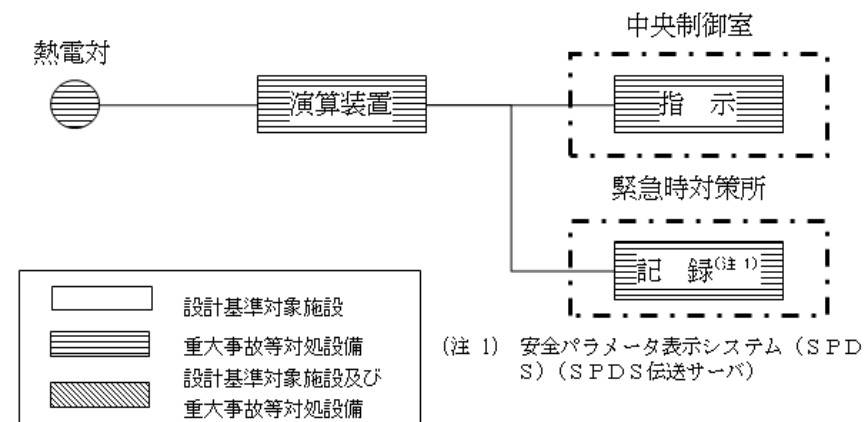


図1 静的触媒式水素処理装置入口温度及び出口温度の概略構成図

・設備の相違

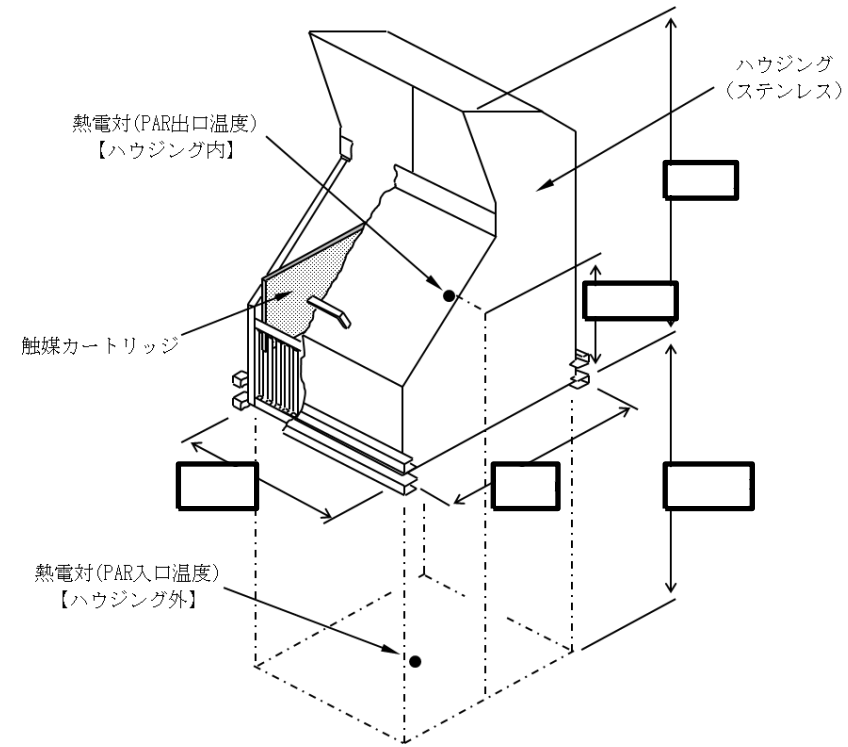


図2 静的触媒式水素処理装置への熱電対取付位置概要図

(3) 計測範囲

静的触媒式水素再結合器動作監視装置の仕様を表1に、計測範囲を表2に示す。

表1 静的触媒式水素再結合器動作監視装置の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
静的触媒式水素再結合器動作監視装置	熱電対	0~300℃	4※	原子炉建屋地上4階

※ 2基の静的触媒式水素再結合器に対して、出入口に1個設置

(3) 計測範囲

静的触媒式水素処理装置入口温度及び出口温度の仕様を表1に、計測範囲を表2に示す。

表1 静的触媒式水素処理装置入口温度及び出口温度の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
静的触媒式水素処理装置入口温度	熱電対	0~100℃	2※	原子炉建物 原子炉棟4階
静的触媒式水素処理装置出口温度	熱電対	0~400℃	2※	原子炉建物 原子炉棟4階

※ 2個の静的触媒式水素処理装置に対して、出入口に各1個設置

・設備の相違

・設備の相違

表2 静的触媒式水素再結合器動作監視装置の計測範囲

名称	計測範囲	プラントの状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方
		通常 運転時*1	設計基準事故時*1 (運転時の異常な 過渡変化時を含む)	重大事故等時*1		
				炉心 損傷前	炉心 損傷後	
静的触媒式 水素再結合器 動作監視装置	0~300℃	—	—	最大値： 100℃ 以下	最大値： 300℃ 以下	重大事故等時において、静的触媒式水素再結合器作動時に想定される温度範囲を監視可能である。

*1：プラントの状態の定義は、以下のとおり。

- 通常運転時：計画的に行われる起動、停止、出力運転、高温停止、冷温停止、燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって、その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時：発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作、及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- 設計基準事故時：「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生する頻度は稀であるが、発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時：発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により、発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

表2 静的触媒式水素処理装置入口温度・出口温度の計測範囲

名称	計測範囲	プラント状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方
		通常 運転時*1	設計基準事故時*1 (運転時の異常な 過渡変化時を含む)	重大事故等時*1		
				炉心 損傷前	炉心 損傷後	
静的触媒式 水素処理装置 入口温度	0~100℃	—	—	—	最大値： 300℃ 以下	重大事故等時における静的触媒式水素処理装置作動時に想定される温度範囲を監視可能。
静的触媒式 水素処理装置 出口温度	0~400℃					

※1：プラント状態の定義は、以下のとおり。

- 通常運転時：計画的に行われる起動、停止、出力運転、高温停止、冷温停止、燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって、その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時：発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作、及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- 設計基準事故時：「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生する頻度は希であるが、発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時：発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により、発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

・設備の相違

・原子炉建屋水素濃度

(1) 設置目的

原子炉建屋水素濃度は、重大事故等時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で水素濃度を監視することを目的として原子炉建屋内に検出器を設置し、水素濃度を測定する。

(2) 設備概要

原子炉建屋水素濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉建屋水素濃度の検出信号は、熱伝導式水素検出器からの電気信号を、中央制御室の指示部にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、原子炉建屋水素濃度を中央制御室に指示し、記録する。

(図 2.3 「原子炉建屋水素濃度の概略構成図」参照。)

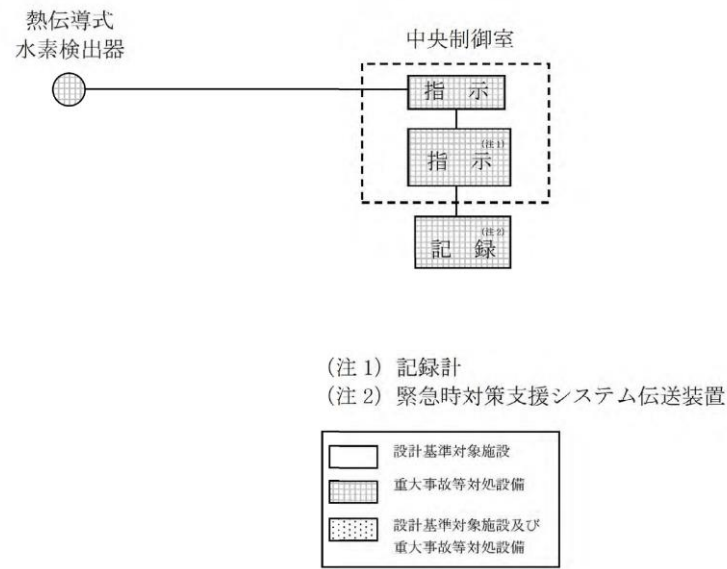


図 2 原子炉建屋水素濃度の概略構成図

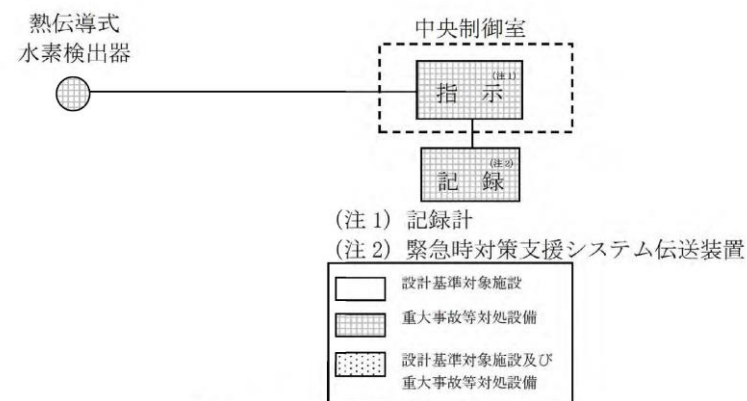


図 3 原子炉建屋水素濃度の概略構成図

2. 原子炉建物水素濃度

(1) 設置目的

原子炉建物水素濃度は、重大事故等時に原子炉建物原子炉棟内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で水素濃度を監視することを目的として原子炉建物原子炉棟内に検出器を設置し、水素濃度を測定する。

(2) 設備概要

原子炉建物水素濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉建物水素濃度の検出信号は、触媒式水素検出器及び熱伝導式水素検出器からの電気信号を、演算装置又は中央制御室の指示部にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、原子炉建物水素濃度を中央制御室に指示し、緊急時対策所にて記録する。(図 3 「原子炉建物水素濃度の概略構成図」参照。)

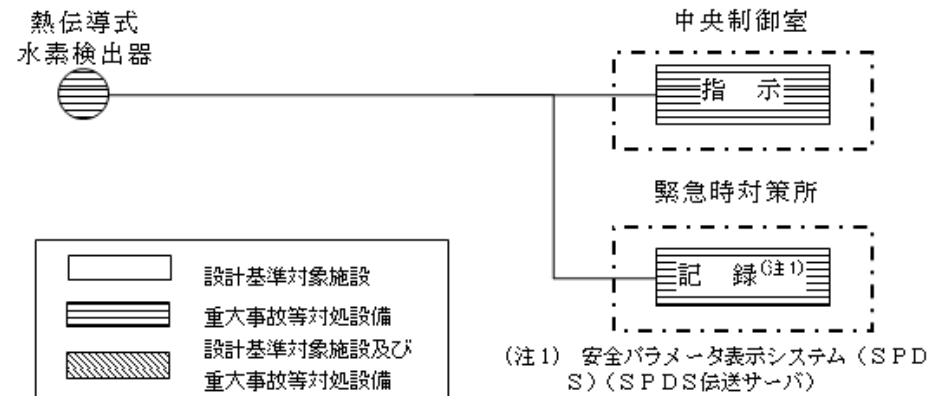
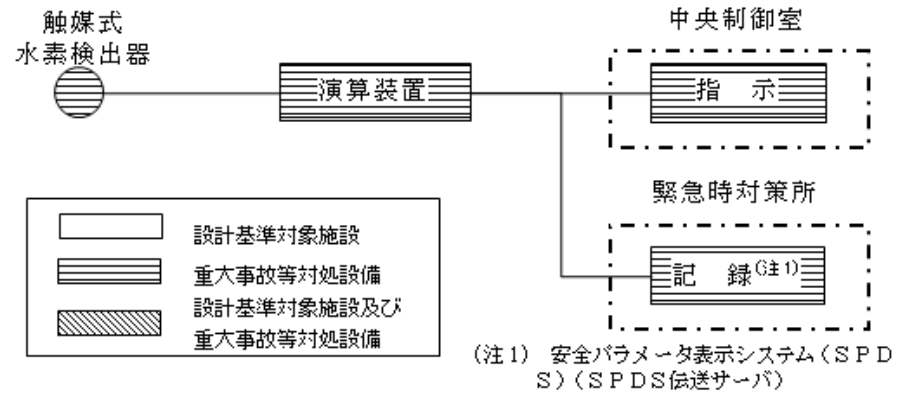


図 3 原子炉建物水素濃度の概略構成図

・設備の相違

・設備の相違

(3) 計測範囲

原子炉建屋水素濃度の仕様を表3に、計測範囲を表4に示す。

表3 原子炉建屋水素濃度の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
原子炉建屋水素濃度	熱伝導式水素検出器	0~20vol%	8	原子炉建屋地上4階:3個 原子炉建屋地上2階:2個 原子炉建屋地下1階:1個 原子炉建屋地下2階:2個

表4 原子炉建屋水素濃度の計測範囲

名称	計測範囲	プラントの状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時*1	設計基準事故時*1 (運転時の異常な過渡変化時を含む)	重大事故等時*1		
				炉心損傷前	炉心損傷後	
原子炉建屋水素濃度	0~20 vol%	-	-	0vol%	2vol% 以下	重大事故等時において、水素ガスと酸素ガスの可燃限界(水素濃度:4vol%)を監視可能である。(なお、静的触媒式水素再結合器にて、原子炉建屋の水素濃度を可燃限界である4vol%未満に低減する)。

*1: プラントの状態の定義は、以下のとおり。

- 通常運転時: 計画的に行われる起動, 停止, 出力運転, 高温停止, 冷温停止, 燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって, その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時: 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作, 及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- 設計基準事故時: 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって, 発生する頻度は稀であるが, 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時: 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により, 発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

(3) 計測範囲

原子炉建物水素濃度の仕様を表3に、計測範囲を表4に示す。

表3 原子炉建物水素濃度の主要仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	個数	取付箇所
原子炉建物水素濃度	触媒式水素検出器	0~10vol%	1	原子炉建物原子炉棟地下1階
	熱伝導式水素検出器	0~20vol%	6	原子炉建物原子炉棟4階:2個 原子炉建物原子炉棟2階:2個 原子炉建物原子炉棟1階:2個

表4 原子炉建物水素濃度の計測範囲

名称	計測範囲	プラント状態*1と予想変動範囲				計測範囲の設定に関する考え方
		通常運転時*1	設計基準事故時*1 (運転時の異常な過渡変化時を含む)	重大事故等時*1		
				炉心損傷前	炉心損傷後	
原子炉建物水素濃度	0~10vol%	-	-	-	0~4vol%	重大事故等時において、水素の可燃限界(水素濃度:4vol%)を監視可能である。(なお、静的触媒式水素処理装置にて、原子炉建物原子炉棟の水素濃度を可燃限界である4vol%未満に低減する。)
	0~20vol%	-	-	-	0~4vol%	

※1: プラント状態の定義は、以下のとおり。

- 通常運転時: 計画的に行われる起動, 停止, 出力運転, 高温停止, 冷温停止, 燃料取替等の発電用原子炉施設の運転であって, その運転状態が所定の制限内にあるもの。通常運転時に想定される設計値を記載。
- 運転時の異常な過渡変化時: 発電用原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一の誤操作, 及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生ずる異常な状態。運転時の異常な過渡変化時に想定される設計値を記載。
- 設計基準事故時: 「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって, 発生する頻度は希であるが, 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの。設計基準事故時に想定される設計値を記載。
- 重大事故等時: 発電用原子炉施設の安全設計の観点から想定される事故を超える事故の発生により, 発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある状態又は炉心の著しい損傷が発生した状態。重大事故等時に想定される設計値を記載。

• 設備の相違

• 設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
53-7 その他設備	53-7 その他設備	

以下に、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための自主対策設備の概要を示す。

(1) 格納容器頂部注水系の設置

格納容器頂部注水系は、重大事故等時において、原子炉格納容器頂部を冷却することで原子炉格納容器外への水素ガス漏えいを抑制し、原子炉建屋の水素爆発を防止する機能を有する。原子炉格納容器頂部は図1に示すように、原子炉ウェルに注水することで、原子炉格納容器頂部を外側から冷却することができる。

原子炉格納容器トップヘッドフランジは重大事故等時の過温、過圧状態に伴うフランジ開口で、シール材が追従できない程の劣化があると、原子炉格納容器閉じ込め機能を喪失する。このシール材は、以前はシリコンゴムを採用していたが、原子炉格納容器閉じ込め機能の強化のために耐熱性、耐蒸気性、耐放射線性に優れた改良 EPDM 製シール材に変更し原子炉格納容器閉じ込め機能の強化を図る。

改良 EPDM 製シール材は 200℃蒸気が 7 日間継続しても原子炉格納容器閉じ込め機能が確保できることを確認しているが、シール材の温度が低くなると、熱劣化要因が低下し、原子炉格納容器閉じ込め機能もより健全となり、原子炉建屋への水素ガス漏えいを抑制できる。

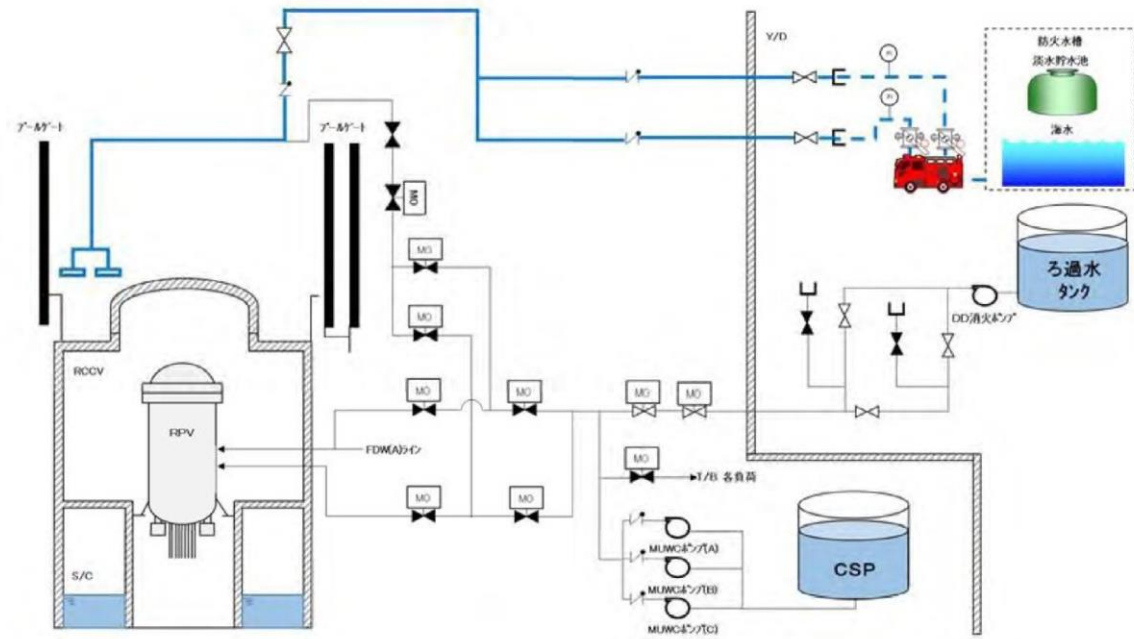


図1 格納容器頂部注水系 概要図

以下に、水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための自主対策設備の概要を示す。

1. 原子炉ウェル代替注水系の設置

原子炉ウェル代替注水系は、重大事故等時において、ドライウェル主フランジを冷却することで原子炉格納容器外への水素漏えいを抑制し、原子炉建物の水素爆発を防止する機能を有する。ドライウェル主フランジは図1に示すように、原子炉ウェルに注水することで、ドライウェル主フランジシール材を外側から冷却することができる。

ドライウェル主フランジは重大事故等時の過温・過圧状態に伴うフランジ変形で、シール材が追従できない程の劣化があると、原子炉格納容器閉じ込め機能を喪失する。このシール材は、以前はシリコンゴムを採用していたが、原子炉格納容器閉じ込め機能の強化のために耐熱性、耐蒸気性、耐放射線性に優れた改良 EPDM 製シール材に変更し原子炉格納容器閉じ込め機能の強化を図っている。

改良 EPDM 製シール材は 200℃蒸気が 7 日間継続しても原子炉格納容器閉じ込め機能が確保できることを確認しているが、シール材の温度が低くなると、熱劣化要因が低下し、原子炉格納容器閉じ込め機能もより健全となり、原子炉建物原子炉棟への水素漏えいを抑制できる。

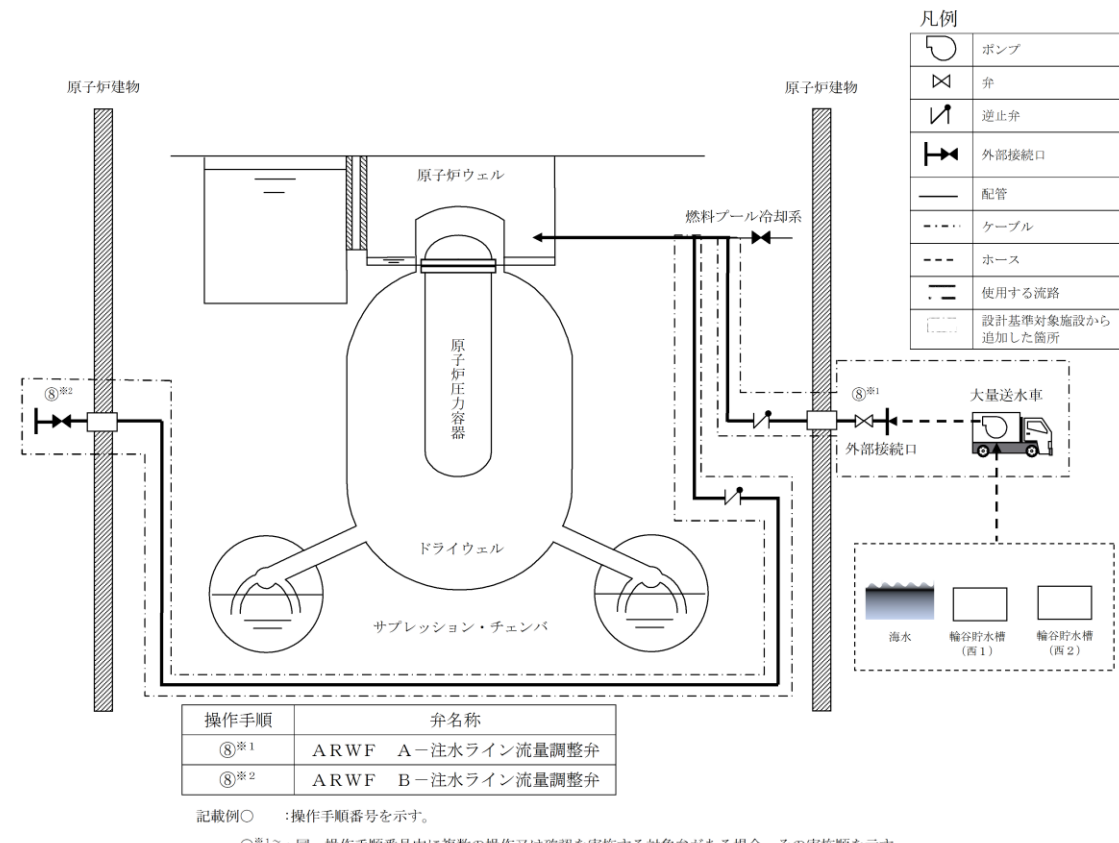


図1 原子炉ウェル代替注水系 概略図

・設備の相違

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
<p>格納容器頂部注水系は、可搬型代替注水ポンプ (A-2 級)、外部接続口等から構成され、重大事故等時に原子炉建屋外から代替淡水源 (防火水槽又は淡水貯水池) の水、若しくは海水を、可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却できる設計とする。</p> <p>なお、ドライウェル雰囲気温度 (上部ドライウェル内雰囲気温度) の指示値を中央制御室にて監視することで、継続的に原子炉格納容器頂部が冷却できていることを確認可能である。</p> <p>(2) サプレッションプール浄化系による原子炉ウェル、注水手段の整備</p> <p>サプレッションプール浄化系により復水貯蔵槽の水を原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し、原子炉格納容器から原子炉建屋への水素ガス漏えいを抑制する。</p> <p>サプレッションプール浄化系の本来の主要機能は、ろ過脱塩装置によりサプレッションプール水の浄化を行い、DS ピット及び原子炉ウェルへの水張り水としての水質基準を満足させることである。耐震重要度 S クラスの設備ではないが、重大事故等時において設備が健全であれば、復水貯蔵槽の水を原子炉ウェルに注水することで格納容器頂部注水系と同等の効果を期待できる。</p> <p>図2 サプレッションプール浄化系による原子炉ウェル注水 概要図</p>	<p>原子炉ウェル代替注水系は、大量送水車、接続口等から構成され、重大事故等時に原子炉建物外から代替淡水源 (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2)) の水、又は海水を、大量送水車により原子炉ウェルに注水することでドライウェル主フランジを冷却できる設計とする。</p> <p>なお、ドライウェル温度 (SA) (ドライウェル上部温度) の指示値を中央制御室にて監視することで、継続的にドライウェル主フランジが冷却できていることを確認可能である。</p> <p>・設備の相違 ABWR 特有の設備</p>	

(3) 原子炉建屋トップベント設備の設置

原子炉建屋トップベント設備を設置し、仮に原子炉建屋内の水素濃度が上昇した場合においても、オペレーティングフロア天井部の水素ガスを外部へ排出することで、水素ガスの建屋内滞留を防止する設計とする。

原子炉建屋トップベント設備はワイヤーにて遠隔で操作可能な設計とし、トップベントを開放する場合は、原子炉建屋外への放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲による原子炉建屋屋上への放水を並行して実施することとする。

なお、放水砲については「3.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」で示す。

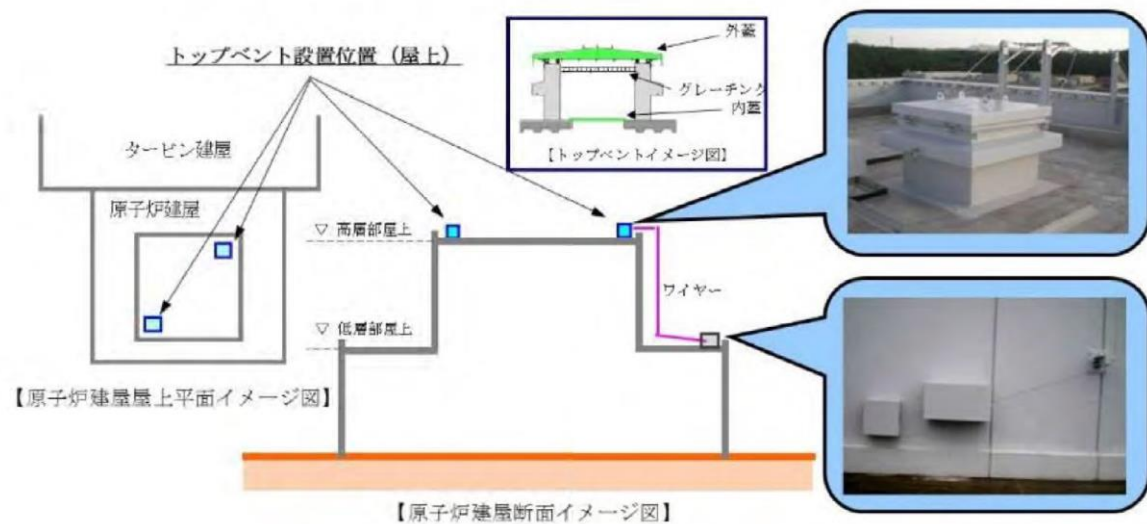


図3 原子炉建屋トップベント設備 概要図

2. 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの設置

原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルを設置し、仮に原子炉建物原子炉棟内の水素濃度が上昇した場合においても、原子炉建物原子炉棟4階の水素を外部へ排出することで、水素の原子炉建物原子炉棟内滞留を防止する設計とする。

原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルは原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル強制開放装置（ワイヤー等）にて遠隔で操作可能な設計とし、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルを開放する場合は、原子炉建物外への放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲及び大型送水ポンプ車による原子炉建物への放水を並行して実施することとする。

なお、放水砲については、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」で示す。

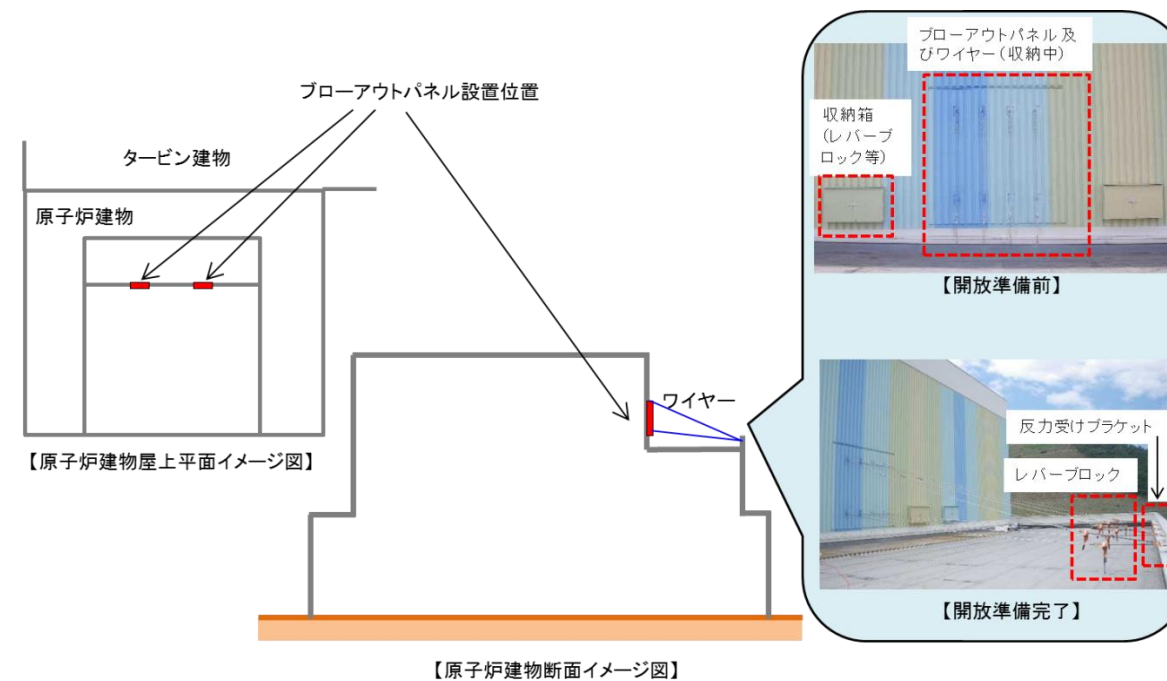


図2 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル 概略図

・設備の相違

・設備の相違

・設備の相違